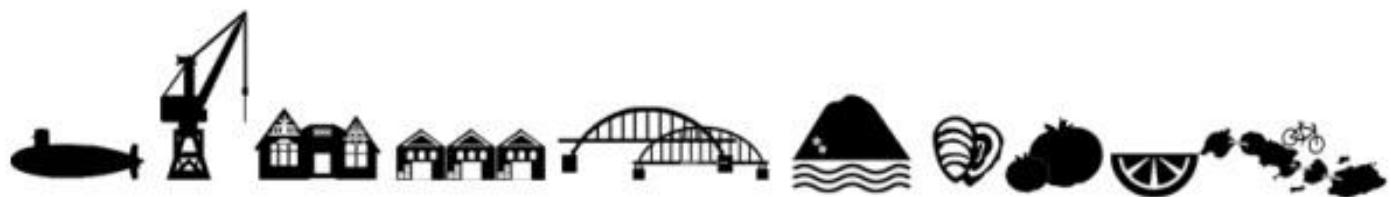




呉市都市計画マスターplan



表紙は作成中

目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要

1.1 策定の目的と考え方.....	2
1.2 位置付けと役割	3
1.3 計画期間と対象区域.....	4
1.4 構成.....	4

第2章 呉市を取り巻く状況

2.1 呉市の都市づくりを取り巻く状況.....	6
2.2 上位計画、国の示すまちづくりの方針	17
2.3 まちづくりに関する市民ニーズ.....	21
2.4 呉市特有の検討事項への対応	22
2.5 現行都市計画マスタープランの振り返り	26

第3章 全体構想

3.1 まちづくりの課題.....	28
3.2 まちづくりの基本理念と基本的な方針	30
3.3 将来都市構造	31
3.4 分野別のまちづくりの方針	37
1) 秩序ある土地利用形成の方針.....	37
2) 都市の活動を支える交通体系整備の方針.....	42
3) 豊かな暮らしを支える都市施設の整備・維持・管理の方針	47
4) 災害に強い都市づくりの方針.....	51
5) 都市環境の保全・形成の方針.....	54

第4章 地域別構想

4.1 地域別構想の役割	59
4.2 地域別のまちづくりの方針	61
1) 中央地域のまちづくりの方針	61
2) 宮原地域のまちづくりの方針	68
3) 警固屋地域のまちづくりの方針	74
4) 吉浦地域のまちづくりの方針	81
5) 天應地域のまちづくりの方針	87
6) 昭和地域のまちづくりの方針	93
7) 郷原地域のまちづくりの方針	99
8) 阿賀地域のまちづくりの方針	105
9) 広地域のまちづくりの方針	112
10) 仁方地域のまちづくりの方針	119
11) 川尻地域のまちづくりの方針	125
12) 安浦地域のまちづくりの方針	132
13) 音戸地域のまちづくりの方針	139
14) 倉橋地域のまちづくりの方針	146
15) 下蒲刈地域のまちづくりの方針	152
16) 蒲刈地域のまちづくりの方針	158
17) 豊浜地域のまちづくりの方針	164
18) 豊地域のまちづくりの方針	170

第5章 まちづくりの推進方策

5.1 基本理念の実現に向けたまちづくりの展開	177
5.2 市民協働によるまちづくりの推進	179
5.3 都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し	182

■ 卷末資料

○ なぜ「コンパクトシティ」？.....	184
○ 用語集	186
○ 地域別構想における地域の課題一覧表	194
○ まちづくりの基本的な方針及び地域のまちづくりの方針一覧表	196
○ 策定の経緯	197
○ 呉市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱	199
○ 呉市都市計画マスタープラン検討委員会名簿	200
○ 呉都市計画調査委員会設置要綱	201

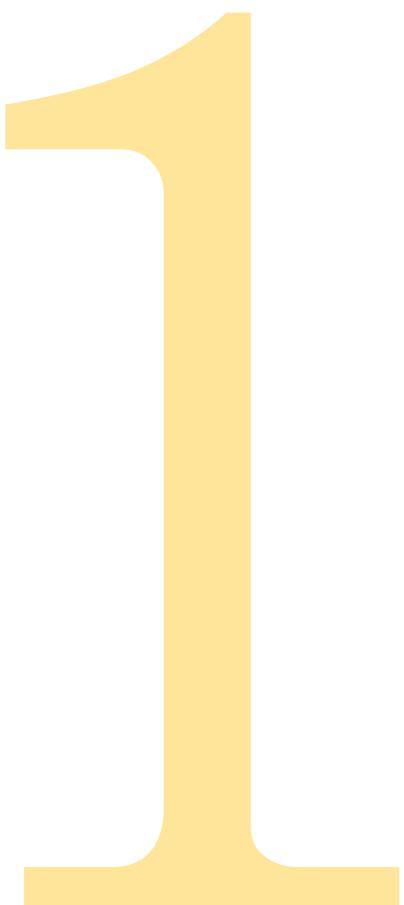
第1章 都市計画マスターplanの概要

1.1 策定の目的と考え方

1.2 位置付けと役割

1.3 計画期間と対象区域

1.4 構成



1. 1 策定の目的と考え方

1) 目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、土地利用や道路、公園・緑地等の整備、自然環境の保全など、望ましいまちづくりの方向性を総合的に示す都市計画の方針です。

まちづくりの課題を解決し、望ましい将来像の実現に向けたまちづくりを進めていくため、今後の都市計画の見直し、都市基盤整備を進める上での指針となるものとして、この度、「呉市都市計画マスタープラン」を改定しました。

2) 社会経済情勢の変化への対応

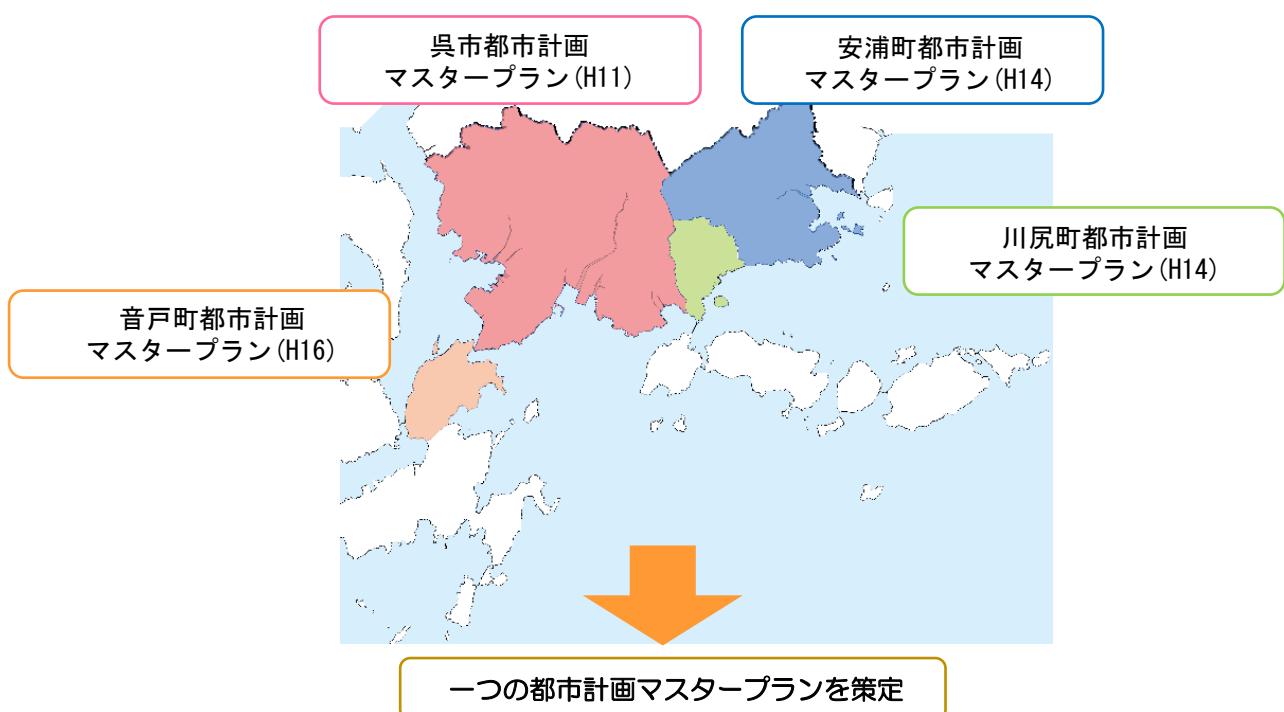
これまでの都市基盤整備の促進や新市街地の計画的な開発・整備など、「都市の拡大」を前提としたまちづくりから、人口減少、少子高齢化の進行を前提とした、「ストックの活用・質の向上」を目指したまちづくりが求められています。

また、地球環境問題の深刻化、災害リスクの高まりなど、都市を取り巻く社会情勢が著しく変化し、持続可能なまちづくりの推進が求められています。

3) 市町村合併による行政区域の拡大

呉市は、平成15年から平成17年にかけて近隣8町と合併し、市域は大きく拡大しました。

これまで、合併前に策定した各都市計画マスタープランを基に、都市基盤の強化を図るとともに、地域の特色ある資源を活かした新「呉市」としての魅力的なまちづくりに取り組んできましたが、相互の関係性等を踏まえた、一つの都市計画マスタープランとして統合推進する必要があります。

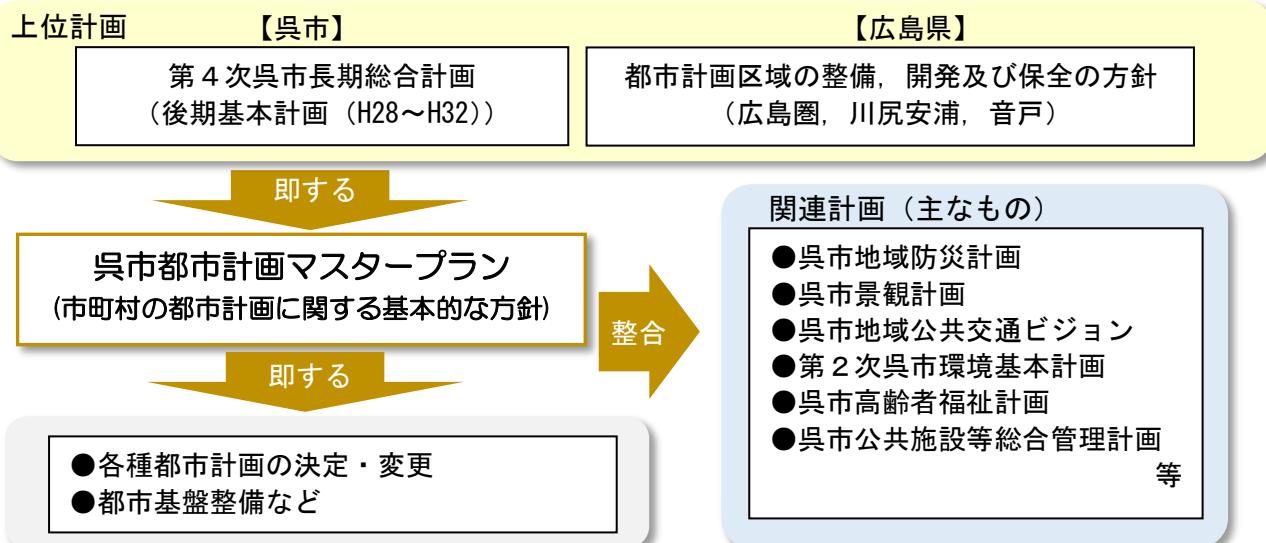


1. 2 位置付けと役割

1) 位置付け

本マスタープランは、呉市が策定する「呉市長期総合計画」及び広島県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」といった上位計画に即するとともに、交通、環境、防災、景観など、関連する他分野の計画との整合・連携を図って策定しています。

都市計画マスタープランの位置付け



都市計画マスタープランは、これらの上位計画や関連計画に掲げられた将来像を実現するため、都市計画分野に関するまちづくりの基本方針を定めます。

2) 役割

＜実現すべき具体的な都市の将来像を示します＞

多様化する住民の意見を都市づくりの目標とし、都市計画に対する理解と参加を容易にするために、住民にも分かりやすい都市の将来像を示します。

＜個別の都市計画の決定・変更の指針となります＞

都市計画マスタープランは、法的な拘束力はありませんが、個別の都市計画の根拠となるものです。都市計画マスタープランに示す将来像は、個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針としての役割を持ちます。

＜個別の都市整備の相互調整を図ります＞

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、市街地開発、都市環境等の個別の都市整備について、相互の整合性を図ります。

＜市民の都市計画に対する理解や合意形成の円滑化のための指針を示します＞

市民とまちづくりの課題や方向性について共有し、そのことにより具体的な都市計画の決定、実現が円滑に進むよう指針を示します。

1.3 計画期間と対象区域

1) 計画の目標年次

おおむね 20 年後の都市のあるべき姿を展望しつつ、今後 10 年間で取り組むまちづくりの方針を定めます。

2) 計画対象区域

呉市においては、広島圏都市計画区域※、川尻安浦都市計画区域、音戸都市計画区域という三つの都市計画区域が指定されています。

都市計画マスタープランは、都市計画区域におけるまちづくりの基本方針を示すものですが、本マスタープランは、中長期的にわたる都市の将来像を示し、呉市全体のまちづくりの指針となることから、都市計画区域のない倉橋地域及び安芸灘地域

(下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域) も含め、均整のとれた一体的・総合的な都市を構築するため、都市計画区域に重心を置きつつ、呉市全域を対象とします。



※広島圏都市計画区域は、呉市を含む大竹市、廿日市市、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町の、4市4町で構成された都市計画区域

1.4 構成

都市計画マスタープランの策定に当たっては、呉市のまちづくりにおける現状と課題を整理し、第4次呉市長期総合計画等の上位計画に掲げられた将来都市像を踏まえた都市づくりの基本方針を示します。

第1章では都市計画マスタープランの目的や役割など基本的事項を示し、第2章では呉市の現状や特有の検討事項などを整理しています。第3章では、第2章を踏まえ、まちづくりの目標と方針を設定しています。第4章では地域別のまちづくりの方針を、第5章では都市計画マスタープランの実現に向けた推進方策について示しています。

第1章 都市計画マスタープランの概要

- 1 策定の目的と考え方
- 2 位置付けと役割
- 3 計画期間と対象区域
- 4 構成

第2章 呉市を取り巻く状況

- 1 呉市の都市づくりを取り巻く状況
- 2 上位計画、国の示すまちづくりの方針
- 3 まちづくりに関する市民ニーズ
- 4 呉市特有の検討事項への対応
- 5 現行都市計画マスタープランの振り返り

第3章 全体構想

- 1 まちづくりの課題
- 2 まちづくりの基本理念と基本的な方針
- 3 将来都市構造
- 4 分野別でのまちづくりの方針

第4章 地域別構想

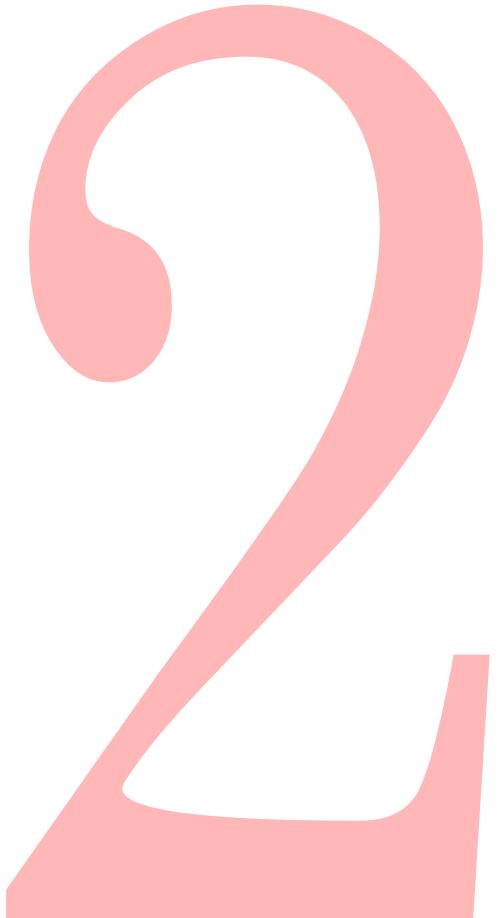
- 1 地域別構想の役割
- 2 地域別のまちづくりの方針

第5章 まちづくりの推進方策

- 1 基本理念の実現に向けたまちづくりの展開
- 2 市民協働によるまちづくりの推進
- 3 都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し

第2章 呉市を取り巻く状況

- 2.1 呉市の都市づくりを取り巻く状況
- 2.2 上位計画、国の示すまちづくりの方針
- 2.3 まちづくりに関する市民ニーズ
- 2.4 呉市特有の検討事項への対応
- 2.5 現行都市計画マスタープランの振り返り



2. 1 呉市の都市づくりを取り巻く状況

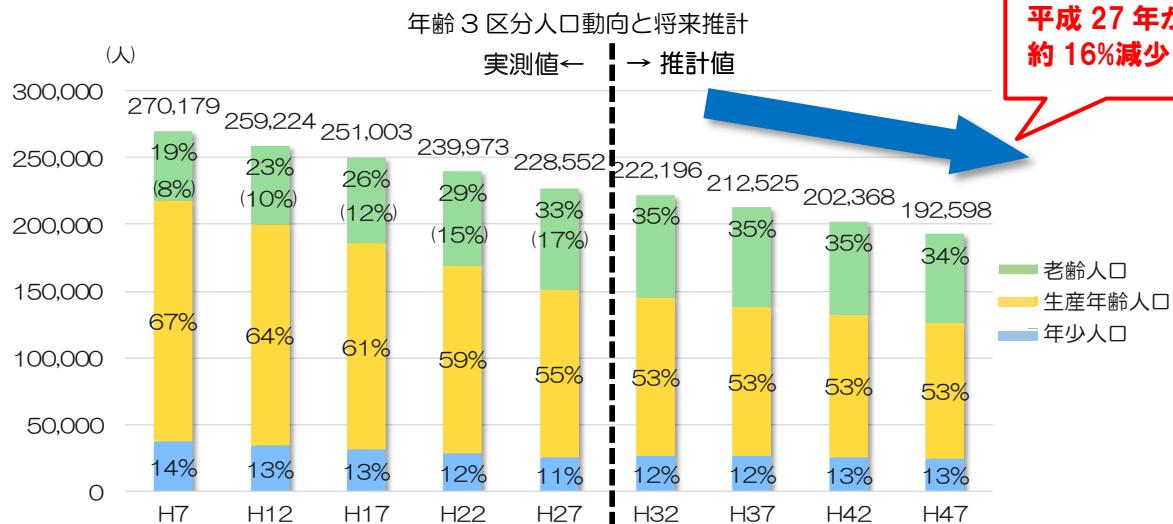
1) 人口の推移

＜人口減少が進行しています＞

呉市の人口（県内第3位、人口シェア8.0%）は、過去20年で約15%減少しています。

また、平成47年には、平成27年と比較して約16%，約3.6万人の人口減少が見込まれます。

年齢3区分人口の構成比に大きな変化はありませんが、全ての区分で人口が減少することが想定されています。



出典：国勢調査（H7～H27年、総務省）

呉市人口ビジョン（H32～H47年推計値、呉市）

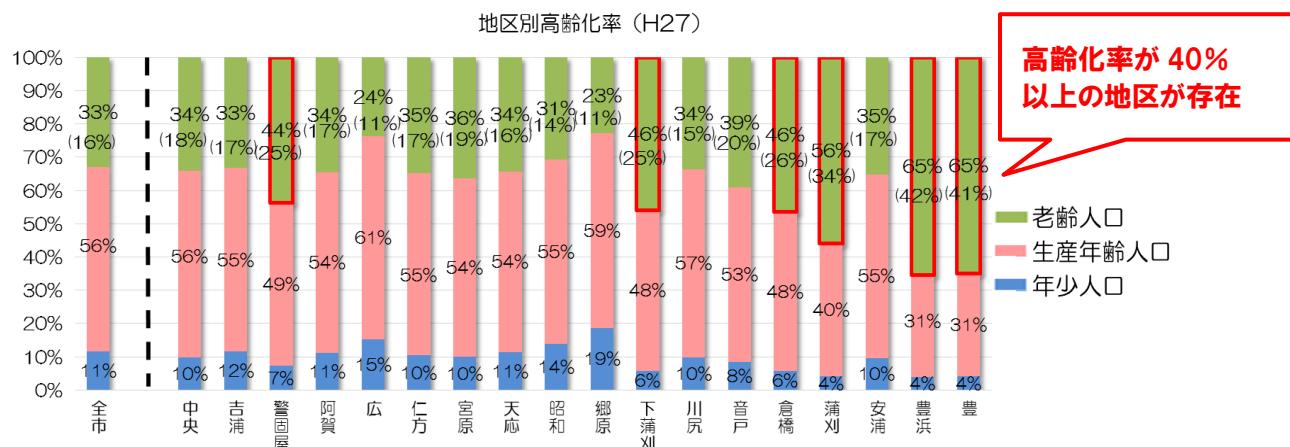
※（ ）内は、75歳以上の後期高齢者の割合

人口減少・少子高齢社会に対応した
まちづくりが求められます。

2) 地区別年齢3区分人口

＜高齢化が著しい地区があります＞

島しょ部を中心に高齢化率が40%を超え、75歳以上の後期高齢者の割合が高くなっています。



出典：住民基本台帳(H27年、呉市)

※（ ）内は、75歳以上の後期高齢者の割合

※赤枠は、高齢化率40%以上

市内一律のまちづくりではなく、各地区の人口特性
を考慮したまちづくりが求められます。

3) 市街地面積・人口密度の推移

＜市街地の低密度化が進行しています＞

人口集中地区の面積は、減少傾向にあります。また、人口密度も、平成2年から減少しており、市街地の低密度化が進んでいます（H22年人口集中地区 人口163.7千人、人口比率68%）。



出典：国勢調査（H2～H22年、総務省）

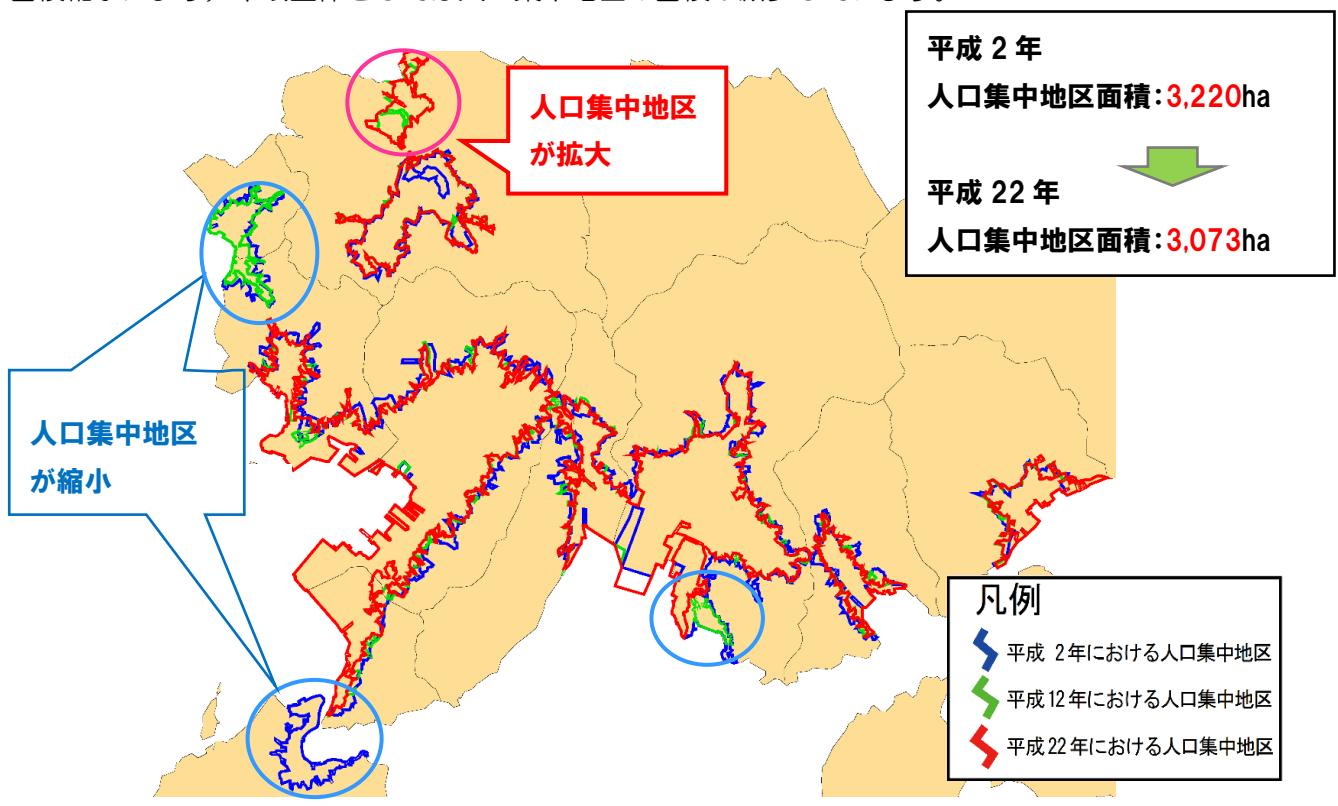
※ 人口集中地区が存在する地域の推移

ただし、音戸地域は、H7年に人口集中地区の指定から除かれた。

商業、医療、福祉等の生活サービスや
地域コミュニティの維持が困難となること
が懸念されるため、都市構造の転換が求め
られます。

※人口集中地区とは：DID地区とも呼ばれ、1km²当たり4,000人以上の人口の地区が互いに隣接した合計5,000人以上の人口を有する地区のことです。

地区別では、昭和地区で人口集中地区が拡大している箇所があるものの、天應、広、音戸地区等での面積縮小により、市域全体としては人口集中地区の面積が減少しています。



人口集中地区の推移

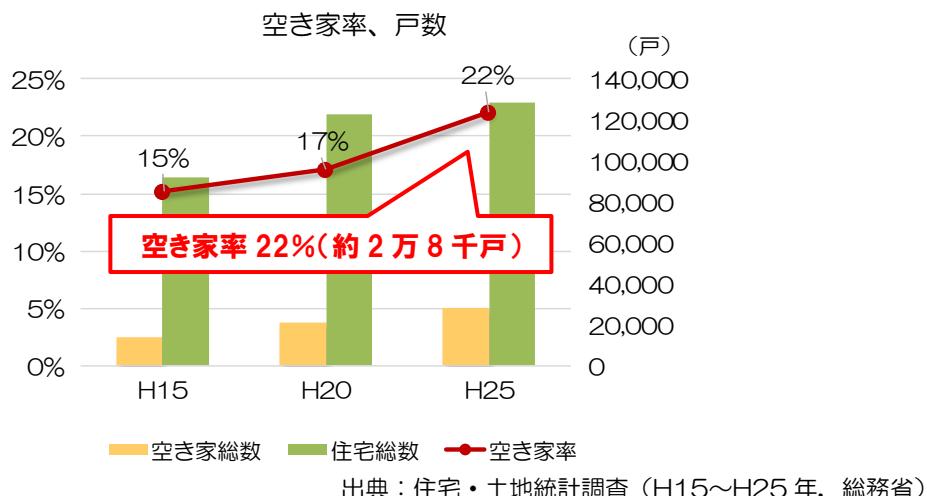
出典：国勢調査（H2～H22年、総務省）

4) 空き家率の推移

＜人口減少により、空き家の更なる増加が想定されます＞

住宅総数と空き家率が増加傾向にあり、平成25年の空き家率は22%（県平均15.9%，県内第4位）、空き家総数は28,430戸（県内第3位）となっています。このうち、賃貸及び売却用の物件や別荘等の二次的住宅を除く空き家は、平成25年では15,620戸（うち一戸建ては12,530戸）となっています。

将来的に人口が減少することが見込まれており、更なる空き家の増加が想定されます。



空き家の増加による地域コミュニティの崩壊が懸念されることから、空き家の利活用の推進などの対策が求められます。

実態調査から見た現状

呉市の空き家の実態を把握し、対策等を検討するため、平成27年度に市内全域の一戸建てを対象とした空き家実態調査を実施しています。

それによると、空き家として判定された一戸建ては、4,872戸となっています。

【空き家実態調査の概要】

水道の閉栓状況等により、市内の空き家と思われる住宅を抽出し、敷地外から外観目視による現地調査を行い、表札や郵便受け、電気メーター、売家・賃貸の表示等を確認し、空き家の判定を行ったもの。

※住宅・土地統計調査との差異については、調査手法や空き家として判定する定義の違いによる要因が考えられます。

実態調査は、水道の閉栓情報等を基に特定した空き家候補全戸を対象とした「現地調査」です。それに対し、住宅・土地統計調査は指定された調査区域内から無作為に抽出した世帯を対象として調査票を配布して行った「統計調査」です。

また、空き家と判定する居住実態のない期間として、実態調査では、「おおむね1年間を通して使用実績がない建築物等」であることに対し、住宅・土地統計調査では、「調査日時点で3ヶ月以上居住していない又は予定がない」とされています。

5) 呉市の通勤流動の実態

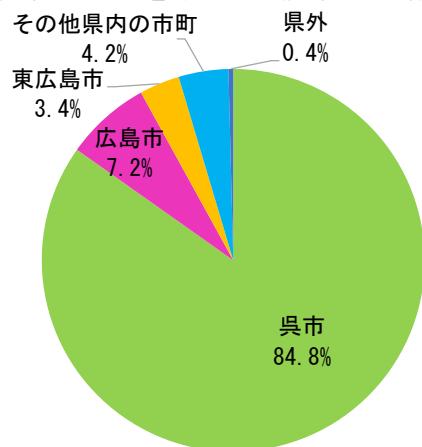
<通勤流出人口が流入人口を上回っています>

①呉市から他市町への通勤流動量

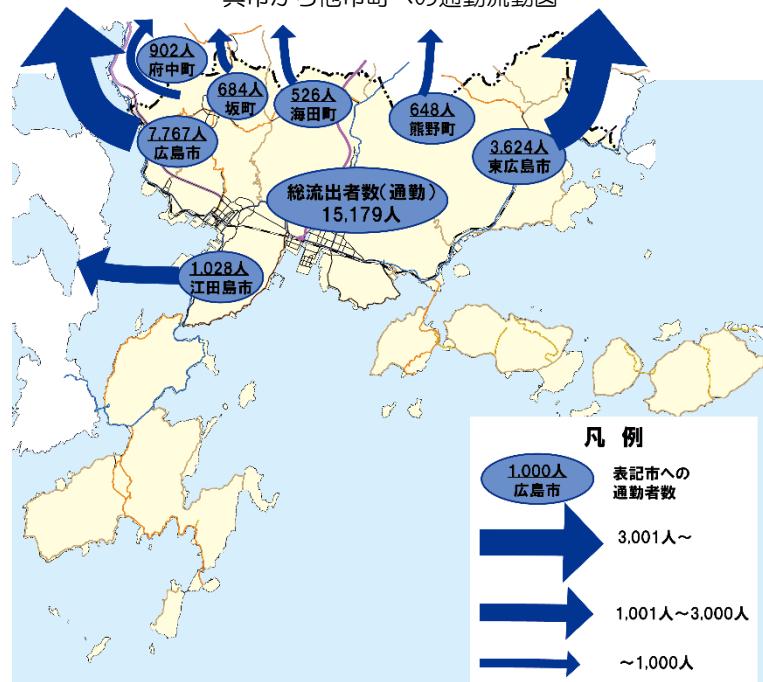
呉市居住者の通勤地割合は、呉市が約 85%を占めており、市外への通勤者は、全体の約 15%ほどです。

呉市居住者の他市町への通勤者は、広島市が最も多く 7,767 人であり、次いで東広島市、江田島市、府中町と続いています。

呉市居住者の通勤地割合（呉市を含む。）



出典：国勢調査（H22年、総務省）



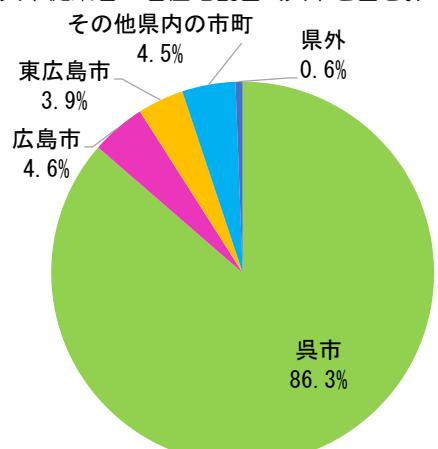
出典：国勢調査（H22年、総務省）

②他市町から呉市への通勤流動量

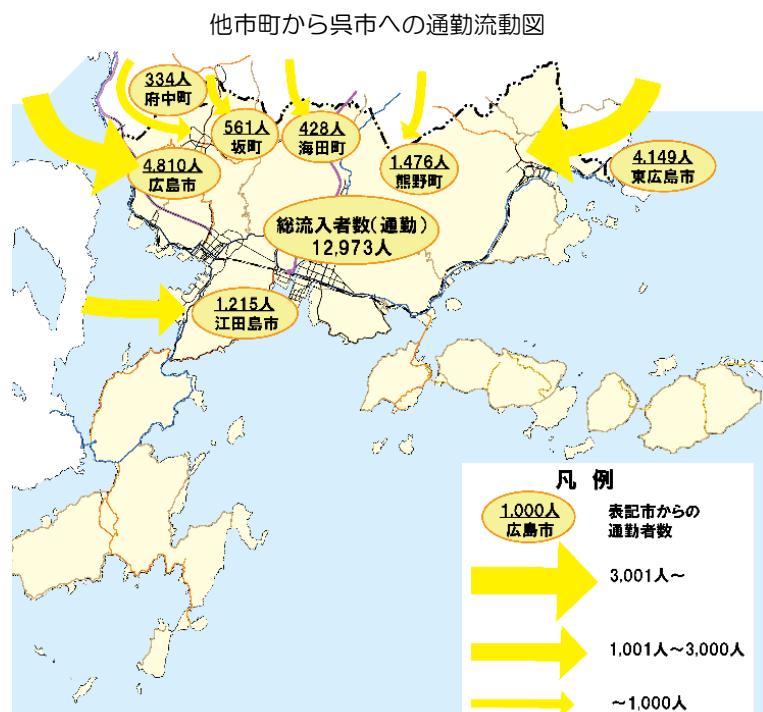
呉市従業者の居住地割合は、呉市が約 86%を占めており、市外からの通勤者は、全体の約 14%ほどです。

呉市従業者のうち他市町からの通勤者は、広島市が最も多く 4,810 人であり、次いで東広島市、熊野町、江田島市と続いています。

呉市従業者の居住地割合（呉市を含む。）



出典：国勢調査（H22年、総務省）



出典：国勢調査（H22年、総務省）

居住者が呉市内で働くことができるよう、雇用の確保が必要であり、雇用の創出に向けた土地利用の推進が求められます。

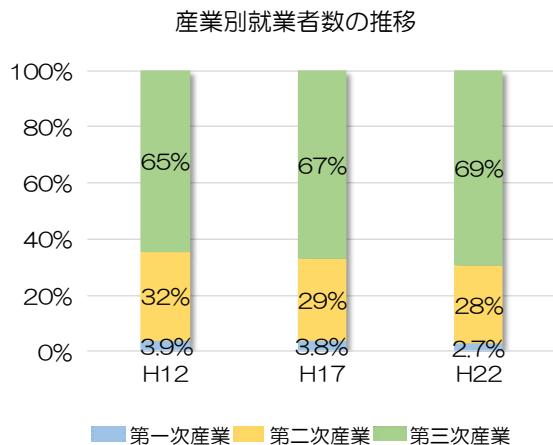
6) 産業の動向

＜商業の従業者数及び年間商品販売額の減少傾向が著しい状況です＞

平成 22 年の産業別就業者割合を見ると、就業者の約 7 割は第三次産業に属しており、平成 12 年から第一次産業と第二次産業は微減傾向にあります。

平成 22 年の第二次産業就業比率は約 28% と、広島県平均より高くなっています（県平均約 26%、県内第 5 位）。

また、農業の総生産額は横ばいで、水産業の総生産額は増加傾向となっています。



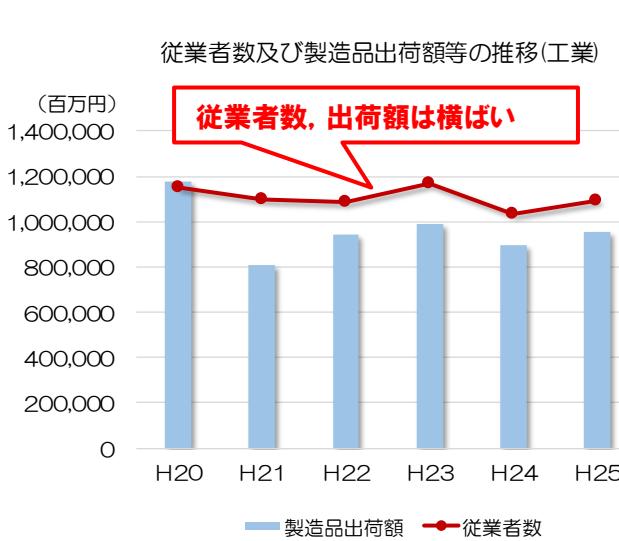
出典：国勢調査（H12～H22 年、総務省）



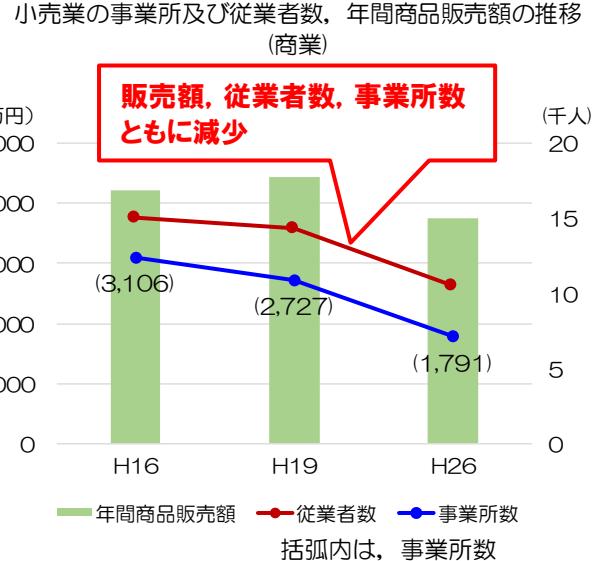
出典：広島県市町民経済計算結果
(H20～H24 年、広島県)

工業の製造品出荷額等及び従業者数は、ともに横ばい傾向となっています（出荷額県内シェア 11.3%）。

また、商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の減少傾向が著しい状況です。



出典：工業統計調査(H20～H25 年、経産省)



出典：商業統計調査（H16～H26 年、経産省）

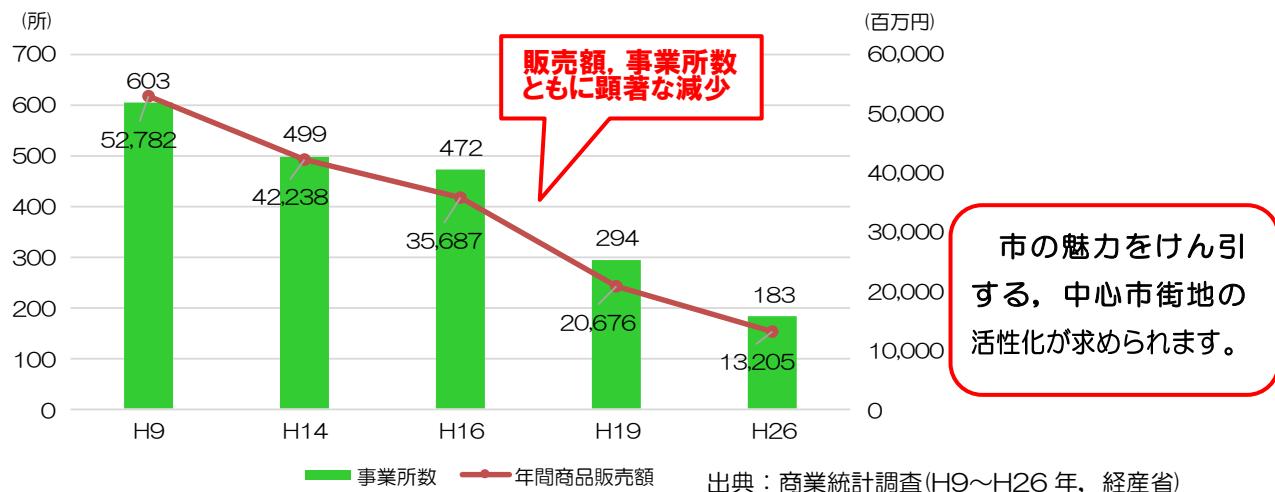
都市活力を生む産業の発展に向けた土地利用の推進が求められます。

7) 中心市街地の動向

＜中心市街地の活力が低下しています＞

中心市街地に立地する、本通及び中通商店街における小売業の事業所数及び年間商品販売額は年々減少し、平成 9 年と平成 26 年を比べると、3 分の 1 以下となっています。また、事業所数の減少に伴って空き店舗が増加し、中心市街地の活力が低下しています。

商店街(本通・中通)における小売業の事業所数及び年間商品販売額の推移

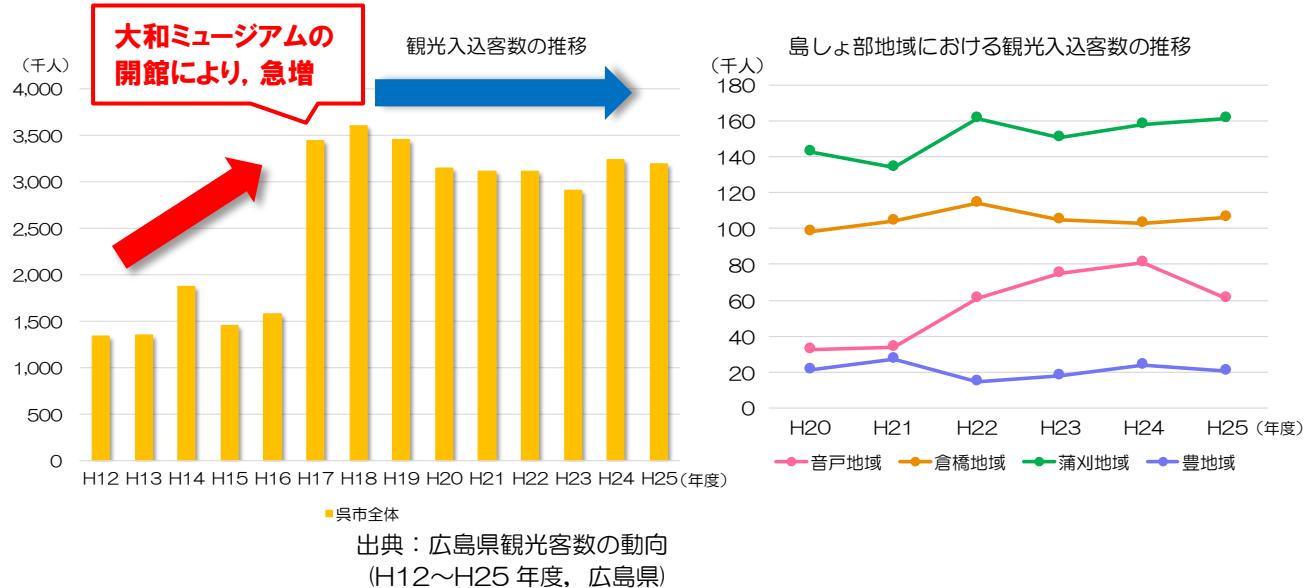


8) 観光客数の動向

＜近年、観光者数は伸び悩んでいます＞

呉市への観光入込客数は、平成 17 年度の大和ミュージアムの開館により急増し、平成 18 年度以降は横ばい傾向となっています (H25 年 3,198 千人、県内シェア 7.2%)。

島しょ部においては、観光キャンペーン開催時において増加傾向が見受けられますが、その他の地区は微増から横ばい傾向と観光入込客数が伸び悩んでいます。



観光資源を活用したまちづくりを進める等、地域のにぎわいづくりが求められます。

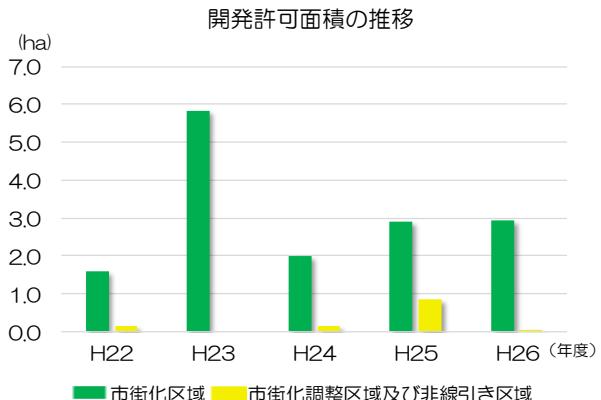
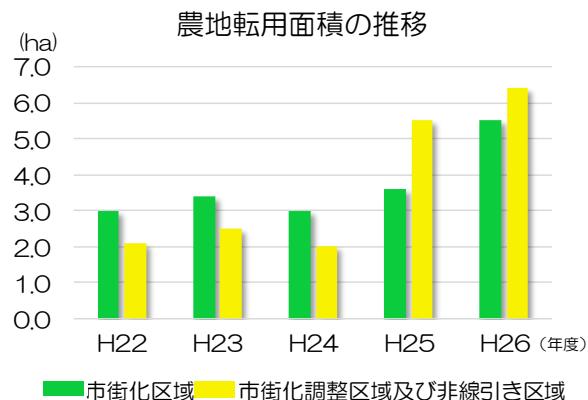
9) 開発の動向

＜市街地の内外で開発が増加しています＞

農地転用面積は、市街化区域、市街化調整区域及び非線引き区域ともに、平成25年度以降、増加しています。特に、市街化調整区域及び非線引き区域では、平成24年度から平成25年度にかけて、約2.5倍以上も増加しています。

開発許可面積は、平成23年度に市街化区域で増大しており、それ以降は、微増傾向にあります。

市街化調整区域及び非線引き区域では、大きな開発は見られませんが、市街化区域縁辺部での開発が、僅かに見受けられる状況にあります。



今後も引き続き、計画的に良好な都市環境を整備するため、開発許可制度の適正な運用が求められます。

10) 交通渋滞の状況

＜交通渋滞による、地域間連携の低下が懸念されます＞

主要な幹線道路である国道185号を中心に渋滞区間が複数存在し、地域間のアクセス性が低下しています。



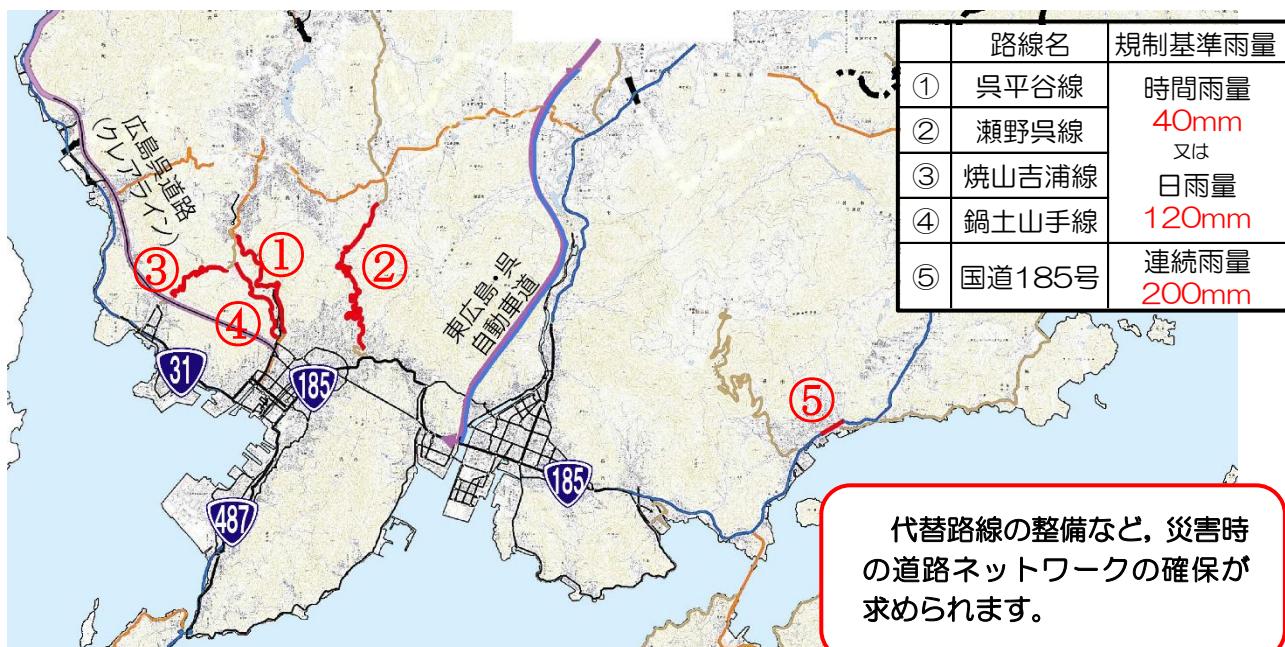
道路整備による地域間のアクセス性の向上が求められます。

11) 大雨による事前通行規制区間の状況

＜大雨による地域の分断が懸念されます＞

中央地区と昭和地区とを結ぶ路線や国道 185 号では、一定の雨量を超えた場合に、主要な道路の一部が通行規制となる状況です。

大雨による事前通行規制区間

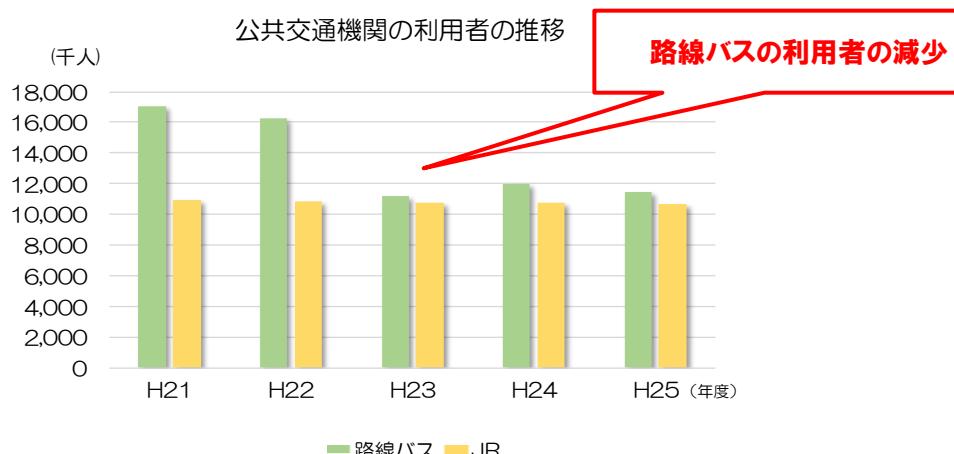


出典：国土交通省中国地方整備局広島国道事務所
及び広島県西部建設事務所資料を基に作成

12) 公共交通機関の利用状況

＜路線バスの利用者が減少しています＞

公共交通の利用者のうち、JR 利用者はほぼ横ばいですが、路線バス利用者は、平成 23 年度には、大きく減少し、その後は横ばいとなっています。

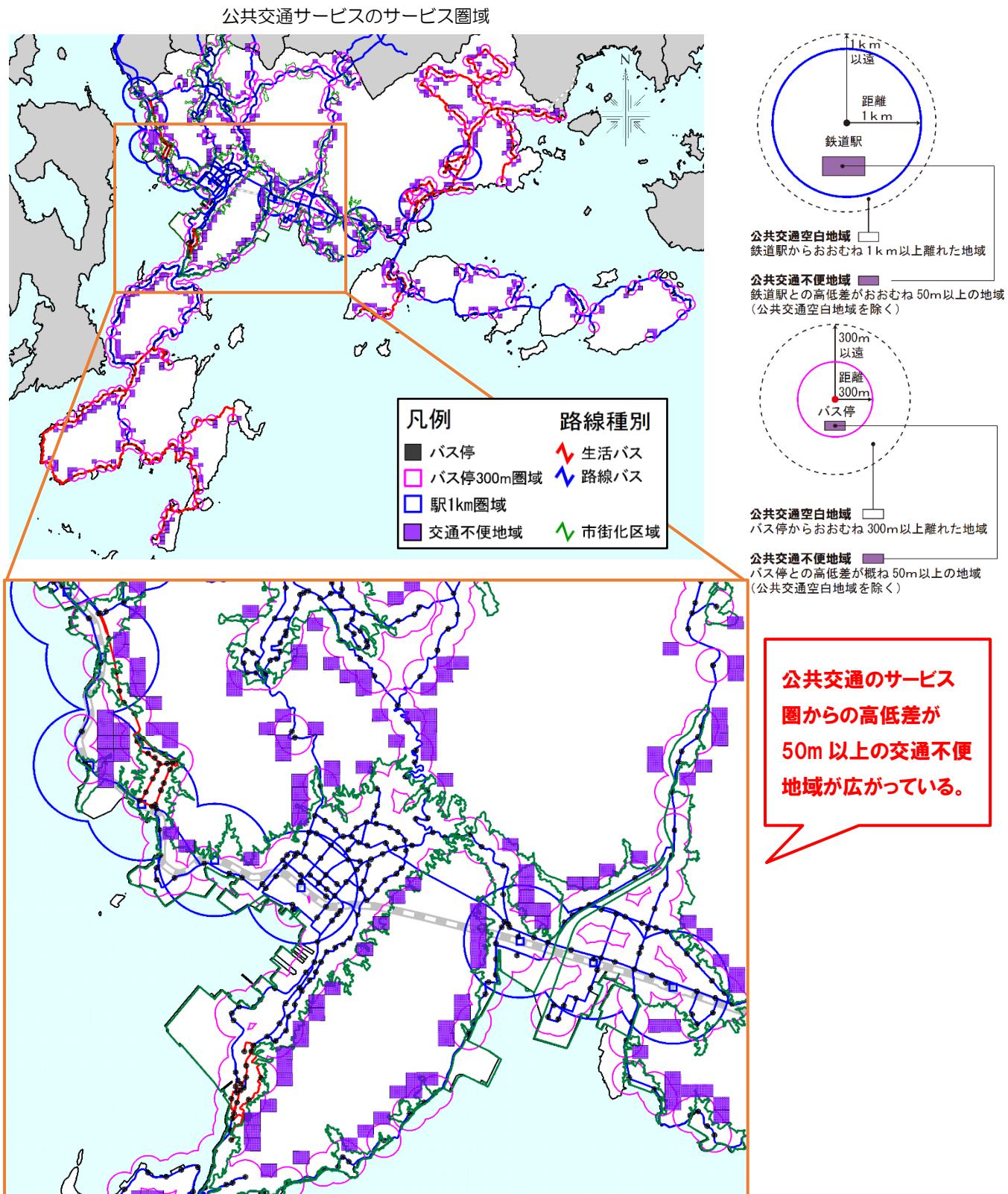


誰もが便利に利用できる公共交通ネットワークの構築が求められます。

13) 公共交通サービスの利用環境の状況

＜公共交通サービスの利用が不便な地域があります＞

公共交通サービスは、市街化区域等の居住地のうち、おおむねの地域をカバーしていますが、バス停からの高低差が50m以上となる不便な地域が市街化区域縁辺部に広がっています。また、一部山間地域においては、バス路線までのアクセスが徒歩では厳しい状況となっています。



地域の特性に応じた最適な交通手段の確保や交通サービスと連携したまちづくりが求められます。

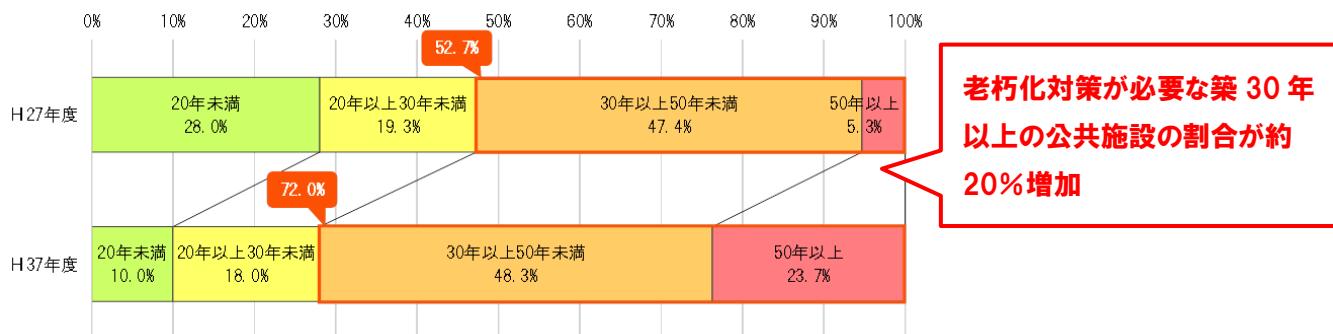
14) 公共施設の維持管理費の増大

＜公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が懸念されます＞

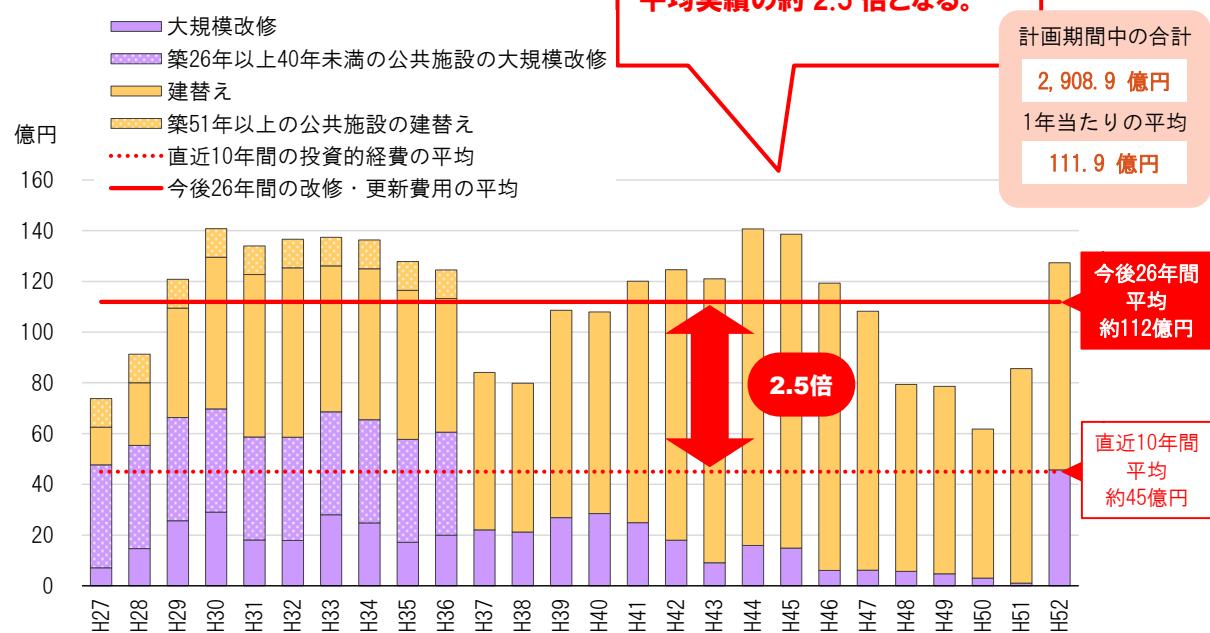
今後 10 年間で、老朽化対策の必要な施設割合が約 20% 増加します。

平成 27 年度からの 26 年間における公共施設の大規模改修・更新（建替え）に要する費用の年平均試算額は、約 112 億円となり、直近 10 カ年実績の約 2.5 倍になると想定されています。

■公共施設老朽化の見込み



■公共施設の将来更新費用の推計



出典：呉市公共施設等総合管理計画

公共施設の統廃合や長寿命化対策等による、持続可能な都市経営が求められます。

15) 災害の発生状況及び発生想定

＜各種災害の発生が想定されます＞

①高潮・洪水による浸水被害の発生状況

呉市は約300kmに及ぶ海岸線を有しており、高潮・高波の影響を受けやすく、沿岸部では浸水被害が発生しています。また、都市機能が多く集積する中央・広地区では、河川の氾濫による浸水被害が発生しています。



浸水の状況

②地震・津波災害の想定

呉市では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大で震度6弱の揺れと海拔3.6mの津波が想定されており、ライフラインやインフラ施設、経済活動等へ大きく影響することが想定されます。

各種災害に対する防災・減災対策が求められます。

呉市で想定される南海トラフ巨大地震について

■ 南海トラフを震源とする巨大地震がおきた場合、津波が発生すると想定されています。

呉市では最大
震度6弱

最高津波水位
海拔3.6m

揺れの状況

- 立っていることが困難になる
- 壁のタイルや、窓ガラスが破損、落下する

広島県内において、大きな被害をもたらす地震の一つとして、南海トラフを震源とする南海トラフ地震があり、地震発生確率は30年以内に 60%~70%とされています。

出典：呉市津波ハザードマップ

2.2 上位計画、国の示すまちづくりの方針

1) 都市計画区域マスターplan

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）」とは、都市計画区域を対象として、県が広域的な見地から、都市計画の目標や区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針等を定めるものです。

呉市では、「広島圏都市計画区域」、「川尻安浦都市計画区域」、「音戸都市計画区域」の三つの都市計画区域が指定されており、各都市計画区域マスターplanが策定されています。

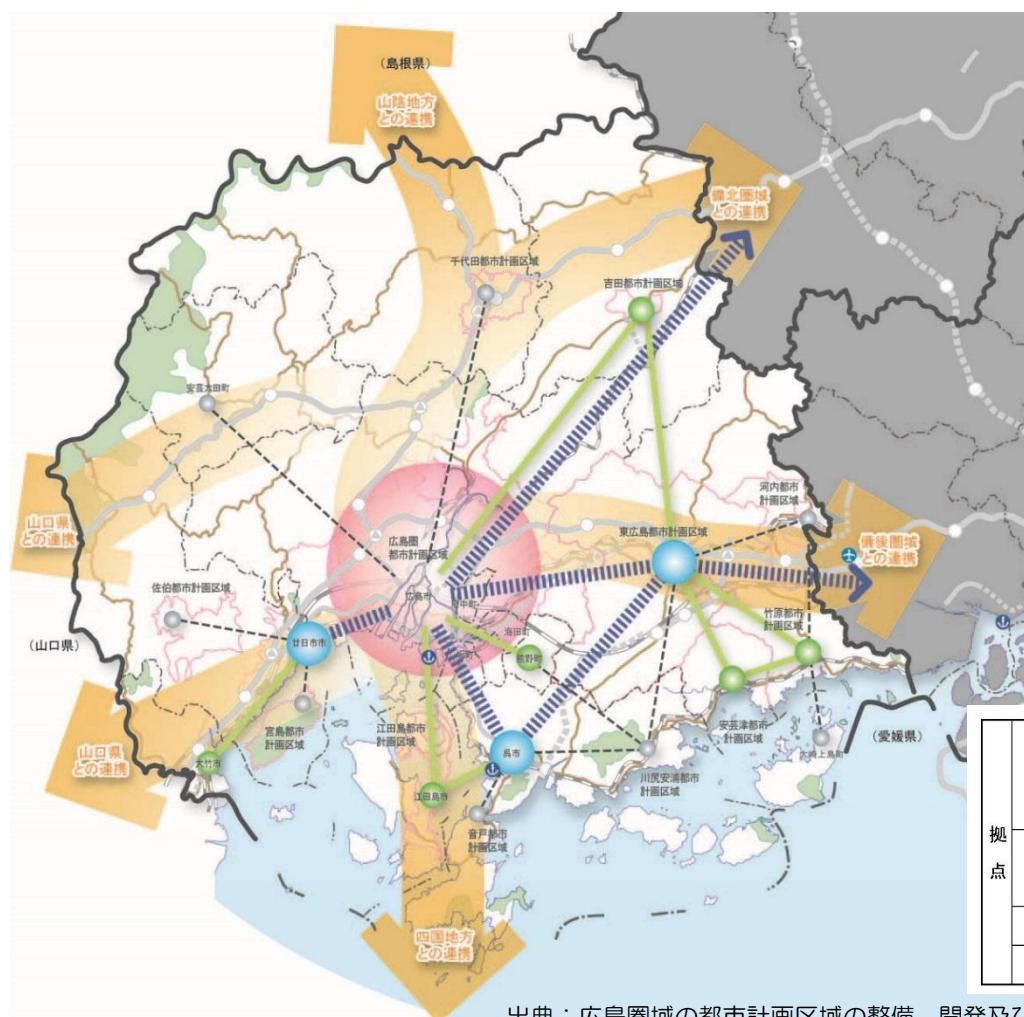
■広島圏都市計画区域マスターplan

○地域の位置付け

「広域拠点」：都市機能及び一部高次都市機能の集積を図り、中枢拠点の都市機能を一部分担する拠点

○まちづくりの方向性

- ・開発行為の適切な規制・誘導
- ・都市的機能の集積した集約型都市構造の形成
- ・交通体系の連携強化の推進



出典：広島圏域の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（広島県）

■音戸都市計画区域マスターplan

○地域の位置付け

「地域拠点」：中枢、広域、都市拠点による機能補完を受けつつも、日常生活面での都市機能を集積する拠点

○まちづくりの方向性

- ・生活サービス機能の充実など、利便性の向上
- ・呉市中心部における都市機能を享受しやすくするためのアクセス機能の強化

○まちづくりの方向性

- ・安全性・利便性の高い住環境の形成
- ・広域拠点である呉市中心部や広島空港へのアクセスの強化

2) 第4次吳市長期総合計画（基本構想）

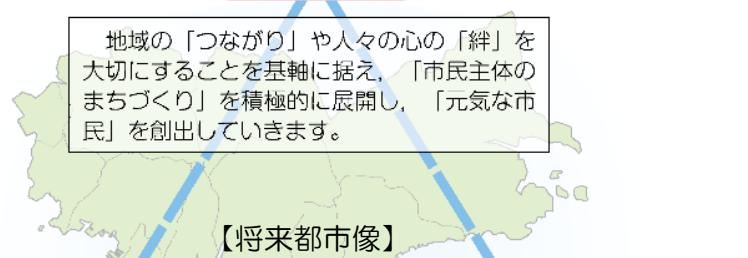
呉市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として、平成23年3月に第4次呉市長期総合計画を策定しています。

①目指すべき方向性(都市計画で対応すべき項目を抜粋)

- 分権型社会への進展を見据え、近隣都市との連携・協働を念頭に、都市機能の強化・充実を図る必要がある。
- 就職を理由とする若い世代の市外流出を抑えていくための、雇用の場の創出に取り組む必要がある。
- 地理的特性や高齢化の進展などにより、災害に対する不安が高まっており、安全・安心なまちづくりに取り組む必要がある。
- 地域の活力低下やコミュニティの衰退を抑制するために、特色ある資源を活かした地域の活性化に取り組む必要がある。

②将来都市像とその実現に向けた重点戦略 人づくり

(抜粋)



「絆」と「活力」を創造する都市・くれ

～協働による自主的で自立したまちを目指して～



③ゾーン別の土地利用(抜粋)

[ゾーン別土地利用のイメージ図]



出典：第4次呉市長期総合計画

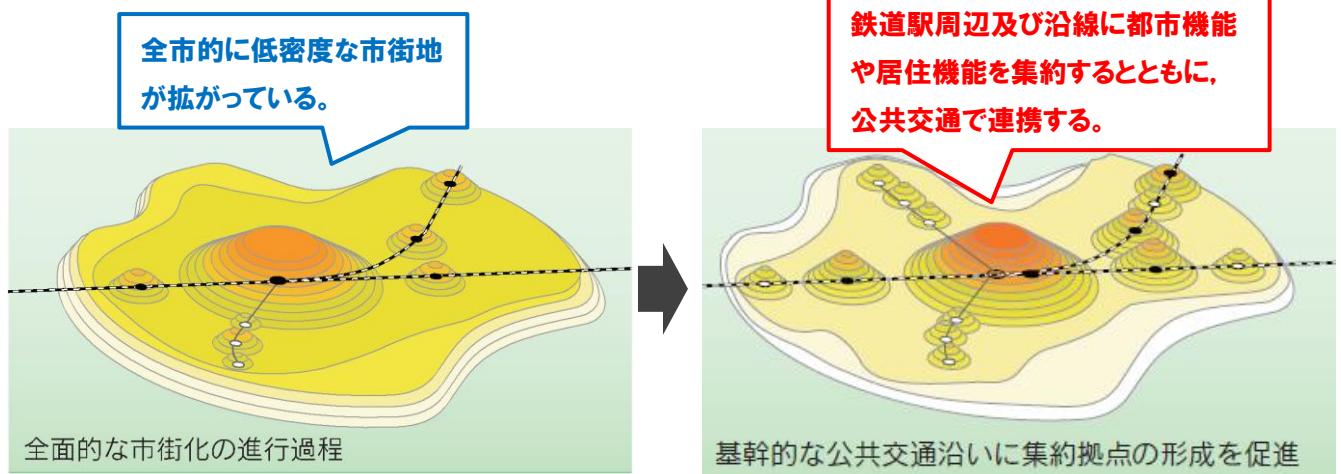
3) 国の示すまちづくりの方針 国土のグランドデザイン 2050

「国土のグランドデザイン 2050」におけるまちづくりの方向性

本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫、インフラの老朽化等は、我が国がこれまでかつて経験したことのない極めて大きな変化であり、その対応には、広く危機意識を共有し、国民の叡智を結集して未来を見通し、長期的な視野に立った国土政策を構想する必要があることから、その理念・考え方を示すものとして「国土のグランドデザイン 2050」が策定されました。

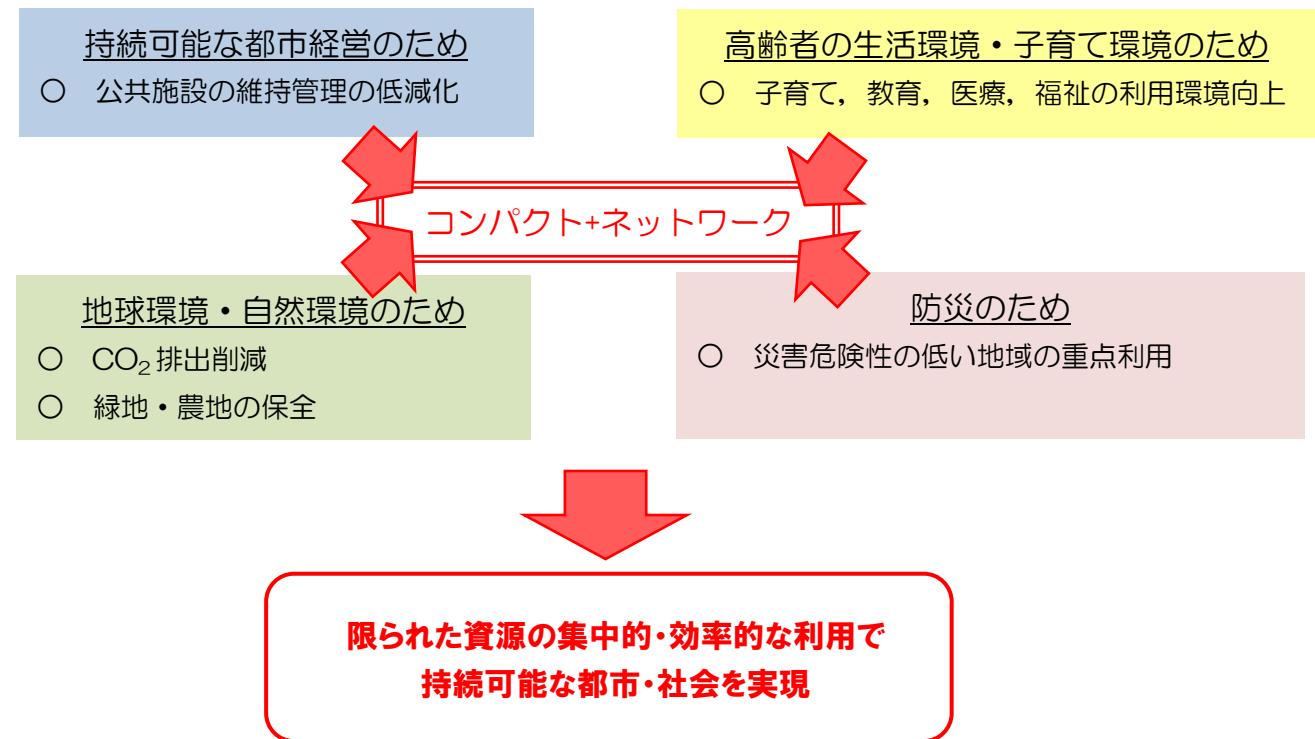
その基本戦略として、「コンパクトな拠点とネットワークを構築」する、力強い国土を形成する考え方を示し、より良いサービスを提供するため、コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ地域構造を構築するという考え方方が重要であると方向付けています。

■コンパクト+ネットワークのイメージ



出典：集約型都市構造の実現に向けて（国土交通省）

■コンパクト+ネットワークの必要性

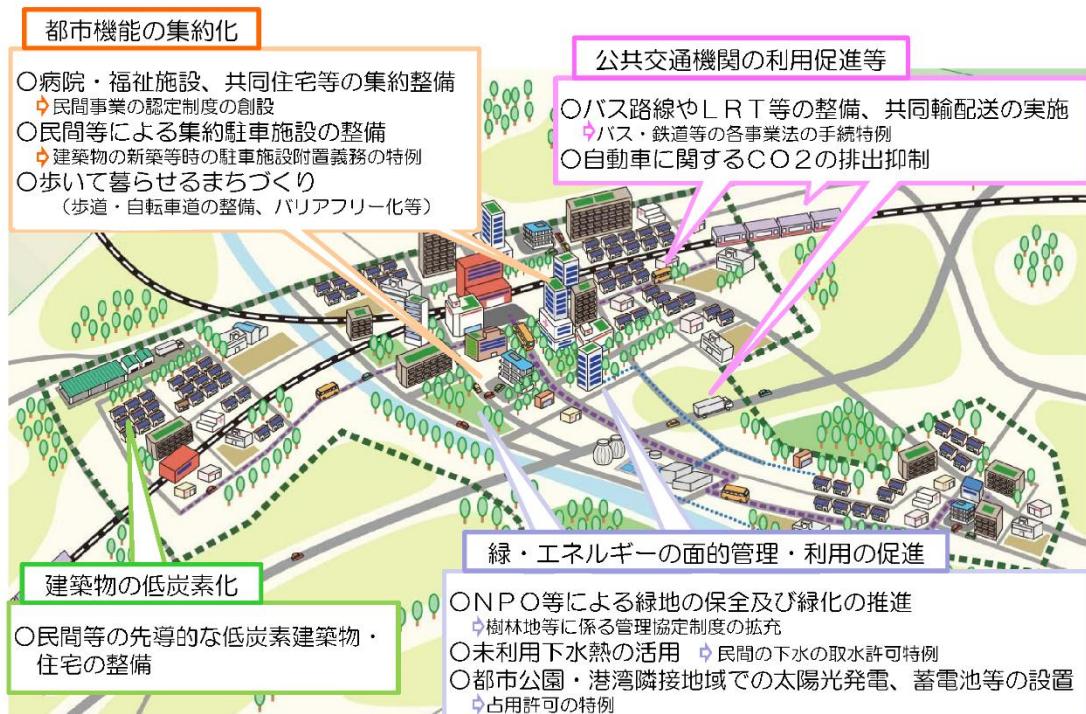
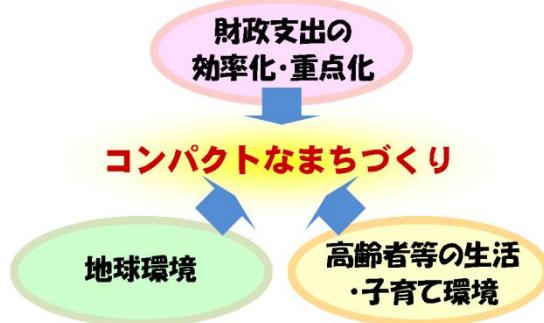


4) 国の示すまちづくりの方針 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

エコまち法におけるまちづくりの方向性

エコまち法は、人口減少や 超高齢化社会の到来、行政サービスコストの適正化等の課題を踏まえ、まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢化社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくための第一歩として制定されました。

都市の低炭素化に向けた取組として、以下の項目が挙げられています。



出典：低炭素まちづくり計画概要パンフレット（国土交通省）

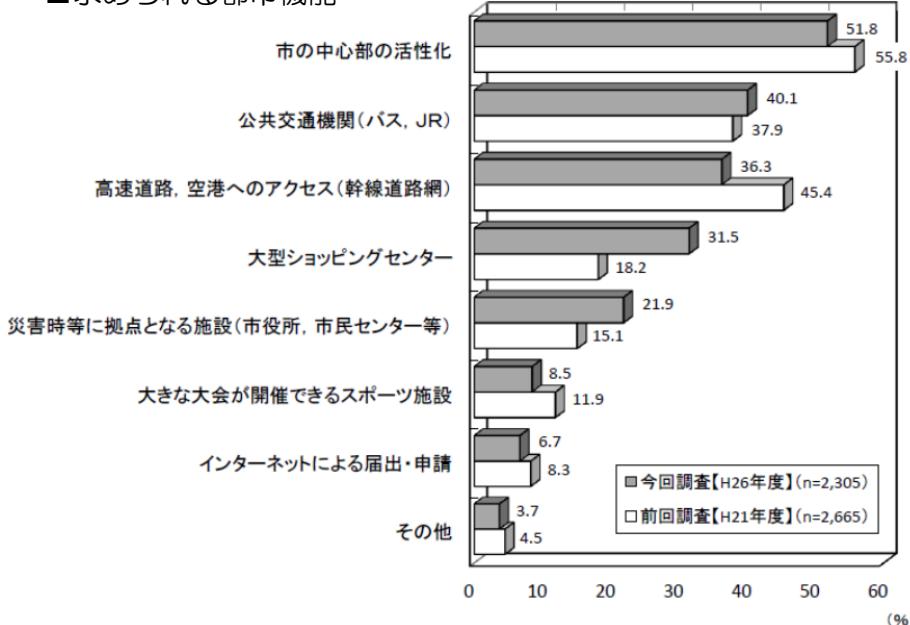
呉市においては、環境の保全に関する計画として、平成25年3月に「第2次呉市環境基本計画」を策定しており、次の項目に取り組んでいくこととしています。

- ・ 地球環境の保全（省エネルギーの推進、再生可能エネルギー普及促進等）
- ・ 生物多様性の保全（生物生息環境の保全等）
- ・ 地域環境の保全（自動車排気ガス対策、緑化推進等）
- ・ 循環型社会の形成（ごみの減量化等）
- ・ 持続可能な社会の基盤づくり（環境教育の推進等）

2.3 まちづくりに関する市民ニーズ

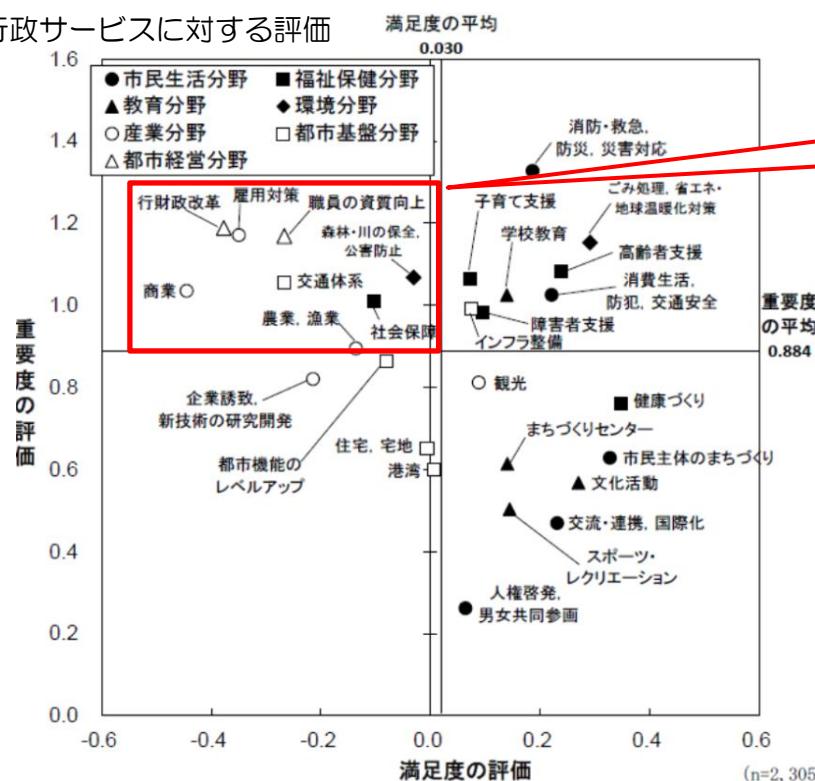
平成 26 年度吳市民意識調査結果から、まちづくりに関する市民ニーズを整理しました。

■求められる都市機能



- 市を中心部の活性化が最も求められています。
- 高速道路や空港へのアクセスのニーズが減少しています。一方、公共交通機関の強化のニーズは増加しています。
- 大型ショッピングセンターの誘致等、買い物環境の充実のニーズが大幅に増加しています。
- 災害時等に活動の拠点となる施設のニーズが増加しています。

■行政サービスに対する評価



満足度が低く、重要度が高い項目

行政サービスに対する満足度と重要度との関係では、次の項目への市民ニーズが高く、まちづくりにおいて対応が求められます。

- 行財政改革
- 雇用対策
- 商業
- 交通体系
- 森林・川の保全、公害防止

出典：平成 26 年度吳市民意識調査結果

上記の結果から、まちづくりに関する市民ニーズについて、次のように整理します。

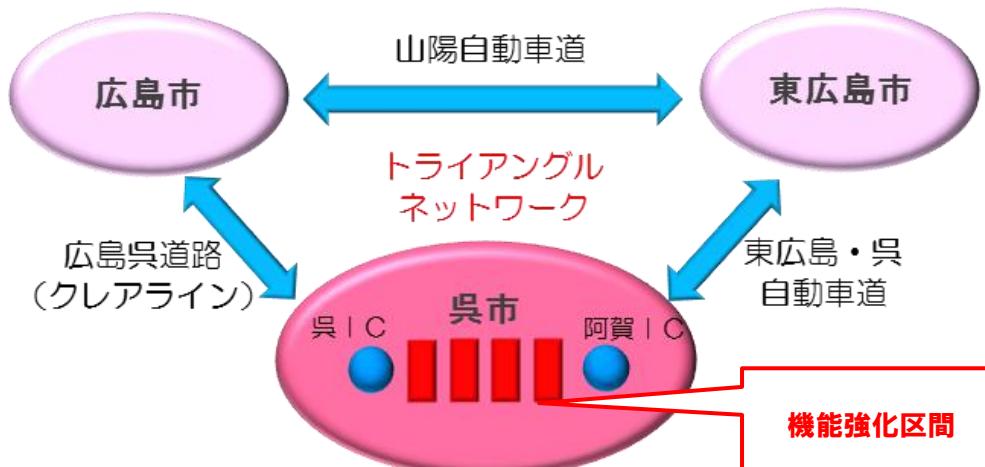
- ・中心市街地の活性化や買い物環境の充実
- ・公共交通機関の整備強化等による交通体系の強化
- ・防災拠点の整備等による防災まちづくり
- ・効果的・効率的な都市経営
- ・雇用創出に向けた産業の振興
- ・環境まちづくりの推進

2.4 呉市特有の検討事項への対応

1) 高速交通ネットワーク等による都市機能の強化・充実

呉市は、広島都市圏の中核都市である広島市に近接しており、広島都市圏における主要都市としての都市機能の強化・充実が求められています。そのような中、呉市と広島市、東広島市とを連携する高速交通ネットワーク（トライアングルネットワーク）においては、広島呉道路と東広島・呉自動車道との間での慢性的な渋滞により地域間の連携が滞っており、高速交通ネットワークのアクセス性が低下している状況です。

広島市・呉市・東広島市によるトライアングルネットワークの形成を図り、地域間の交流増加と連携強化が求められます。



[トライアングルネットワークの概略図]

2) 産業の発展のための土地利用の促進

呉市は、瀬戸内海における有数の工業都市として、広島県の産業経済の発展をけん引しており、ものづくり産業の発展が地域の活性化に結び付いています。また、造船や鉄鋼等の重工業や精密加工機械製造等の層の厚い産業を形成するとともに、世界屈指の技術や世界的に高いシェアを持つ企業が立地する等、世界に誇る「ものづくりのまち」として発展してきました。そのような中、呉市の産業の発展を推進するため、阿賀マリノポリスや苗代工業団地等の産業拠点を創出してきました。



[阿賀マリノポリス地区イメージパース]



[郷原 IC周辺の工業団地]

阿賀マリノポリスや苗代工業団地等、高速交通ネットワーク等へのアクセス性を活かした土地利用の促進が求められます。

また、今後、新たな雇用の創出や新産業の育成に向けた土地利用の促進により、呉市の成長基盤である「ものづくり産業」を始めとした幅広い分野における産業の振興が求められます。

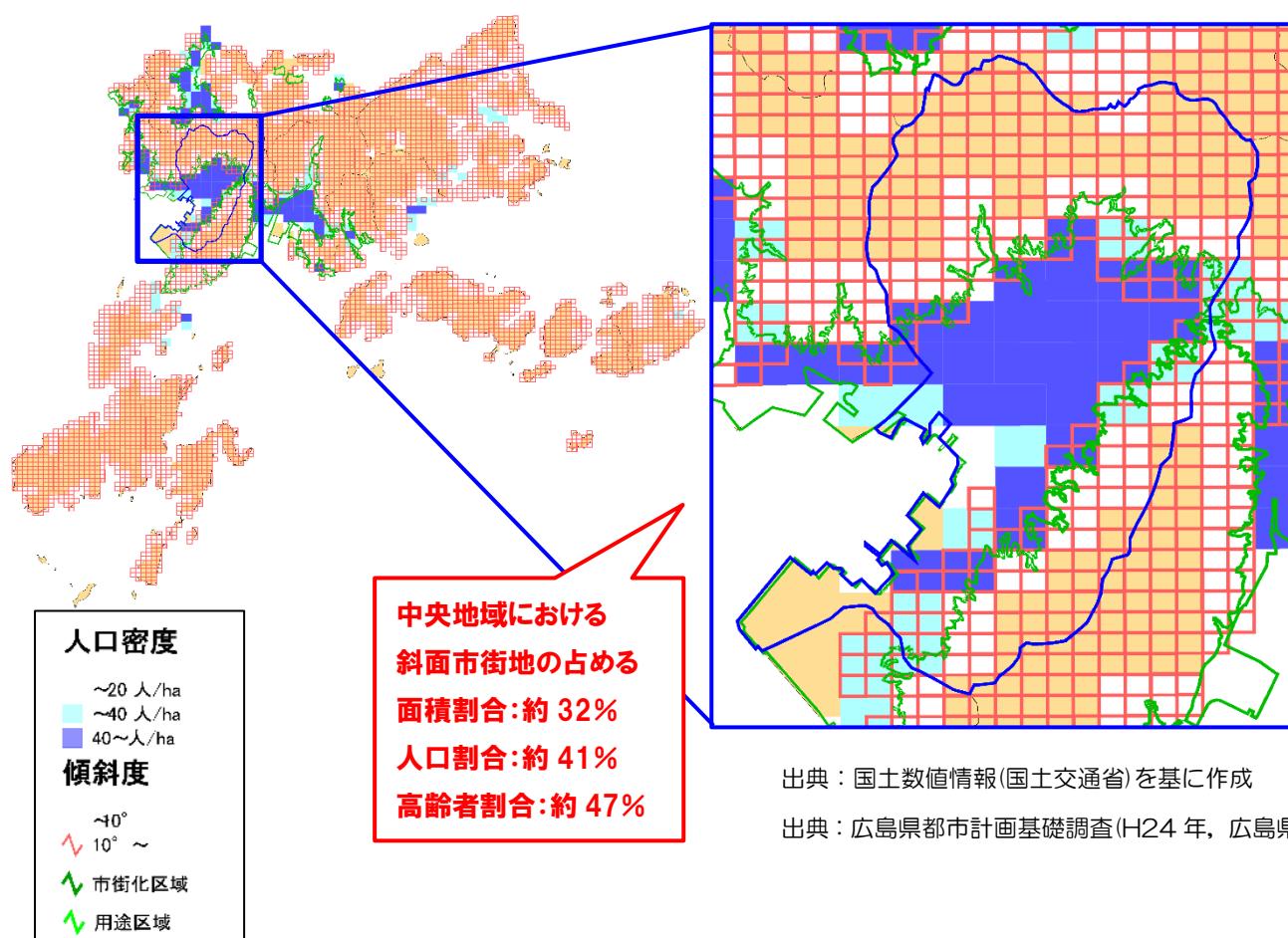
3) 斜面市街地における安全なまちづくり

呉市は、急しゅんな地形と延長が約 300 kmに及ぶ海岸線を有する等、特異な地理的条件を有しています。

明治 35 年に市制を施行し、昭和 18 年には、人口 40 万人を超える日本一の海軍工廠のまちとして急速に発展し、急激な人口増加に伴い、生活道路等の基盤整備がされないまま斜面地に市街地が拡大しました。

①斜面地と人口密集地

中央や広、昭和地域に、40 人／ha となる一定の人口密度を有する地域が集中しています。特に、中央地域では、斜面市街地の割合が 32%，斜面市街地に居住する人口の割合が 41% と非常に高く、斜面市街地に住み続けている状況にあります。

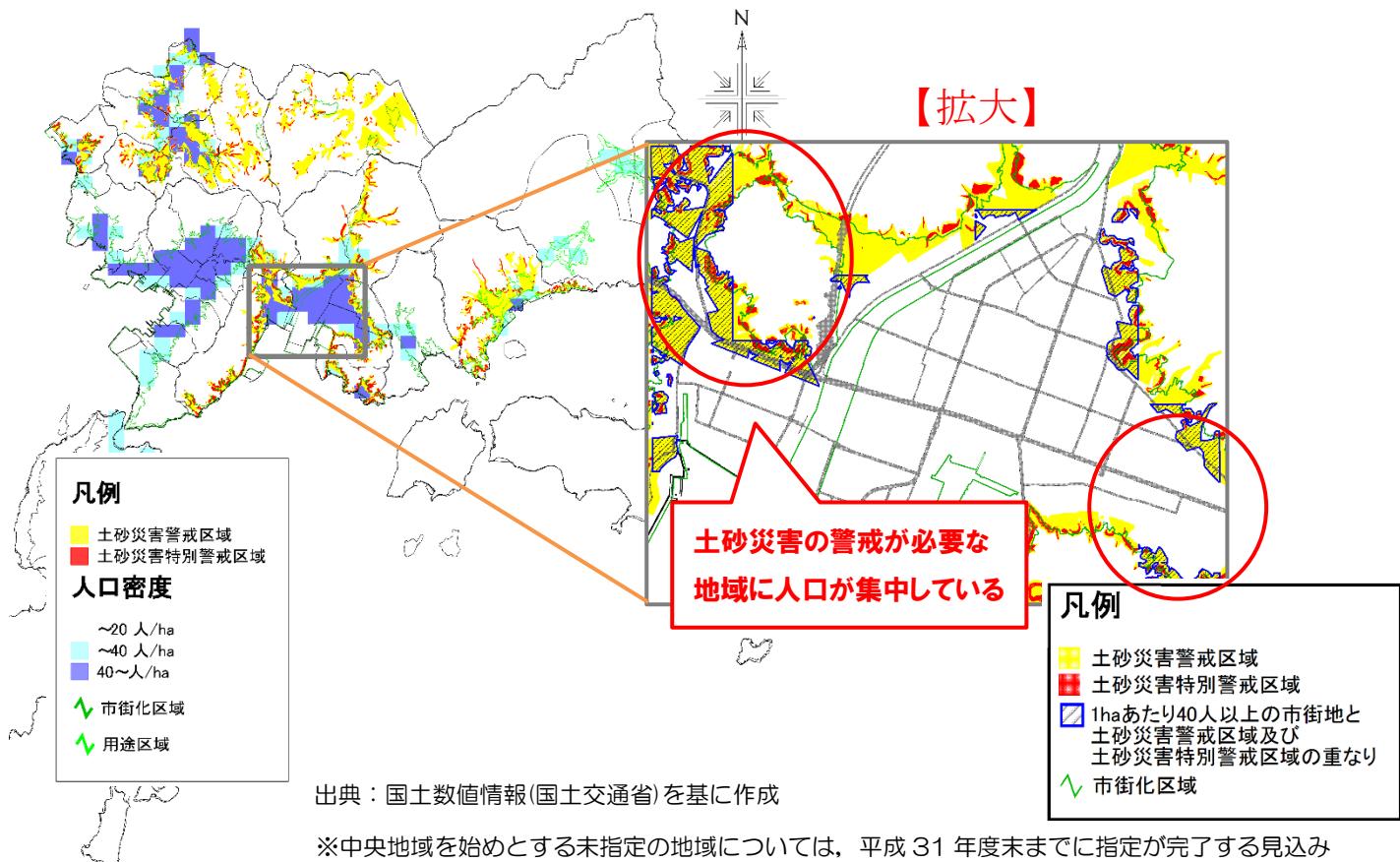


※斜面市街地の定義

傾斜が 10 度以上で、かつ、人口密度が 40 人/ha の地域を斜面市街地と定義します。

②土砂災害警戒区域等と人口分布の状況

呉市の全域にわたり、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が多く指定され、また、指定される予定であり、これらの区域に指定された危険な地域に人口が密集している地区が多くあります。



①斜面地と人口密集地

②土砂災害警戒区域等と人口分布の状況



斜面市街地において、土砂災害警戒区域等における災害時の危険性を踏まえた安全なまちづくりが求められます。

※土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）とは
土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、
警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもの

※**土砂災害警戒区域**とは

土砂災害のおそれがある区域

※**土砂災害特別警戒区域**とは

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命、身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

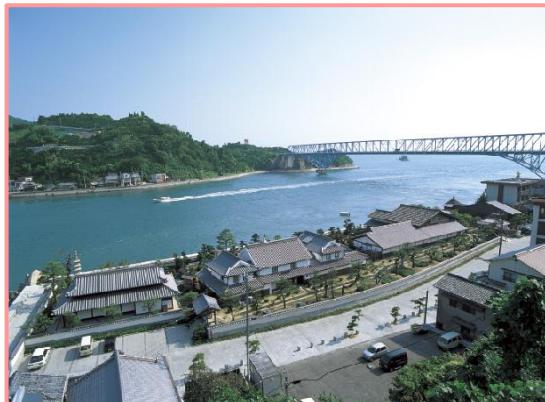
4) 特色ある資源を活かした地域の活性化

呉市は、美しい自然や歴史、文化、地域産業など特色ある多くの地域資源を有しています。

島しょ部においては、松濤園や御手洗町並み保存地区等、観光振興に寄与する魅力ある地域資源があります。

また、第1次産業就業者の割合が高く、藻塩やちりめん、レモンなど様々な名産品があります。それに伴い、鹿島の段々畑や豊浜の漁業集落等、特色ある景観が形成されている地域が多くあります。

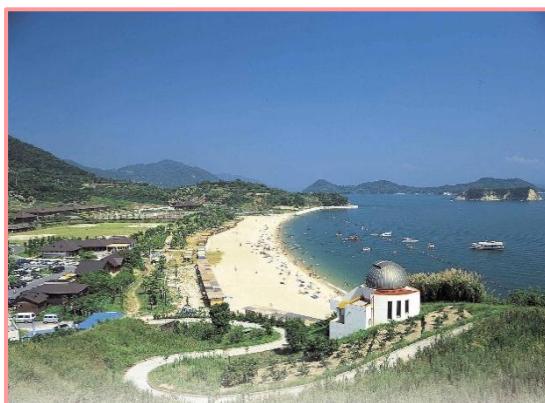
特色ある地域資源の活用による、島しょ部の振興に向けたまちづくりの推進が求められます。



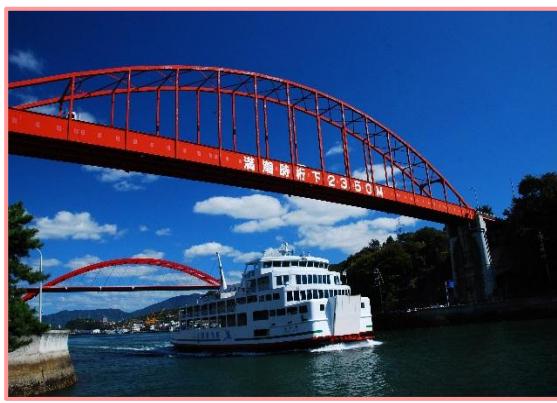
松濤園（下蒲刈地域）



御手洗町並み保存地区（豊地域）



県民の浜（蒲刈地域）



音戸大橋（音戸地域）



鹿島の段々畑（倉橋地域）



漁業集落（豊浜地域）

2.5 現行都市計画マスタープランの振り返り

現行都市計画マスタープランを分野（土地利用、市街地整備、道路・交通、自然・環境・公園・緑地、防災まちづくり、福祉まちづくり、その他の都市施設整備）別に振り返り、課題を検証しました。

土地利用

- 都市の特性に応じた土地利用や土地区画整理事業などの推進により、土地の有効利用、市街地の更新を行ってきました。
⇒今後は、人口減少下における持続可能なまちづくりに向けた土地利用の推進が求められます。

市街地整備

- 土地区画整理事業や市街地整備を推進し、拠点機能の整備を行ってきました。
○郷原や苗代工業団地などの新市街地の整備を行ってきました。
⇒今後は、整備した工業団地の利用促進と併せ、産業の発展に寄与する土地利用の促進が求められます。

道路・交通

- 東広島・呉自動車道等の都市の骨格道路や幹線道路、生活道路の整備を推進してきました。
⇒今後は、連続的な道路ネットワークの構築や真に必要とされる道路の重点的な整備、地域の特性に応じた最適な交通手段の確保が求められます。

自然・環境 公園・緑地

- 景観条例の制定により、地域に点在する自然・歴史・文化等の景観を保全する取組を行ってきました。
○近隣公園や街区公園等の小規模な公園の整備により、潤いある地区を形成してきました。
⇒今後も引き続き、自然環境の保全を推進し、潤いある都市づくりを行うことが求められます。

防災まちづくり

- 広域防災拠点の整備や急傾斜地崩壊対策事業等により、防災まちづくりを推進してきました。
⇒今後は、公共施設の耐震強化や更なる防災拠点の整備などによるハード整備と併せて、ソフト対策を進める総合的な防災まちづくりを行っていくことが求められます。

福祉のまちづくり

- まちづくりセンターや公民館等の交流施設等の整備を推進してきました。
○全市的に、駅、駅周辺施設及び市民センター等、公共施設のバリアフリー化を推進してきました。
⇒今後、都市部にある医療施設へのアクセスのさらなる確保が求められます。
⇒駅周辺のバリアフリー化に引き続き、今後は、公共施設や公共交通機関、住宅のバリアフリー化が求められます。

その他の 都市施設整備

- 全地域において、下水道普及率の向上のための整備を推進してきました。
⇒今後は、下水道が普及していない地域の整備を推進することが求められます。

第3章 全体構想

3.1 まちづくりの課題

3.2 まちづくりの基本理念と基本的な方針

3.3 将来都市構造

3.4 分野別のまちづくりの方針

- 1) 秩序ある土地利用形成の方針
- 2) 都市の活動を支える交通体系整備の方針
- 3) 豊かな暮らしを支える都市施設の整備・維持・管理の方針
- 4) 災害に強い都市づくりの方針
- 5) 都市環境の保全・形成の方針



3. 1 まちづくりの課題

呉市の都市づくりを取り巻く状況や市民ニーズ等を踏まえ、市全域を見渡した視点からまちづくりの課題を整理すると、大別して次の八つの課題が挙げられます。

課題1

人口減少・少子高齢社会 への対応

- ・人口の減少、空き家の増加により、市街地の低密度化が進行しており、今後、各地域において、商業・医療・福祉等の生活に必要な機能（生活サービス）の維持が困難となることが想定されます。また、地域コミュニティの活力低下が懸念されます。
そのため、誰もが便利で快適に暮らせる都市構造に転換する必要があります。
- ・年齢や居住地にかかわらず、誰もが安心して移動できるように、各地域を効率的に連絡する公共交通ネットワークの構築や、それに連携した土地利用を推進する等、交通サービスと連携をしたまちづくりを行う必要があります。
- ・高齢社会の到来とともに、高齢者等の移動を支援するため、公共施設を始めとした様々な施設のバリアフリー環境の充実や交通安全面への配慮を図る必要があります。

課題2

都市活力の向上

- ・都市活力の向上を図るため、各種産業や観光等の経済活動を活発化させる必要があります。また、人口減少に歯止めを掛け、新たな活力を生むために、吳らしさを活かした雇用の創出に取り組む必要があります。
- ・中心市街地では商品販売額が減少するなど、これまで呉市の商業をけん引してきた中心市街地の活力が低下しています。呉市の顔ともいえる中心市街地の活力低下は、都市全体の魅力の低下を招くことから、にぎわいの核となる中心市街地の整備や、住商混合によるにぎわいの創出等を図る必要があります。
- ・ものづくり産業を中心として発展してきた強みを活かし、既存の産業集積地の維持・継続や郷原インターチェンジ周辺や阿賀マリノポリス等、高速交通ネットワーク等へのアクセスを有効に活用した土地利用を推進していく必要があります。
- ・近年、全市的に観光客数が伸び悩んでおり、観光振興による交流人口の増加を図り、にぎわいの再生・創出を図る必要があります。
- ・都市間の交流や連携を強化する道路ネットワークや鉄道・バス・航路といった公共交通網を確保し、広島都市圏の一翼を担う都市としての機能の強化を図る必要があります。

課題3

災害に強い まちづくりの推進

- ・斜面市街地における土砂災害や洪水による浸水被害、地震による津波被害等の防止や軽減に向け、防災対策事業によるハード面の整備を実施するとともに、災害の危険性が低い土地の有効的な利用策の検討や自主防災組織の確立等のソフト施策を組み合わせた災害対策を講じる必要があります。
- ・災害発生時において、緊急物資等の輸送道路となる路線が確保されるように、道路ネットワーク機能を強化するとともに、企業との連携による防災体制の強化を図る必要があります。

課題4

土地の有効活用・ 利用促進

- 地形的な制約により、都市的な土地利用が可能な区域が限られていることから、既成市街地の土地の高度利用や空き家の利活用を推進する必要があります。
- 計画的に良好な都市環境を整備するために、開発許可制度を適正に運用していく必要があります。

課題5

環境に配慮した まちづくりの推進

- 地球温暖化やエネルギー問題等は、国家的な重要課題となっていることから、都市の低炭素化の推進等、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

課題6

多彩な地域資源の活用

- 美しい自然や歴史、文化、地域産業など特色ある多くの地域資源を有する都市として、市内に点在する自然景観や歴史資源などを活かした地域の活性化に取り組む必要があります。
- 島しょ部を始めとして、農水産業が盛んであり、魚介類やかんきつ類等の瀬戸内の特色ある地域資源を活かした活性化に取り組む必要があります。

課題7

島しょ部の まちづくりへの対応

- 島しょ部にしかない魅力ある資源や産業を活かし、観光まちづくりを推進していく必要があります。
- 島しょ部でしかできない暮らしを選択できるように、魅力ある資源や産業を活かしたまちづくりを推進していく必要があります。
- 島しょ部でも暮らしやすいまちづくりを推進するため、生活サービスを享受できる施設を集積した拠点づくりなど、生活利便性の維持・向上を図る必要があります。

課題8

持続可能な 公共施設の管理

- 限られた財源の中で、新たなインフラ施設の整備や、既存施設の適正な管理が困難な状況にあり、公共施設の統廃合や長寿命化対策等による持続可能な公共施設の管理を推進していく必要があります。

3. 2 まちづくりの基本理念と基本的な方針

第4次呉市長期総合計画では、市民が安心して、安全・快適に暮らしていくことができる「心身ともに活力あふれる社会」の構築に向け、「「絆」と「活力」を創造する都市・くれ（協働による自主的で自立したまちを目指して）」を呉市の将来都市像として掲げています。

本マスタープランでは、呉市の将来都市像や3. 1で整理した「まちづくりの課題」を踏まえ、都市の将来像として、以下のようにまちづくりの基本理念を定めます。

＜まちづくりの基本理念＞

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ ～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

人口減少下における、持続的可能なまちづくりのための「コンパクトシティ」の形成を目指します。コンパクトシティの形成によって、人と地域のつながりが深まり、活発な交流を生むことで、地域と都市の活力を創出し、住み続けることのできる都市・くれを目指します。

まちづくりの基本理念の実現に向けて、目指すべき方向性を示すため、基本的な方針を以下のように定めます。

【まちづくりの基本的な方針】

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てるまちづくり

人と地域がつながり、支え合え、安心して暮らせるまちを実現するため、便利で快適な日常生活の場の確保と地域を結ぶ交通ネットワークを構築し、地域コミュニティを醸成できる自立した拠点を育てるまちづくりを推進します。

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てるまちづくり

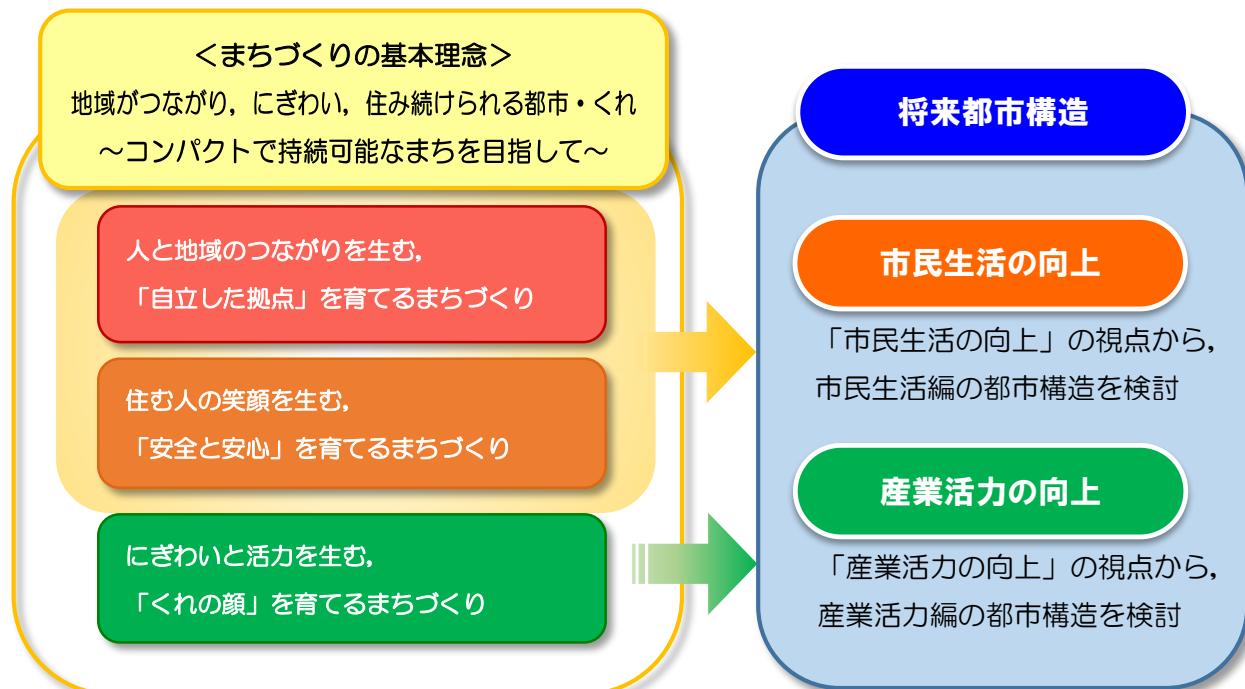
住む人が笑顔で暮らし、住んでよかったと思えるまちを実現するため、誰もが移動しやすい、交通ネットワークの構築や防災・減災対策を推進し、安全・安心に住み続けられるまちづくりを推進します。

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てるまちづくり

にぎわいと活力を創出するとともに、個性あふれるまちを実現するため、美しい自然や歴史・文化、地域産業等の呉ならではの特色ある地域資源を活かした「くれの顔」を育てるまちづくりを推進します。

3.3 将来都市構造

まちづくりの基本理念・基本的な方針の実現を目指し、「市民生活の向上」と「産業活力の向上」の視点から、将来都市構造を次のとおり設定します。

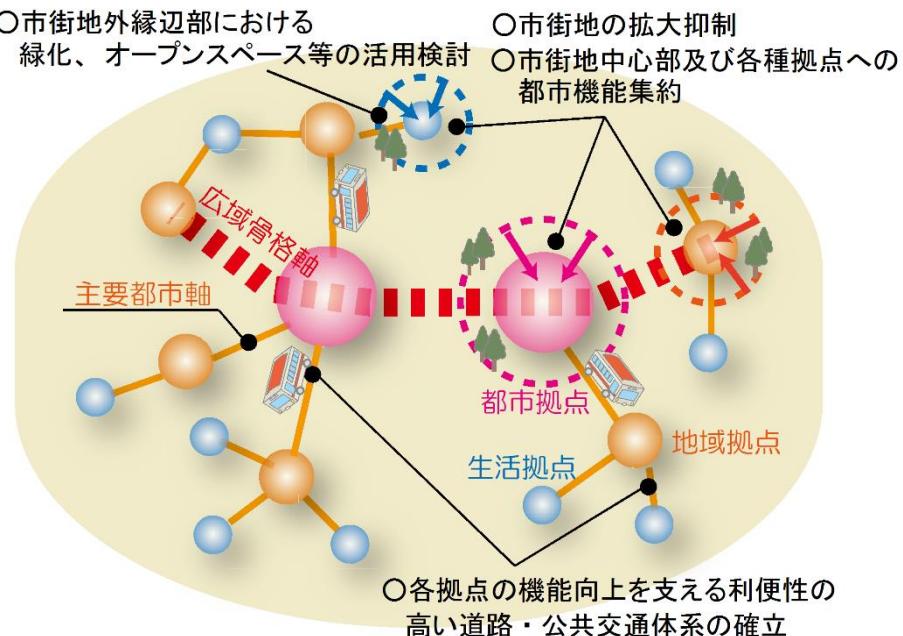


1) 市民生活の向上に向けた都市構造の基本的な考え方（市民生活編）

① 基本的な考え方

呉市は、内陸部・沿岸部・島しょ部の多様な地形にわたる行政区域を有しています。このような地理的な条件の下で、都市経営を持続可能なものとするとともに、誰もが便利で快適に暮らせるまちを実現するため、商業や医療・福祉等の生活サービスが集積した拠点と各拠点間が道路・公共交通・情報通信等で連携されたコンパクト+ネットワークによる都市構造を構築することを基本とします。

そのため、主に次の視点に立ってまちづくりを推進します。



【コンパクト+ネットワークを基本とする都市構造の概念図】

②拠点の設定

商業・医療・福祉等の市民生活を支える都市機能の集積を図る拠点を設定します。

地勢、市民の分かりやすさ、旧市町境界を考慮した地域の生活圏ごとに、役割に応じた拠点とします。各拠点は、各地域のまちづくりの拠点となる市役所や市民センターを基本とします。

都市拠点	役 割	<ul style="list-style-type: none"> 市全域や周辺市町を含む広域的な圏域において中核を担う拠点 商業・業務、学術・文化、居住、情報、娯楽、行政等の中核的な機能が集積し、公共交通などの利便性に優れる拠点
	求められる機能のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 広域サービスを提供する行政・業務施設、高次医療施設、文化・コンベンション施設、娯楽施設等 広域交通の結節点 防災中枢拠点
	周辺における居住空間のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 高密度な居住地が形成され、高度利用を図っている。
地域拠点	役 割	<ul style="list-style-type: none"> 一定の日常生活が満たされる医療・福祉や商業等の都市機能を集積した生活拠点 生活圏における人口等に応じて、適正な規模の都市機能を集積する拠点
	求められる機能のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 近隣住民の日常生活を支える、行政・業務施設、病院等の医療施設、日用品・最寄り品等の生活利便施設等 地域間の交通の結節点 防災総合拠点
	周辺における居住空間のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 高密度～中密度な居住地が形成されている。
生活拠点	役 割	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点を補完する日常生活に必要な最低限の基礎的機能を集約した拠点 地域のコミュニティを醸成する拠点
	求められる機能のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 診療所等の医療施設、日用品・最寄り品等の小規模な店舗や個人商店等の商業施設、地域の集会所等のコミュニティ施設等

③軸の設定

各拠点間を効率的・効果的に連携し、拠点の機能の補完を図るための軸とします。

軸は人やものの流れを生むための道路や公共交通を主に指しますが、その周辺での土地利用についても、軸の一部と捉えて設定します。

広域骨格軸	役 割	<ul style="list-style-type: none"> 都市の骨格を形成し、隣接市町等との広域的な連携を図るとともに、都市活動を支える骨格軸 広島市を中心とした高次都市機能との連携を図るための骨格軸
	軸を活かした土地利用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点や地域拠点の活力に影響しない規模の、都市活動を支える機能を有する施設の立地等、交通利便性を活かした適切な土地利用
	対 象	<ul style="list-style-type: none"> 主に次の道路等を対象 自動車専用道路及び一般国道(第1次緊急輸送道路), 鉄道
主要都市軸	役 割	<ul style="list-style-type: none"> 各拠点間との連携を図り、都市全体の一体性を形成する都市軸 日常生活の利便性を高めるための都市軸
	軸を活かした土地利用のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点や地域拠点の活力に影響を与えない適正なサービスの立地等、地域拠点を補完するための沿道土地利用
	対 象	<ul style="list-style-type: none"> 主に次の道路を対象 一般国道、主要地方道、一般県道（主に第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路）

④将来都市構造図（市民生活編）

【将来都市構造図（市民生活編）】

市民生活編



- 「中央地域（都心）」と「広地域（副都心）」に、中枢的な機能を集積する都市拠点を配置します。
- 中央地域は、広島都市圏の中核である広島市との連携を強化するとともに、呉市西部の地域を支えます。広地域は、主に東広島市との連携を強化するとともに、呉市東部の地域を支えます。

2) 産業活力の向上に向けた都市構造の基本的な考え方（産業活力編）

①基本的な考え方

呉市は、中国地方全体のエンジンとなることを念頭に、周辺都市と連携しながら、広島都市圏としての中枢拠点性を高めていくため、造船や鉄鋼を始めとしたものづくり産業や自然、文化、歴史、地域産業等の特色ある地域資源を基軸とした活力づくりを推進することを基本とします。

※広島都市圏：広島圏域の都市計画区域の整備・開発及び保全の方針で示されている、広島市を中心とした8市7町を含む広域的な都市圏を示す。（大竹市・廿日市市・広島市・呉市・江田島市・東広島市・竹原市・安芸高田市・府中町・海田町・坂町・熊野町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町）

②拠点の設定

商業、工業、観光・地域産業等の都市的な経済活動を支え、呉市のにぎわいと活力を生む拠点とします。

既存の商業施設、工業集積地等の土地利用の状況やアクセス性と呉ならではの地域の特性を考慮した拠点とします。

	役割	・人の交流を促進し、市のにぎわいの顔となる拠点
	求められる機能や活動のイメージ	<ul style="list-style-type: none">・広域サービスを提供する商業施設、娯楽施設等・人が集うことのできる文化・コンベンション施設やイベント空間・にぎわいの顔としての魅力の創出や地域の価値を向上させるための多様な主体が連携した活動等
生産流通拠点	役割	<ul style="list-style-type: none">・ものづくり産業を中心とした工業技術の集積、物流の強化を図り、呉市及び広島都市圏の産業発展をけん引する拠点
	求められる機能や活動のイメージ	<ul style="list-style-type: none">・産業団地、工場、物流倉庫等の流通系施設等・生産・流通活動や新たな技術開発や技術の継承等
島の交流拠点	役割	<ul style="list-style-type: none">・島しょ部固有の魅力を活かし、観光や農水産業等の活性化による交流を基軸として発展する拠点
	求められる機能や活動のイメージ	<ul style="list-style-type: none">・旅館、民宿等の宿泊施設、レジャー施設、土産物等の特産品の物販施設等・農水産物等の地域資源の価値を向上させるための多様な主体が連携した活動等 <p>※活動等は島しょ部の広範囲で行われるものであるが、将来都市構造図にはその活動の中心となる場を図示</p>

③将来都市構造図（産業活力編）

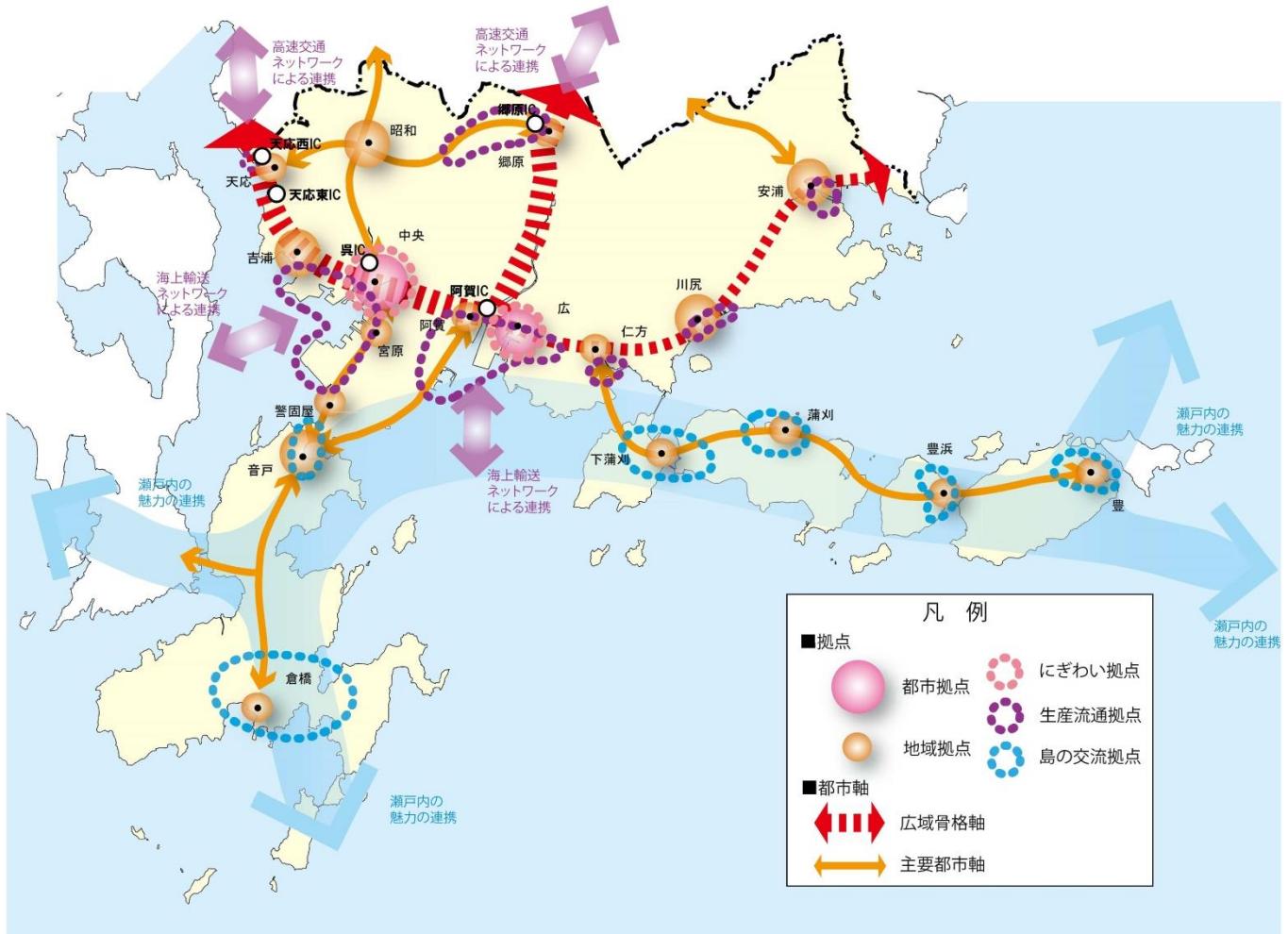


- 都市拠点とにぎわい拠点との相乗効果による「まちなかのにぎわい」を創出し、広島都市圏の交流人口の受け皿をつくるために、都市拠点である「中央地域」と「広地域」へ、にぎわい拠点を配置します。
- 市外との広域連携により、産業の更なる発展を支援するため、インターチェンジ周辺や沿岸部周辺を中心に生産流通拠点を配置します。
- 瀬戸内海に浮かぶ島しょ部地域等が連携し、瀬戸内の魅力（瀬戸内ならではの美しい景観や歴史、農水産物等の地域資源やそれら地域資源を通じた交流）を、効果的に発揮するために、「音戸地域」や「倉橋地域」、「安芸灘地域（下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域）」の島しょ部に、島の交流拠点を配置します。

3) 将来都市構造の設定

二つの基本的な考え方に基づき、呉市が目指す将来都市構造を示します。

【将来都市構造図】



3. 4 分野別のみちづくりの方針

1) 秩序ある土地利用形成の方針

【基本方針】

■市民生活編

誰もが便利で快適に暮らせるコンパクトで持続可能な土地利用の推進

安全・安心な暮らしを実現する土地利用の推進

豊かな自然と生活環境が調和した土地利用の推進

■産業活力編

都市のにぎわいと活力を生む土地利用の推進

【項目】

(1)市街地（都市計画区域内）の土地利用

- ①住居系市街地
- ②商業・業務系市街地
- ③工業・流通系市街地
- ④市街化調整区域
- ⑤用途白地地域

(2)集落（都市計画区域外）の土地利用

- ①集落

(1)市街地（都市計画区域内）の土地利用

[基本的な考え方]

- コンパクトなまちづくりを推進するため、開発許可制度等を適正に運用し、無秩序な市街地の拡大抑制に努めます。
- 良好な市街地の形成に向け、区域区分や用途地域を基本とした土地利用の規制・誘導を行います。
- 呉市は広島圏の主要都市であることを踏まえ、市街化区域では特に、広域的な発展をけん引する高度な土地利用の誘導を行います。
- 持続可能なまちづくりに向けて、道路、公園等の都市基盤や商業・医療・福祉等の都市機能、空き家等の既存ストックを有効に活用するとともに、居住機能や都市機能の集約を促進するための誘導方針を検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。
- 大規模な震災や近年、激甚化する水害・土砂災害等に対応するため、安全で安心して暮らせる土地利用の規制・誘導を行います。
- にぎわいや活力の創出に向け、低未利用地や公共用地の有効活用、インターチェンジ周辺等の交通利便性を活かした土地利用を促進するため、新たなまちづくり計画について検討し、計画的かつ適正な土地利用を検討します。

①住居系市街地

- 市民生活を支える拠点や公共交通の沿線等の利便性の高い地域内への居住の誘導を検討します。
- 住宅団地等の閑静な専用住宅地においては、低層で落ち着きのある住環境の保全を図ります。
- にぎわい拠点でもある都市拠点では、活力とにぎわいの再生に向け、商業・業務系と住居系の用途が適度に混在した「まちなか居住」を目指し、高度な土地利用を検討します。
- 市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地開発事業や地区計画等による良好な市街地形成を目指します。
- 斜面市街地や木造建築物が密集した市街地等で、空き家が増加している地域では、建物の更新や空き家の除却等に合わせ、狭あいな道路の拡幅やオープンスペースの確保を一体的に推進し、安全で良好な居住環境の形成に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 増加する空き家や空き地の有効活用を図り、災害危険性の高い斜面市街地からの住み替え支援を行う等、居住機能の誘導策を検討します。また、住み替えに伴う跡地の管理についての方策を検討します。



落ち着きのある専用住宅地



木造家屋が密集した既成市街地



斜面市街地

②商業・業務系市街地

- にぎわい拠点でもある都市拠点では、活力とにぎわいの再生に向け、商業・業務系と住居系の用途が適度に混在した「まちなか居住」を目指し、高度な土地利用を検討します（再掲）。
- にぎわい拠点では、魅力的で高質な空間の形成に向け、にぎわいの核となる施設の誘導や市街地再開発事業等による市街地の高度利用を推進します。また、景観形成の誘導により、吳らしい魅力的な市街地形成を促進します。
- 駅前等の主要な交通結節点の周辺については、特に、遊休地や未利用地等について土地利用の転換を図り、高度利用を推進します。
- 市民生活を支える拠点においては、生活サービス等の都市機能の集積に向け、誘導方針の検討を進めるとともに、公共用地や低未利用地等を活用した土地利用を図ります。
- 都市機能の拡散を抑制するため、大規模集客施設の適正な誘導を行います。また、主要幹線道路の沿道等の商業・業務地では、拠点への都市機能の集積に配慮した土地利用を推進します。



商業・業務系市街地

③工業・流通系市街地

- 中小規模の工場等が点在した地域において、社会経済情勢の変化により、現在の土地利用の維持が困難となる等、跡地が発生した場合は、周辺市街地と調和した良好な市街地を形成するよう土地利用の誘導を行います。
- 広島都市圏の活力をけん引する産業基盤の強化に向け、既存の産業集積地を維持するとともに、「苗代工業団地」や「阿賀マリノポリス地区」等の生産流通拠点において、高速交通ネットワーク等に近接した立地条件を生かし、関連産業の誘致展開を図る土地利用を促進します。
- 呉市沿岸部の中央・宮原・警固屋地域を始めとした重厚長大な「ものづくり産業」の集積地において、生産・流通系の土地利用の維持・強化を図るとともに、産業観光としての利活用により、にぎわいのある拠点として観光振興と連携した土地利用を図ります。



工業専用地域



ものづくり産業

④市街化調整区域

- 新たな開発による市街地の拡大を抑制することを基本とし、コンパクトなまちづくりを進めます。
- インターチェンジ周辺の利便性を活かしたまちづくり等、都市の発展に貢献し、拠点形成に影響しないと認められる開発について、地区計画制度の活用等による新たなまちづくりを検討します。
- 市民生活を支える拠点においては、生活サービス等の都市機能の集積について、誘導方針の検討を行い、拠点の形成を図ります。

⑤用途白地地域

- 都市の一体的な発展を進めるとともに、無秩序な市街化を抑制するため、適正な開発コントロールを行うとともに、開発や建築動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域等の指定を検討します。
- 市民生活を支える拠点においては、生活サービス等の都市機能の集積について、誘導方針の検討を行い、拠点の形成を図ります。

(2) 集落（都市計画区域外）の土地利用

[基本的な考え方]

- 都市的土地区画整理事業を抑制することを基本とし、豊かな自然環境と調和した土地利用を推進します。
- 観光・交流促進に向け、農水産業施策や観光施策と連携した土地利用を図るとともに、生活環境を維持するため、日常生活に必要な生活機能を集約した拠点形成を図ります。

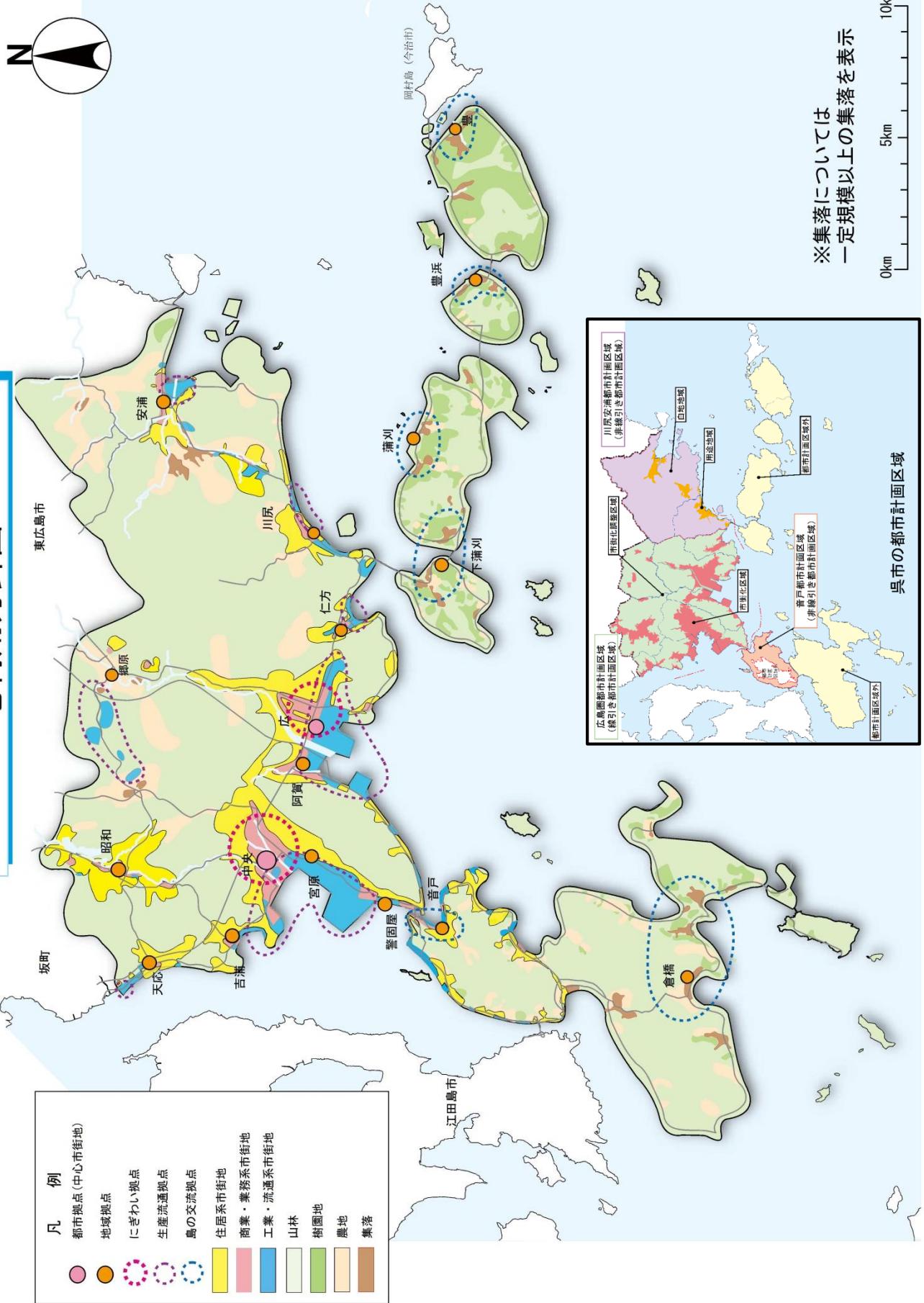
①集落

- 無秩序な開発を抑制し、自然環境を保全するとともに、暮らしやすい住環境と豊かな自然環境が調和した土地利用を進めます。
- 市民生活を支える拠点においては、生活サービス等の都市機能の集積について、誘導方針の検討を行い、拠点の形成を図ります。また、人口減少に伴い、空き家や耕作放棄地の増加が懸念されるため、観光施策や農水産業施策と連携した生活環境の保全に努め、農水産業、観光産業への従事者の多様な価値観に対応した居住地の形成を目指します。
- 農地や山林は、農業・林業の生産の場や景観形成、水源かん養、災害防止等といった多様な機能を有しているため、無秩序な開発を防止し、維持・保全に努めます。また、観光・交流を進める市民農園や林間レクリエーションの場等としての新たな活用方法を検討します。



島しょ部の町並み

土地利用方針図



2) 都市の活動を支える交通体系整備の方針

【基本方針】

■市民生活編

市民生活を支える拠点間を効率的・効果的に連絡する交通体系の構築

暮らしの安全・安心と利便性を向上させる交通体系の構築

■産業活力編

経済活動を支援する交通体系の構築

【項目】

(1)道路

- ①都市の骨格となる広域骨格軸及び主要都市軸の構築
- ②身近な生活を支える地域内道路の整備
- ③交流促進に向けた道路空間の活用
- ④都市活動を支える道路の長寿命化等

(2)公共交通

- ①効率的・効果的な公共交通網の形成
- ②便利で快適な交通結節点の整備
- ③交流を促進する公共交通の確保
- ④公共交通を支える体制づくり

(1)道路

[基本的な考え方]

- 広島都市圏における一体性を高めるとともに、産業や経済活動を支援するため、都市間の広域的な連携強化と、都市内における拠点間の連絡強化を推進し、便利で快適な道路網を構築します。
- 身近な移動を支える地域内道路の整備と併せて、安全・安心な移動を確保する歩道や自転車道の整備を図ります。
- 大規模災害時における緊急物資の輸送や救援活動を支援するため、緊急輸送道路の維持・強化に努めます。
- 呉市への交流人口の拡大を図るため、呉市特有の地域資源を効果的に結び、呉市の魅力を向上させるとともに、にぎわいの創出に向けた道路空間の活用を検討します。
- 人口減少等の社会経済情勢の変化に対応するため、道路網の適切な見直しを検討するとともに、効率的な維持・管理及び長寿命化を推進します。

①都市の骨格となる広域骨格軸及び主要都市軸の構築

- 広島都市圏の主要都市である広島市や東広島市との連携や高速交通ネットワークへのアクセス強化による、都市間の広域的な交流の促進を図るため、呉インターチェンジと阿賀インターチェンジ間の地域高規格道路の整備を促進します。
- 都市間の広域的な連携や地域間の連絡強化を図るため、多車線化、交差点改良及びバイパス整備等により、本市を東西に結ぶ一般国道185号の機能強化を促進します。
- 地域間の連絡強化や安全性の向上を図り、都市の一体性を形成する道路の検討や整備を促進します。
- 主要地方道呉平谷線の整備促進や主要地方道呉環状線の整備について検討します。

②身近な生活を支える地域内道路の整備

- 街区形成の骨格となる都市計画道路は、沿道地域における人口規模や都市機能等の立地の実情に応じた見直しを含め、その整備を検討します。
- 道路整備に合わせた歩道、自転車道の確保をするとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備を図り、誰もが安全で安心して利用できる整備を推進します。
- 地域内における狭い道路や交通安全上対策が必要な道路については、道路の拡幅整備や安全な道路空間の確保に取り組みます。



自転車歩行者道の整備



狭い道路整備事業イメージ

③交流促進に向けた道路空間の活用

- 呉市には、安芸灘地域の「とびしま海道サイクリングロード」のほか、呉市から尾道市までをつなぐ「さざなみ海道サイクリングロード」、呉市と江田島市をつなぐ「かきしま海道サイクリングロード」の三つのサイクリングロードがネットワーク化されています。これらは、島の交流拠点とにぎわい拠点とを結ぶ交流の軸として積極的に活用するとともに、周辺の島しょ部との連携を図ります。
- 道路を取り巻く環境の変化やニーズの多様化に対し、にぎわい創出や交流促進等のまちづくりの観点から、道路空間の有効活用について検討します。



瀬戸内サイクリングロード



道路空間の活用

④都市活動を支える道路の長寿命化等

- 道路や橋りょうの予防保全や耐震化、長寿命化による維持管理費の縮減など、経営感覚を持った戦略的な管理を、安全の確保を図りながら推進します。
- 今後の利用や需要の変化を見据え、その変化に応じた機能転換等を検討します。

(2)公共交通

[基本的な考え方]

- 都市間及び市民生活を支える拠点間を効率的、効果的に接続するとともに、持続可能な公共交通体系の構築に向け、地域ニーズや利用実態、地域特性等を総合的に勘案した公共交通網を形成します。
- 都市の発展と市民の日常生活を支える持続可能な公共交通を目指すため、市民・交通事業者・行政が連携・協働をし、各種公共交通の役割分担と連携強化を図るとともに、交通結節点の整備・拡充等について検討します。
- 人や環境に優しい公共交通づくりを推進するため、自動車利用に依存するライフスタイルから、公共交通による移動を中心としたライフスタイルへの転換を推進します。

①効率的・効果的な公共交通網の形成

- 都市拠点や地域拠点を結ぶ移動手段は、鉄道や路線バス等による需要に応じた定時・定路線の運行を確保します。
- 地域拠点と生活拠点、地域内の移動手段について、生活バスや乗合いタクシーによる定時・定路線の運行とともに、デマンド型交通等の運行により確保します。
- JR 呉線の利便性の向上に向け、路線の複線化や増便について検討するとともに、連続立体交差事業等による鉄道路線での地域の分断解消について検討します。
- 地域住民の生活交通の維持のため、航路の維持確保や航路統合に向けた検討を進めます。



幹線的な交通を担う路線バス



地域内交通を担う生活バス

②便利で快適な交通結節点の整備

- 誰もが公共交通を利用して気軽に外出できる環境の整備に向け、交通結節点等のバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備等の機能強化を推進します。
- 呉駅や新広駅、昭和市民センターの周辺は、主要な交通結節点となることから、施設の整備・拡充などを進め、乗り継ぎ環境を向上させる整備を検討します。
- 朝夕のピーク時における交通渋滞を解消し、環境に優しい都市づくりを進めるため、パーク＆ライドによる公共交通の利用促進を図ります。
- 定時性の確保や他の交通機関との乗り換えの利便性の向上を図るため、バスロケーションシステムの導入を促進します。

③交流を促進する公共交通の確保

- 観光振興や交流促進に向け、快適な公共交通網を形成するとともに、観光列車や市内の観光地を周遊するバス、近隣の島しょ部等へ連絡する航路や周遊クルーズ等の維持・機能強化に向けた検討を行います。
- 市外との交流促進を図るため、主要な交通結節点である呉駅や海の玄関口となる呉中央桟橋ターミナルの機能強化等を検討します。



觀光列車「瀬戸内マリンビュー」



觀光周遊バス「くれたん」

④公共交通を支える体制づくり

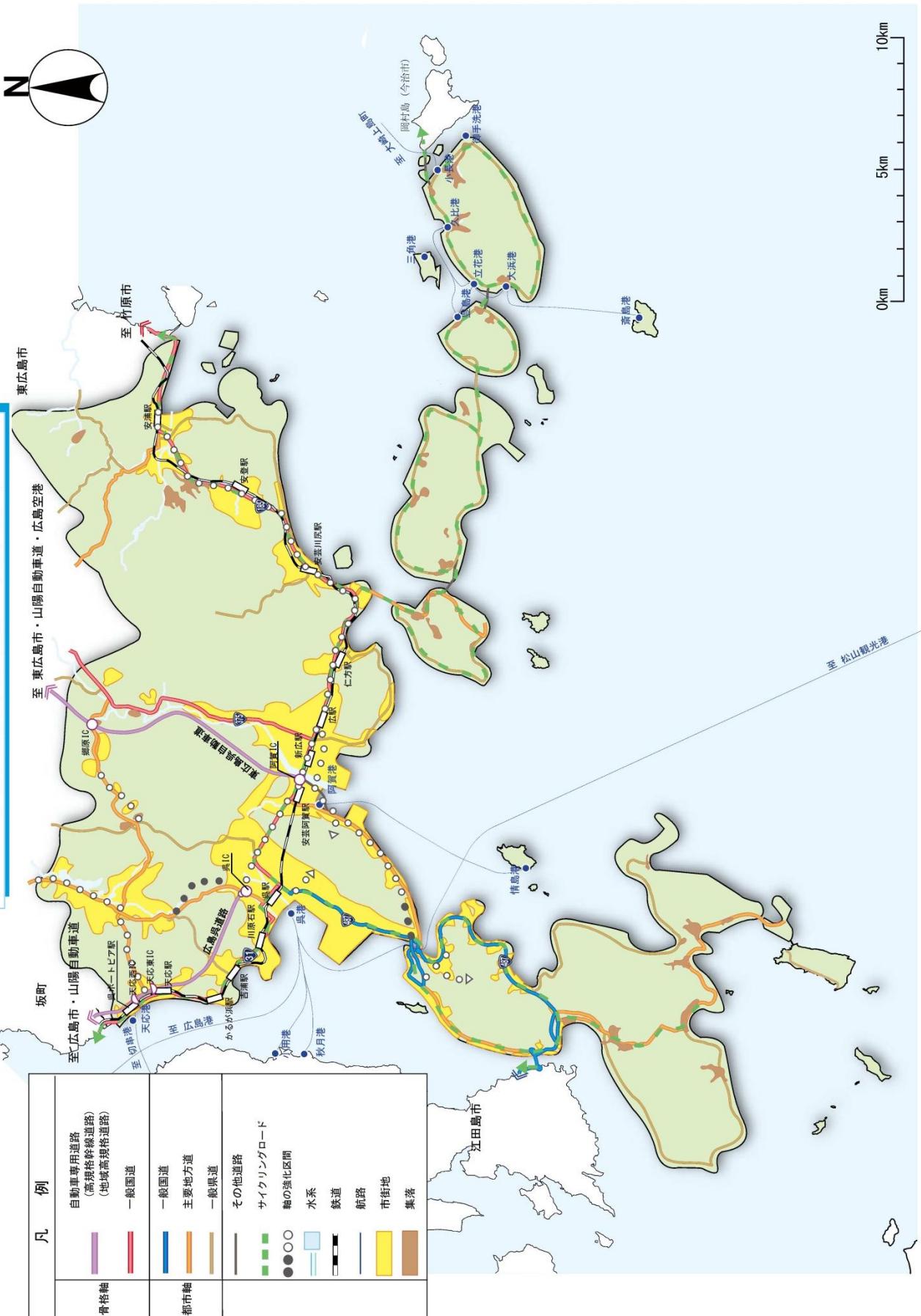
- 公共交通についての現状や課題等の情報を広報誌等により積極的に発信し、市民と共有することで、公共交通利用への転換に向けた意識づくりを行います。
- 公共交通の利用促進や交通渋滞の緩和に向け、より効果的なモビリティマネジメントを推進します。

※モビリティマネジメントとは

一人一人の移動や、まちや地域の交通の在り方を、工夫を重ねながらよりよいものに改善していく取り組みのこと。

(例) 市民がよりよい交通手段を選択できるように、公共交通の路線図や公共交通の利点を示したパンフレット等を配布することによる公共交通の利用促進や過度な自動車依存の抑制等

交通体系整備の方針図



3) 豊かな暮らしを支える都市施設の整備・維持・管理の方針

【基本方針】

■市民生活編

市民の豊かな暮らしを支える都市施設の整備とリニューアルによる利用促進

将来の需要を踏まえた施設の長寿命化の検討・推進

■産業活力編

民間活力による都市施設の整備・維持・管理と施設の空間利用によるにぎわい創出の推進

【項目】

(1)公園・緑地

- ①都市の顔となる公園の整備
- ②身近な公園・緑地の整備
- ③防災や環境に配慮した公園・緑地の整備
- ④都市に潤いを与える緑化の推進

(2)河川・下水道

- ①水害に強い河川の整備及び河川空間の利用
- ②生活環境の向上のための下水道の整備

(3)その他の都市施設の整備

- ①活力の創出に向けた港湾・漁港の整備
- ②安心して暮らせる水道施設の整備
- ③その他の都市施設の整備

(1)公園・緑地

【基本的な考え方】

- 公園・緑地は保全を基本とし、社会経済情勢等を踏まえた公園・緑地の整備や見直しを検討します。
- 既存の公園については、市民のレクリエーションや都市のにぎわい創出、市街地の安全性向上等の観点から、有効活用を図るとともに、市民との連携や民間活力の活用を積極的に図りながら、施設の長寿命化や効率的な維持・管理を行います。
- 防災や環境への対応、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した公園の再整備や、緑のネットワーク形成等を推進します。

①都市の顔となる公園の整備

- 中央公園や入船山公園、音戸の瀬戸公園等の市街地内の大規模な公園は、市民の憩いやレクリエーションに加え、まちのにぎわい創出や観光振興等に貢献することを踏まえ、適切に維持・管理を行います。また、公園施設の更新時においては、一層の利用促進を図る再整備を検討するとともに、にぎわい創出に資する空間の利活用や施設の整備・運営における民間活力の活用の検討を行います。



公園を活用したイベント

②身近な公園・緑地の整備

- 住民に身近な公園・緑地の整備やリニューアルに当たっては、公園施設の安全性に配慮するとともに、計画段階から市民の意向などを反映させる等、利用者のニーズに対応した公園づくりを進めます。
- 地域住民に愛される公園にするため、住民が主体となった公園利用のルールづくりや特色のある施設整備等、身近な公園の再生に向けた取組を進めるとともに、住民や自治会などの協力を得ながら、維持・管理を行います。
- 公園は、地域コミュニティの場であることを踏まえ、多世代が交流できる公園づくりに取り組みます。



健康遊具の設置

③防災や環境に配慮した公園・緑地の整備

- 公園・緑地は延焼防止機能や一時避難場所としての役割を果たすことを踏まえ、更新時において防災機能の強化を図ります。
- 自然環境が豊かな公園等は、小動物や昆虫等が生息することのできるビオトープを形成するなど、豊かな自然環境を生かした自然との触れ合いの場、自然体験や環境学習の場としての公園づくりを検討します。



一時避難場所の確保

④都市に潤いを与える緑化の推進

- 市街地内の自然環境を守り、憩いの場を創出するため、公共空間における緑化を推進します。
- 市内の公園や主要施設を結び、水と緑のネットワークを形成するため、幹線道路の緑化や、河川空間等と一体となった緑地や緑道の整備を推進します。
- 地球温暖化やエネルギー問題の解決に向けて、公共施設用地を始め、工場や商業施設等の敷地の緑化を促進します。



都市緑化の事例

(2)河川・下水道

[基本的な考え方]

- 洪水対策を前提とした河川改修を促進するとともに、河川敷の多目的利用など、河川空間の有効活用について検討します。
- 水害に強いまちづくりを推進するため、下水道の施設の長寿命化及び耐震化に取り組みます。

①水害に強い河川の整備及び河川空間の利用

- 近年における洪水による浸水被害の発生状況等を踏まえ、浸水被害の防止や軽減に向けた河川整備を促進します。
- 都市空間の有効活用を図る観点から、安全性の確保を前提として、河川敷の公園的利用等の河川空間の有効活用について検討します。

②生活環境の向上のための下水道の整備

- 下水道の未整備地域については、地域に適した最も効率的な方法を検討し、水質の浄化や衛生環境の向上を推進します。
- 浸水被害の減少や軽減を図るために、雨水ポンプ設備や雨水貯留施設の整備を推進します。
- 快適で安全・安心な市民生活を持続的に確保するため、管きょの整備や更新において、施設の長寿命化や耐震化を行う等、適切な維持管理に努めます。
- 循環型社会の形成を推進するため、下水道の汚水処理において発生する汚泥等の副産物の有効利用に取り組みます。

(3) その他の都市施設の整備

[基本的な考え方]

- 物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け、港湾・漁港の整備を推進するとともに、施設の維持・更新及び長寿命化を推進します。
- ライフラインである水道施設について、施設の維持・更新及び長寿命化を推進します。
- 豊かな市民の暮らしを支える駐車場やごみ処理場等の都市施設は、施設の維持・更新及び長寿命化を推進します。また、施設の安全性や社会経済情勢の変化を踏まえ、再整備の検討や施設の見直しを行います。

①活力の創出に向けた港湾・漁港の整備

- 重要港湾である呉港は、高速交通ネットワークや内陸部の工業団地との連携等、その優位性を生かし、更なる発展に向けた機能強化に取り組みます。
- 港を活用したレクリエーション機能や賑わい空間の充実など、自然と共生した港湾・漁港の整備を推進します。
- 港湾機能の強化と円滑な管理に向け、必要に応じて臨港地区による規制・誘導を検討します。
- 港湾や漁港の総合的かつ効率的な管理運営を図るため、予防保全計画を策定し、老朽化施設の廃止・再編の検討を行うとともに、必要となる補修事業や耐震化事業を進め、施設の安全性を確保します。

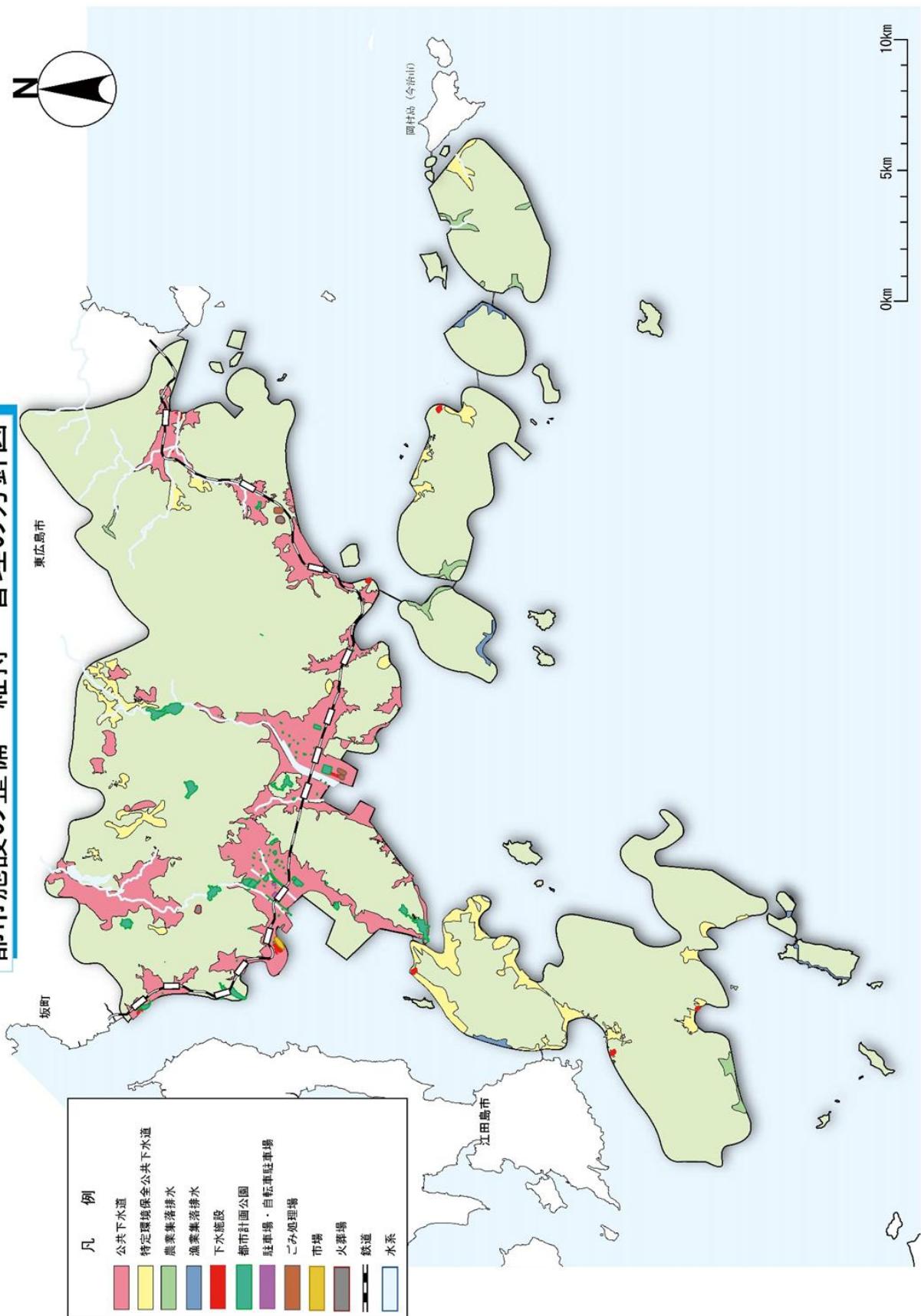
②安心して暮らせる水道施設の整備

- 水道水の安定供給を図るため、将来的な水需要を想定し、浄水場や管路等の施設の計画的な改築更新を図るとともに、施設の耐震化等に取り組みます。

③その他の都市施設の整備

- 駐車場やごみ処理場等の都市施設は、施設の維持・更新や長寿命化を行うとともに、施設の安全性や社会経済情勢の変化による新たな需要等を踏まえ、再整備の検討や施設の廃止等、適切な見直しを行います。

都市施設の整備・維持・管理の方針図



4) 災害に強い都市づくりの方針

【基本方針】

■市民生活編

人命の保護を最優先としたハード・ソフト両面による総合的な防災まちづくりの推進

■産業活力編

地域防災力の向上に向けた民間企業との連携

【項目】

都市構造の防災化

- ①防災的な土地利用の推進
- ②市街地の不燃化の促進
- ③防災空間の確保
- ④防災事業の促進
- ⑤復興まちづくり等の推進

都市構造の防災化

[基本的な考え方]

○災害に強いまちづくりを実現するため、ハード事業とソフト施策の組合せにより、災害被害の抑制・軽減をするとともに、災害発生時における早期の復旧・復興が可能な、強靭でしなやかな都市づくりを目指します。

○高度経済成長期を中心に整備してきた道路等のインフラ施設については、今後一斉に老朽化が進行することから、施設の予防保全や老朽化対策等、適正な維持管理・更新を図ります。

①防災的な土地利用の推進

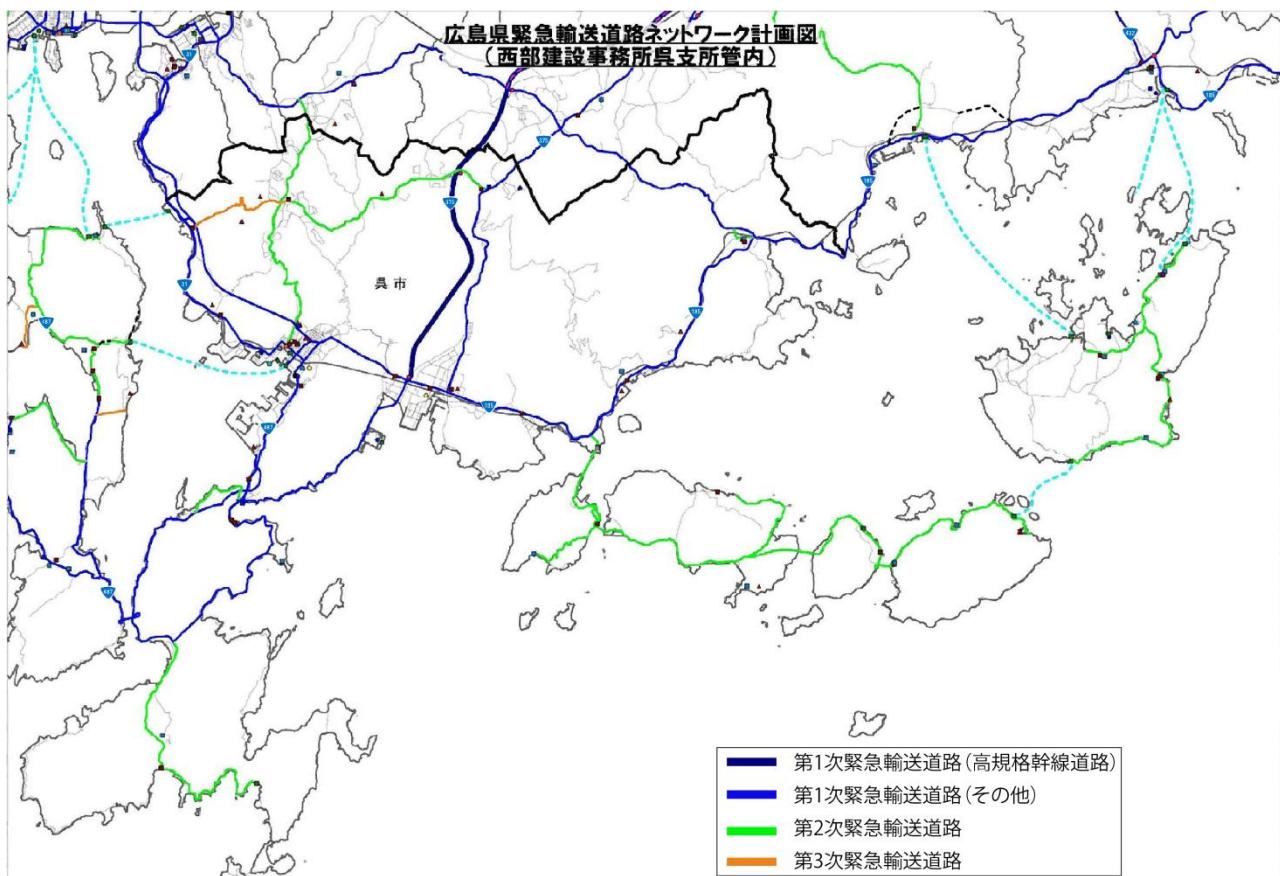
○土砂災害特別警戒区域等の災害危険性の高い地域については、住居系の土地利用の抑制や安全な市街地への住み替え支援等による誘導を行うとともに、跡地の防災対策について検討します。
○延焼のリスクが高い密集住宅地を対象に、生活道路の拡幅・改良等により、延焼遮断・低減を図る等、都市構造の防災化を推進します。

②市街地の不燃化の促進

○市街地の不燃化を促進するため、木造建築物が密集した市街地等において、オープンスペースを確保するとともに、都市拠点や地域拠点等の都市機能が集積する地区等について、防火地域、準防火地域の指定により、耐火性能の高い建築物の建築を促進します。また、耐震性防火水槽や消火栓等の消防設備の充実を図ります。

③防災空間の確保

- 防災の中核的な拠点として、市役所や各市民センターを中心とした拠点の強化を図るとともに、小学校区を基本とした地域の防災拠点づくりを推進します。
- 市民の主体的な防災活動を支援する市民センター等の耐震化やライフラインの強化、情報機能・救護救援物資の備蓄等の防災機能の強化を図ります。
- 災害時の避難場所や救援活動拠点となる、公園、港湾施設等の防災機能の強化を推進します。
- 緊急時における円滑な避難と支援物資輸送を確保するため、緊急輸送道路や主要な避難路における橋りょう等の補修・耐震化を進めるとともに、沿道の建築物の耐震化の方針について検討します。
- 住民の安全な避難誘導を図るため、避難路の整備を検討します。



緊急輸送道路ネットワーク（出典：広島県）

※緊急輸送道路ネットワークとは

地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するもの。

④防災事業の促進

【地震・津波対策】

○地震時における円滑な避難と支援物資輸送を確保するため、緊急輸送道路や主要な避難路における橋りょう等の補修・耐震化を進めるとともに、沿道の建築物の耐震化の方針について検討します。(再掲)

○津波や高潮に対応した、高台までの避難路の整備や一時避難場所として、民間建築物を含めた「津波・高潮緊急避難建物」の指定を検討します。



一時避難施設標識

【土砂災害対策】

○土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害に関する情報の周知を徹底するとともに、警戒避難体制の整備を推進します。

○砂防及び急傾斜地崩壊対策事業による土砂災害に強いまちづくりを促進します。

【水害対策】

○洪水により甚大な浸水被害が発生すると想定される河川区間を把握するとともに、浸水被害に対応するため、関係機関と連携しつつ、河川改修等の重点的な整備を促進します。

○浸水のおそれが高い地区について、雨水ポンプ場や雨水貯留施設整備等の浸水対策に取り組みます。

○ゲリラ豪雨の発生による都市型洪水の被害を軽減するため、必要に応じて、道路、公園、その他の公共施設における雨水貯留施設等の整備を推進します。

○沿岸部の市街地では、計画的な高潮堤防や防潮水門の整備を促進します。

【防災活動体制の構築】

○災害発生時の迅速な対応に向け、関係機関との連携体制を構築するとともに、避難体制の整備や防災情報の連絡体制の充実を図ります。

○市民と行政との役割分担による安全・安心なまちづくりを推進するため、地域の自主防災組織づくりや避難訓練の実施等、地域の活動の支援を推進します。

⑤復興まちづくり等の推進

○甚大な災害発生後において、密集市街地等の都市基盤未整備地区が、再度、不良な街区として再建されることを抑制するため、「広島県災害復興都市計画マニュアル」に基づき、「市街地開発事業」や「都市施設の導入」による復興まちづくりを推進し、良好な市街地形成を図ります。

○民間企業等との救護、資材の供給・輸送、一時避難、帰宅困難者への支援等の協定の締結等により、連携を進めるとともに、企業の事業継続計画の策定を支援します。

※事業継続計画 (Business Continuity Plan) とは

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に食い止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

5) 都市環境の保全・形成の方針

【基本方針】

■市民生活編

環境負荷の低減に向けた都市環境づくりの推進
郷土愛の醸成と次世代につなぐ都市環境づくりの推進

■産業活力編

安全で快適な環境づくりの推進
にぎわいや交流を生む景観づくりの推進

【項目】

(1) 豊かな自然環境の保全

- ①緑地や水域の保全
- ②環境配慮型事業の推進
- ③生物多様性の保全

(2) 地球に優しい都市環境づくり

- ①低炭素まちづくりの推進
- ②循環型社会の形成
- ③地域環境の保全

(3) 美しい景観の保全と形成

- ①都市景観の形成
- ②自然や歴史、文化などの特色のある景観の保全・形成
- ③市民等との協働による景観の保全・形成

(1) 豊かな自然環境の保全

[基本的な考え方]

- 豊かな自然環境や生物多様性と共に存するまちづくりを進めます。

① 緑地や水域の保全

- 「灰ヶ峰」や「野呂山」を始めとする市街地の背景を成す自然緑地や、市内に点在する地域の骨格を成す里山や公園等の緑地の保全を図ります。
- 公共用水域への生活排水等の流入防止を推進するとともに、藻場の造成や漁礁の設置等により水産資源の育成に努めるなど、里海の保全を図ります。



中心市街地の背景を成す灰ヶ峰

② 環境配慮型事業の推進

- 市街地整備や都市施設整備に当たっては、自然環境や生態系への影響を回避し、又は最小限に抑えるなど、その保全に努めます。

③ 生物多様性の保全

- 市街地内の緑地や山地、河川、海岸、海面などを有機的に結び、水と緑のネットワーク形成に努め、生物の生息環境の保全を図ります。

(2) 地球に優しい都市環境づくり

[基本的な考え方]

- エネルギーの効率的利用や、環境への負荷が少ない、持続可能でコンパクトな都市構造を目指します。

① 低炭素まちづくりの推進

- コンパクトな都市構造の形成やモビリティマネジメントの実施により、公共交通の利用促進や過度に車に依存しない、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
- 太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの普及を促進します。
- 建築物の低炭素化や、「緑のカーテン」の導入などによる緑化を推進します。
- 交通渋滞を解消する円滑な道路ネットワークの形成を促進し、NO_x等の発生を抑制します。

② 循環型社会の形成

- 環境への負荷が少ない循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再利用（リサイクル）の3Rを推進します。
- 事業系廃棄物の適正処理・減量化に向けて、事業者への指導や啓発を図ります。

③ 地域環境の保全

- 住居系と工業系の用途が混在する市街地では、住環境や操業環境の保全に向け、用途の混在の解消を図ります。

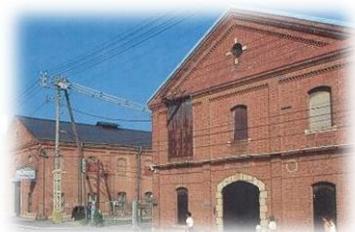
(3)美しい景観の保全・形成

[基本的な考え方]

○美しい自然や生活、歴史、文化が溶け込む呉市らしい、魅力ある景観づくりを進めます。

①都市景観の形成

- 「呉市景観計画」で定められた「景観づくり区域」や「景観重要公共施設（道路・都市公園）」では、それぞれの誘導基準等に基づき、重点的に景観形成の誘導を行います。
- 観光客の回遊性の向上に貢献し、市の顔となる景観形成に努めます。
- 道路や公園、学校等の公共施設等は、地域の特性や周辺環境との調和に配慮し、先導的な景観形成に努めます。
- 造船や製鉄工場等の産業景観や旧海軍倉庫であるレンガ倉庫群や自衛隊の施設を望むことができるアレイからすこじま等の歴史的景観が魅力的な観光資源となるよう、市民、事業者、行政の協働により、景観の保全・形成に努めます。



れんが倉庫群



灰ヶ峰からの夜景



三之瀬地区

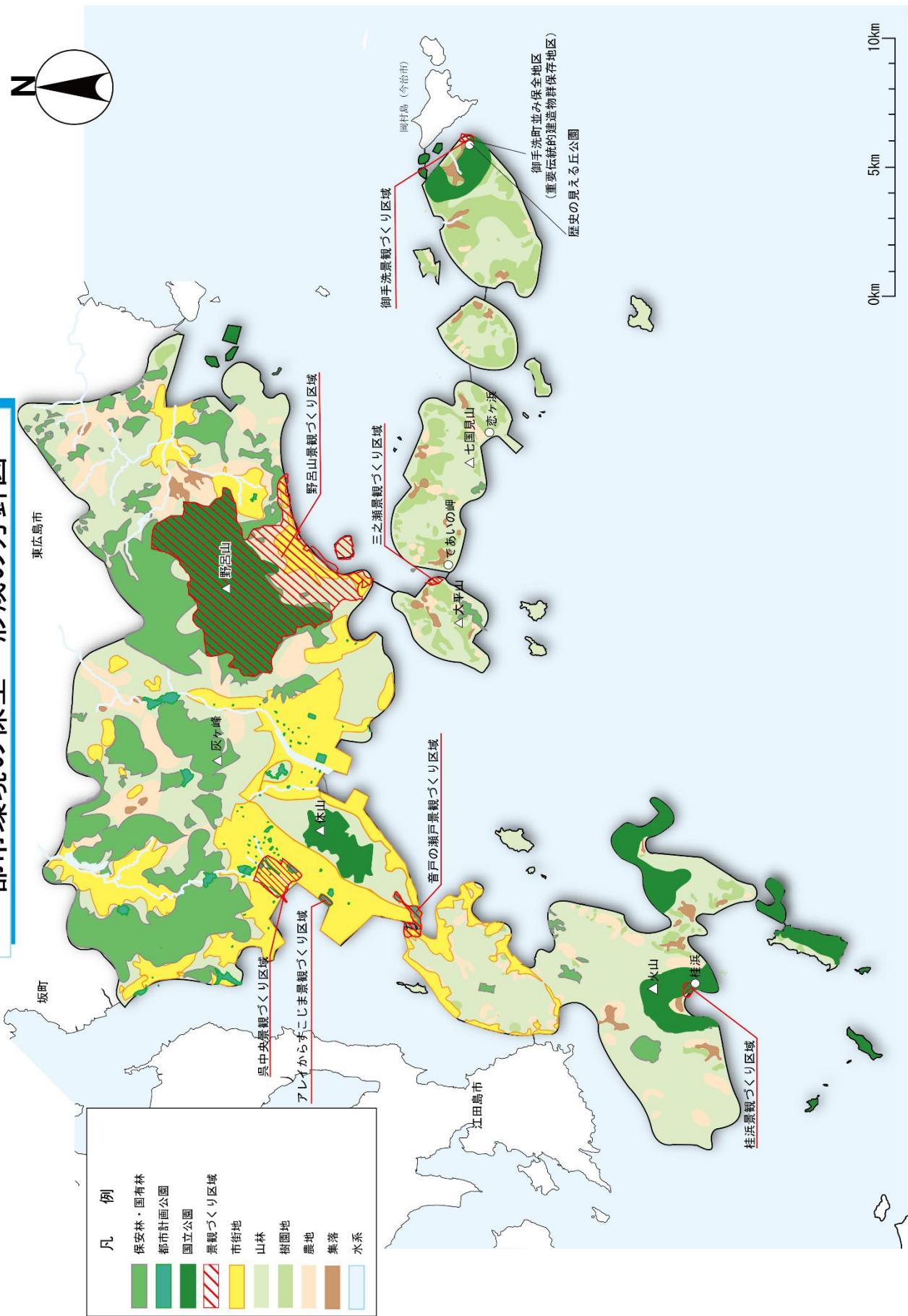
②自然や歴史、文化などの特色ある景観の保全・形成

- 「灰ヶ峰」や「野呂山」、「休山」などの山地景観や、「二級峡」の渓谷景観、「桂浜」等の海浜景観は、呉市の特色ある自然景観であり、次の世代に継承していくため、積極的に保全・形成に努めます。また、主要な山頂からの夜景や瀬戸内のしまなみへの眺望景観の保全を図ります。
- 内陸部の田園集落や、島しょ部にある段々畑、漁港集落などは、ふるさとの原風景となることから、その保全に努めます。
- 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「御手洗地区」や、朝鮮通信使の寄港地として知られる「三之瀬地区」などでは、歴史・文化的なまちなみの形成を図ります。

③市民等との協働による景観の保全・形成

- 良好な景観の形成と保全を図るため、「呉市景観条例」や「呉市屋外広告物条例」に基づき、建築物や工作物、屋外広告物等の形態・意匠を適切に誘導します。
- 地区計画制度や建築協定等の取組を支援し、良好な景観の形成を促進します。
- 景観の保全と併せ、花木の植栽等による緑化の推進や除草、清掃活動等の日常の美化活動の支援によって美しいまちづくりを推進します。

都市環境の保全・形成の方針図



第4章 地域別構想

4.1 地域別構想の役割

4.2 地域別のまちづくりの方針

- | | |
|----------|-----------|
| 1) 中央地域 | 10) 仁方地域 |
| 2) 宮原地域 | 11) 川尻地域 |
| 3) 警固屋地域 | 12) 安浦地域 |
| 4) 吉浦地域 | 13) 音戸地域 |
| 5) 天應地域 | 14) 倉橋地域 |
| 6) 昭和地域 | 15) 下蒲刈地域 |
| 7) 郷原地域 | 16) 蒲刈地域 |
| 8) 阿賀地域 | 17) 豊浜地域 |
| 9) 広地域 | 18) 豊地域 |

4

4. 1 地域別構想の役割

1) 地域別構想の役割

本マスタープランの全体構想で位置付けたまちづくりの基本理念の実現のためには、各地域の役割に応じたまちづくりの推進が必要となります。また、各地域が有する地域ならではの資源の活用等、地域の固有の特性を踏まえ、地域の視点に立ったまちづくりを推進する必要があります。

そこで、各地域におけるまちづくりの課題及び方針を明確にし、共有することで、まちづくりに対する理解と協力を得るとともに、市民協働によるまちづくりを推進するための指針となることを目的として地域別構想を策定します。

2) 地域の設定

都市計画マスタープランは、都市計画区域におけるまちづくりの基本的な方針を示すものですが、都市計画区域内外における市民生活や経済活動において、各地域の役割に応じた連携を図り、呉市全域で一体的・総合的なまちづくりを推進することが必要です。

そのため、都市計画区域内外の呉市全域を対象とすることとし、市民生活の基本的な生活圏となる都市拠点及び地域拠点の18地域を単位として地域別構想を策定します。都市計画区域内の13地域については、都市計画制度の活用などによるまちづくりの指針として、また、都市計画区域外の5地域については、都市計画制度の活用はできませんが、既定の関連計画と都市計画区域内の都市計画施策との連携を図るために、都市計画区域内と同様にまちづくりの指針として策定します。

3) 地域別構想の構成

地域別構想は、地域の現況や課題、まちづくりの方針等で構成します。

①全体構想における地域の位置付け

全体構想の将来都市構造における位置付けから、地域の担う役割を示します。

②地域の概況及び特性

地域の人口動向等の基本的なデータ等から地域の概況と特性を示します。

③地域の課題

全体構想における地域の役割や地域の概況から地域の課題を整理します。

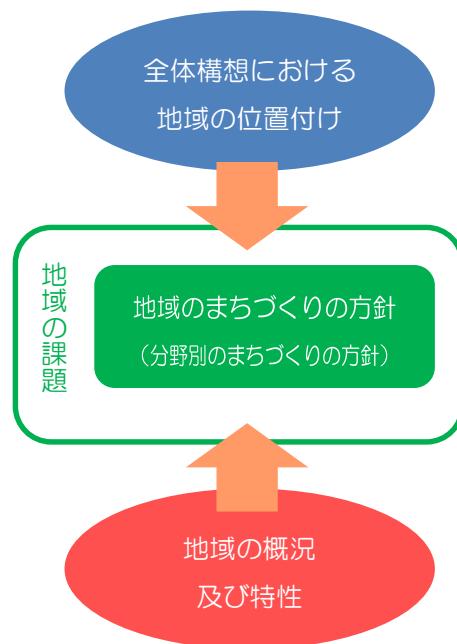
④地域のまちづくりの方針

地域の課題の解決と、市民生活と産業活力を向上させるために、地域のまちづくりの方針を示します。

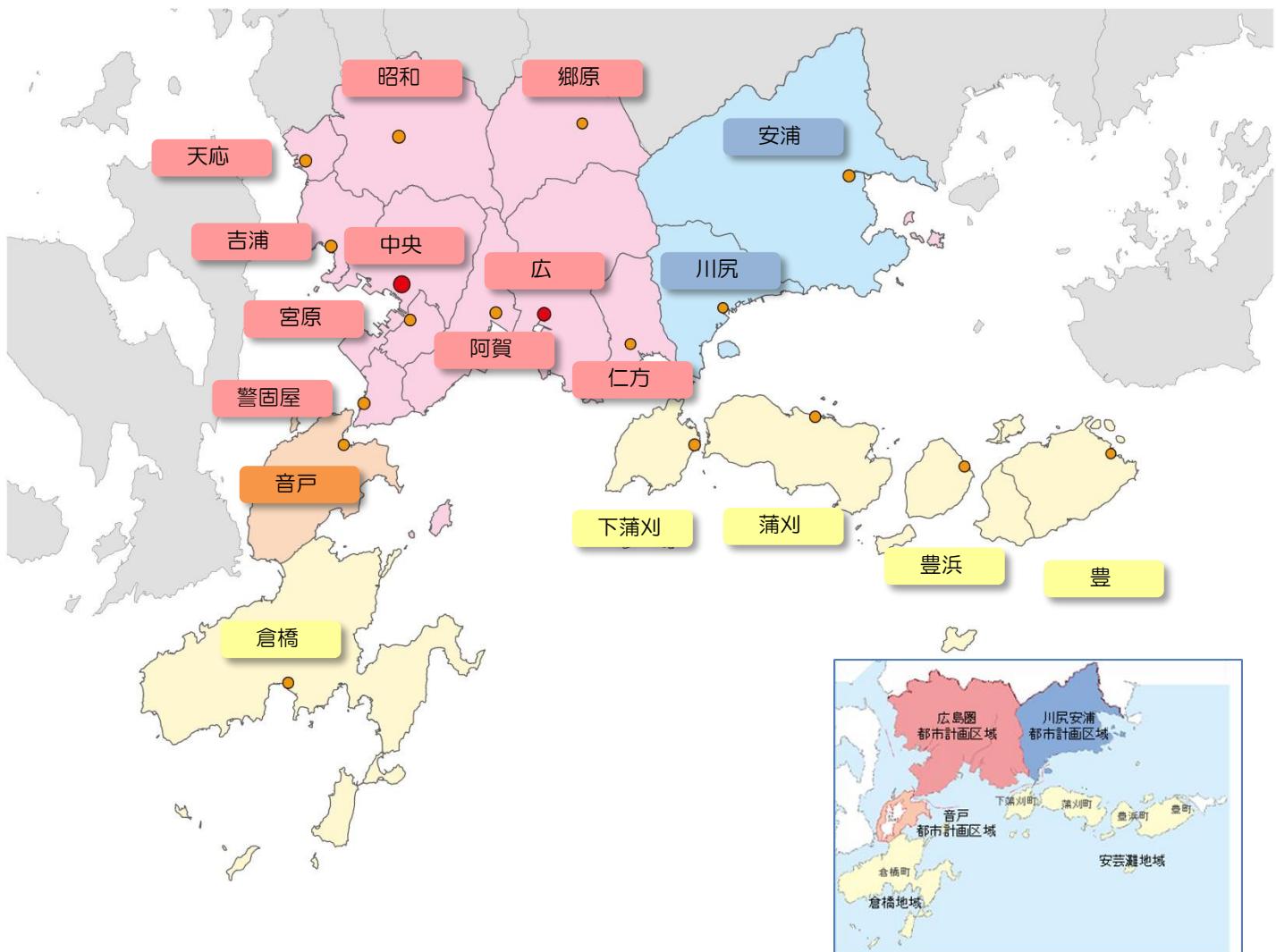
⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野別構想の考え方を基本として、具体的なまちづくりの方針及び方針図を示します。

地域別構想の構成イメージ



地域区分図



広島圏都市計画区域

- 1 中央地域
- 2 宮原地域
- 3 警固屋地域
- 4 吉浦地域
- 5 天應地域
- 6 昭和地域
- 7 郷原地域
- 8 阿賀地域
- 9 広地域
- 10 仁方地域

川尻安浦都市計画区域

- 11 川尻地域
- 12 安浦地域

音戸都市計画区域

- 13 音戸地域

都市計画区域外

- 14 倉橋地域
- 15 下蒲刈地域
- 16 蒲刈地域
- 17 豊浜地域
- 18 豊地域

4. 2 地域別のまちづくりの方針

1) 中央地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

都市拠点（都心）
広域的な圏域で中核を担う地域

にぎわい拠点
市のにぎわいの顔となる地域

生産流通拠点
ものづくり産業の維持と強化を図り、
産業発展をけん引していく地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 都心としての多様な都市機能の集積・誘導とアクセス性の向上
- 多様な産業の集積を活かした産業活動の増進とにぎわいづくり
- 都心としての安全・安心で快適な居住環境の確保

地域のまちづくりの方針

- 多様な都市機能が集積した都心、便利で安全なまちづくり
- 安全・安心、都心としての住みみたいと思える斜面市街地のまちづくり
- 歴史と技の継承、にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり

地域の概況と特性

- ・市内外をサービスの対象とした多様な都市機能が集積しています。
- ・呉市のにぎわいと活力をけん引する地域です。
- ・都心となる地域ですが、人口が減少し、高齢化が進行しています。
- ・斜面市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。



■人口及び年齢構成

総面積	2,007ha	対呉市割合	5.7%
H27総人口	51,951人	対呉市割合	22.1%
人口密度	25.9人/ha		
年齢構成	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	5,086人	29,162人	17,703人
構成比	9.8%	56.1%	34.1%

出典：住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市全域や周辺市町を含む広域的な圏域において中核を担います。 ・商業や医療、文化、娯楽、行政等の中核的な機能の集積を図る地域です。 ・広島市との連携を強化するとともに、呉市の西部の地域を支える地域です。
にぎわい拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・JR呉駅周辺や中央商店街周辺の一体的なエリアにおいて、広域的なサービスを提供する商業施設を積極的に誘導するとともに、人が集まる空間の整備や多様な主体が連携したイベントの開催等によって魅力の発信を行い、交流を促進し、市のにぎわいの顔となる地域です。
生産流通拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の産業集積地において、歴史的なものづくり産業の維持と強化を図り、産業発展をけん引していく地域です。

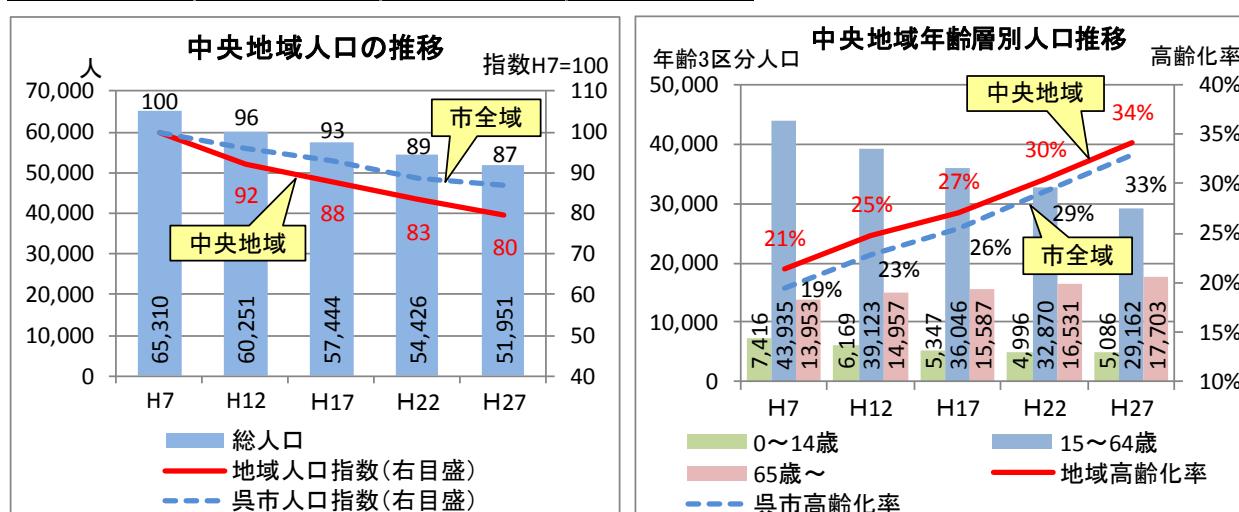
②地域の概況と特性

■人口及び年齢構成

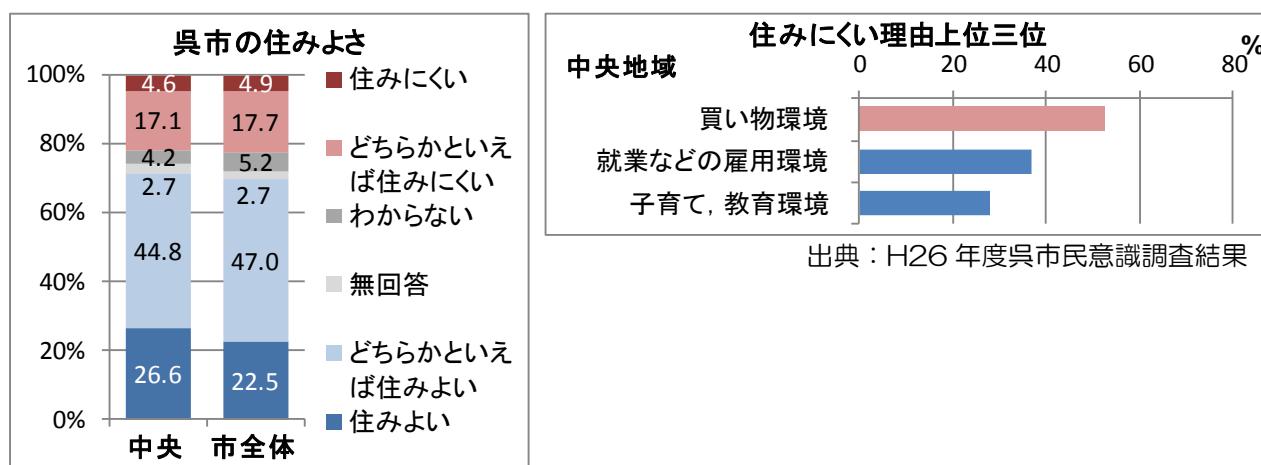
総面積	2,007ha	対呉市割合	5.7%
H27総人口	51,951人	対呉市割合	22.1%
人口密度	25.9人/ha		
年齢構成	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	5,086人	29,162人	17,703人
構成比	9.8%	56.1%	34.1%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）

住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



【市内外をサービスの対象とした多様な都市機能が集積しています。】

地域の南側は瀬戸内海に面し、三方を灰ヶ峰や休山等の山地に囲まれたすり鉢状の地形となっており、市街地の中心となっている平たん地（以下「中心市街地*」）では比較的高密度な市街地が形成されています。また、中心市街地には、商業・業務、医療・福祉等の拠点的な都市機能が集積しており、市内外に渡る広域的なサービス機能を有しています。

*「中心市街地」は、中心部となる市街地を概念的に表しています。

【呉市のにぎわいと活力をけん引する地域です。】

古くから栄えた、中通商店街等の中央地区商店街は、日常の買い物や飲食等ができる多様な店舗が立地しており、呉市のにぎわいをけん引してきました。また、蔵本通りや中央公園等を始めとして、れんがを基調とした市街地の景観づくりが行われており、呉らしい景観を形成しています。あわせて、臨海部では、旧軍港から技術を継承したものづくり産業を中心とした産業が集積するとともに、呉市を代表する観光施設である「大和ミュージアム」や大規模な商業施設等が立地しており、市のにぎわいと活力をけん引する地域となっています。

また、鉄道や幹線道路、海上交通など市内外からの交通機能が集積する都市の玄関口となっていますが、国道185号等の幹線道路において渋滞が発生しています。

【都心となる地域ですが、人口が減少し、高齢化が進行しています。】

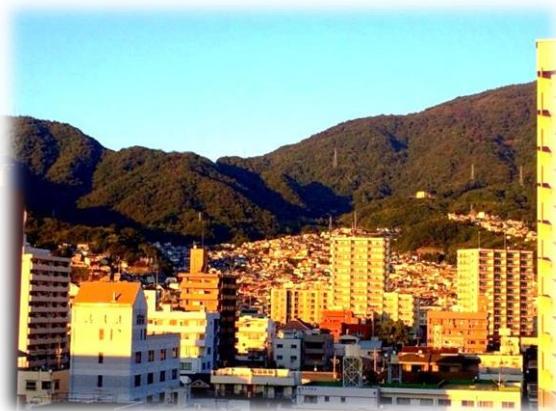
人口は、約52,000人（H27）を有していますが、人口減少の傾向にあります。特に、斜面市街地の人口減少が進行しているとともに、中心市街地の一部において人口減少が見られます。また、高齢化率は約34%（H27）であり、市平均を上回っています。

【斜面市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。】

中心市街地を囲むようにすり鉢状に斜面市街地が広がっています。斜面市街地では、狭あいな道路が多く、空き家が増加しています。また、斜面市街地の多くは、土砂災害の災害危険区域に指定されており、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。



中心市街地



灰ヶ峰の山裾に広がる斜面市街地

③地域の課題

●都心としての多様な都市機能の集積・誘導とアクセス性の向上

JR 呉駅から、市役所周辺にかけての中心市街地一帯において、呉市内全域及び周辺都市への高次都市サービスを提供する中心的な拠点としての機能を更に充実させるために、多様な都市機能の誘導を図る必要があります。

また、都市機能のサービスを広域的に提供するために、幹線道路や公共交通の機能強化等によるアクセス性の向上が必要です。

●多様な産業の集積を活かした産業活動の増進とにぎわいづくり

中通り商店街等における多様な商業・業務機能やものづくり産業を中心とした工業、大和ミュージアム等の観光等、中央地域には、呉らしい多様な産業が集積しており、今後も都市のけん引役としてこれらの産業活動の増進とにぎわいづくりが求められます。また、中央地域は、多くの人が訪れる呉市の玄関口として、また、「くれの顔」としての魅力的な市街地景観の形成が求められます。

●都心としての安全・安心で快適な居住環境の確保

中央地域の都心回帰に向けた安心・安全で快適な居住環境の確保が必要です。特に、中心市街地を囲む斜面市街地において、狭あいな道路が多く、空き家の増加や住民の高齢化が進んでおり、居住環境の改善が必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●多様な都市機能が集積した都心、便利で安全なまちづくり

中心市街地において、商業、医療、福祉、文化、娯楽、行政等の多様な都市機能の集積を図るとともに、土地利用の高度利用化や防災対策等の安全なまちづくりを推進し、呉市及び周辺市町を含む広域的な圏域における中核を担う地域としてのまちづくりを目指します。

●安全・安心、都心としての住みたいと思える斜面市街地のまちづくり

災害危険性等を踏まえた土地利用の誘導や狭あいな道路の解消等、安全・安心な斜面市街地の居住環境を整備し、中心市街地に近接した利便性を活かし、住みたいと思える斜面市街地のまちづくりを目指します。

●歴史と技の継承、にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり

大和ミュージアムやものづくり産業等の歴史的な資源や旧海軍工廠で培われたものづくりの技術を継承し、呉らしさを活かした、にぎわいと活力のある魅力的なまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	中央地域のまちづくりの方針	
土地利用	都市拠点の形成	商業・医療・福祉等の多様な都市機能の集積を図るとともに、その周辺やJR駅周辺等の交通利便性の高い地区等への居住の誘導に向け、誘導方針を検討し、その方針に基づく土地利用の誘導を行います。 また、まちなか居住の推進に向け、土地の高度利用を促進します。
	居住環境の改善	斜面市街地を始めとして、増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を中心とした、多様な世代の居住を誘導します。住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 また、災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。
	「吳の玄関口」としてのにぎわいの再生	JR吳駅から中央地区商店街周辺の一体的なエリアにおいて、集客・交流の機能の充実を図るとともに、多様な主体や観光産業等と連携したまちづくりを推進します。 また、まちのにぎわいの再生に向け、居住と商業が適度に混在したまちなか居住を推進します。
	にぎわい創出のための高度利用化や施設の誘導	にぎわいの核となる施設の誘導や市街地再開発事業等による市街地の高度利用を推進します。 JR吳駅周辺における、遊休地や未利用地等について土地利用の推進を図り、高度利用を促進します。
	ものづくり産業等の生産流通機能の維持と強化	ものづくり産業を中心とした既存の生産流通機能の集積地について、その機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。
	豊かな自然環境と調和した市街地の形成	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。灰ヶ峰や休山を始めとした自然環境との調和と保全に努めます。 また、憩いの空間の創出に向け、緑豊かな市街地の形成を推進します。
	交流人口の拡大に向けた魅力の向上	交流の促進に向け、吳市の観光振興の核である大和ミュージアムや入船山記念館等日本遺産の構成文化財が点在する宝町～幸町～アレイからすこじまエリアの魅力の向上を図ります。
交通	広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築	広域的な都市間の連携強化と交流促進に向け、広島吳道路吳インターチェンジと東広島・吳自動車道阿賀インターチェンジを結ぶ地域高規格道路の整備について検討します。（トライアングルネットワークの構築） 阿賀・広地域等の市東部の地域との連絡強化や東広島市及び竹原市方面との連携強化に向け、休山新道の4車線化整備と国道185号の機能強化を促進します。 吉浦地域等の市西部の地域との連絡強化や広島市方面との連携強化に向け、広島吳道路と国道31号の機能強化を促進します。
	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	宮原・警固屋地域等との連絡強化に向けた国道487号の機能強化を促進します。 昭和地域等との連絡強化に向けた（主）吳平谷線の整備を促進します。 湾岸バイパスルートの整備構想について検討します。
	地域間及び地域内道路の整備	地域間や地域内のネットワークを構築する県道の機能強化を促進します。 (一)瀬野吳線の機能強化を促進します。
	道路のバリアフリー化の推進	狭あいな道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
	交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。 にぎわい創出や交流促進に資する道路空間の活用について検討します。
	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
	便利で快適な交通結節点の機能強化	吳市の主要な交通結節点であり、交流の玄関口であるJR吳駅について、その役割にふさわしい機能と景観を備えた待合施設や広場等の機能向上に向けた検討を行います。

交通	公共交通	海の玄関口となる桟橋ターミナル等の機能強化	市外との交流促進に向け、海の玄関口となる呉中央桟橋ターミナルとその周辺環境の一体的な整備について検討します。また、航路等の機能強化や周遊クルーズ等を検討します。
		連続立体化事業の検討	軌道による地域の分断解消に向け、地域の一体的な発展を図るために、呉駅を中心とした連続立体化事業を検討します。
		公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
都市施設	都市の顔となる公園や身近な公園の再整備等	中央公園等の都市の顔となる公園について、市民の憩いやレクリエーション機能に加え、にぎわいを創出する空間の形成に向け、適切な維持とバリアフリー化や防災機能等の向上を推進します。 身近な公園について、適切な維持に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。 スポーツ拠点の形成に向け二河プール周辺の整備を推進します。	
	浸水被害の軽減化のための下水道や河川の整備	浸水被害の防止や軽減に向けた堀川水系の整備を促進するとともに、雨水ポンプ設備や雨水貯留施設の整備を推進します。	
	港湾機能の強化	物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。また、事業継続計画の策定により、災害時の事業の継続性の向上を図ります。	
	各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。	
防災	防災拠点の整備・機能強化	市全域の防災の中核的な拠点となる市役所及び周辺施設について防災事業を推進し、防災拠点を形成します。また、中央公園の防災機能の強化を図ります。	
	公園等の防災機能の強化	防災拠点の機能を補完する入船山公園等の防災機能の強化を図ります。また、避難場所となる身近な公園等の防災機能の強化を図ります。	
	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。	
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。	
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。	
環境都市	呉らしさを感じる市街地景観の形成	呉市景観計画に基づき、山々と海と調和した市街地景観の形成に努めます。特に景観づくり区域では、旧海軍に関連する歴史的な建造物やれんが建築等の特色あるまちなみの保全に努めます。また、夜景が代表的な灰ヶ峰からの美しい眺望景観の保全に努めます。	

道路整備等の方針に係る取組の定義

方針	内容
「整備」	既定計画に位置付けがあり、今後10年間で事業に着手し、具体的な事業を進めるもの。また、機能強化を図るもの。
「機能強化」	道路法面の防災対策、橋りょう等の耐震化等を行い、ネットワークを確保するもの。また、都市計画道路等について、既存の道路の部分的な拡幅や多車線化等に向けた検討を行うもの。
「整備検討」	新たな路線について、事業化に向けた整備の検討を進めるもの。（既存の道路のない都市計画道路等）
「整備構想の検討」	構想段階の路線について、事業の必要性の検討や具体化に向けた検討を行うもの。

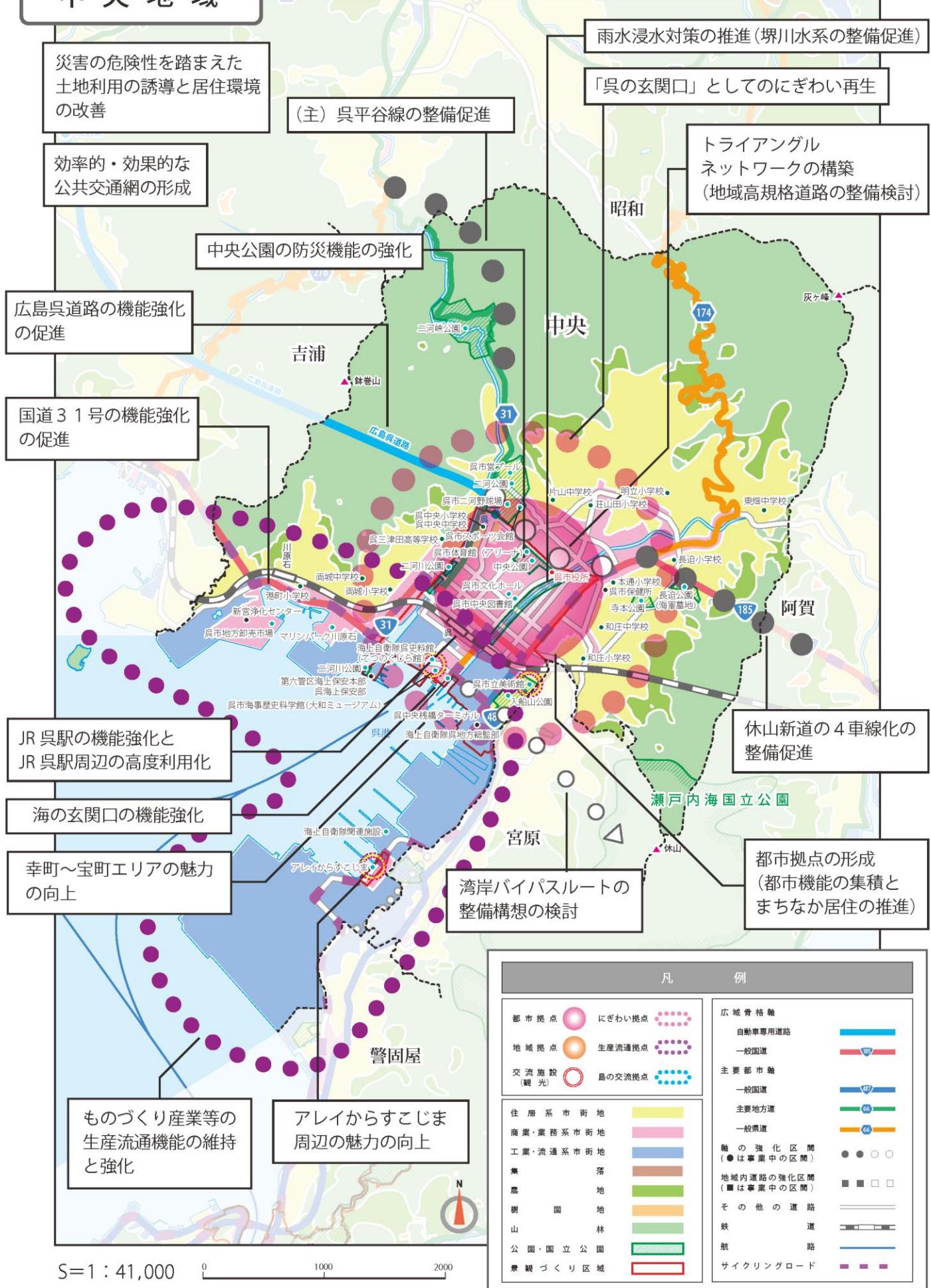


大和ミュージアムと鉄のくじら館
(宝町周辺)



ものづくり産業

中央 地域



2) 宮原地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

都市拠点への近接性を活かし、一定の
生活サービス機能の集積を図る地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災等を考慮した居住環境の改善
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 良好な眺望景観の保全等

地域のまちづくりの方針

- 都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり
- 斜面市街地等の安全で安心なまちづくり
- 歴史を望む眺望景観の保全と休山と調和したまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口が減少し、高齢化が進行しています。
- ・市民センター周辺等の買い物環境の充実が望まれています。
- ・斜面市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。
- ・呉港を望む良好な眺望景観が保全されています。



位置図

■人口及び年齢構成

総面積	395ha	対呉市割合	1.1%
H27総人口	7,740人	対呉市割合	3.3%
人口密度	19.6人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	775人	4,149人	2,816人
構成比	10.0%	53.6%	36.4%

出典：住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

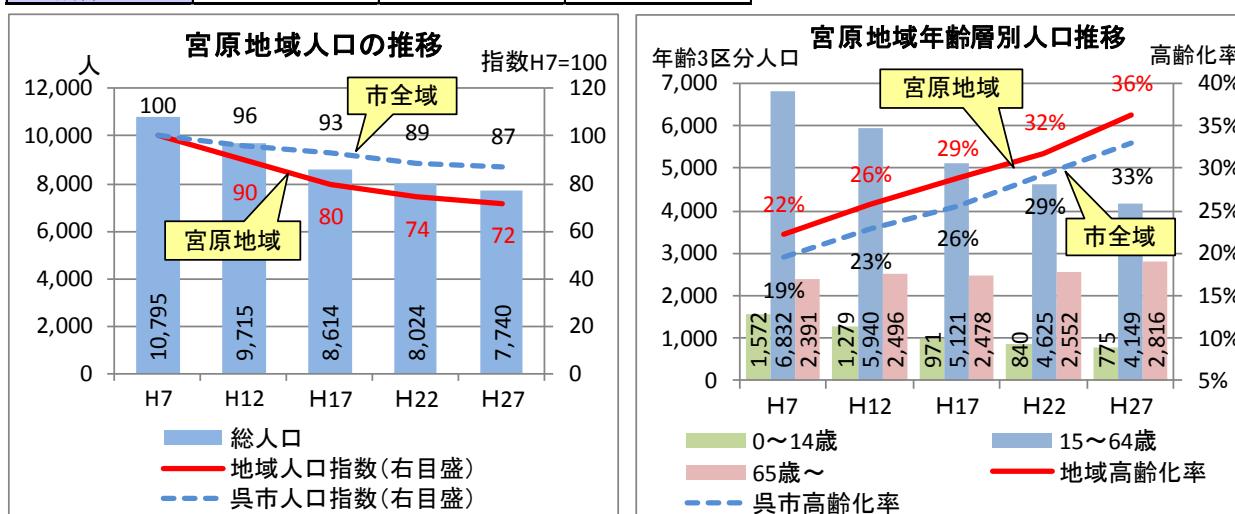
地域拠点	・都市拠点である中央地域への近接性を活かし、一定の日常の生活サービス機能の集積を図る地域です。 都市拠点（中央）と連携することで、その機能の一部や高次的なサービス機能を補完します。
------	---

②地域の概況と特性

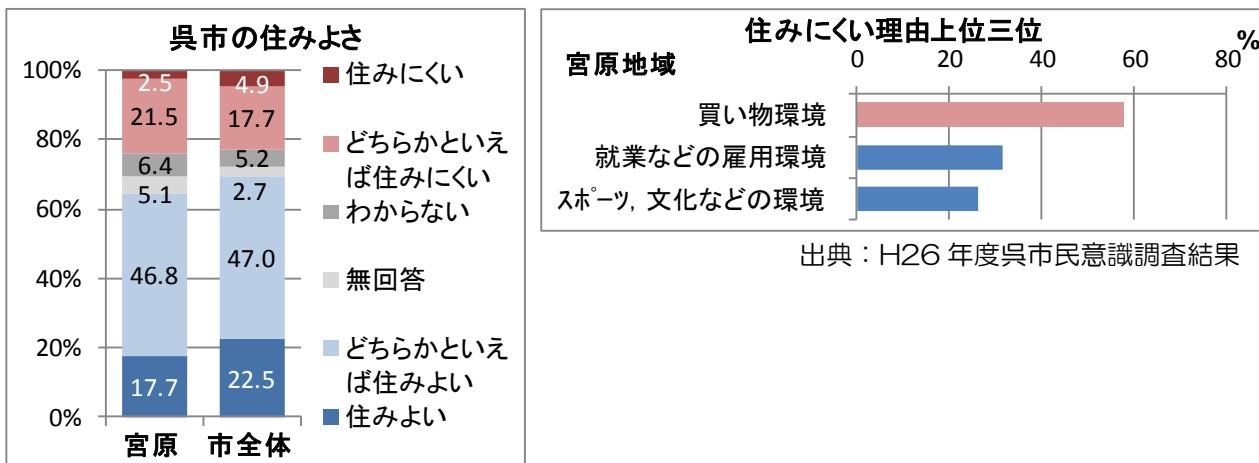
■人口及び年齢構成

総面積	395ha	対呉市割合	1.1%
H27総人口	7,740人	対呉市割合	3.3%
人口密度	19.6人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	775人	4,149人	2,816人
構成比	10.0%	53.6%	36.4%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



【人口が減少し、高齢化が進行しています。】

人口は、約7,700人(H27)を有していますが、人口減少の傾向にあります。また、高齢化率は約36%(H27)であり、市平均を上回っています。

【市民センター周辺等の買い物環境の充実が望まれています。】

地域の南側の坪ノ内地区においては、日常の買い物等の商業施設が立地していますが、北側の市民センター周辺の地区等においては、買い物環境の充実が望まれています。

【斜面市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。】

休山の急しゅんな山裾に斜面市街地が広がっています。斜面市街地では、狭あいな道路が多く、空き家が増加しています。また、斜面市街地の多くは、土砂災害警戒区域等に指定されており、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。

【呉港を望む良好な眺望景観が保全されています。】

斜面市街地からは、造船用のクレーンが立ち並ぶ呉らしい風景や多くの船が行き交う呉港を望む良好な眺望景観が保全されています。



クレーンが並ぶ景観



休山の山裾に広がる市街地

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災等を考慮した居住環境の改善

休山の山裾に拡がる斜面市街地においては、狭あいな道路が多いことから、空き家の増加や住民の高齢化が進んでおり、居住環境の改善が必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

都心に近接する条件を活かすとともに、地域間を結ぶ国道487号等の幹線道路や路線バス等の公共交通の機能強化が必要です。また、狭あいな道路の整備やバス等の公共交通について地域の実情に応じた地域内交通の維持・充実が必要です。

●良好な眺望景観の保全等

市街地背面の瀬戸内海国立公園の自然環境を保全するとともに、呉港を望む良好な眺望景観や市街地景観の保全・形成が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり

都心に近い利便性を活かし、空き家の利用促進等を図ることで地域コミュニティを維持するとともに、都心との連携を図りながら、地域内で一定の生活サービスが享受できるような快適・便利なまちづくりを目指します。

●斜面市街地等の安全で安心なまちづくり

土砂災害等の災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導や狭あいな道路の解消等によって居住環境を整備し、斜面市街地等の安全・安心なまちづくりを目指します。

●歴史を望む眺望景観の保全と休山と調和したまちづくり

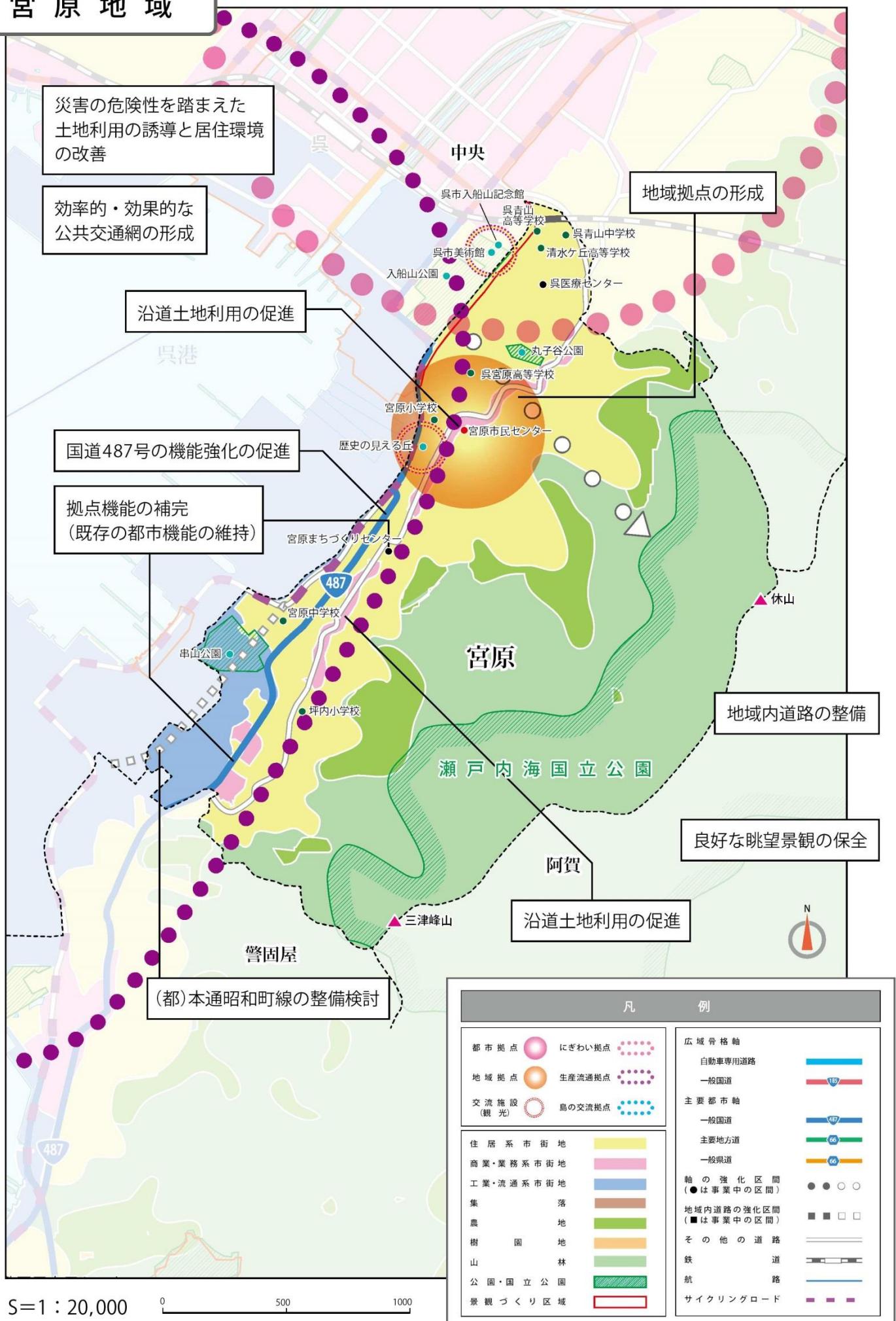
造船のクレーンが立ち並ぶ風景等、呉市のものづくりの歴史を望む眺望景観を保全するとともに、市街地背面に広がる休山と調和した市街地を形成し、呉市らしい景観を形成するまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	宮原地域のまちづくりの方針		
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。 また、その拠点の周辺や交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。	
	居住環境の改善	斜面市街地を始めとして、増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を中心とした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	沿道の土地利用の促進	地域内の主要な道路の沿道においては、拠点への都市機能の集積に配慮した商業・業務系の土地利用の誘導を行います。また、既に買い物環境等の都市機能が立地している地区については、拠点の機能を補完するため、その機能の維持に努めます。	
	豊かな自然環境と調和した市街地の形成	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。 休山を中心とした自然環境との調和と保全に努めるとともに、良好な眺望景観を活かした市街地の形成に努めます。	
交通	道路	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	中央地域や警固屋地域との連絡強化に向けた国道487号の機能強化を促進します。 (都)本通昭和町線の整備について検討します。
		地域内道路の整備	狭あいな道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
		交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
	公共交通	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
		効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
		公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
都市施設		身近な公園の再整備等	串山公園等の身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。
		各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。	
	防災事業の推進	土砂災害等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。	
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。	
	インフラ施設の耐震化	インフラ施設の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。	
環境都市	吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、山々と海と調和した市街地景観の形成に努めます。 特に、瀬戸内海国立公園においては、その自然と調和した景観の保全や、斜面市街地からの良好な眺望景観の保全に努めます。	

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP66を参照

宮原地域



3) 警固屋地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点
地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災等を考慮した居住環境の改善
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 音戸の瀬戸周辺の魅力向上による交流の促進

地域のまちづくりの方針

- 暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり
- 斜面市街地の安全で安心なまちづくり
- 瀬戸の自然と歴史を活かした交流を促進するまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口が大きく減少し、高齢化が進行しています。
- ・斜面市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。
- ・国道487号の沿道土地利用等による買い物環境の充実が望まれています。
- ・音戸の瀬戸の歴史的な資源等が多くあります。



■人口及び年齢構成

総面積	420ha	対呉市割合	1.2%
H27総人口	5,034人	対呉市割合	2.1%
人口密度	12.0人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	368人	2,466人	2,200人
構成比	7.3%	49.0%	43.7%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

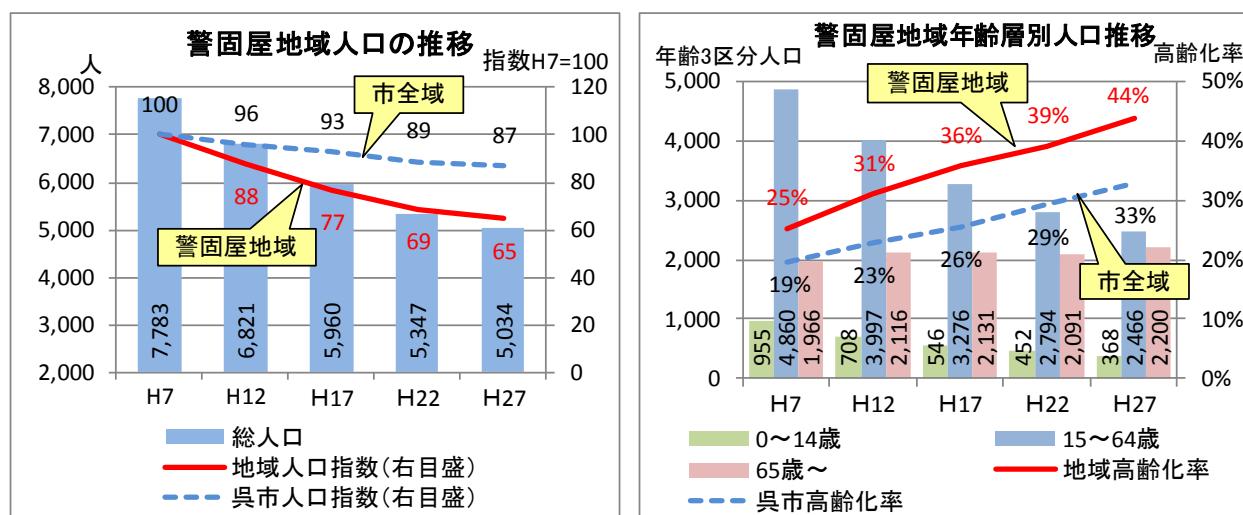
地域拠点	・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 高次的な生活サービスは、都市拠点（中央）と連携することで、その機能を補完します。
------	--

②地域の概況と特性

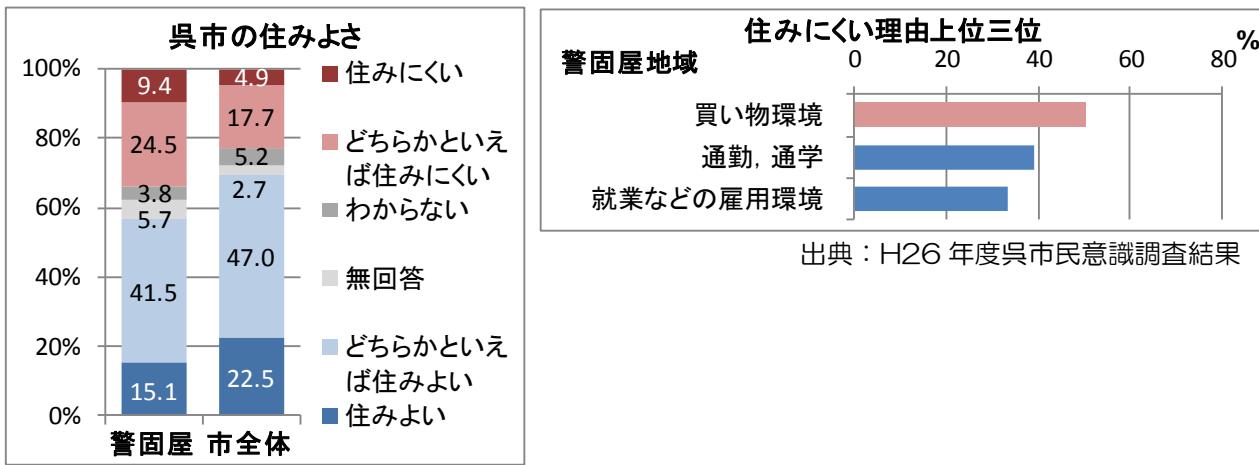
■人口及び年齢構成

総面積	420ha	対呉市割合	1.2%
H27総人口	5,034人	対呉市割合	2.1%
人口密度	12.0人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	368人	2,466人	2,200人
構成比	7.3%	49.0%	43.7%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



【人口が大きく減少し、高齢化が進行しています。】

人口は、約 5,000 人（H27）を有していますが、人口減少の傾向にあり、市平均より大きく減少しています。また、高齢化率は約 44%（H27）であり、市平均を大きく上回っています。

【斜面市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。】

三津峰山の山裾に斜面市街地が広がっています。斜面市街地では、狭あいな道路が多く、空き家が増加しています。また、斜面市街地の多くは土砂災害警戒区域等に指定されており、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。斜面市街地等における地域内の移動手段として乗合タクシーが運行されています。

市街地の背後の休山は、瀬戸内海国立公園に指定されています。

【国道487号の沿道土地利用等による買い物環境の充実が望まれています。】

一部の地区においては日常の買い物等の商業施設が立地していますが、その他では十分ではなく、国道487号の沿道の利用等、地域全体における買い物環境の充実が望まれています。

【音戸の瀬戸の歴史的な資源等が多くあります。】

音戸の瀬戸は、平清盛のゆかりの地として日招き伝説が残る等、歴史的資源を有するとともに、音戸大橋や第二音戸大橋等と瀬戸が織り成す眺望景観が美しく、多くの人が訪れる観光地となっています。

また、日本一短い定期旅客航路の「音戸渡船」は、生活航路であるとともに、地域の観光にも寄与しています。

警固屋音戸バイパスの整備によって、音戸・倉橋地域との交流促進が図られています。

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災等を考慮した居住環境の改善

山裾に拡がる斜面市街地を始め、狭あいな道路が多く、空き家の増加や住民の高齢化が進んでおり、居住環境の改善が必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

地域間を結ぶ国道487号等の幹線道路や路線バス等の公共交通の機能強化が必要です。また、狭あいな道路の整備やバス等の公共交通について地域の実情に応じた地域内交通の維持・充実が必要です。

●音戸の瀬戸周辺の魅力向上による交流の促進

音戸の瀬戸を中心とした、優れた自然環境や歴史的資源を活かし、地域の活性化を図る必要があります。また、瀬戸内海国立公園の自然環境を保全するとともに、音戸の瀬戸の歴史的景観や眺望景観の保全・形成が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり

地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上するとともに、空き家の利用促進等により地域コミュニティを維持することで安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●斜面市街地等の安全で安心なまちづくり

土砂災害や浸水等の災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導や狭あいな道路の解消等によって居住環境を整備し、斜面市街地等の安全・安心なまちづくりを目指します。

●瀬戸の自然と歴史を活かした交流を促進するまちづくり

音戸・倉橋地域と連携強化を図るとともに、音戸の瀬戸の自然や歴史等の魅力を活かし、交流によるにぎわいのまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野		警固屋地域のまちづくりの方針	
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。 また、その拠点の周辺や交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。	
	居住環境の改善	斜面市街地を始めとして、増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を中心とした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	沿道の土地利用の促進	地域内の主要な道路の沿道においては、拠点への都市機能の集積に配慮した商業・業務系の土地利用の誘導を行います。また、既に買い物環境等の都市機能が立地している地区については、拠点の機能を補完するため、その機能の維持に努めます。	
	豊かな自然環境と調和した土地利用の推進	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。休山を中心とした自然環境との調和と保全に努めます。	
	音戸の瀬戸周辺の魅力の向上と交流促進	交流の促進に向け、音戸の瀬戸周辺（音戸の瀬戸公園や音戸大橋、第二音戸大橋等）を中心とした魅力の向上を図ります。	
交通	道路	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	音戸地域との連絡強化に向けた警固屋音戸バイパスや中央・宮原地域及び音戸地域との連絡強化に向けた国道487号の機能強化を促進します。 阿賀地域等の市東部の地域との連絡強化に向けた（主）呉環状線の整備を促進します。
		地域内道路の整備	狭あいな道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
		交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
		道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
	公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
		便利で快適な交通結節点の機能強化	バスの乗り継ぎ環境を向上させるため、交通結節点となる待合施設等の確保に向けた検討を行います。
	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。	
都市施設	都市の顔となる公園や身近な公園の再整備等	音戸の瀬戸公園について、市民の憩いやレクリエーション機能に加え、にぎわいを創出する空間の形成に向け、適切な維持とバリアフリー化等の機能向上を推進します。 警固屋公園等の身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。	
		各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。	
	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。	
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。	
	インフラ施設の耐震化	インフラ施設の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。	

環 都 境 市	吳らしさを感じる 市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、山々と海と調和した市街地景観の形成に努めます。 特に景観づくり区域では、音戸の瀬戸の歴史景観や眺望の保全に努めます。また、瀬戸内海国立公園においては、その自然と調和した景観の保全に努めます。
------------	----------------------	---

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66 を参照

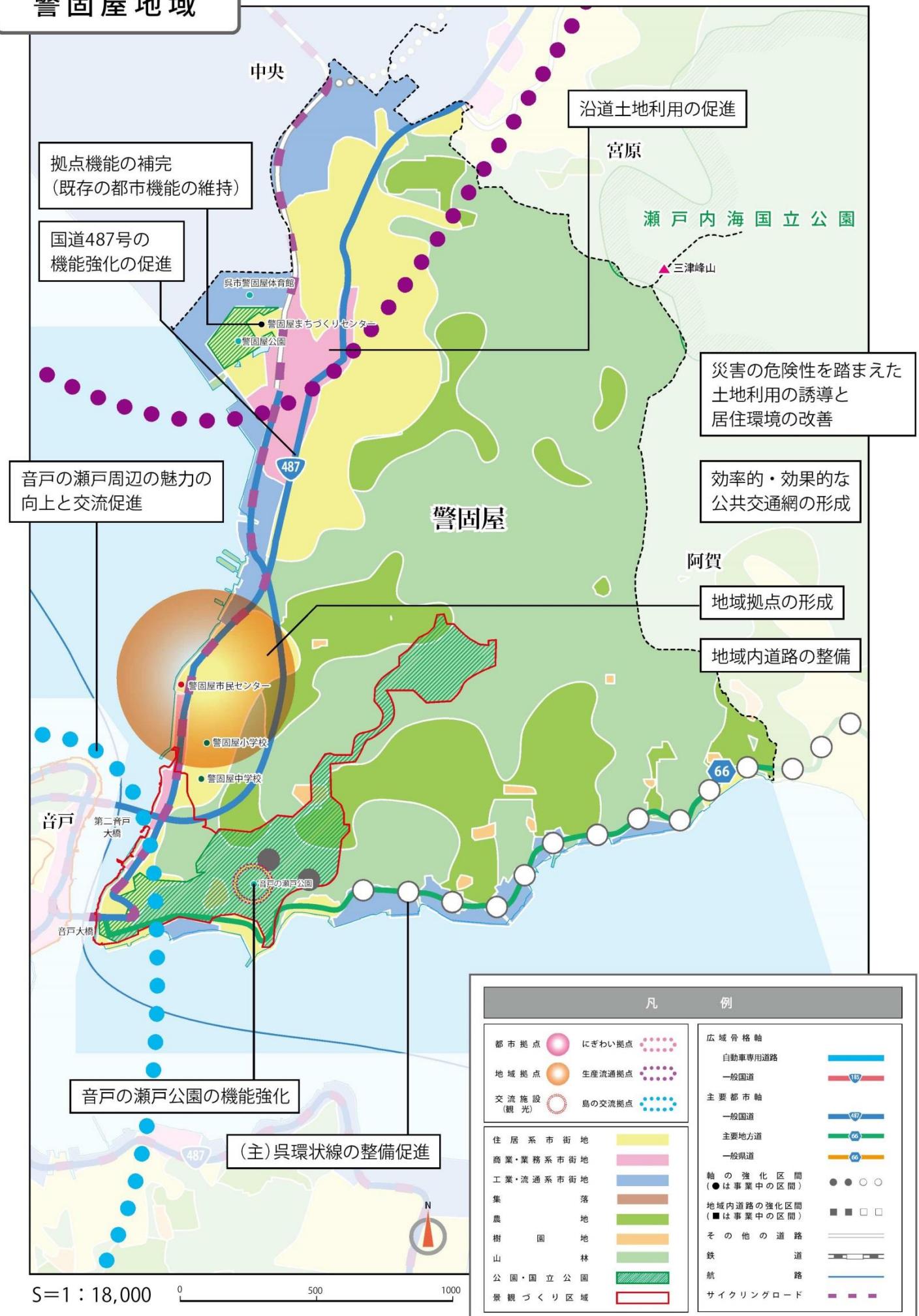


音戸大橋と第二音戸大橋

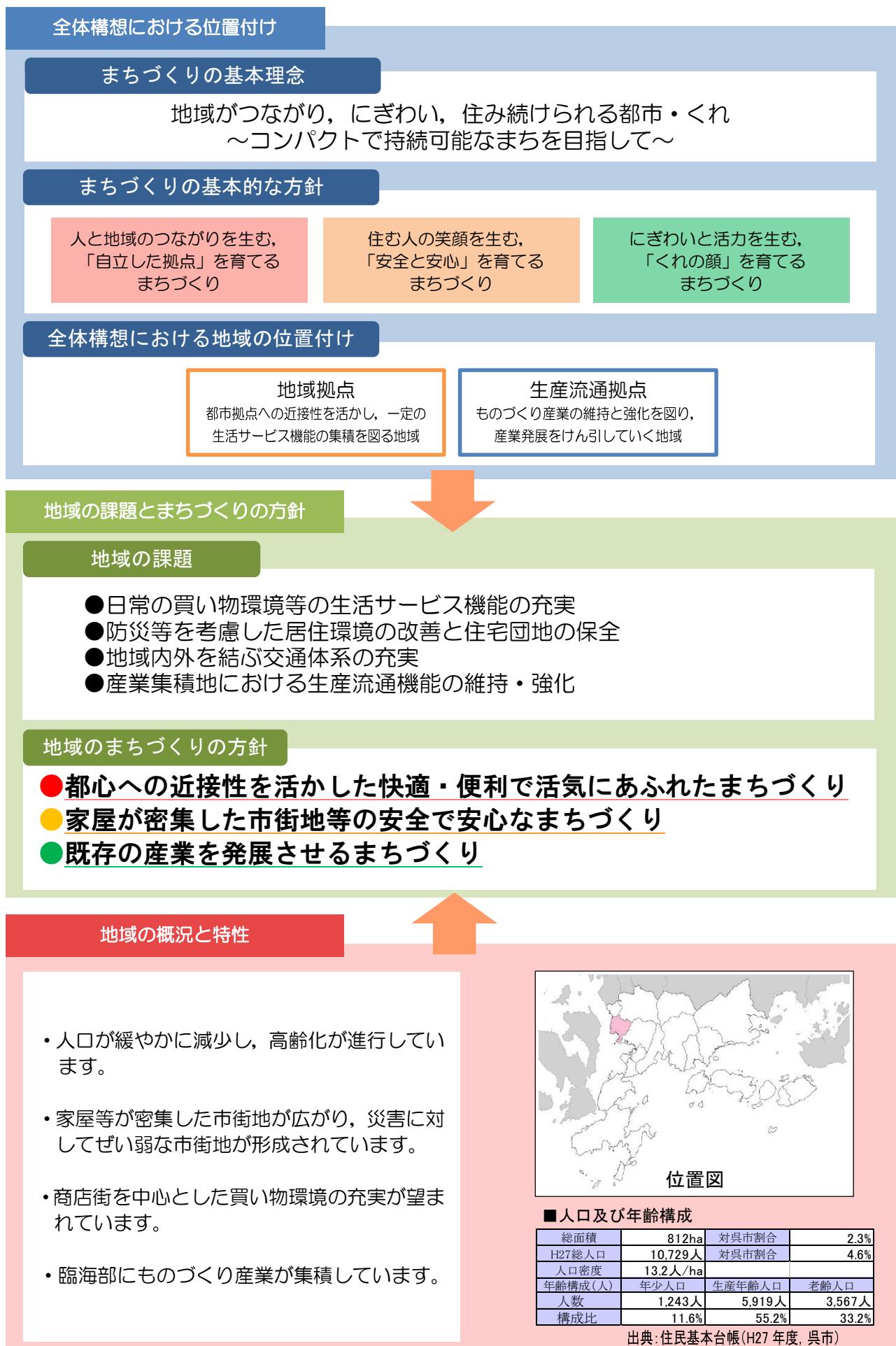


平清盛の日招き伝説

警固屋地域



4) 吉浦地域のまちづくりの方針



①全体構想における地域の位置付け

地域拠点	・都市拠点である中央地域への近接性を活かしながら、一定の日常の生活サービス機能の集積を図る地域です。 都市拠点（中央）と連携することで、その機能の一部や高次的なサービス機能を補完します。
生産流通拠点	・沿岸部の産業集積地において、ものづくり産業の維持と強化を図り、産業発展をけん引していく地域です。

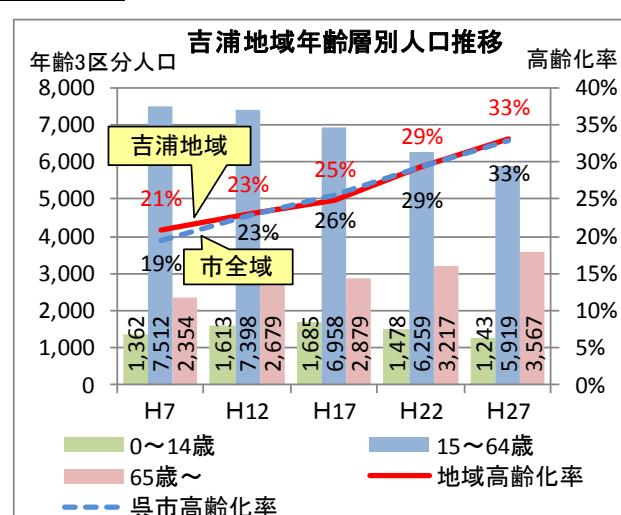
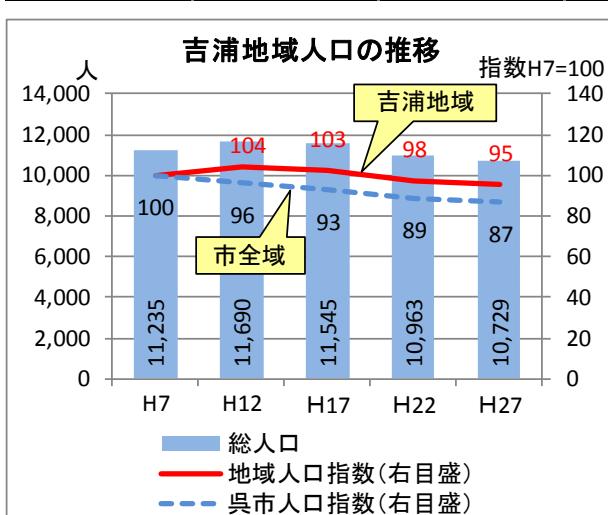
②地域の概況と特性

■人口及び年齢構成

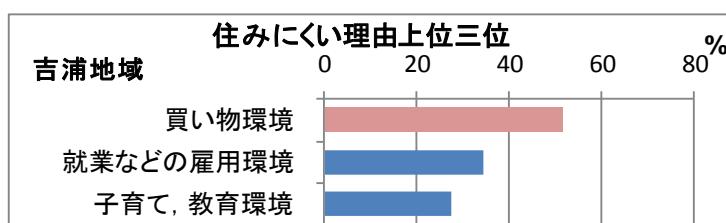
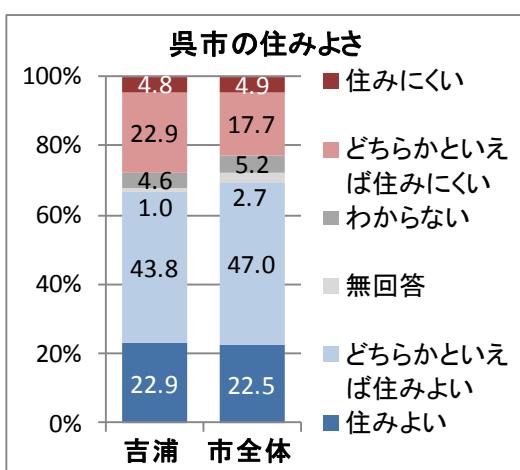
総面積	812ha	対呉市割合	2.3%
H27総人口	10,729人	対呉市割合	4.6%
人口密度	13.2人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	1,243人	5,919人	3,567人
構成比	11.6%	55.2%	33.2%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）

住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【人口が緩やかに減少し、高齢化が進行しています。】

人口は、約11,000人（H27）を有していますが、緩やかな減少傾向にあります。また、高齢化率は約33%（H27）であり、市平均とほぼ同様となっています。

【家屋等が密集した市街地が広かり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。】

臨海部の埋立地や瀬戸見町等の住宅団地を除いて、比較的なだらかな丘陵地に家屋が密集した市街地や斜面市街地が形成されています。これらの地区では、狭い道路が多く、空き家が増加しています。また、これらの多くは土砂災害警戒区域等に指定されており、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。

斜面市街地等における地域内の移動手段として乗合タクシーが運行されています。

【商店街を中心とした買い物環境の充実が望まれています。】

一般県道焼山吉浦線の沿道には商店街が形成されていますが、その機能の維持や買い物環境の充実が望まれています。

【臨海部にものづくり産業が集積しています。】

臨海部においては、砥石を始めとしたものづくり産業等が集積しています。また、市内外から多く来訪のある狩留賀海浜公園が整備されています。



山裾に広がる家屋が密集した市街地



狩留賀海浜公園

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

都心に近接する条件を活かすとともに、買い物環境の利便性を高めるため、商店街を中心として買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災等を考慮した居住環境の改善と住宅団地の保全

丘陵地に拡がる市街地を始め、狭あいな道路が多く、空き家の増加や住民の高齢化が進んでおり、居住環境の改善が必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

また、瀬戸見住宅団地等の閑静な住宅地における良好な住環境の保全が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

国道31号やJR呉線等の機能強化等による地域間アクセスの向上、狭あいな道路の整備とともにバス等の公共交通について地域の実情に応じた地域内交通の維持・充実が必要です。

●産業集積地における生産流通機能の維持・強化

今後も呉市や広島都市圏の産業活力をけん引していくために、臨海部における生産流通機能の維持・強化が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●都心への近接性を活かした快適・便利で活気にあふれたまちづくり

都心に近い利便性を活かし、空き家の利用促進等を図ることで地域コミュニティを維持するとともに、都心との連携や商店街を中心とした地域内の買い物環境の確保等、地域内で一定の生活サービスが享受できるような快適・便利で活気にあふれたまちづくりを目指します。

●家屋が密集した市街地等の安全で安心なまちづくり

狭あいな道路の整備や土砂災害・浸水等の災害危険性を踏まえた土地利用の誘導や狭あいな道路の解消等によって居住環境を整備し、家屋が密集した市街地等の安全・安心なまちづくりを目指します。

●既存の産業を発展させるまちづくり

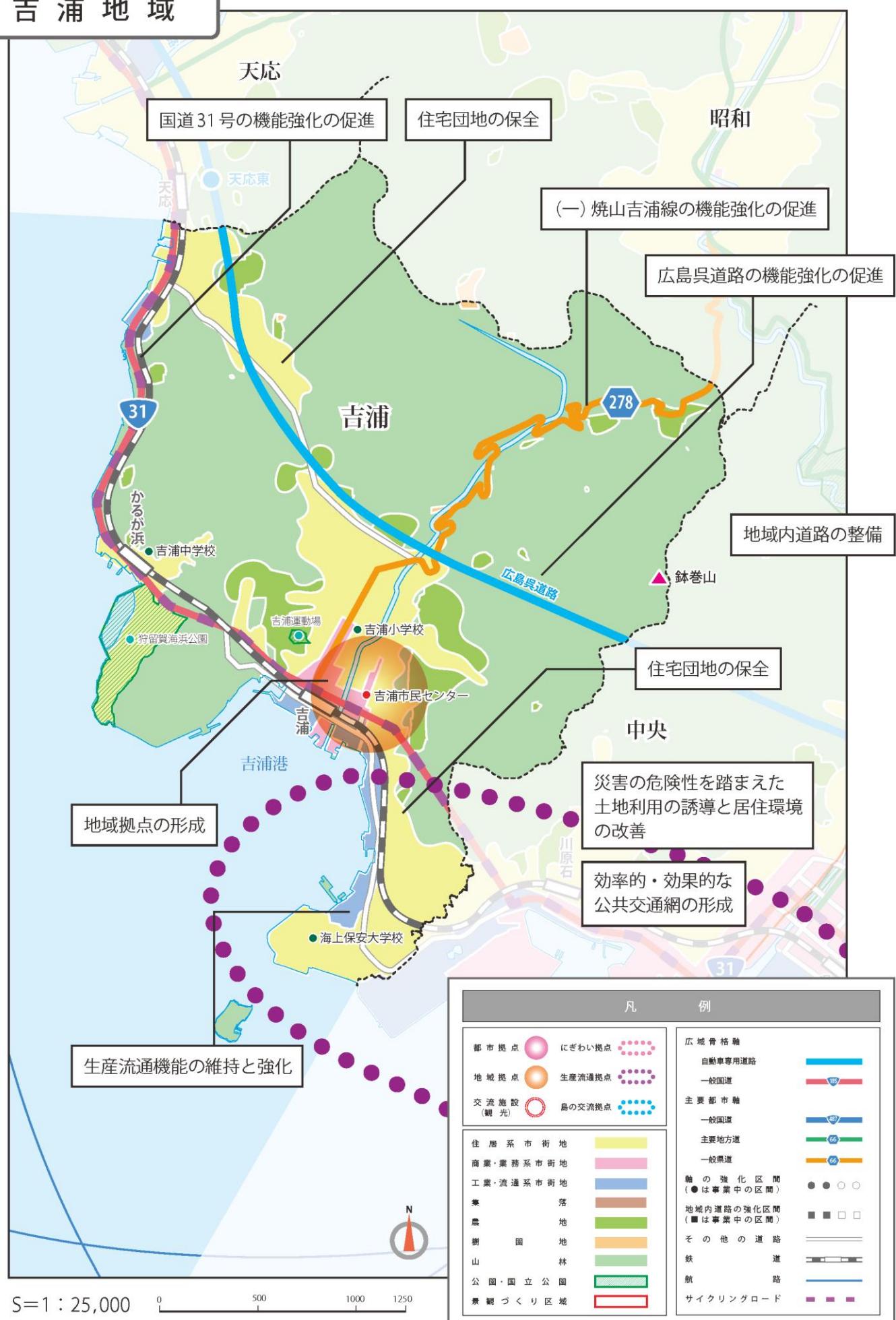
臨海部に位置する生産流通機能を維持するとともに、更なる発展に向けた活力のあるまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

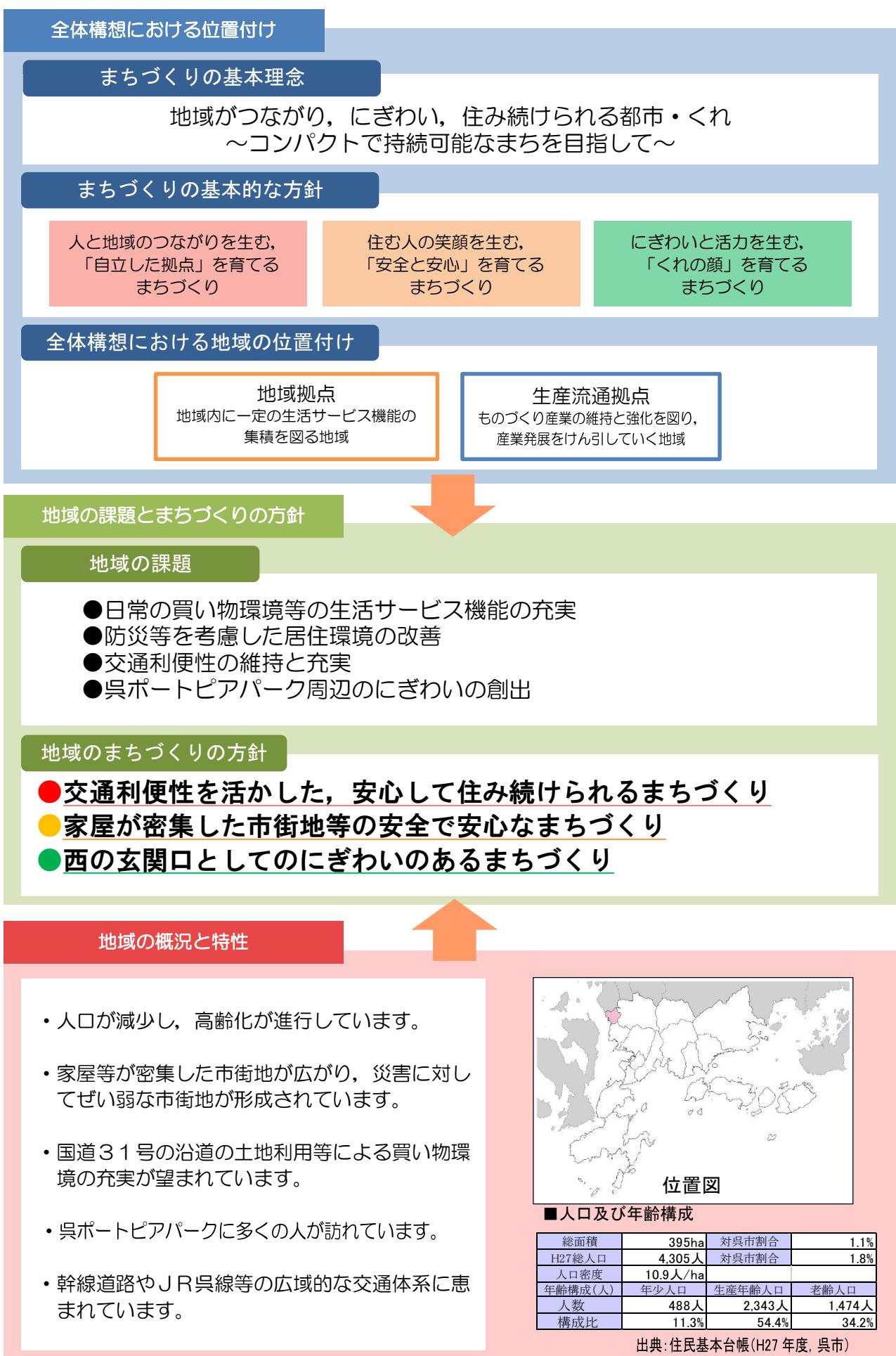
分野	吉浦地域のまちづくりの方針	
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。 また、その拠点の周辺やJR駅周辺等の交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。
	住宅団地の保全	瀬戸見地区等の閑静な住宅団地において、低層で落ち着きのある住環境の保全を図ります。
	居住環境の改善	家屋が密集した市街地を始めとして、増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭い道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を中心とした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。
	生産流通機能の維持と強化	既存の生産流通機能の集積地について、その機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。
	豊かな自然環境と調和した市街地の形成	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。また、自然環境との調和と保全に努めます。
交通	広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築	中央地域や広島市方面との連携強化に向け、広島呉道路と国道31号の機能強化を促進します。
	道路間及び地域内道路の整備	地域間や地域内のネットワークを構築する県道の整備を促進します。 (一) 焼山吉浦線の機能強化を促進します。
		狭い道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
	道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
	交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
都市施設	都市の顔となる公園や身近な公園の再整備等	狩留賀海浜公園について、市民の憩いやレクリエーション機能に加え、にぎわいを創出する空間の形成に向け、適切な維持とバリアフリー化等の機能向上を推進します。 身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。
	港湾機能の強化	物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。また、事業継続計画の策定により、事業の継続性の向上を図ります。
	各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。
	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。
環境都市	吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、山々と海と調和した市街地景観の形成に努めます。

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP66を参照

吉浦地域



5) 天応地域のまちづくりの方針



①全体構想における地域の位置付け

地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・高次的な生活サービスは、都市拠点（中央）と連携することで、その機能を補完します。また、一部の機能については、吉浦地域や近接する坂町との連携によってその機能を補完します。
生産流通拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の産業集積地において、ものづくり産業の維持と強化を図り、産業発展をけん引していく地域です。

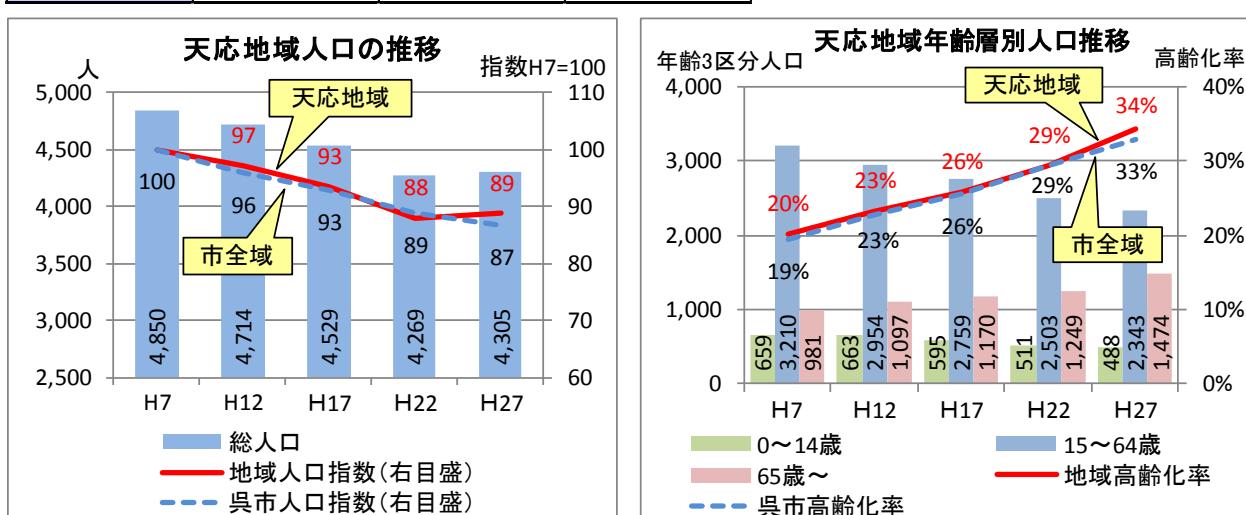
②地域の概況と特性

■人口及び年齢構成

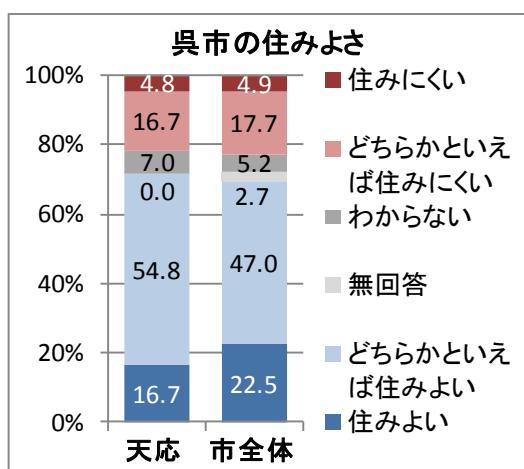
総面積	395ha	対呉市割合	1.1%
H27総人口	4,305人	対呉市割合	1.8%
人口密度	10.9人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	488人	2,343人	1,474人
構成比	11.3%	54.4%	34.2%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）

住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【人口が減少し、高齢化が進行しています。】

人口は、約 4,300 人（H27）を有していますが、人口減少の傾向にあります。また、高齢化率は約 34%（H27）であり、市平均とほぼ同様となっています。

【家屋等が密集した市街地が広かり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。】

臨海部の埋立地等の住宅地を除いて、家屋等が密集した市街地や斜面市街地となっており、背後に急しうんな山地が広がっています。これらの地区では、狭あいな道路が多く、空き家が増加しています。また、これらの多くは、土砂災害警戒区域等に指定されており、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。

【国道 31 号の沿道の土地利用等による買い物環境の充実が望まれています。】

日常の買い物等の商業施設が一部立地していますが、国道 31 号の沿道利用等、地域全体における買い物環境の充実が望まれています。

【呉ポートピアパークに多くの人が訪れています。】

呉ポートピアパークは多様な世代が憩える空間や定期的なイベントの開催等によって、呉市内外から多くの人が訪れる、呉市を代表する公園となっています。

【幹線道路やJR呉線等の広域的な交通体系に恵まれています。】

広島呉道路（天應インターチェンジ）や国道 31 号のほか、JR 天應駅・呉ポートピア駅の二つの駅を有しており、広域的な交通体系に恵まれています。



呉ポートピアパーク



山裾に広がる市街地

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災等を考慮した居住環境の改善

地域の東部の山裾に拡がる斜面市街地を始め、狭あいな道路が多く、空き家の増加や住民の高齢化が進んでおり、居住環境の改善が必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●交通利便性の維持と充実

広島呉道路（天應インターチェンジ）や国道31号を有するほか、JRの駅が二つ立地する等、地域の交通機能は充実しています。これらの広域的な交通体系を維持し、まちづくりに活かしていくことが必要です。また、地域内交通について、地域の実情に応じた交通体系の維持・充実が必要です。

●呉ポートピアパーク周辺のにぎわいの創出

呉市の西の玄関口として、呉ポートピアパーク周辺の既存のにぎわいを活かした計画的なまちづくりを進める必要があります。

④地域のまちづくりの方針

●交通利便性を活かした、安心して住み続けられるまちづくり

地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上するとともに、恵まれた交通利便性を活かし、周辺の地域等と連携を図ることで、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●家屋が密集した市街地等の安全で安心なまちづくり

狭あいな道路の整備や土砂災害・浸水等の災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導や狭あいな道路の解消等によって居住環境を整備し、家屋等が密集した市街地等の安全・安心なまちづくりを目指します。

●西の玄関口としてのにぎわいのあるまちづくり

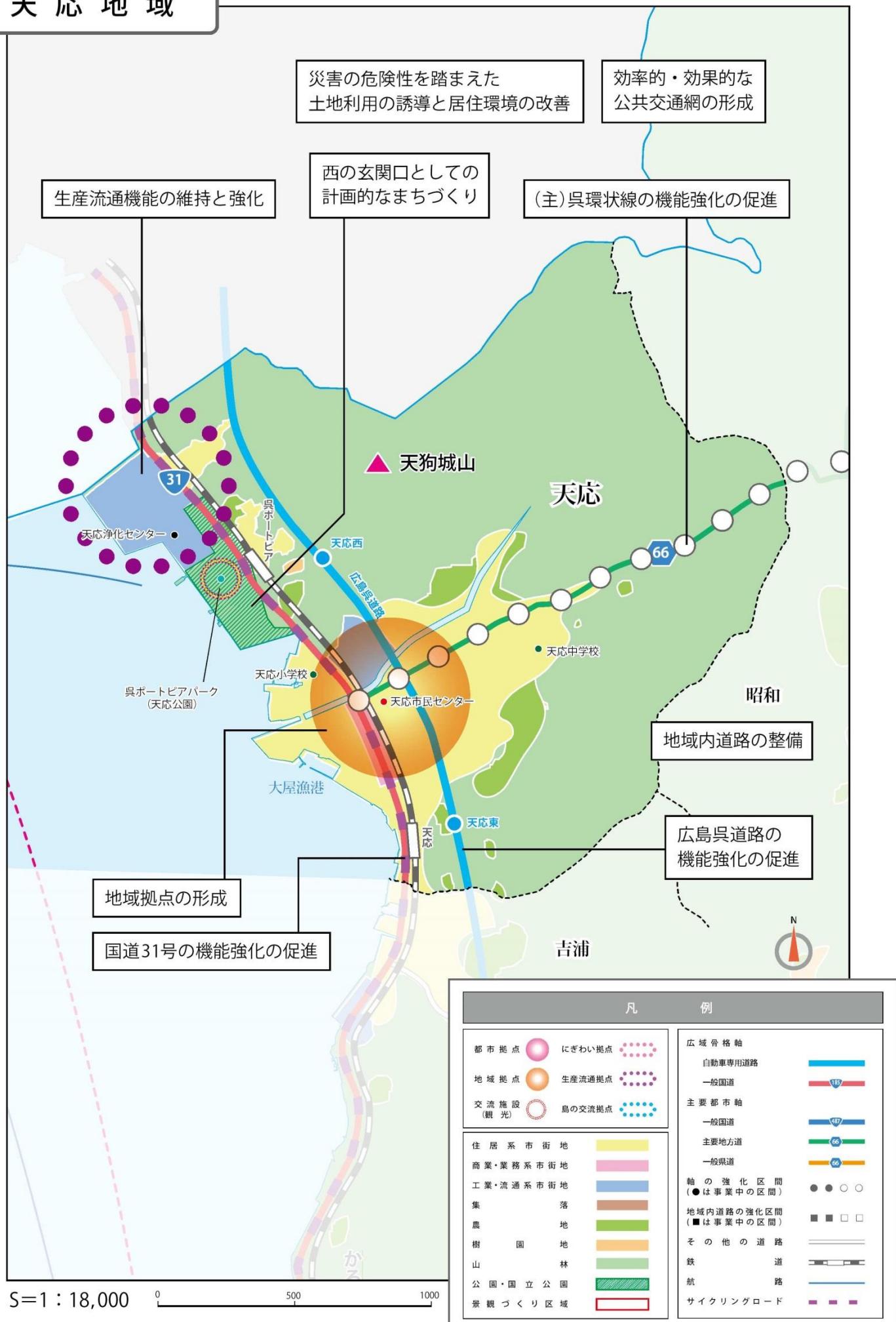
交通アクセス性と良好な瀬戸内海の景観を活かし、呉ポートピアパーク周辺の魅力向上に向けた土地利用の推進により、交流によるにぎわいのあるまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	天応地域のまちづくりの方針		
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。 また、その拠点の周辺やJR駅周辺等の交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。	
	居住環境の改善	家屋が密集した市街地を始めとして、増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を中心とした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	生産流通機能の維持と強化	既存の生産流通機能の集積地について、その機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。	
	豊かな自然環境と調和した市街地の形成	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。 また、自然環境との調和と保全に努めます。	
	西の玄関口としての計画的なまちづくり	にぎわいの創出と交流の促進に向け、呉市の西の玄関口として、呉ポートピアパークの土地利用転換等を検討・推進します。	
交通	道路	広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築	中央地域や広島市方面との連携強化に向け、広島呉道路と国道31号の機能強化を促進します。
		各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	昭和地域等との連絡強化に向け、（主）呉環状線の機能強化を促進します。
		地域内道路の整備	狭あいな道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
		交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
	公共交通	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
都市施設	公園	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
		公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
		都市の顔となる公園や身近な公園の再整備等	呉ポートピアパーク（天応公園）周辺のにぎわいの創出に向け、広域的な交通体系を活かし、公園の機能の見直しを行うとともに、適切な維持とバリアフリー化等の機能向上を推進します。 身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。
防災	漁港機能の維持・強化	災害に強く、生産性の高い水産業を保持するため、漁港施設の維持・強化に努めます。	
	各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。	
	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。	
	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。	
環境市	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。	
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。	
環境市	呉らしさを感じる市街地景観の形成	呉市景観計画に基づき、山々と海と調和した市街地景観の形成に努めます。	

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP66を参照

天応地域



6) 昭和地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

生産流通拠点

苗代工業団地等において、ものづくり産業等の維持・強化、
集積を図ることで、産業発展をけん引していく地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 良好な住宅団地の再生
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 郷原インターチェンジ周辺の生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進

地域のまちづくりの方針

- 住宅団地の再生と住みたいと思える便利で快適なまちづくり
- 安全・安心で住み続けられるまちづくり
- 交通利便性を活かした産業発展のまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口減少が想定されます。高齢化が進行しています。
- ・住宅団地において高齢化が進展し、空き家が増加しています。
- ・通勤・通学等の交通体系の充実が望まれています。
- ・苗代工業団地の土地利用の推進が望まれます。



■人口及び年齢構成

総面積	2,776ha	対呉市割合	7.8%
H27総人口	34,665人	対呉市割合	14.8%
人口密度	12.5人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	4,806人	19,228人	10,631人
構成比	13.9%	55.5%	30.7%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

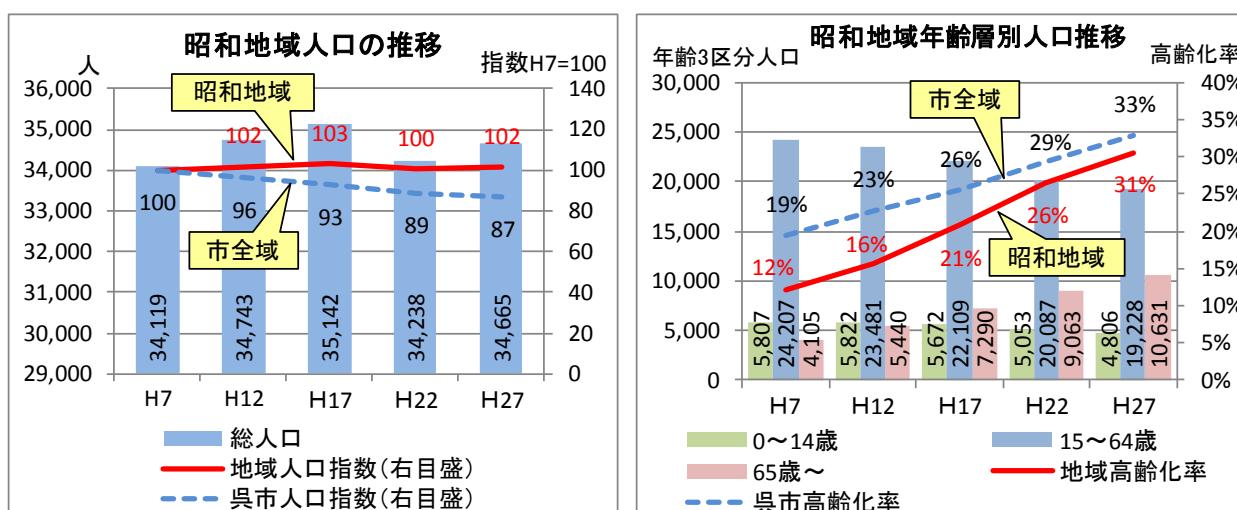
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地等が計画的に造成され、良好な居住環境が整備されており、地域拠点では人口規模が最も大きい地域です。 ・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・高次的な生活サービスは、都市拠点（中央）と連携することでその機能を補完します。
生産流通拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・苗代工業団地を中心として、郷原インターチェンジ周辺において、ものづくり産業等の維持・強化と新たな集積を図ることで、産業発展をけん引していく地域です。

②地域の概況と特性

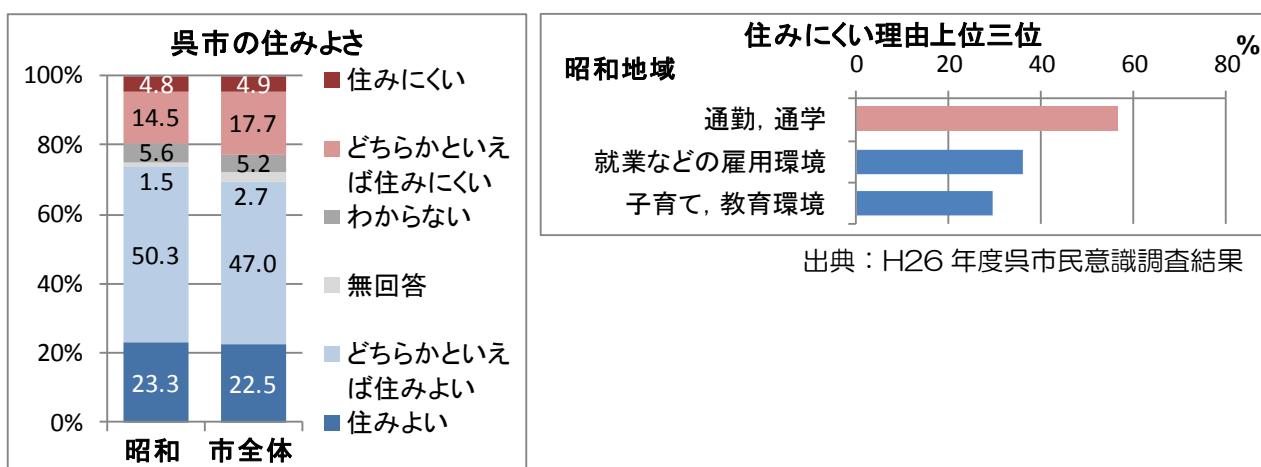
■人口及び年齢構成

総面積	2,776ha	対呉市割合	7.8%
H27総人口	34,665人	対呉市割合	14.8%
人口密度	12.5人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	4,806人	19,228人	10,631人
構成比	13.9%	55.5%	30.7%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【人口減少が想定されます。高齢化が進行しています。】

人口は、約 35,000 人（H27）を有しており、近年横ばい傾向にあります、全市的な人口減少を踏まえれば長期的には人口減少に転じることが考えられます。また、住宅団地への若年層の居住によって、高齢化率は約 31%（H27）となっており、市平均を下回っています。

【住宅団地において高齢化が進展し、空き家が増加しています。】

主要地方道呉平谷線や主要地方道呉環状線等の主要な道路を軸として、周辺に住宅団地が広がっています。これらの住宅団地は、昭和 40 年代に造成されたものが多く、住民の高齢化と空き家の増加が進んでいます。また、これらの住宅団地の多くは、土砂災害警戒区域等に指定されています。

住宅団地の市街地周辺は、灰ヶ峰や二河川等の豊かな自然環境が残っています。

【通勤・通学等の交通体系の充実が望まれています。】

通勤・通学等の利便性の確保に向け、地域間を接続する主要地方道呉平谷線等の主要な幹線道路の整備や地域の主要な交通手段であるバスの強化等、交通体系の充実が望まれています。

【苗代工業団地の土地利用の推進が望れます。】

郷原インターチェンジに近接した苗代工業団地において、その利便性を活かした土地利用の推進が望まれています。



山々と住宅団地



苗代工業団地

③地域の課題

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

通勤・通学環境の改善に向け、地域間を結ぶ主要地方道呉平谷線等の幹線道路や路線バス等の公共交通の機能強化が必要です。また、地域内の主要な公共交通であるバスについて、地域の実情に応じた維持・充実が必要です。

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の向上を図る必要があります。

●良好な住宅団地の再生

地域の住居系市街地の大半を占める住宅団地において、空き家の増加や高齢化の進展が課題となっていることから、土砂災害等、様々な災害の危険性を踏まえた、住宅団地の再生が必要です。

また、灰ヶ峰等の山々や農地、二河川等の自然と調和したゆとりある良好な市街地の形成が必要です。

●郷原インターチェンジ周辺の生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進

今後も呉市や広島都市圏の産業活力をけん引していくために、苗代工業団地等の郷原インターチェンジ周辺における生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●住宅団地の再生と住みたいと思える便利で快適なまちづくり

住宅団地の再生に向け、空き家の有効利用を図るとともに、都心や広島市に近い利便性を活かしながら、都市機能が集積した利便性の高い居住環境と交通体系を確保することにより、多様な世代が住みたいと思える便利で快適なまちづくりを目指します。

●安全・安心で住み続けられるまちづくり

住宅団地等において、土砂災害等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導を行う等、安全・安心な環境で住み続けられるまちづくりを目指します。

●交通利便性を活かした産業発展のまちづくり

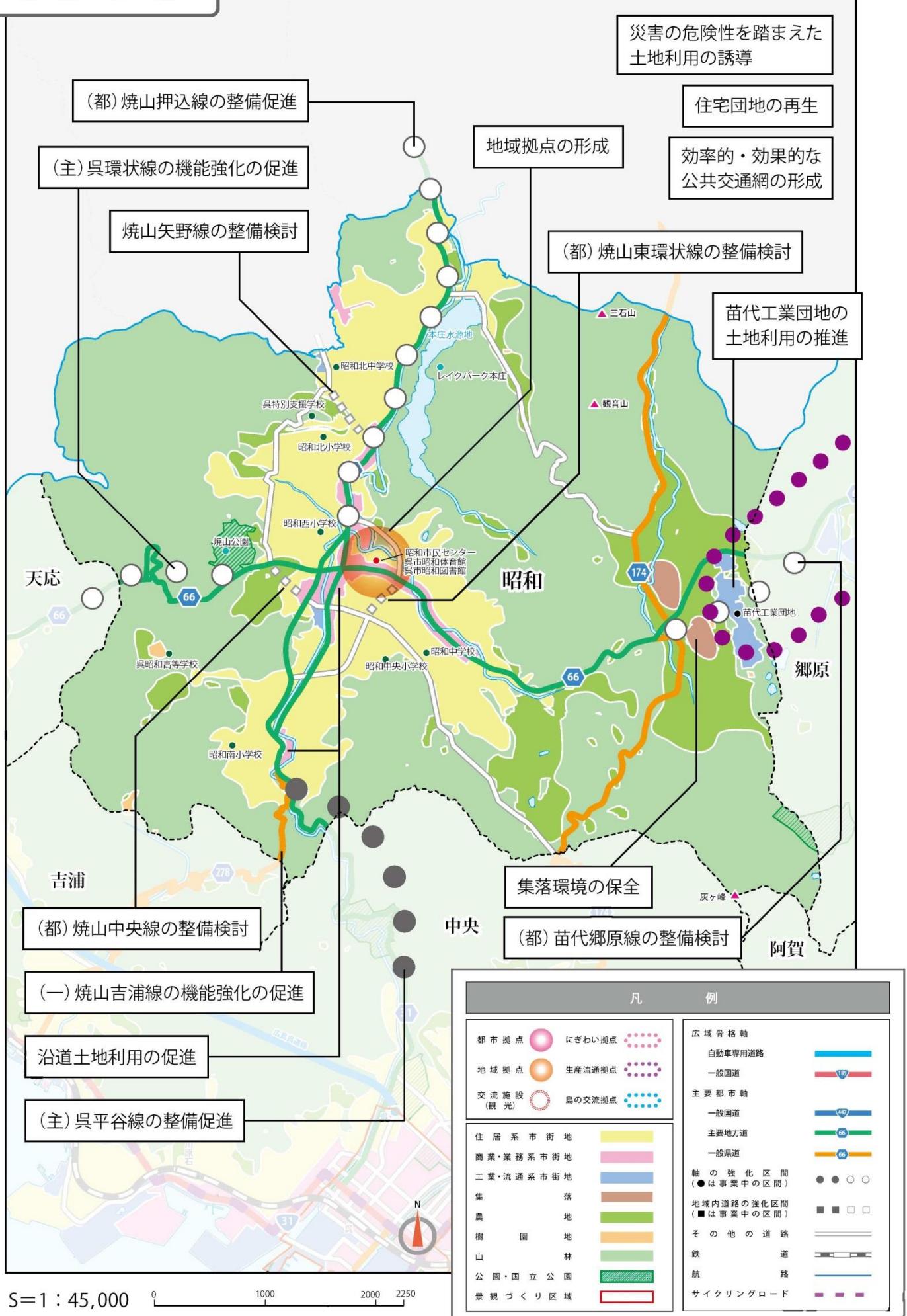
郷原インターチェンジに近接した交通利便性を活かし、苗代工業団地の土地利用を推進するとともに、郷原インターチェンジ周辺の工業団地等と連携することにより、産業発展を促進するまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	昭和地域のまちづくりの方針	
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。また、その拠点の周辺や交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。
	住宅団地の再生 (居住環境の改善)	閑静な住宅団地において、低層で落ち着きのある住環境の保全を図ります。また、住宅団地内で増加する空き家の有効利用を図るとともに、生活サービス機能の誘導や地域の交流の場づくり等によって、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導し、住宅団地の再生を図ります。
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理办法について更なる検討を行います。
	沿道の土地利用の促進	地域内の主要な道路の沿道においては、拠点への都市機能の集積に配慮した商業・業務系の土地利用の誘導を行います。
	苗代工業団地の土地利用の推進と維持・強化	「苗代工業団地」において、東広島・呉自動車道に近接した立地条件を活かし、生産流通等の関連産業の誘致を推進します。また、既存の生産流通機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。
	豊かな自然環境や農地と調和した市街地の形成	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。灰ヶ峰を始めとした自然環境や農地との調和と保全に努めます。
交通	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	中央地域との連絡強化に向けた（主）呉平谷線と熊野町方面への連絡強化に向けた（都）焼山押込線の整備を促進します。 天應地域や郷原地域との連絡強化に向けた（主）呉環状線の機能強化を促進します。 郷原地域等との連絡強化や苗代工業団地から郷原インターチェンジへの連絡強化に向けた（都）苗代郷原線の整備について検討します。
	地域間及び 地域内道路の整備	地域間や地域内のネットワークを構築する県道の整備を促進します。 （一）瀬野呉線の機能強化を促進します。 （一）焼山吉浦線の機能強化を促進します。
		地域内を連絡する都市計画道路等の整備を推進します。 狭隘な道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
	道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
	公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成
		地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
		便利で快適な交通結節点の機能強化
		バスの乗り継ぎ環境を向上させるため、交通結節点となる待合施設等の確保に向けた検討を行います。
	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
都市施設	身近な公園や環境に配慮した公園の整備等	焼山公園や身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。 灰ヶ峰公園においては、自然との触れ合いの場や自然学習の場としての機能の向上を図ります。
	各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。
	公園等の防災機能の強化	防災拠点の機能を補完する焼山公園等の防災機能の強化を図ります。また、避難場所となる身近な公園等の防災機能の強化を図ります。
	防災事業の推進	土砂災害等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。
環境都市	呉らしさを感じる市街地景観の形成	呉市景観計画に基づき、灰ヶ峰と調和した市街地景観の形成に努めます。

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66を参照

昭和地域



7) 郷原地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

生産流通拠点

郷原インターチェンジ周辺において、ものづくり産業の
維持・強化・集積を図ることで、産業発展をけん引していく地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

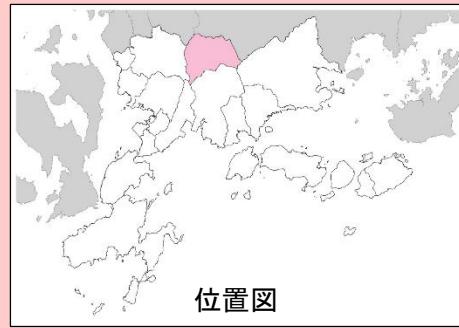
- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 住宅団地の環境と集落環境の維持・保全
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 郷原インターチェンジ周辺の生産流通機能の維持・強化と計画的な土地利用の推進

地域のまちづくりの方針

- 暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり
- 農地と自然と調和する ゆとりと安全のまちづくり
- 交通利便性を活かした産業発展のまちづくり

地域の概況と特性

- ・住宅団地と農業集落が広がっています。
- ・人口減少が想定されます。
- ・工業団地を中心としてものづくり産業が集積しています。
- ・買い物環境の充実や通勤・通学環境の改善が望まれています。



■人口及び年齢構成

総面積	2,094ha	対県市割合	5.9%
H27総人口	5,004人	対県市割合	2.1%
人口密度	2.4人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	935人	2,931人	1,138人
構成比	18.7%	58.6%	22.7%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

地域拠点	・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・高次的な生活サービスは、都市拠点（広）と連携することで、その機能を補完します。また、一部の機能については、近接する東広島市との連携によってその機能を補完します。
生産流通拠点	・郷原インターチェンジ周辺において、ものづくり産業の維持・強化と新たな集積を図ることで、産業発展をけん引していく地域です。

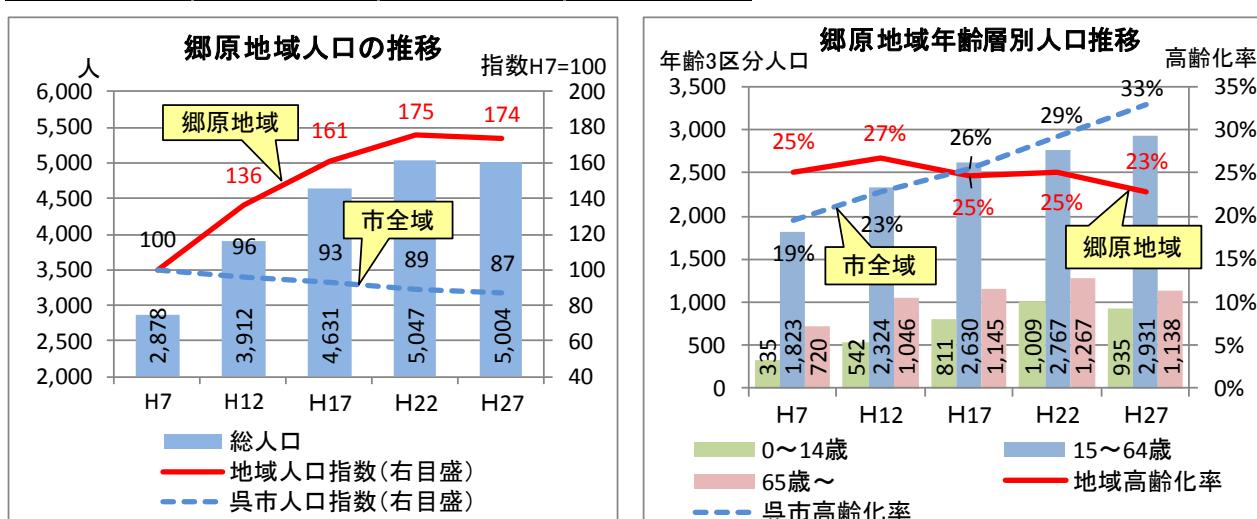
②地域の概況と特性

■人口及び年齢構成

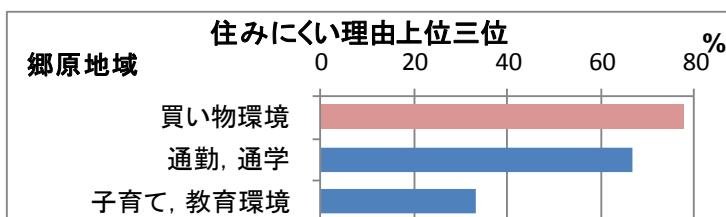
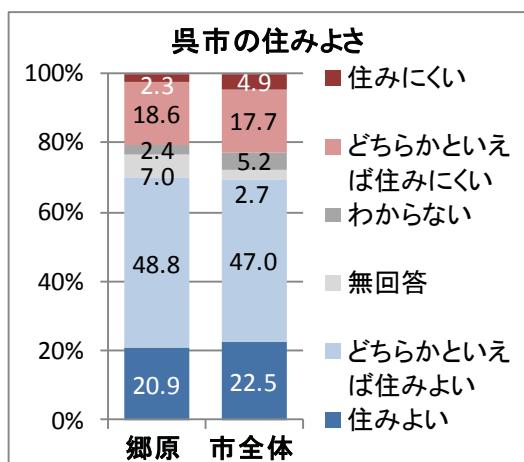
総面積	2,094ha	対呉市割合	5.9%
H27総人口	5,004人	対呉市割合	2.1%
人口密度	2.4人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	935人	2,931人	1,138人
構成比	18.7%	58.6%	22.7%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）

住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【住宅団地と農業集落が広がっています。】

国道375号の東側には、グリーンタウン郷原や学びの丘といった住宅団地や広島文化学園大学が立地しています。また、地域のレクリエーション施設としてグリーンヒル郷原が整備されています。

地域の大半は市街化調整区域であり、黒瀬川沿いを中心に優良な農地が広がる農業集落を形成しています。近年は「広甘藍」のブランド化や酒米である「未希米」の生産等、農業振興の取組が行われています。

【人口減少が想定されます。】

人口は、約5,000人（H27）を有しており、近年横ばい傾向にありますが、全市的な人口減少を踏まえれば長期的には人口減少に転じることが考えられます。また、高齢化率は約23%（H27）であり、市平均を下回っています。

【工業団地を中心としたものづくり産業が集積しています。】

郷原工業団地や桑畠工業団地、長谷工業団地においては、ものづくり産業を中心とした生産流通機能が集積しています。また、東広島・呉自動車道（郷原インターチェンジ）の開通により、高速交通体系へのアクセス性が飛躍的に向上しています。

【買い物環境の充実や通勤・通学環境の改善が望まれています。】

国道375号や主要地方道呉環状線等の幹線道路等の沿道の土地利用による買い物環境の充実が望まれています。また、通勤・通学等の利便性の確保に向け、地域間を接続する幹線道路や公共交通網の強化等、交通体系の充実が望まれています。



郷原インターチェンジ



住宅団地（グリーンタウン郷原）

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●住宅団地の環境と集落環境の維持・保全

地域の東部に位置するグリーンタウン郷原や学びの丘の良好な住宅団地の環境を維持するとともに、土砂災害等の災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。集落地においては農業振興に向けた農地の保全や集落の生活環境の向上等が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

通勤・通学環境の改善に向け、東広島・呉自動車道や国道375号の機能強化や公共交通等による地域間アクセスの向上が必要です。また、バス等の公共交通について地域の実情に応じた地域内交通の維持・充実が必要です。

●郷原インターチェンジ周辺の生産流通機能の維持・強化と計画的な土地利用の推進

今後も呉市や広島都市圏の産業活力をけん引していくために、郷原工業団地や桑畠工業団地、長谷工業団地における生産流通機能の維持・強化が必要です。また、郷原インターチェンジへの近接性を活かし、新たな雇用を生む計画的な土地利用の推進が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり

地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上し、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●農地と自然と調和する ゆとりと安全のまちづくり

優良な農地を保全するとともに、野呂山等の自然環境と住宅団地等が調和した、ゆとりあるまちづくりを目指します。また、土砂災害等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導を行う等、安全な環境で住み続けられるまちづくりを目指します。

●交通利便性を活かした産業発展のまちづくり

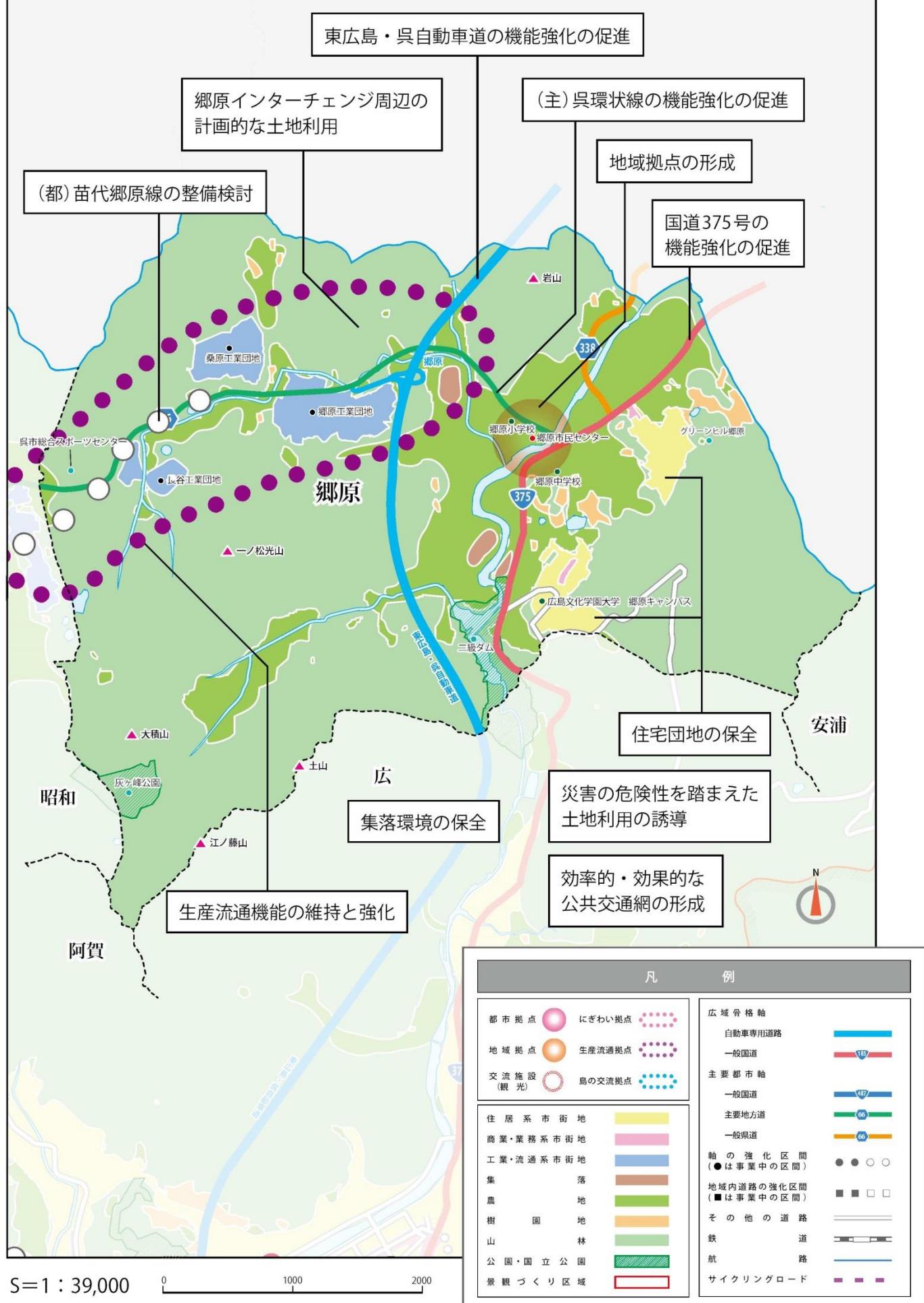
郷原インターチェンジに近接する交通利便性を活かし、その周辺において、産・学・住・遊のバランスのとれた計画的な土地利用を図るとともに、生産流通機能の維持・強化を図り、更なる発展に向けた活力のあるまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	郷原地域のまちづくりの方針		
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。また、その拠点の周辺や交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。	
	住宅団地の保全	グリーンタウン郷原や学びの丘の閑静な住宅団地において、低層で落ち着きのある居住環境の保全を図ります。また、空き家等が発生した場合には、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導します。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	生産流通機能の維持と強化	既存の生産流通機能の集積地について、その機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。	
	インターチェンジ周辺の計画的な土地利用の推進	郷原インターチェンジ周辺の交通利便性を活かした土地利用を促進するため、新たな工業団地の検討等によって、関連産業の誘致を推進します。	
	豊かな自然環境や農地と調和した市街地の形成	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。また、野呂山を始めとした自然環境や農地について調和・保全に努めます。	
	集落環境の保全	農地や自然と調和した土地利用を基本として、沿道への日用品の店舗の立地等による利便性の向上等、集落環境の保全に努めます。広甘藍等の農産物のブランド化を支援する等、農業の振興を推進します。	
交通	道路	広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築	広域的な都市間の連携強化と交流促進に向けた東広島・呉自動車道の機能強化と広地域や東広島市との連絡強化に向けた国道375号の機能強化を促進します。
		各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	昭和地域等との連絡強化に向けた（主）呉環状線の機能強化を促進します。また、（都）苗代郷原線の整備の検討を行います。
		地域内道路の整備	狭隘な道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
	公共交通	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
		効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
		公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
都市施設		身近な公園等の再整備等	グリーンヒル郷原や身近な公園等について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。 灰ヶ峰公園においては、自然との触れ合いの場や自然学習の場としての機能の向上を図ります。
		各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。	
	防災事業の推進	土砂災害等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。	
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。	
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。	
環境都市	呉らしさを感じる市街地景観の形成	呉市景観計画に基づき、山々と農地と調和した豊かな景観の形成に努めます。	

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66を参照

郷原地域



8) 阿賀地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

都市拠点への近接性を活かし、一定の
生活サービス機能の集積を図る地域

生産流通拠点

阿賀マリノポリス地区において、ものづくり産業の維持・強化、
集積を図ることで、産業発展をけん引していく地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災等を考慮した居住環境の改善
- 交通利便性の維持と充実
- 阿賀マリノポリス地区における生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進

地域のまちづくりの方針

- 副都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり
- 斜面市街地等の安全で安心なまちづくり
- 交通利便性を活かした産業発展のまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口が減少し、高齢化が進行しています。
- ・斜面市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。
- ・国道185号の沿道の土地利用等による買い物環境の充実が望まれています。
- ・幹線道路やJR吳線等の広域的な交通体系に恵まれています。
- ・阿賀マリノポリス地区の土地利用の推進が必要です。



■ 人口及び年齢構成

総面積	1,457ha	対呉市割合	4.1%
H27総人口	15,932人	対呉市割合	6.8%
人口密度	10.9人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	1,791人	8,646人	5,495人
構成比	11.2%	54.3%	34.5%

出典：住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

地域拠点	・都市拠点である広地域への近接性を活かしながら、一定の日常の生活サービス機能の集積を図る地域です。 都市拠点（広）と連携することで、その機能の一部や高次的なサービス機能を補完します。
生産流通拠点	・阿賀マリノポリス地区において、阿賀インターチェンジの近接性を活かしたものづくり産業の維持・強化と新たな集積を図ることで、産業発展をけん引していく地域です。

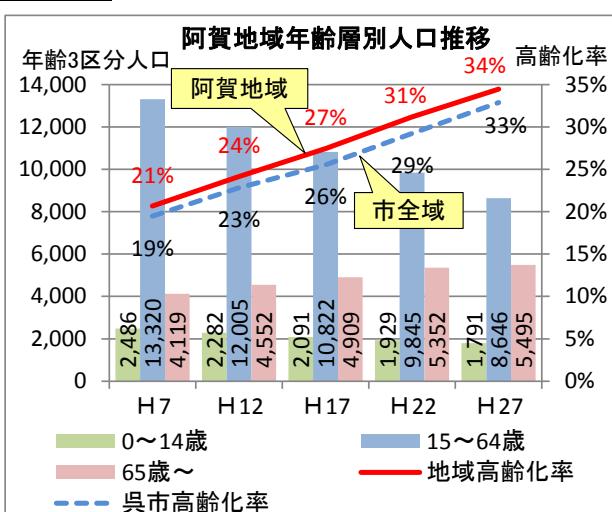
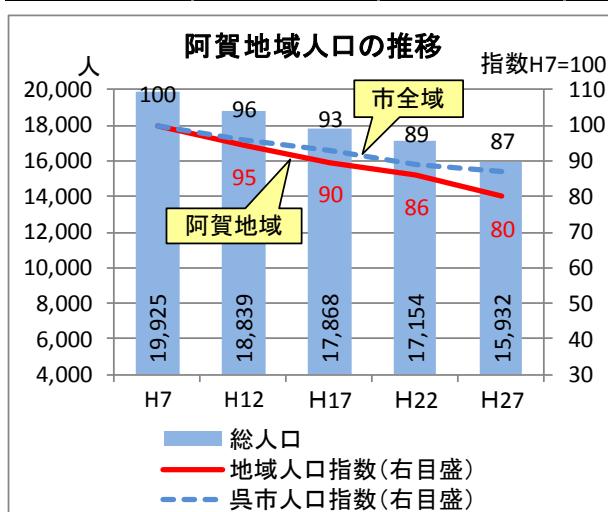
②地域の概況と特性

■人口及び年齢構成

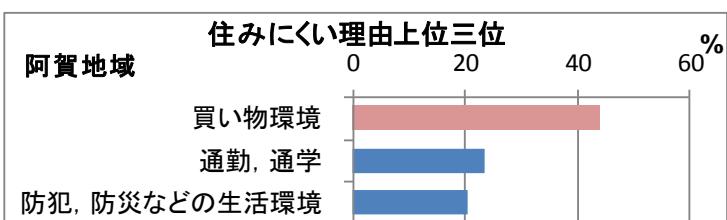
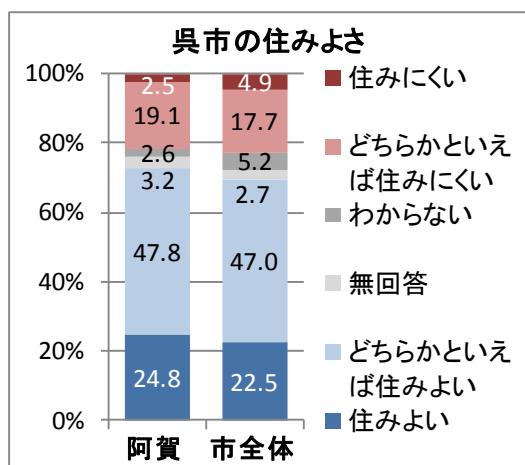
総面積	1,457ha	対呉市割合	4.1%
H27総人口	15,932人	対呉市割合	6.8%
人口密度	10.9人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	1,791人	8,646人	5,495人
構成比	11.2%	54.3%	34.5%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）

住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【人口が減少し、高齢化が進行しています。】

人口は、約 16,000 人（H27）を有していますが、人口が減少傾向にあります。また、高齢化率は約 34%（H27）であり、市平均を上回っています。

【斜面市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。】

臨海部の埋立地等の住宅地を除き、大空山等の山裾に斜面市街地が広がっています。これらの地区では、狭隘な道路が多く、空き家が増加しています。また、これらの多くは土砂災害警戒区域等に指定されており、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。

市街地の背後の休山は瀬戸内海国立公園に指定されています。

【国道 185 号の沿道の土地利用等による買い物環境の充実が望まれています。】

国道 185 号の沿道の一部に日常の買い物等の商業施設が立地していますが、地域全体における買い物環境の充実が望まれています。

【幹線道路やJR 呉線等の広域的な交通体系に恵まれています。】

東広島・呉自動車道（阿賀インターチェンジ）や国道 185 号の幹線道路や、JR 安芸阿賀駅を有しており、広域的な交通体系に恵まれています。しかし、国道 185 号や阿賀インターチェンジ周辺における慢性的な交通渋滞等が発生しています。

【阿賀マリノポリス地区の土地利用の推進が必要です。】

阿賀マリノポリス地区において、雇用を生む土地利用の推進が求められています。

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の向上を図る必要があります。

●防災等を考慮した居住環境の改善

地域の北部から南部に拡がる斜面市街地を始め、狭あいな道路が多く、空き家の増加が進んでおり、居住環境の改善が必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●交通利便性の維持と充実

東広島・呉自動車道（阿賀インターチェンジ）や国道185号、JR安芸阿賀駅の立地等、地域の交通機能は充実しており、これらの広域ネットワーク機能を十分に活かしていくため、休山新道の4車線化や阿賀インターチェンジの立体交差化等の機能強化等が必要です。また、狭あいな道路の整備やバス等の公共交通について、地域の実情に応じた地域内交通の維持・充実が必要です。

●阿賀マリノポリス地区における生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進

今後も呉市や広島都市圏の産業活力をけん引していくために、阿賀マリノポリス地区における生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●副都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり

副都心に近い利便性を活かし、副都心との連携を図りながら、地域内で一定の生活サービスが享受できるような快適・便利なまちづくりを目指します。

●斜面市街地等の安全で安心なまちづくり

土砂災害や浸水等の災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導や狭あいな道路の解消等によって居住環境を整備し、斜面市街地等の安全・安心なまちづくりを目指します。

●交通利便性を活かした産業発展のまちづくり

阿賀インターチェンジへの近接性を活かし、阿賀マリノポリス地区の土地利用を推進し、産業発展を促進するまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	阿賀地域のまちづくりの方針		
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。 また、その拠点の周辺やJR駅周辺等の交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。	
	居住環境の改善	斜面市街地を始めとして、増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を中心とした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害や浸水等に係る災害の危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	沿道の土地利用の促進	地域内の主要な道路の沿道においては、拠点への都市機能の集積に配慮した商業・業務系の土地利用の誘導を行います。	
	生産流通機能の維持と強化	ものづくり産業を中心とした既存の生産流通機能の集積地について、その機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。	
	阿賀マリノポリス地区の整備と土地利用の推進	「阿賀マリノポリス地区」において、東広島・呉自動車道に近接した立地条件を活かし、生産流通等の関連産業の誘致を推進します。	
	豊かな自然環境と調和した市街地の形成	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。また、休山や大空山を中心とした自然環境との調和と保全に努めます。	
交通	道路	広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築	中央地域との連絡強化に向けた休山新道の4車線化整備と国道185号の機能強化を促進します。 広域的な都市間の連携強化と交流促進に向け、東広島・呉自動車道の機能強化と阿賀インターチェンジの立体交差化の整備を促進します。（トライアングルネットワークの構築）
		各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	警固屋地域や音戸地域等の島しょ部との連絡強化に向けた（主）呉環状線の整備を促進します。 湾岸バイパスルートの整備構想について検討します。
		地域内道路の整備	狭あいな道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
		交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
	公共交通	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
		効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
		離島航路の維持	情島を結ぶ離島航路の維持に努めます。
都市施設	公共交通	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
		身近な公園の再整備等	大空山公園や身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。
		港湾機能と漁港機能の維持・強化	物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。また、災害に強く、生産性の高い水産業を保持するため、漁港施設の維持・強化に努めます。また、事業継続計画の策定により、事業の継続性の向上を図ります。
防災	公共交通	各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
		防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。
		公園等の防災機能の強化	防災拠点の機能を補完する阿賀マリノポリス地区の防災機能の強化を図ります。また、避難場所となる公園等の防災機能の強化を図ります。

防災	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。
環都市	吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、山々と海と調和した市街地景観の形成に努めます。また、瀬戸内国立公園においては、その自然と調和した景観の保全に努めます。

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66 を参照



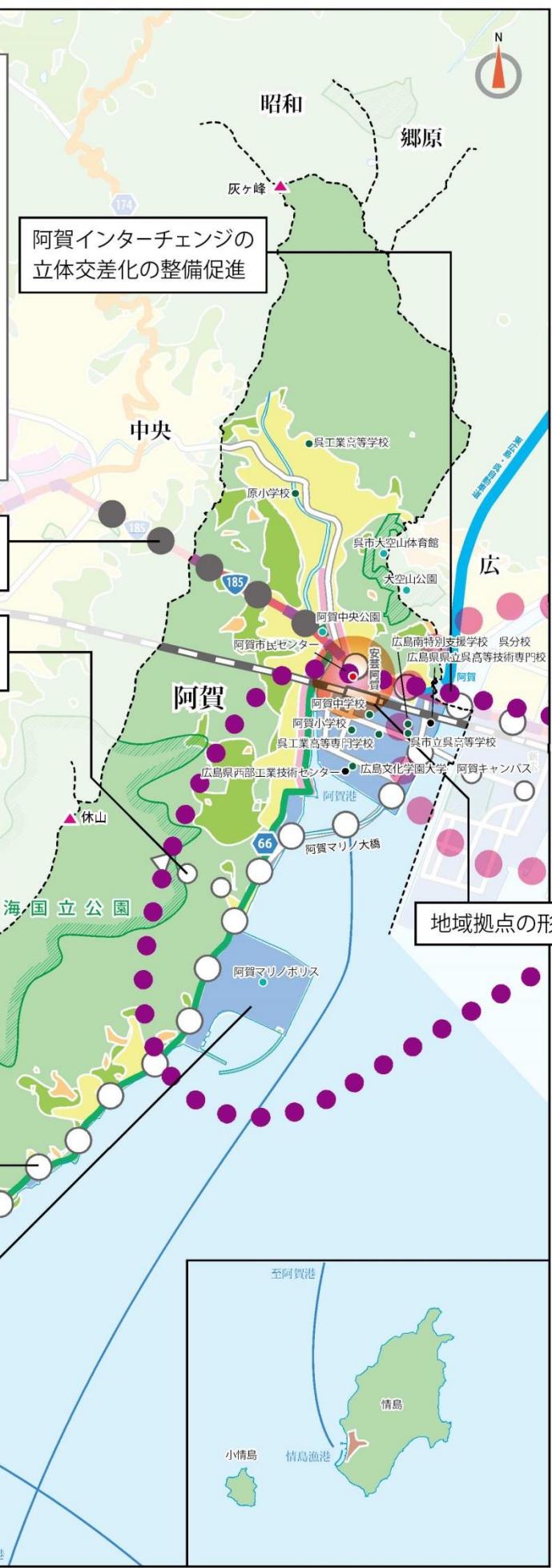
阿賀マリノポリス地区



阿賀インターチェンジ

阿賀地域

凡　例	
都市 拠 点	にぎわい拠点
地 域 拠 点	生産流通拠点
交 流 施 設 (觀 光)	島の交流拠点
住 居 系 市 街 地	
商 業・業 務 系 市 街 地	
工 業・流 通 系 市 街 地	
集 落	
農 地	
樹 園	
山 林	
公 園・國 立 公 園	
景 観 づ く り 区 域	
廣 域 骨 构 軸	
自動車専用道路	■■■■■
一般国道	■■■■■
主 要 都 市 軸	■■■■■
一般国道	■■■■■
主要地方道	■■■■■
一般県道	■■■■■
軸 の 強 化 区 間 (●は事業中の区間)	●●●○○
地 域 内 道 路 の 強 化 区 間 (■は事業中の区間)	■■■□□
そ の 他 の 道 路	— — — —
鐵 道	— — — —
航 道	— — — —
サイクリングロード	— — — —



S=1 : 47,000

0 1000 2000 2250

9) 広地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

都市拠点（副都心）
都心の機能を補完する地域

にぎわい拠点
市のにぎわいの顔となる地域

生産流通拠点
ものづくり産業の維持と強化を図り、
産業発展をけん引していく地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 副都心として多様な都市機能の集積・誘導
- 副都心としての安全・安心で快適な居住環境の確保
- 副都心へのアクセス性の向上と地域内の交通体系の充実
- 産業集積地における生産流通機能の維持・強化

地域のまちづくりの方針

- 多様な都市機能が集積した副都心、便利で魅力的なまちづくり
- 快適・安全・安心 住みたくなるまちづくり
- 既存の産業の発展とにぎわいのある魅力的なまちづくり

地域の概況と特性

- ・副都心としての市街地の形成が進んでいます。
- ・人口減少が想定されます。また、高齢化が進行しています。
- ・通勤・通学等の交通体系の改善が望まれています。
- ・臨海部にものづくり産業が集積しています。



■人口及び年齢構成

総面積	3.273ha	対県市割合	9.2%
H27総人口	46,806人	対県市割合	20.0%
人口密度	14.3人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	7,108人	28,645人	11,053人
構成比	15.2%	61.2%	23.6%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

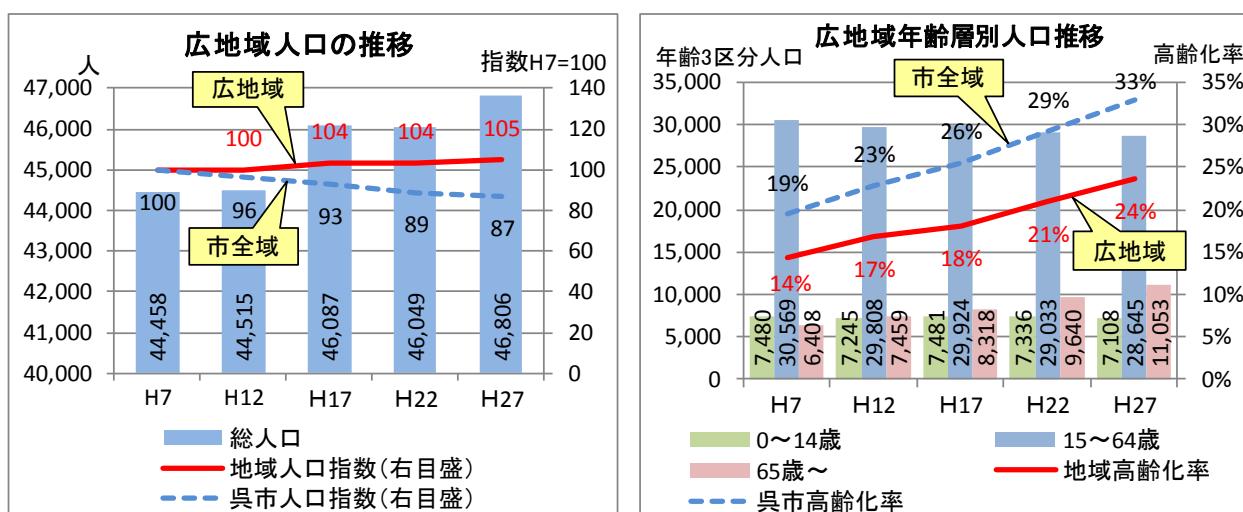
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都心である中央地域の機能を補完する地域（副都心）です。 商業や医療、文化、娯楽、行政等の中核的な機能の集積を図る地域です。 呉市の東部の地域を支えるとともに、東広島市との連携を強化する地域です。
にぎわい拠点	<ul style="list-style-type: none"> JR広駅や新広駅周辺、広交差点周辺等の一体的なエリアにおいて、広域的なサービスを提供する商業施設を積極的に誘導するとともに、人が集まる空間の整備や多様な主体が連携したイベントの開催等によって交流を促進し、市のにぎわいの顔となる地域です。
生産流通拠点	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の産業集積地において、ものづくり産業の維持と強化を図り、産業発展をけん引していく地域です。

②地域の概況と特性

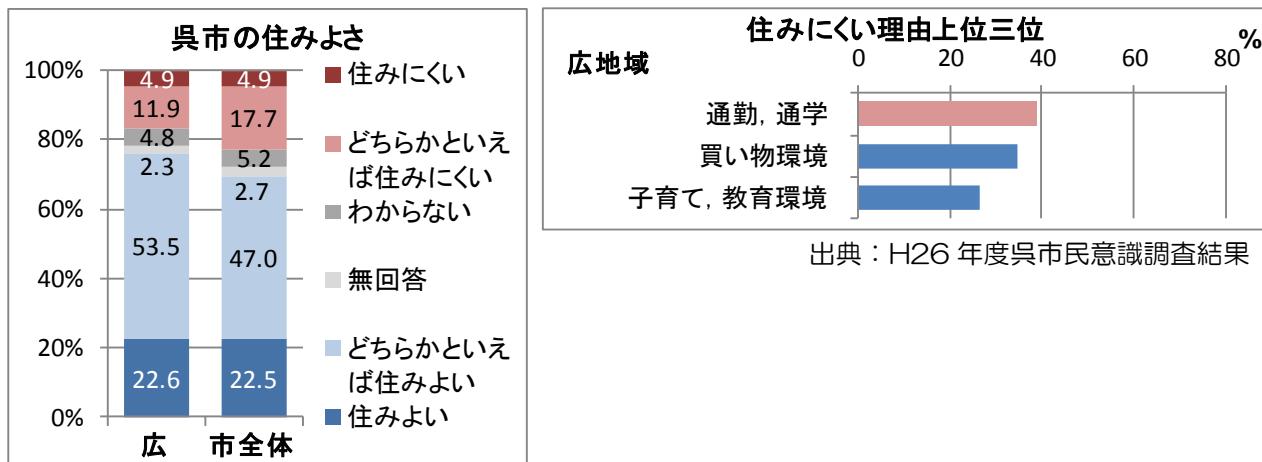
■人口及び年齢構成

総面積	3,273ha	対呉市割合	9.2%
H27総人口	46,806人	対呉市割合	20.0%
人口密度	14.3人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	7,108人	28,645人	11,053人
構成比	15.2%	61.2%	23.6%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【副都心としての市街地の形成が進んでいます。】

JR新広駅や広駅、広市民センター、総合体育館等、拠点となる施設の整備や土地区画整理事業等の都市計画事業の推進による良好な市街地の形成によって、副都心としてのまちづくりが着実に進んでいます。また商業・業務、医療・福祉等の拠点的な都市機能が集積しており、市内外にわたる広域的なサービス機能を有しています。

また、東広島・呉自動車道の開通によって、より一層広域的な連携を図ることが可能となっています。

【人口減少が想定されます。また、高齢化が進行しています。】

人口は、約47,000人（H27）を有しており、近年横ばい傾向にありますが、全市的な人口減少を踏まえれば長期的には人口減少に転じることが考えられます。また、古新開土地区画整理事業やマンション建設等によって、若年層が多く居住し、高齢化率は約24%（H27）となっており、市平均を下回っています。

地域の全域で空き家の増加が見られます。また、山地に近い一部の住宅地では、土砂災害警戒区域等に指定されている状況です。

【通勤・通学等の交通体系の改善が望まれています。】

通勤・通学等の利便性の確保に向け、地域間を接続する国道185号の慢性的な渋滞解消や公共交通網の強化等、交通体系の充実が望まれています。

【臨海部にものづくり産業が集積しています。】

臨海部の工業団地には、ものづくり産業を中心とした生産流通機能が集積しています。



新広駅周辺の市街地と工業団地

③地域の課題

●副都心として多様な都市機能の集積・誘導

市民センターやJR新広駅・広駅、広交差点周辺を中心として、呉市の副都心としての多様な都市機能の誘導を図る必要があります。また、商業・業務機能の充実を図り、にぎわいの創出が必要です。

●副都心としての安全・安心で快適な居住環境の確保

広駅前地区を始めとして、未整備の都市計画道路等の整備を推進し、副都心としての居住環境の充実を図る必要があります。また、増加する空き家の有効利用や土砂災害警戒区域の指定状況等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●副都心へのアクセス性の向上と地域内の交通体系の充実

副都心と周辺の地域拠点を結ぶ幹線道路やJR呉線等の公共交通の機能強化が必要です。また、バス等の公共交通の確保について地域の実情に応じた維持・充実が必要です。

●産業集積地における生産流通機能の維持・強化

今後も呉市や広島都市圏の産業活力をけん引していくために、虹村工業団地等の臨海部における生産流通機能の維持・強化が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●多様な都市機能が集積した副都心、便利で魅力的なまちづくり

市民センターやJR新広駅・広駅を中心として、広域的なサービスを提供する都市機能の充実や土地利用の高度利用化等を推進し、呉市における副都心として便利で魅力的なまちづくりを目指します。

●快適・安全・安心 住みたくなるまちづくり

都市計画道路等の整備や災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導等、副都心としての居住環境の充実を図り、魅力ある居住環境を形成し、快適で安全な住みたくなるまちづくりを目指します。

●既存の産業の発展とにぎわいのある魅力的なまちづくり

東広島・呉自動車道に近接した交通利便性を活かし、生産流通等の多様な産業の維持・発展を促進するまちづくりを目指します。また、JR広駅や新広駅周辺、広交差点周辺等の一体的なエリアにおいて、広域的なサービスを提供する商業施設の誘導等、にぎわいのある魅力的なまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	広地域のまちづくりの方針		
土地利用	都市拠点の形成	商業・医療・福祉等の多様な都市機能の集積を図るとともに、その周辺や JR 駅周辺等の交通利便性の高い地区等への居住の誘導に向け、誘導方針を検討し、その方針に基づく土地利用の誘導を行います。 また、まちなか居住の推進に向け、土地の高度利用を促進します。	
	居住環境の改善	副都心としての居住環境の創出に向け、街区を形成する都市計画道路等の整備や沿道土地利用の強化・充実を図ります。 また、増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。	
	災害危険性を踏まえた土地利用の推進	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	にぎわい創出のための高度利用化や施設の誘導	にぎわいの核となる施設の誘導等、市街地の高度利用を推進します。 JR 新広駅や広駅周辺における、遊休地や未利用地等について土地利用の転換を図り、高度利用を促進します。 まちのにぎわいの創出に向け、居住と商業が適度に混在したまちなか居住を推進します。	
	生産流通機能の維持と強化	既存の生産流通機能の集積地について、その機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。	
	インターチェンジ周辺の計画的な土地利用の推進	阿賀インターチェンジ周辺の交通利便性を活かした土地利用を推進するため、関連産業の誘致を推進します。	
	豊かな自然環境と調和した市街地の形成	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。野呂山や大空山を始めとした自然環境との調和と保全に努めます。	
	広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築	広地域の東西の地域との連絡強化に向けた国道 185 号の機能強化を促進します。 広域的な都市間の連携強化と交流促進に向けた東広島・呉自動車道の機能強化と広地域や東広島市との連絡強化に向けた国道 375 号の機能強化を促進します。	
交通	道路	地域間及び地域内道路の整備	地域間や地域内のネットワークを構築する県道の整備を促進します。 (一) 広仁方停車場線の機能強化を促進します。 広駅前地区において、街区を形成する都市計画道路等の整備を推進します。 臨海部を東西に結ぶルートの整備構想について検討します。 狭あいな道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
		交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。 にぎわい創出や交流促進に資する道路空間の活用について検討します。
	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。	
	公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。また、利便性の向上に向け、JR 広駅以東の増便や接続改善等の連絡強化を促進します。
都市施設	便利で快適な交通結節点の機能強化	乗り継ぎ環境を向上させるため、新広駅における待合施設等の機能向上に向けた検討を行います。	
	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。	
スポーツ拠点の維持と身近な公園の再整備等		広公園や虹村公園等について、多様な世代がスポーツによって交流できる拠点としてその機能の維持に努めるとともに、バリアフリー化等を推進します。 身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。	

都市施設	浸水被害の軽減化のための下水道や河川の整備	浸水被害の防止や軽減に向けた河川整備を促進するとともに、雨水ポンプ設備や雨水貯留施設の整備を推進します。 広雨水1号幹線（免田川）の整備を推進します。
	港湾機能の強化	物流機能の強化やクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。また、事業継続計画の策定により事業の継続性の向上を図ります。
	各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。
	公園等の防災機能の強化	防災拠点の機能を補完する広公園や虹村公園の防災機能の強化を図ります。また、避難場所となる公園等の防災機能の強化を図ります。
	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。
環境市	呉らしさを感じる市街地景観の形成	呉市景観計画に基づき、山々と海と調和した市街地景観の形成に努めます。また、瀬戸内国立公園においては、その自然と調和した景観の保全に努めます。

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP66を参照

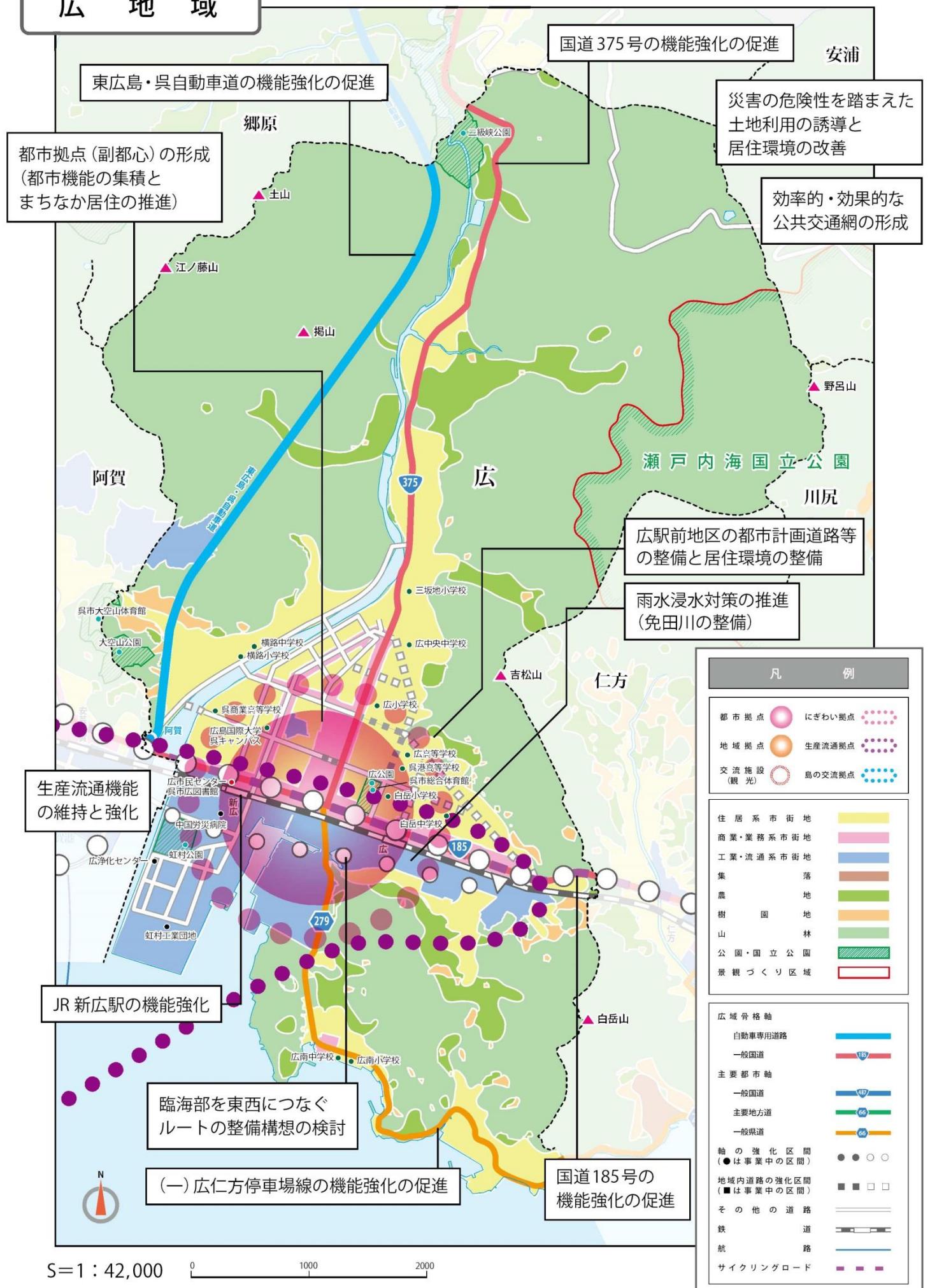


土地区画整理事業で造成された市街地



広商店街

広 地 域



10) 仁方地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

都市拠点への近接性を活かし、一定の
生活サービス機能の集積を図る地域

生産流通拠点

ものづくり産業の維持と強化を図り、
産業発展をけん引していく地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災等を考慮した居住環境の改善
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 産業集積地における生産流通機能の維持・強化

地域のまちづくりの方針

- 副都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり
- 家屋が密集した市街地等の安全で安心なまちづくり
- 伝統的な産業の継承とともにづくり産業を発展させるまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口が減少し、高齢化が進行しています。
- ・家屋等が密集した市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。
- ・通勤・通学等の交通体系や買い物環境の充実が望まれています。
- ・伝統的な産業が継承されています。



■人口及び年齢構成

総面積	1,051ha	対呉市割合	3.0%
H27総人口	6,734人	対呉市割合	2.9%
人口密度	6.4人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	701人	3,689人	2,344人
構成比	10.4%	54.8%	34.8%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

地域拠点	・都市拠点である広地域への近接性を活かしながら、一定の日常の生活サービス機能の集積を図る地域です。 都市拠点（広）と連携することでその機能の一部や高次的なサービス機能を補完します。
生産流通拠点	・沿岸部の産業集積地において、ものづくり産業の維持と強化を図り、産業発展をけん引していく地域です。

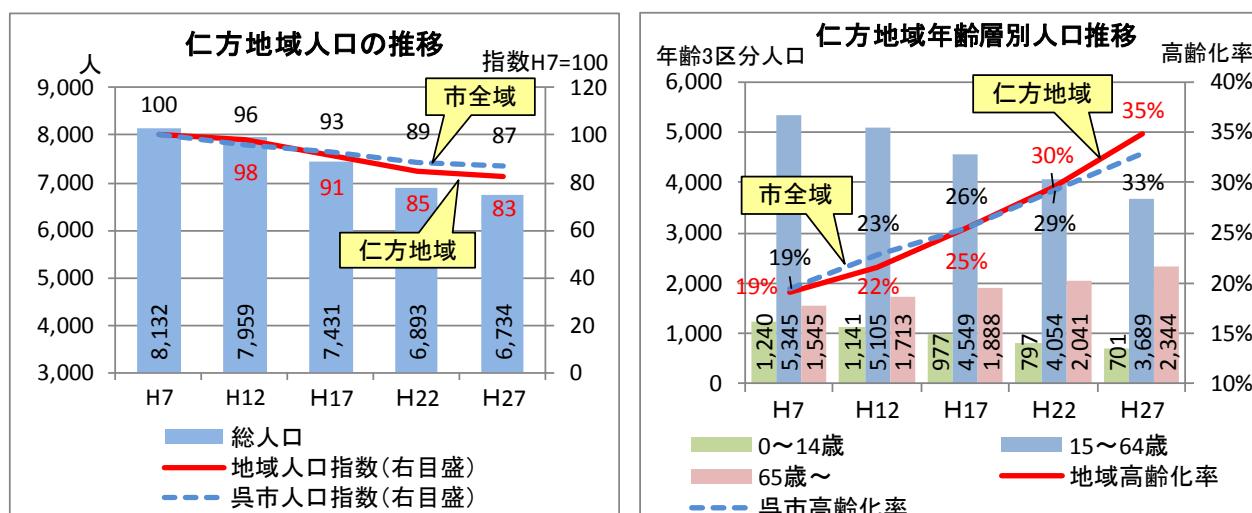
②地域の概況と特性

■人口及び年齢構成

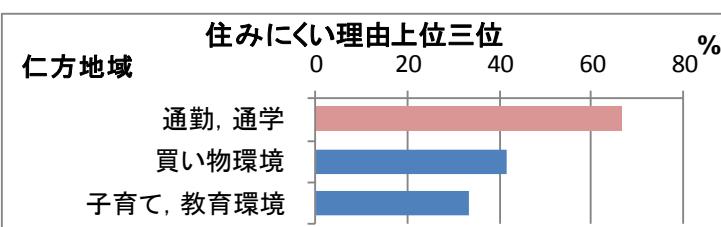
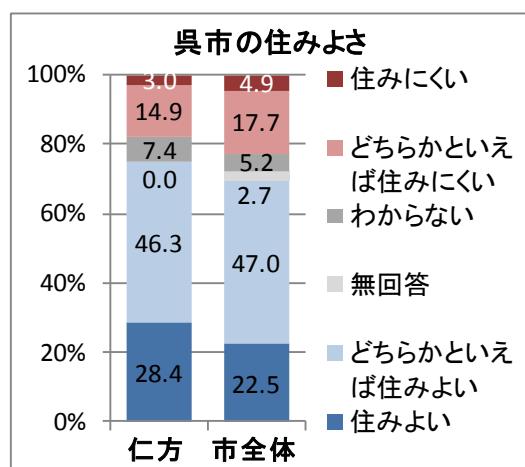
総面積	1,051ha	対呉市割合	3.0%
H27総人口	6,734人	対呉市割合	2.9%
人口密度	6.4人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	701人	3,689人	2,344人
構成比	10.4%	54.8%	34.8%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）

住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【人口が減少し、高齢化が進行しています。】

人口は、約 6,700 人（H27）を有していますが、人口減少の傾向にあります。また、高齢化率は約 35%（H27）であり、市平均を上回っています。

【家屋等が密集した市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。】

臨海部の埋立地等の住宅地を除いて、大半が家屋等が密集した市街地や斜面市街地となっており、背後に急しゅんな山地が広がっています。これらの地区では、狭あいな道路が多く、空き家が増加しています。また、これらの多くは土砂災害警戒区域等に指定されており、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。

【通勤・通学等の交通体系や買い物環境の充実が望まれています。】

通勤・通学等の利便性の確保に向け、地域間を接続する国道 185 号の慢性的な渋滞解消や公共交通網の強化等、交通体系の充実が望まれています。

また、国道 185 号の沿道の一部に日常の買い物等の商業施設が立地していますが、地域全体における買い物環境の充実が望まれています。

【伝統的な産業が継承されています。】

古くから地酒や、醤油等がつくられてきた地域であり、これらの伝統的な産業が継承されています。また、臨海部においては、「仁方やすり」等のものづくり産業が集積しています。



沿岸部の工業団地



「仁方やすり」

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

副都心に近接する条件を活かすとともに、買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災等を考慮した居住環境の改善

地域の北部の山裾に拡がる市街地を始めとして、狭い道路が多く、空き家の増加が進んでおり、居住環境の改善が必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

国道185号やJR呉線等の機能強化等による地域間アクセスの向上や狭い道路の整備やバス等の公共交通について地域の実情に応じた地域内交通の維持・充実が必要です。

●産業集積地における生産流通機能の維持・強化

今後も呉市や広島都市圏の産業活力をけん引していくために、臨海部における生産流通機能の維持・強化が必要です。また、「仁方やすり」や酒、醤油等の伝統的な産業の継承が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●副都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり

副都心に近い利便性を活かし、空き家の利用促進等を図ることで地域コミュニティを維持するとともに、副都心との連携を図りながら、地域内で一定の生活サービスが享受できるような快適・便利なまちづくりを目指します。

●家屋が密集した市街地等の安全で安心なまちづくり

狭い道路の整備や土砂災害・浸水等の災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導や狭い道路の解消等によって居住環境を整備し、家屋等が密集した市街地等の安全・安心なまちづくりを目指します。

●伝統的な産業の継承とともにづくり産業を発展させるまちづくり

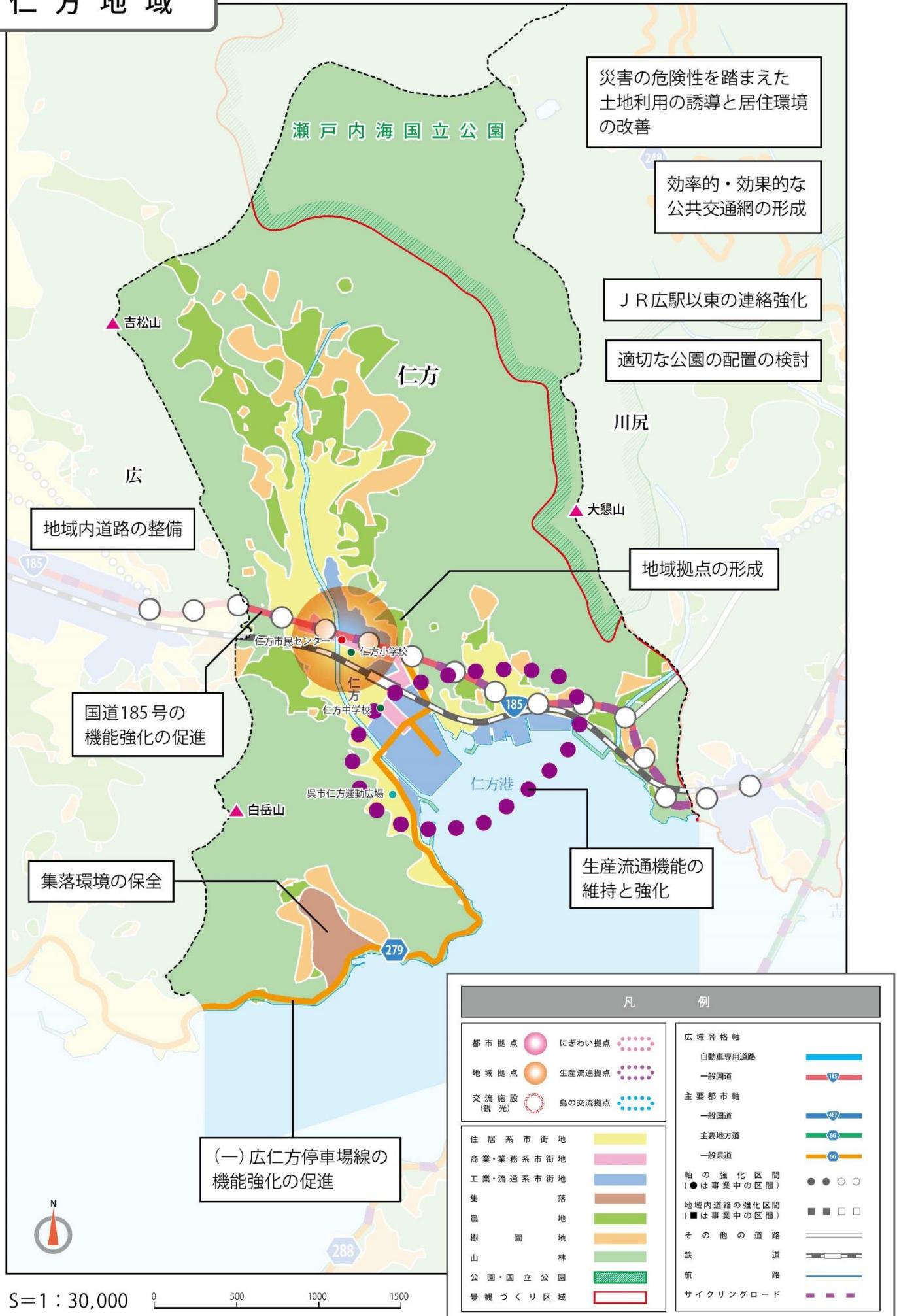
「仁方やすり」や酒、醤油づくり等の伝統的な産業を維持、継承するとともに、臨海部に位置する生産流通機能の維持・発展に向けた活力のあるまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	仁方地域のまちづくりの方針	
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。また、その拠点の周辺やJR駅周辺等の交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。
	居住環境の改善	家屋が密集した市街地を始めとして、増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を中心とした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。
	沿道の土地利用の促進	地域内の主要な道路の沿道においては、拠点への都市機能の集積に配慮した商業・業務系の土地利用の誘導を行います。
	生産流通機能の維持と強化	ものづくり産業を中心とした既存の生産流通機能の集積地について、その機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。
	豊かな自然環境と調和した市街地の形成	市街化調整区域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。また、野呂山を中心とした自然環境との調和と保全に努めます。
	集落環境の保全	生活環境の向上や自然と調和した集落環境の保全に努めます。
交通	伝統的産業の維持・継承	仁方のやすりや酒、醤油づくり等の伝統的な産業について維持に努めるとともに、ブランド化等の促進による継承に努めます。
	広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築	広地域を始めとした東西の地域との連絡強化に向けた国道185号の機能強化を促進します。
	地域間及び 地域内道路の整備	地域間や地域内のネットワークを構築する県道の整備を促進します。 (一) 広仁方停車場線の機能強化を促進します。
	道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
	交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。また、利便性の向上に向け、JR広駅以東の増便や接続改善等の連絡強化を促進します。
	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
都市施設	身近な公園の再整備等	身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。 また、誘致距離等を踏まえた、適正な公園の配置について検討します。
	港湾機能の強化	物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。
	各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。
	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
	地域の実情に応じた 避難場所や避難路の確保	身近な避難場所について周辺の公園等の立地状況を踏まえて確保の検討を行います。また、避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。
環境都市	吳らしさを感じる 市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、山々や海と調和した市街地景観の形成に努めます。 また、瀬戸内国立公園においては、その自然と調和した景観の保全に努めます。

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP66を参照

仁方地域



11) 川尻地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

生産流通拠点

ものづくり産業の維持と強化を図り、
産業発展をけん引していく地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災等を考慮した居住環境の改善
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 産業集積地における生産流通機能の維持・強化
- 野呂山の魅力向上による交流の促進

地域のまちづくりの方針

- 暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり
- 山と海に包まれた斜面市街地等の安全で安心なまちづくり
- 既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口が減少し、高齢化が進行しています。
- ・野呂山と瀬戸内海の間に家屋等が密集した市街地が形成されています。
- ・買い物環境の充実や通勤・通学環境の改善が望まれています。
- ・臨海部にものづくり産業が集積しています。
- ・伝統的な産業の「筆づくり」が継承されています。



■人口及び年齢構成

総面積	1,685ha	対呉市割合	4.8%
H27総人口	8,899人	対呉市割合	3.8%
人口密度	5.3人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	869人	5,046人	2,984人
構成比	9.8%	56.7%	33.5%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

地域拠点	・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・高次的な生活サービスは、都市拠点（広）と連携することで、その機能を補完します。
生産流通拠点	・沿岸部の産業集積地において、ものづくり産業の維持と強化を図り、産業発展をけん引していく地域です。

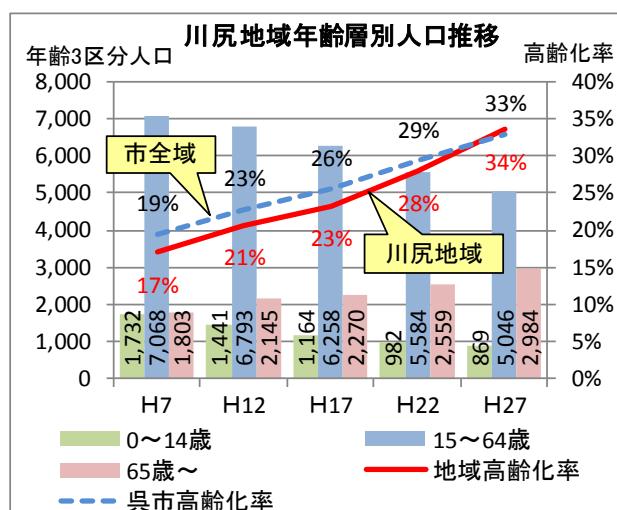
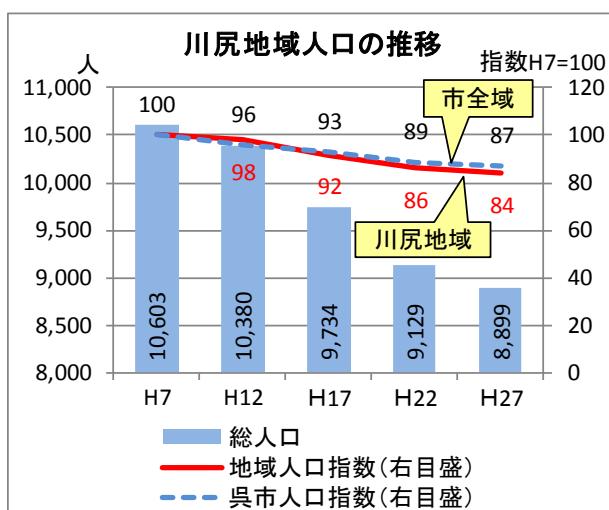
②地域の概況と特性

■人口及び年齢構成

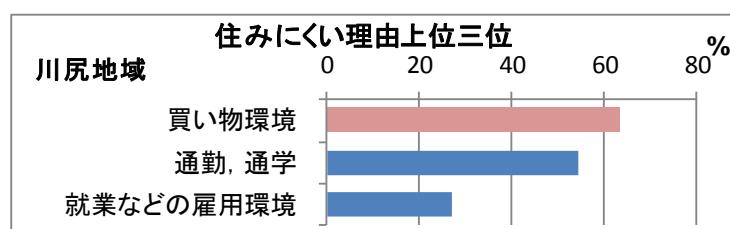
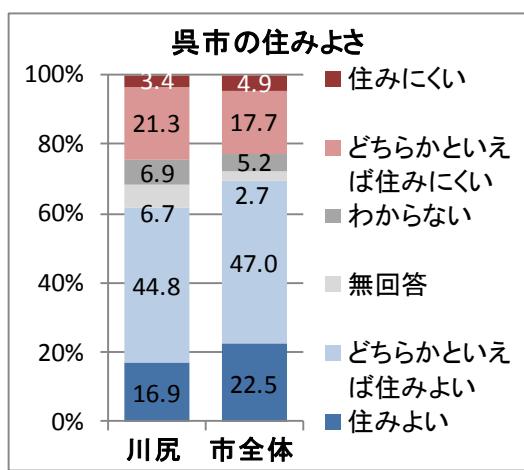
総面積	1,685ha	対呉市割合	4.8%
H27総人口	8,899人	対呉市割合	3.8%
人口密度	5.3人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	869人	5,046人	2,984人
構成比	9.8%	56.7%	33.5%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）

住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



【人口が減少し、高齢化が進行しています。】

人口は、約8,900人（H27）を有していますが、人口減少の傾向にあります。また、高齢化率は約34%（H27）であり、市平均とほぼ同様となっています。

【野呂山と瀬戸内海の間に家屋等が密集した市街地が形成されています。】

市街地の北側に野呂山が、南に瀬戸内海が広がり、その間に市街地が形成されています。臨海部に広がる埋立地を除いては、家屋等が密集した市街地や斜面市街地となっており、これらの地区では、狭あいな道路が多く、空き家が増加しています。また、これらの多くは、土砂災害警戒区域等に指定されており、災害に對してぜい弱な市街地が形成されています。

市街地の背後の野呂山は、瀬戸内海国立公園に指定されており、瀬戸内海の多島美の景観を望むことができます。また、宿泊やキャンプ場等のレクリエーション施設が立地しており、市内外から多くの来訪者があります。

【買い物環境の充実や通勤・通学環境の改善が望まれています。】

日常の買い物等の商業施設が一部立地していますが、国道185号の沿道の利用等、買い物環境の充実が望まれています。また、通勤・通学等の利便性の確保に向け、地域間を接続する国道185号の渋滞解消とともにJR呉線の増便、接続改善等の公共交通網の強化等、交通体系の充実が望まれています。

【臨海部にものづくり産業が集積しています。】

臨海部の工業団地においては、ものづくり産業を中心とした生産流通機能が集積しています。

【伝統的な産業の「筆づくり」が継承されています。】

古くから筆づくりが行われており、「川尻筆」として経済産業大臣指定伝統的工芸品に指定されています。現在も筆づくりが継承されており、野呂山山頂付近に資料館が建設される等、筆の里としてのまちづくりが行われています。

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災等を考慮した居住環境の改善

川尻市民センターの周辺に拡がる斜面市街地を始め、狭あいな道路が多く、空き家の増加が進んでおり、居住環境の改善が必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

国道185号やJR呉線等の機能強化等による地域間アクセスの向上や狭あいな道路の整備とともに、バス等の公共交通について地域の実情に応じた地域内交通の維持・充実が必要です。

●産業集積地における生産流通機能の維持・強化

今後も呉市や広島都市圏の産業活力をけん引していくために、臨海部における生産流通機能の維持・強化が必要です。

●野呂山の魅力向上による交流の促進

宿泊やキャンプ等のレクリエーションの機能強化等、「野呂高原ロッジ」を中心とした野呂山周辺の魅力向上による交流の促進と地域のにぎわいづくりが必要です。また、野呂山からの眺望景観や自然環境の保全・形成が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり

地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上するとともに、空き家の利用促進等により地域コミュニティを維持することで安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●山と海に包まれた斜面市街地等の安全で安心なまちづくり

土砂災害や浸水等の災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導や狭あいな道路の解消等によって居住環境を整備し、野呂山と調和した斜面市街地等の安全・安心なまちづくりを目指します。

●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり

臨海部の生産流通機能の強化を図るとともに、地域の産業である「川尻筆」等の継承による活力のあるまちづくりを目指します。また、野呂山を中心とした自然レクレーション機能の魅力の向上を図り、自然とふれあえる場の創出等によって、交流のまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	川尻地域のまちづくりの方針	
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。 また、その拠点の周辺やJR駅周辺等の交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。
	居住環境の改善	地域内における街区を形成する道路の整備を促進します。 斜面市街地を始めとして、増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を中心とした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。
	生産流通機能の維持と強化	既存の生産流通機能の集積地について、その機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。
	豊かな自然環境や農地と調和した市街地の形成	用途白地地域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。また、野呂山を中心とした自然環境や農地との調和と保全に努めます。
	野呂山や川尻筆等の地域資源を活用した魅力の向上と交流促進	野呂高原ロッジを中心としたレクリエーション施設についてその機能と魅力の維持・向上を図ります。 また、筆づくり等の伝統的な産業について維持・向上を図ります。
	広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築	広地域を中心とした東西の地域との連絡強化に向けた国道185号の機能強化を促進します。
交通	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	下蒲刈地域を中心とした安芸灘地域との連絡強化に向け、(主)下蒲刈川尻線の機能強化を促進するとともに、安芸灘大橋の保全や通行支援を推進します。
	地域間及び 地域内道路の整備	地域間や地域内のネットワークを構築する県道の整備を促進します。 (一) 川尻安浦線の機能強化を促進します。 (一) 野呂山公園線の機能強化を促進します。
		川尻中央地区において街区を形成する東西及び南北道路の整備を検討します。 市道川尻本線1号の整備を促進します。 狭あいな道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
	道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
	交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
	公共交通	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。また、利便性の向上に向け、JR広駅以東の増便や接続改善等の連絡強化を促進します。
都市施設	効率的・効果的な公共交通網の形成	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
	港湾機能の強化	身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。
	各施設の長寿命化の推進	港湾機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。
防災	防災拠点の整備・機能強化	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。

防災	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	身近な避難場所について周辺の公園等の立地状況を踏まえて確保の検討を行います。また、避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。
都市環境	吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、山や海と調和した市街地景観の形成に努めます。特に景観づくり区域では、野呂山の自然景観や山頂からの多島美の眺望景観の保全に努めます。また、瀬戸内海国立公園においては、その自然と調和した景観の保全に努めます。

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66 を参照

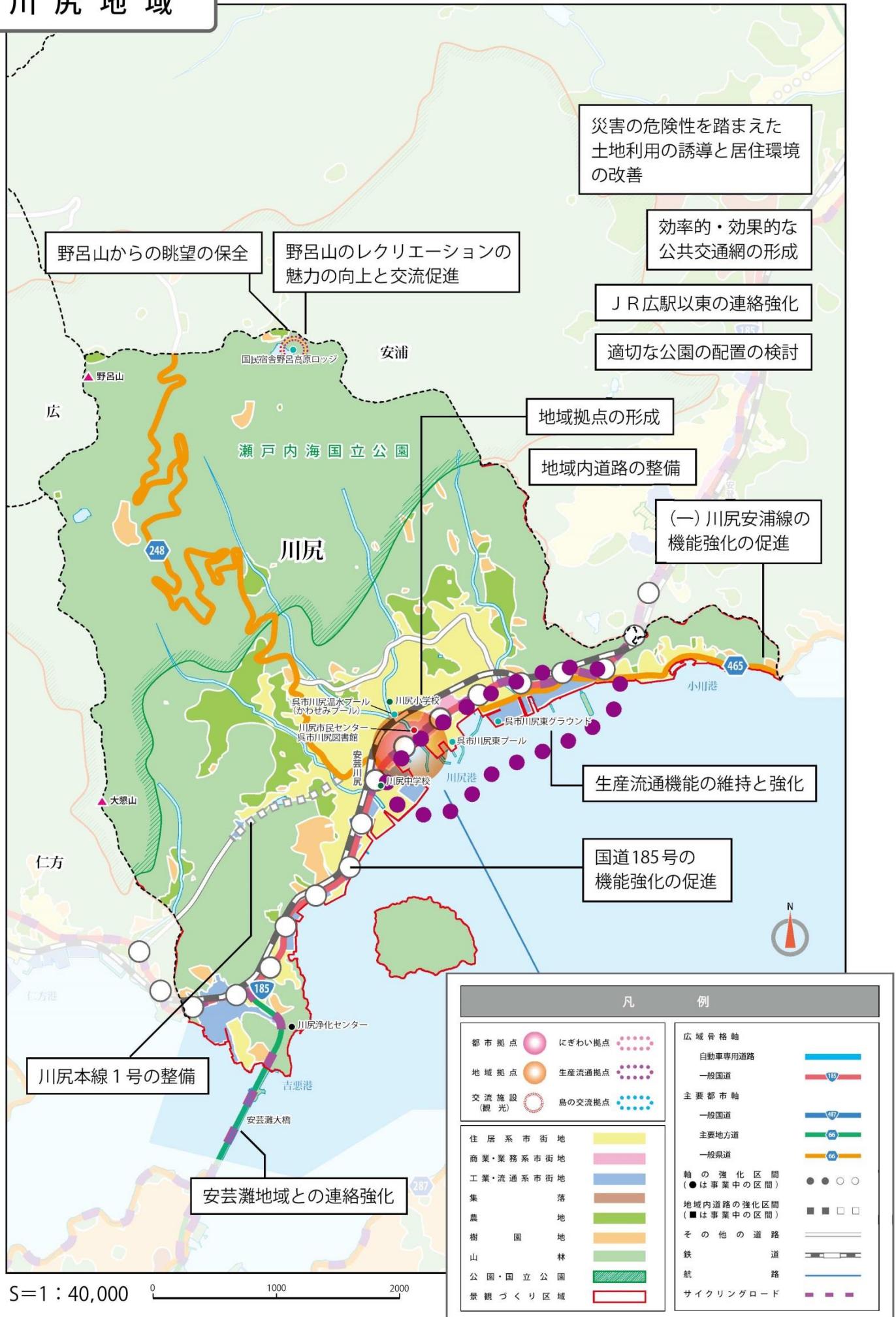


野呂山の山裾に広がる市街地



野呂高原ロッジ

川尻地域



12) 安浦地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

生産流通拠点

ものづくり産業の維持と強化を図り、
産業発展をけん引していく地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 良好な居住環境の確保
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 産業集積地における生産流通機能の維持・強化
- グリーンピアせとうち等の魅力の向上による交流の促進

地域のまちづくりの方針

- 暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり
- 山と海との調和と安全・安心で住み続けられるまちづくり
- 既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口が減少し、高齢化が進行しています。
- ・住宅地や農業集落等の多様な居住環境が形成されています。
- ・買い物環境や医療・福祉環境の充実と通勤・通学環境の改善が望まれています。
- ・臨海部にものづくり産業が集積しています。
- ・優れた自然環境を活かしたグリーンピアせとうちが立地しています。



■人口及び年齢構成

総面積	6,354ha	対呉市割合	18.0%
H27総人口	11,367人	対呉市割合	4.8%
人口密度	1.8人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	1,097人	6,256人	4,014人
構成比	9.7%	55.0%	35.3%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

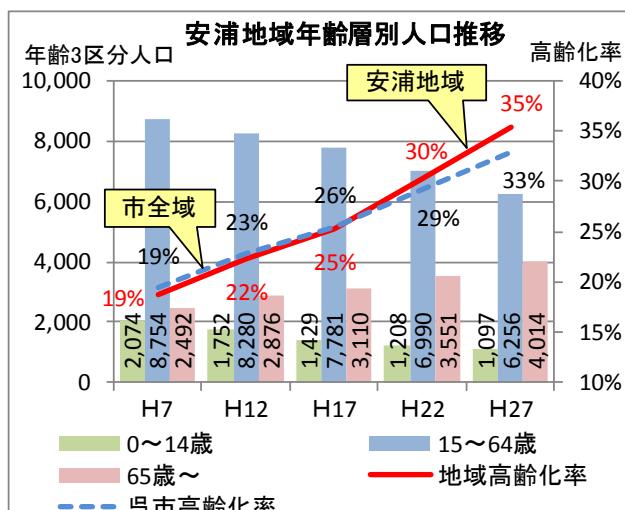
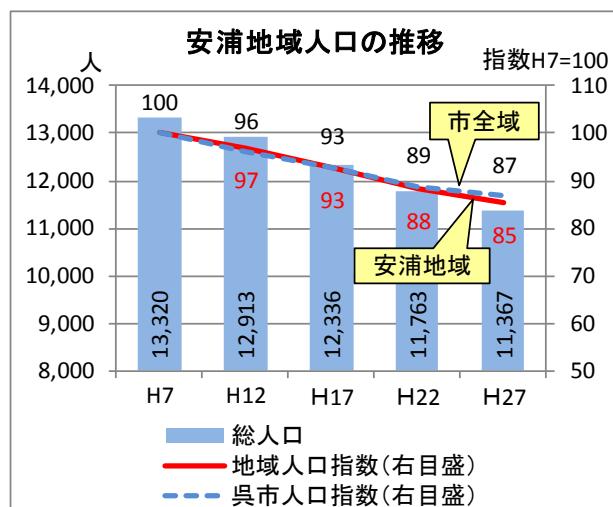
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・高次的な生活サービスは、都市拠点（広）と連携することで、その機能を補完します。 また、一部の機能については、川尻地域や近接する東広島市との連携によってその機能を補完します。
生産流通拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の産業集積地において、ものづくり産業の維持と強化を図り、産業発展をけん引していく地域です。

②地域の概況と特性

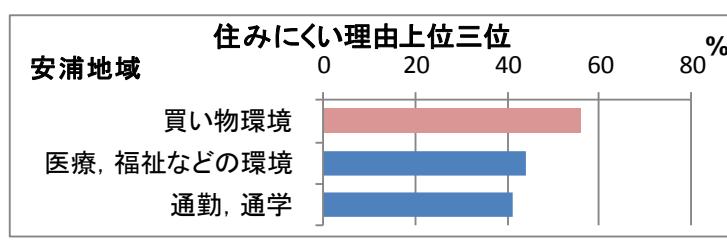
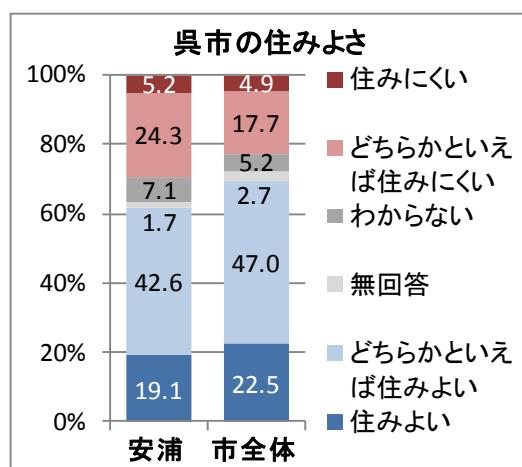
■人口及び年齢構成

総面積	6,354ha	対呉市割合	18.0%
H27総人口	11,367人	対呉市割合	4.8%
人口密度	1.8人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	1,097人	6,256人	4,014人
構成比	9.7%	55.0%	35.3%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【人口が減少し、高齢化が進行しています。】

人口は、約11,000人（H27）を有していますが、人口減少の傾向にあります。また、高齢化率は約35%（H27）であり、市平均上回っています。

【住宅地や農業集落等の多様な居住環境が形成されています。】

JR安浦駅や安登駅を中心として住宅地が形成されています。JR安浦駅周辺は土地区画整理事業等により良好な市街地が形成されています。また、安登地区においては住宅団地が形成されています。これらの住宅地においては、全体的に空き家の増加が見受けられます。また、主要地方道矢野安浦線の周辺等において農業が営まれており、集落を形成しています。

一部の住宅地においては、狭隘な道路があり、土砂災害警戒区域等に指定されています。

【買い物環境や医療・福祉環境の充実と通勤・通学環境の改善が望まれています。】

買い物や医療・福祉といった日常の生活を支えるサービス機能の充実が望まれています。また、通勤・通学等の利便性の確保に向け、地域間を接続する国道185号の渋滞解消やJR呉線等の公共交通網の強化等、交通体系の充実が望まれています。

【臨海部にものづくり産業が集積しています。】

臨海部の工業団地においては、ものづくり産業等の生産流通機能が集積しています。

【優れた自然環境を活かしたグリーンピアせとうちが立地しています。】

グリーンピアせとうちでは、瀬戸内海の眺望景観や優れた自然環境を活かした宿泊やレジャー等によって市内外から多くの人が訪れています。

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●良好な居住環境の確保

住居系市街地において、増加する空き家の利活用や土砂災害警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。また、中央ハイツ等の閑静な住宅地における良好な住環境の保全が必要です。

集落地においては農業振興に向けた農地の保全や集落の生活環境の向上等が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

国道185号やJR呉線等の機能強化等による地域間アクセスの向上や狭あいな道路の整備とともに、バス等の公共交通について地域の実情に応じた地域内交通の維持・充実が必要です。

●産業集積地における生産流通機能の維持・強化

今後も呉市や広島都市圏の産業活力をけん引していくために、臨海部における生産流通機能の維持・強化が必要です。

●グリーンピアせとうち等の魅力の向上による交流の促進

優れた自然環境とレクリエーション機能を有したグリーンピアせとうちや野呂山周辺の魅力の向上による地域の活性化が必要です。また、野呂山からの眺望景観や自然環境の保全が必要です。

④地域の目指す将来像とまちづくりの方針

●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり

地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上させ、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●山と海との調和と安全・安心で住み続けられるまちづくり

山と海と調和した市街地を形成するとともに、土砂災害や浸水等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導や狭あいな道路の解消等によって居住環境を整備し、安全・安心な環境で住み続けられるまちづくりを目指します。

●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり

臨海部の生産流通機能の強化を図るとともに、グリーンピアせとうちや野呂山等のレクリエーション施設や自然環境を活かした交流のまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	安浦地域のまちづくりの方針	
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。 また、その拠点の周辺やJR駅周辺等の交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。
	住宅団地の保全	中央ハイツ等の閑静な住宅団地において、低層で落ち着きのある住環境の保全を図ります。
	居住環境の改善	増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。
	災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。
	生産流通機能の維持と強化	ものづくり産業を中心とした既存の生産流通機能の集積地について、その機能を維持するとともに、強化に向けた方策を検討します。
	豊かな自然環境や農地と調和した市街地の形成	用途白地地域においては、無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。野呂山を始めとした自然環境や農地について調和・保全に努めます。
	集落環境の保全	農水産業等の従事者の生活環境の向上や自然と調和した集落環境の保全に努めます。
	グリーンピアせとうちや野呂山を活用した魅力の向上と交流促進	グリーンピアせとうちや野呂山を中心としたレクリエーション施設について魅力の維持・向上を図ります。
交通	広域的な連携強化と交流促進に向けた広域骨格軸の構築	広地域を始めとした西部の地域や東広島市との連絡強化に向けた国道185号の機能強化を促進します。
	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	東広島市との連絡強化に向けた（主）矢野安浦線の機能強化を促進します。
	地域間及び 地域内道路の整備	地域間や地域内のネットワークを構築する県道の整備を促進します。 (一) 川尻安浦線の整備を促進します。
		地域内を連絡する都市計画道路等の整備を推進します。 (都) 原畠田屋線の整備を推進します。
		狭あいな道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
	道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
	交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
公共交通	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。また、利便性の向上に向け、JR広駅以東の増便や接続改善等の連絡強化を促進します。
	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
都市施設	身近な公園の再整備等	身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。 また、誘致距離等を踏まえた、適正な公園の配置について検討します。
	漁港機能の維持・強化	災害に強く、生産性の高い水産業を保持するため、漁港施設の維持・強化に努めます。
	各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。

防災	公園等の防災機能の強化	防災拠点の機能を補完する安登公園の防災機能の強化を図ります。また、避難場所となる公園等の防災機能の強化を図ります。
	防災事業の促進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	身近な避難場所について周辺の公園等の立地状況を踏まえて確保の検討を行います。 また、避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。
環都市	吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、山々と海と調和した市街地景観の形成に努めます。 また、瀬戸内海国立公園においては、その自然と調和した景観の保全に努めます。

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66 を参照

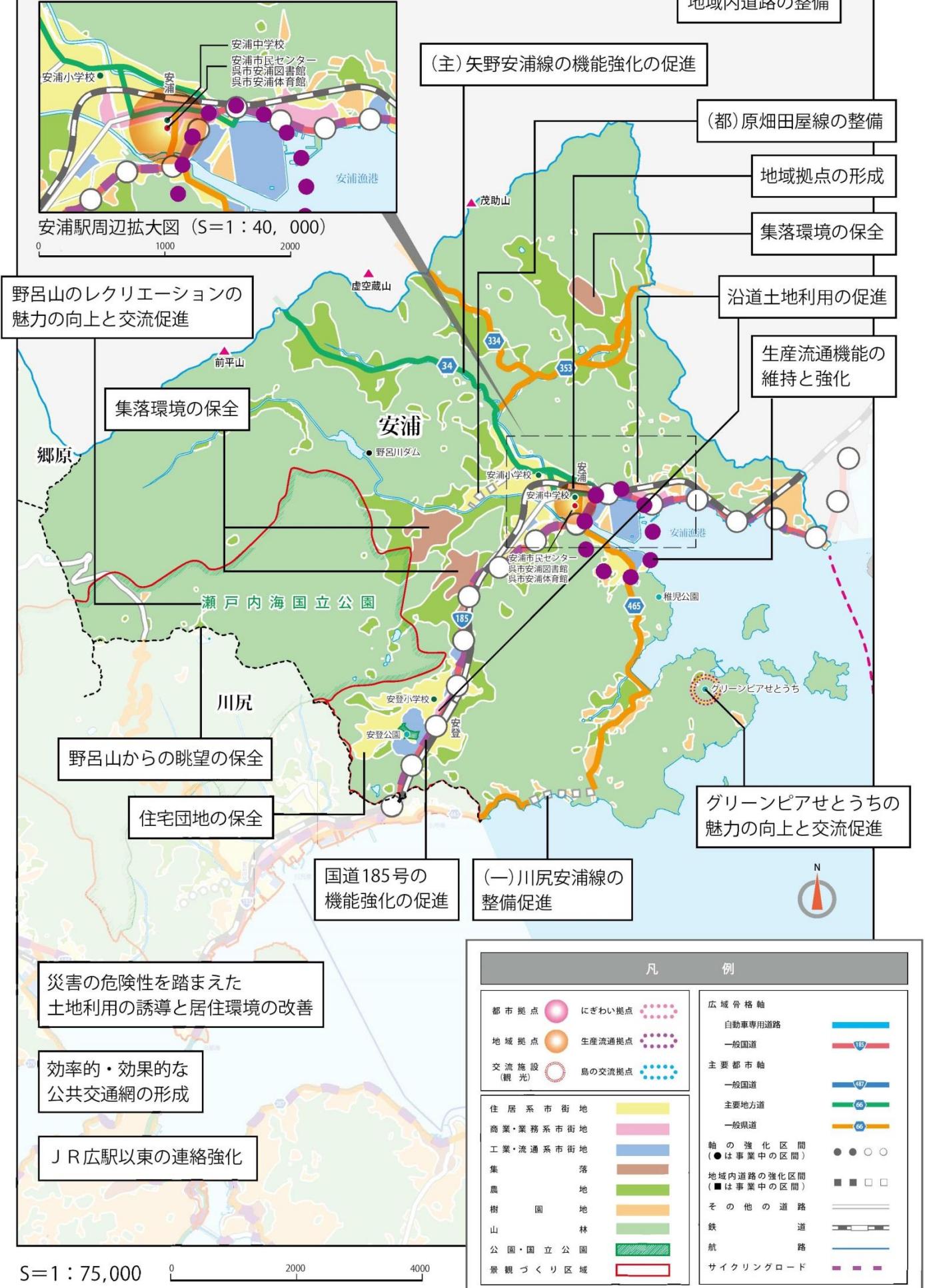


土地区画整理事業で造成された住宅地



グリーンピアせとうち

安浦地域



13) 音戸地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

島の交流拠点

音戸の瀬戸や水産物等の地域固有の魅力を
活かした地域の交流を促進する地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災等を考慮した居住環境の改善と住宅団地の保全
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 音戸の瀬戸周辺の魅力向上による交流の促進

地域のまちづくりの方針

- 暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり
- 山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり
- 瀬戸内の恵みを活かした 島の玄関口としてのまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口が減少し、高齢化が進行しています。
- ・沿岸部の平たん地に家屋等が密集した市街地
が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形
成されています。
- ・買い物環境や医療・福祉環境の充実と通勤・
通学環境の改善が望まれています。
- ・カキや「音戸ちりめん」を始めとした、水産
業が盛んに営まれています。
- ・音戸の瀬戸の歴史的資源や美しい自然環境が
あります。



■人口及び年齢構成

総面積	1.875ha	対呉市割合	5.3%
H27総人口	12,453人	対呉市割合	5.3%
人口密度	6.6人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	1,055人	6,543人	4,855人
構成比	8.5%	52.5%	39.0%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

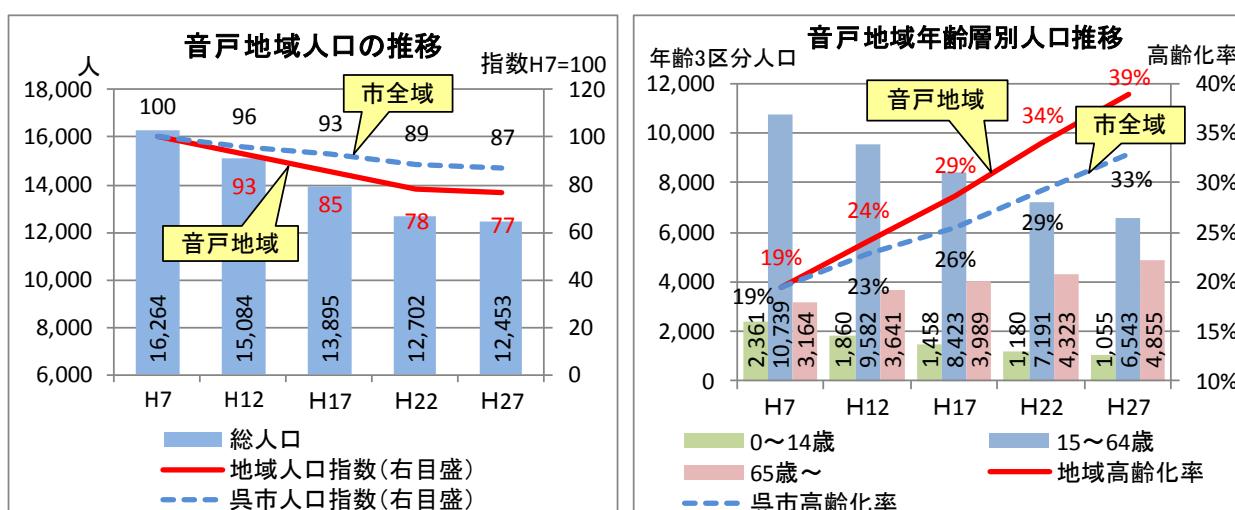
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 また、高次の生活サービスは、都市拠点（中央）と連携することで、その機能を補完します。
島の交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> 音戸の瀬戸や水産物等の地域固有の魅力を活かした地域の交流を促進する地域です。 江田島市等と連携を図ることで、一体的な交流を促進する地域です。

②地域の概況と特性

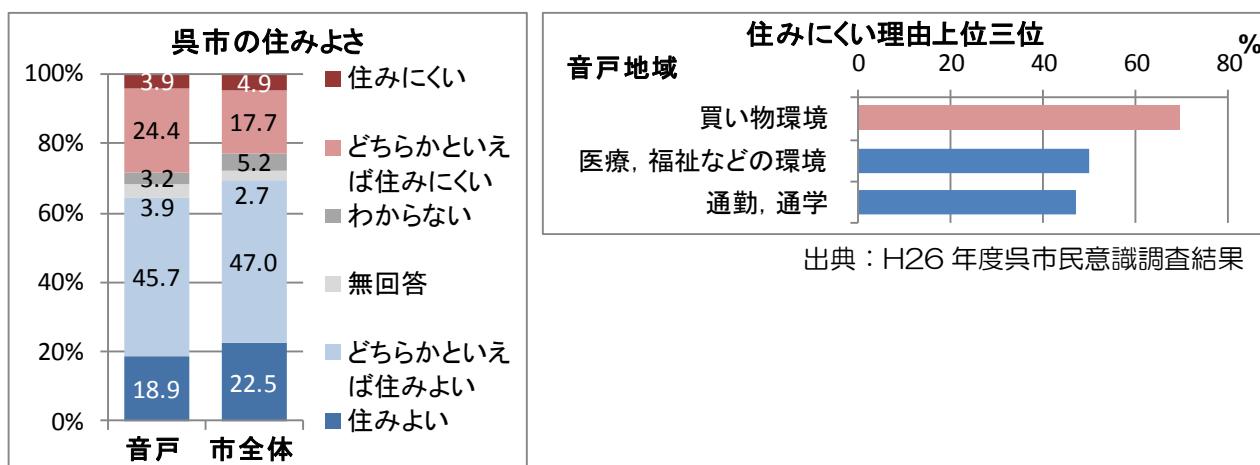
■人口及び年齢構成

総面積	1,875ha	対呉市割合	5.3%
H27総人口	12,453人	対呉市割合	5.3%
人口密度	6.6人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	1,055人	6,543人	4,855人
構成比	8.5%	52.5%	39.0%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【人口が減少し、高齢化が進行しています。】

人口は、約 12,000 人（H27）を有していますが、人口減少の傾向にあります。また、高齢化率は約 39%（H27）であり、市平均を上回っています。

【沿岸部の平たん地に家屋等が密集した市街地が広がり、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。】

国道487号や主要地方道音戸倉橋線の幹線道路が海岸線に位置し、道路沿いのわずかな平たん地等を中心として市街地が形成されています。波多見地区では、山裾や沿岸部に住宅団地が形成されていますが、家屋等が密集した市街地内では、狭あいな道路が多く、空き家が増加しています。また、密集市街地の多くは、土砂災害の災害危険区域に指定されており、災害に対してぜい弱な市街地が形成されています。

【買い物環境や医療・福祉環境の充実と通勤・通学環境の改善が望まれています。】

買い物や医療・福祉といった日常の生活を支えるサービス機能の充実が望まれています。

警固屋音戸バイパスや藤脇釣士田バイパス等の幹線道路の整備によって、渋滞の解消や地域間のアクセス性の向上等が図られていますが、通勤・通学等の利便性の確保に向け、公共交通網の強化等の交通体系の充実が望まれています。

【カキや「音戸ちりめん」を始めとした、水産業が盛んに営まれています。】

県内においてカキの主要な産地となっています。また、「音戸ちりめん」等の水産加工品等、水産業が盛んに営まれています。

【音戸の瀬戸の歴史的資源や美しい自然環境があります。】

平清盛のゆかりの地として「清盛祭」が行われる等、歴史的資源を有するとともに、音戸大橋や第二音戸大橋等と瀬戸が織り成す眺望景観が美しく、多くの人が訪れる観光地となっています。

また、日本一短い定期旅客航路である「音戸渡船」が運航されているほか、大浦崎公園等の美しい自然を活かしたレクリエーション施設が立地しています。

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災等を考慮した居住環境の改善と住宅団地の保全

南隠渡地区等において、狭あいな道路が多く、空き家の増加や住民の高齢化が進んでおり、居住環境の改善が必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

また、波多見地区の住宅団地等の閑静な住宅地における良好な居住環境の保全が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

国道487号等の機能強化等による地域間アクセスの向上や狭あいな道路の整備とともに、バス等の公共交通について地域の実情に応じた地域内交通の維持・充実が必要です。

また、江田島方面との連携強化による交流促進が必要です。

●音戸の瀬戸周辺の魅力向上による交流の促進

音戸の瀬戸を中心とした魅力の向上やカキや「音戸ちりめん」等の農水産物等の地域資源の活用により、地域の交流促進と活性化を図る必要があります。また、音戸の瀬戸の歴史的景観や眺望の保全が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり

道路整備等による地域間の交通体系の充実とともに、地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるような都市機能の集積によって、暮らしの利便性を向上させ、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり

山々や瀬戸内海等の自然環境と市街地が調和した、ゆとりあるまちづくりを目指します。また、土砂災害や浸水等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導や狭あいな道路の解消等によって居住環境を整備し、安全な環境で住み続けられるまちづくりを目指します。

●瀬戸内の恵みを活かした 島の玄関口としてのまちづくり

島の玄関口として倉橋地域や江田島市等と連携したまちづくりを推進するとともに、カキや「音戸ちりめん」を始めとした地域の特産品や音戸の瀬戸の歴史資源を活かした、地域の活力を生み出すまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	音戸地域のまちづくりの方針		
土地利用	地域拠点の形成	地域内における買い物や医療・福祉環境等の都市機能の集積について、誘導方針の検討及び土地利用の誘導を行い、拠点の形成を図ります。 また、その拠点の周辺や交通利便性の高い地区への居住の誘導方針について検討し、その方針に基づいた土地利用の誘導を行います。	
	住宅団地の保全	波多見地区の閑静な住宅団地において、低層で落ち着きのある住環境の保全を図ります。	
	居住環境の改善	増加する空き家の更新や除却と合わせ、空き地の有効活用や狭あいな道路の拡幅を一体的に行う等、空き家等の解消と居住環境の改善を一体的に推進し、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導します。 住工の機能が混在する地区については、既存の産業の維持を基本とし、事業場の環境保全対策等に取り組み、居住環境の保全に努めます。 また、必要に応じて用途地域の指定を検討します。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の推進	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	豊かな自然環境や農地と調和した市街地の形成	無秩序な市街地開発を抑制することを基本として、適正規模の市街地の形成を図ります。古觀音山を中心とした自然環境や農地について調和・保全に努めます。	
	集落環境の保全	農水産業等の従事者の生活環境の向上や自然と調和した集落環境の保全に努めます。	
	観光産業や農水産業施策と連携した土地利用の推進	交流の促進に向け、観光産業や農水産業等の地域資源と連携した計画的な土地利用を推進します。農水産業の振興を図ると共に、農水産物のブランド化や6次産業化の取組を支援する等、地域の雇用の創出やにぎわいづくりを推進します。	
	音戸の瀬戸周辺の魅力の向上と交流促進	交流の促進に向け、音戸大橋や第二音戸大橋、坪井コミュニティ広場、観光文化会館うずしおを中心とした地区の魅力の向上を図ります。また、引地・鰯浜地区の町並みを活かした地域のにぎわいづくりを推進するとともに、多様な主体が連携した活動との連携を行います。 地域固有の資源を活用するとともに、倉橋地域や江田島市等を始めとした市内外の地域と連携し、瀬戸内の魅力を向上させるまちづくりを推進します。	
交通	道路	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	中央地域方面や倉橋地域との連絡強化に向けた国道487号の整備を促進します。 中央地域方面の連絡強化や江田島市との連携強化に向けた警固屋音戸バイパスの機能強化を促進します。 中央地域方面の連絡強化や江田島市との連携強化に向けた（主）音戸倉橋線の機能強化を促進します。 地域拠点への連絡強化に向けた湾内アクセスルートの整備について検討します。また、南伸ルートの整備構想について検討します。
		地域内道路の整備	狭あいな道路の拡幅整備や交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
		交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。 にぎわい創出や交流促進に資する道路空間の活用について検討します。
	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。	
	公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。	
都市施設	身近な公園の再整備等	大浦崎公園や地域の身近な公園について、適切な維持管理に努めるとともに、地域の実情に応じた再整備等を検討します。また、再整備にあわせたバリアフリー化や防災機能の強化等を推進します。 また、誘致距離等を踏まえた、適正な公園の配置について検討します。	
	下水道の整備による環境保全	下水道の未整備地域について、地域に適した効率的な方法を検討し、下水道整備を促進します。	

都市施設	浸水被害の軽減化のための下水道や河川の整備	浸水被害の防止や軽減に向けた河川整備を促進するとともに、雨水ポンプ設備等の整備を推進します。 南隱渡地区における浸水被害の防止や軽減に向け雨水ポンプ場の整備を推進します。
	港湾機能と漁港機能の維持・強化	物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。 また、災害に強く、生産性の高い水産業を保持するため、漁港施設の維持・強化に努めます。
	各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。
	公園等の防災機能の強化	防災拠点の機能を補完する公園や避難場所となる公園等の防災機能の強化を図ります。
	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	身近な避難場所について周辺の公園等の立地状況を踏まえて確保の検討を行います。また、避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。
環都 境市	吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、自然豊かな景観の形成に努めます。 特に景観づくり区域では、音戸の瀬戸の歴史景観や眺望の保全に努めます。

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66 を参照

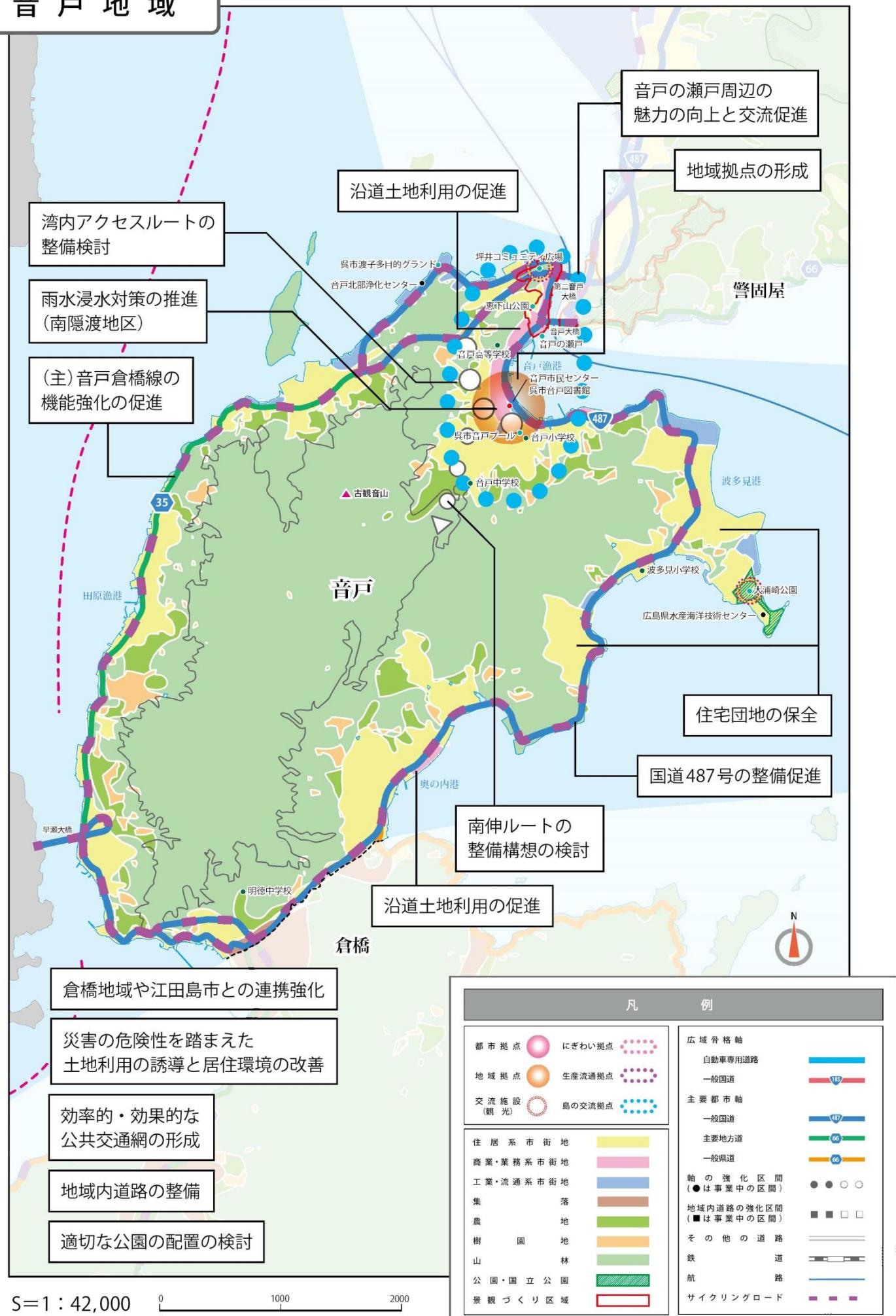


音戸の瀬戸



音戸の古い町並み（引地）

音戸地域



S=1:42,000

0 1000 2000

14) 倉橋地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

島の交流拠点

自然環境や農水産物等の地域固有の魅力を
活かした地域の交流を促進する地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災を考慮した集落環境の維持
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 桂浜周辺の魅力向上と農水産物等の活用による交流の促進

地域のまちづくりの方針

- 地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり
- 山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり
- 自然の恵み 瀬戸の宝を活かしたまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口が減少しています。高齢化が著しい状況です。
- ・買い物環境や医療・福祉環境の充実が望まれています。
- ・「お宝トマト」や「いしじみかん」を始めとして、農水産業が盛んに営まれています。
- ・万葉時代の歴史的資源や美しい自然環境があります。



位置図

■人口及び年齢構成

総面積	5,446ha	対呉市割合	15.4%
H27総人口	5,901人	対呉市割合	2.5%
人口密度	1.1人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	337人	2,827人	2,737人
構成比	5.7%	47.9%	46.4%

出典：住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

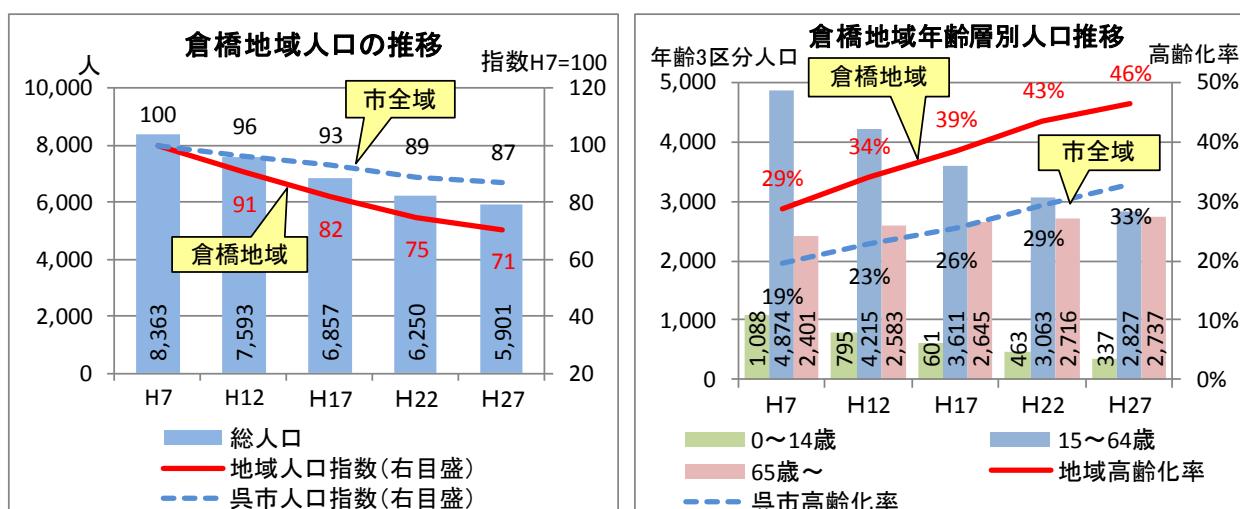
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・一部機能は、地域拠点（音戸）と、高次的なサービスは都市拠点（中央）と連携し、その機能を補完します。 ・また、都市拠点（中央）や地域拠点（音戸）とのネットワークの強化が特に重要な地域です。
島の交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資源や自然環境、農水産物等の地域固有の魅力を活かした地域の交流を促進する地域です。 ・江田島市等と連携を図ることで、一体的な交流を促進する地域です。

②地域の概況と特性

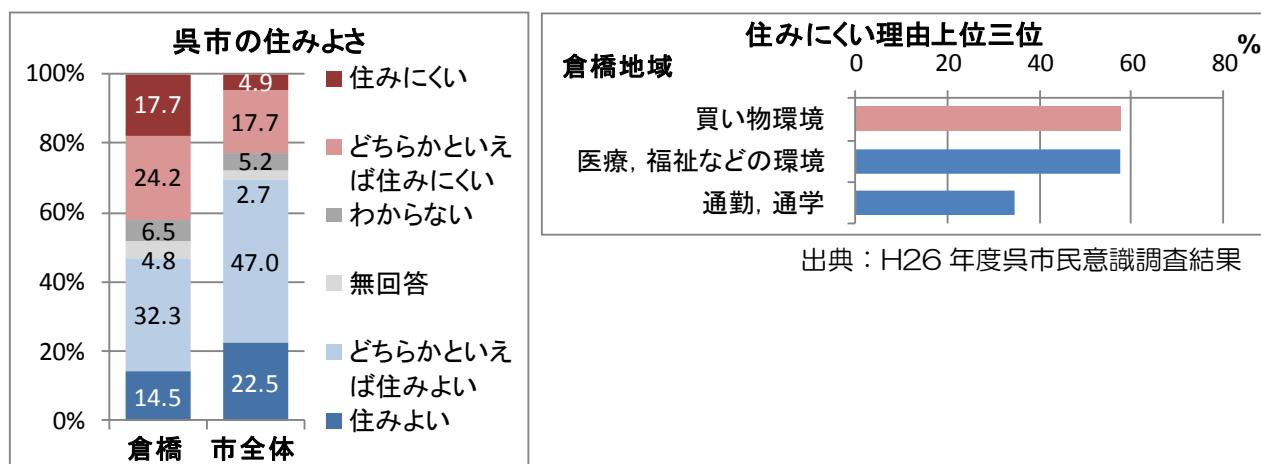
■人口及び年齢構成

総面積	5,446ha	対呉市割合	15.4%
H27総人口	5,901人	対呉市割合	2.5%
人口密度	1.1人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	337人	2,827人	2,737人
構成比	5.7%	47.9%	46.4%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



【人口が減少しています。高齢化が著しい状況です。】

人口は、約 5,900 人（H27）を有していますが、人口減少の傾向にあります。また、高齢化率は約 46% であり、市平均を大きく上回っています。居住地として、海岸沿いのわずかな平たん地に集落が形成されています。

【買い物環境や医療・福祉環境の充実が望まれています。】

宇和木地区等の一部の集落では日常の買い物等の商業施設が立地していますが、地域全体として買い物や医療・福祉といった日常の生活を支えるサービス機能の充実が望まれています。

【「お宝トマト」や「いしじみかん」を始めとして、農水産業が盛んに営まれています。】

瀬戸内の温暖な気候等を活かした農水産業が盛んであり、「お宝トマト」や「いしじみかん」、ちりめん等の農水産物による特産品づくりに取り組んでいます。

【万葉時代の歴史的資源や美しい自然環境があります。】

万葉の時代から継承されている遣唐使船の造船技術等、文化や伝統といった歴史的な資源や、桂浜の白砂青松の美しい自然環境を有しています。桂浜の周辺には桂浜温泉館や造船に係る資料館や公共施設等が集積しており、市内外から多くの人が訪れています。



桂浜海水浴場



お宝トマト

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災を考慮した集落環境の維持

農水産業の振興に向け、農地や漁港の保全を基本とした土地利用を行い、集落環境を維持・保全していくことが必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

地域間を結ぶ幹線道路や公共交通の機能強化が必要です。また、地域内の主要な公共交通であるバスについて、地域の実情に応じた維持・充実が必要です。

また、江田島方面との連携強化による交流促進が必要です。

●桂浜周辺の魅力向上と農水産物等の活用による交流の促進

桂浜周辺を中心とした魅力の向上や「お宝トマト」等の農水産物等の地域資源の活用により、地域の活性化と交流促進を図る必要があります。また、桂浜の白砂青松の景観の保全・形成が必要です。

④地域のまちづくりの方針

●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり

道路整備等による地域間の交通体系の充実や地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上するとともに、その機能を補完する地域との連携の強化によって、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり

山々や瀬戸内海等の自然環境と市街地が調和した、ゆとりあるまちづくりを目指します。また、土砂災害や浸水等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導等、安全な環境で住み続けられるまちづくりを目指します。

●自然の恵み 瀬戸の宝を活かしたまちづくり

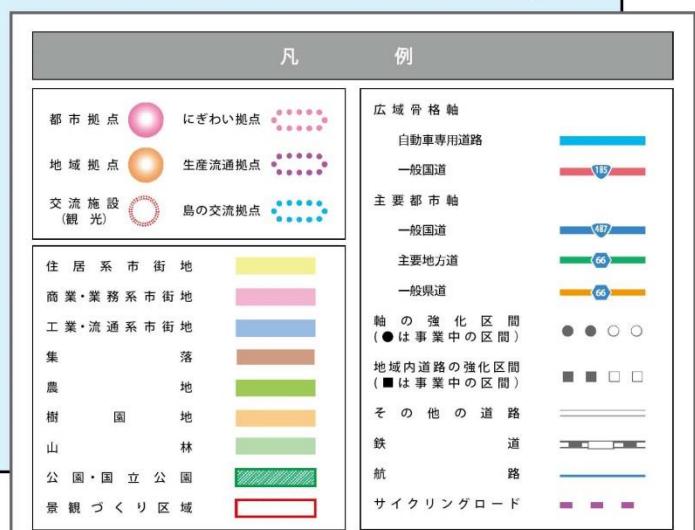
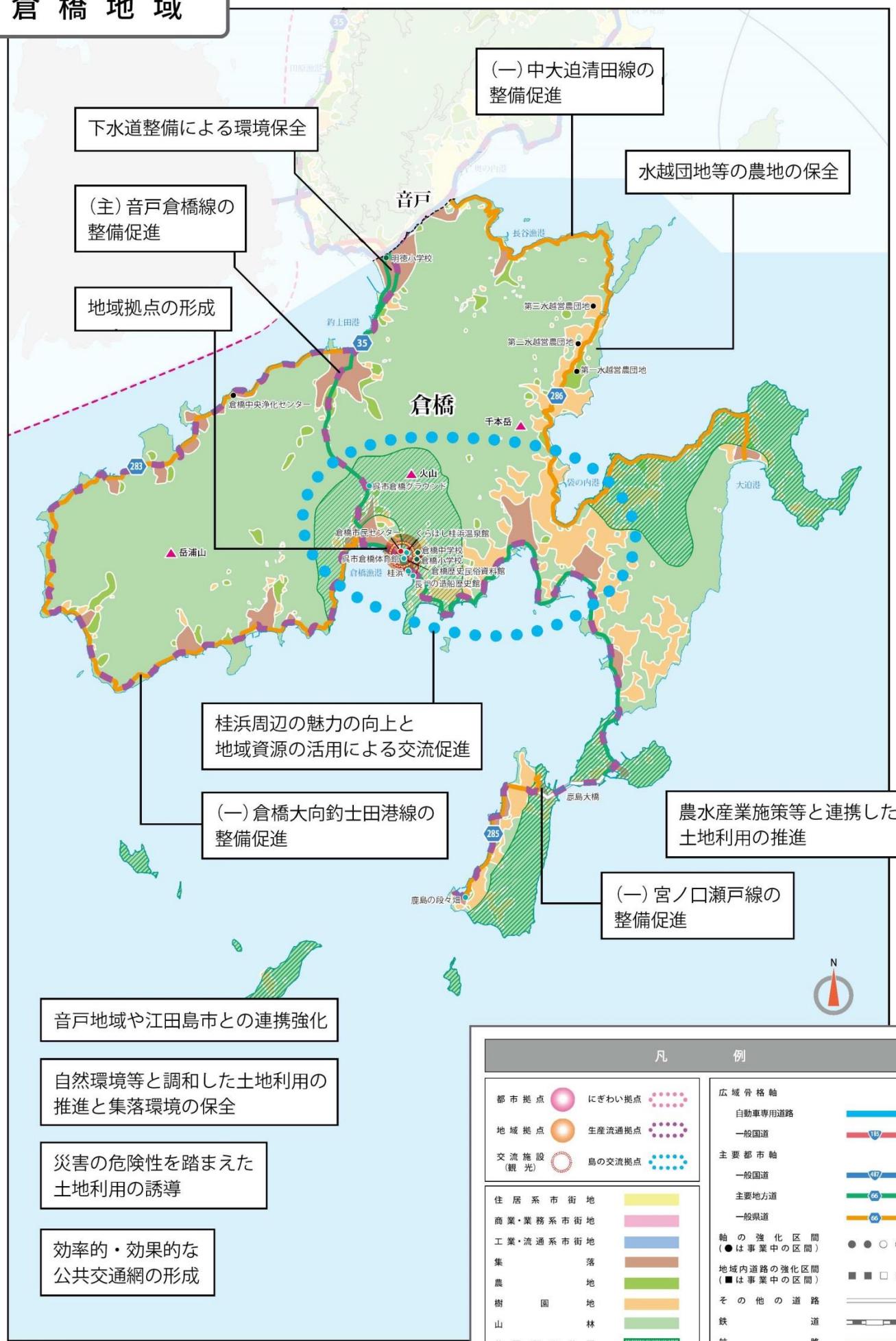
地域の特産である「お宝トマト」や「いしじみかん」を始めとした農水産物等のブランド化・6次産業化の推進や桂浜周辺地の交流を促進するとともに、音戸地域や江田島市等と連携したまちづくりを推進し、地域に活力を生み出すまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	倉橋地域のまちづくりの方針			
土地利用	地域拠点の形成	生活サービス等の都市機能の誘導方針とそれに応じた交通ネットワーク網の確立に向けた検討を行い、拠点の形成を図ります。		
	災害の危険性を踏まえた土地利用の推進	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域等を踏まえた土地利用の誘導を行います。 災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。		
	豊かな自然環境や農地と調和した土地利用の推進と集落環境の保全	農地や漁港の保全を基本とし、農水産業等の従事者の生活環境の向上や自然と調和した集落環境の保全に努めます。 また、市内外からの移住等、多様な価値観やライフスタイルに対応した空き家の有効利用や農水産業等の担い手の育成、新規就業者支援等を推進し、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導します。		
	観光産業や農水産業施策と連携した土地利用の推進	交流の促進や雇用の確保等に向け、観光産業や農水産業等の地域資源と連携した計画的な土地利用を推進します。 水越団地等を始めとして、農水産業の振興を図るとともに、農水産物のブランド化や次産業化の取組を支援する等、地域の雇用の創出やにぎわいづくりを推進します。		
	桂浜周辺の魅力の向上と交流促進	交流の促進に向け、桂浜を中心とした魅力の向上を図ります。また、観光や農水産業等の地域資源と連携した土地利用を推進するとともに、多様な主体が連携した活動との連携を行います。 地域固有の資源を活用するとともに、音戸地域や江田島市等を始めとした市内外の地域と連携し、瀬戸内の魅力を向上させるまちづくりを推進します。		
交通	道路	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	音戸地域や中央地域方面への連絡強化に向けた（主）音戸倉橋線の整備を促進します。	
		地域間及び地域内道路の整備	地域間や地域内のネットワークを構築する県道の整備を促進します。 (一) 中大迫清田線の整備を促進します。 (一) 倉橋大向釣士田港線の整備を促進します。 (一) 宮ノ口瀬戸線の整備を促進します。	
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。	
	公共交通	交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。	
		道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。	
	公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。	
都市施設	防災	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。	
		桂浜の魅力の向上	交流の促進に向け、桂浜を中心とした施設の適切な維持管理に努めるとともに、魅力の向上を図ります。	
		下水道の整備による環境保全	下水道の未整備地域について、地域に適した効率的な方法を検討し、下水道整備を促進します。	
		港湾機能と漁港機能の維持・強化	物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。 また、災害に強く、生産性の高い水産業を保持するため、漁港施設の維持・強化に努めます。	
都市環境		各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。	
		防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。	
		防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。	
		地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。	
		インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。	
吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、自然豊かな景観の形成に努めます。 特に景観づくり区域では、白砂青松の景観の保全に努めるとともに、地域のにぎわいづくりを推進します。また、瀬戸内国立公園においては、その自然と調和した景観の保全に努めます。			

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66 を参照

倉橋地域



S=1:80,000 0 2000 4000

15) 下蒲刈地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

島の交流拠点

歴史的な資源や農水産物等の地域固有の
魅力を活かした地域の交流を促進する地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災を考慮した集落環境の維持
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 歴史的資源等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進

地域のまちづくりの方針

- 地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり
- 山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり
- 文化と歴史の伝承と交流によるまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口減少と少子高齢化が著しい状況です。
- ・買い物環境の充実と通勤・通学環境の改善
が望まれています。
- ・かんきつ類の生産を始めとして、農水産業
が盛んに営まれています。
- ・歴史・文化的な資源を活かしたまちづくり
が行われています。



■人口及び年齢構成

総面積	872ha	対呉市割合	2.5%
H27総人口	1,582人	対呉市割合	0.7%
人口密度	1.8人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	92人	763人	727人
構成比	5.8%	48.2%	46.0%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

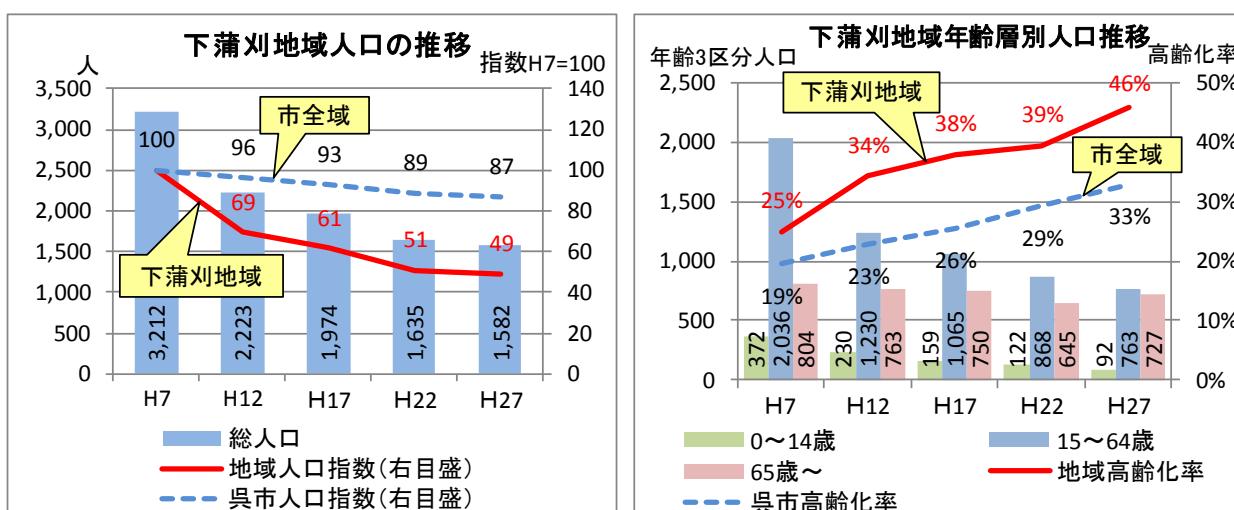
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・一部機能は、周辺の地域拠点と、高次的なサービスは都市拠点（広）と連携し、その機能を補完します。また、都市拠点（広）や周辺の地域拠点とのネットワークの強化が特に重要な地域です。
島の交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な資源や農水産物等の地域固有の魅力を活かした地域の交流を促進する地域です。 ・安芸灘地域やしまなみ海道等との連携を図ることで、一体的な交流を促進する地域です。

②地域の概況と特性

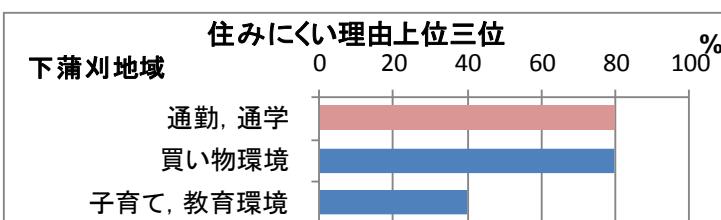
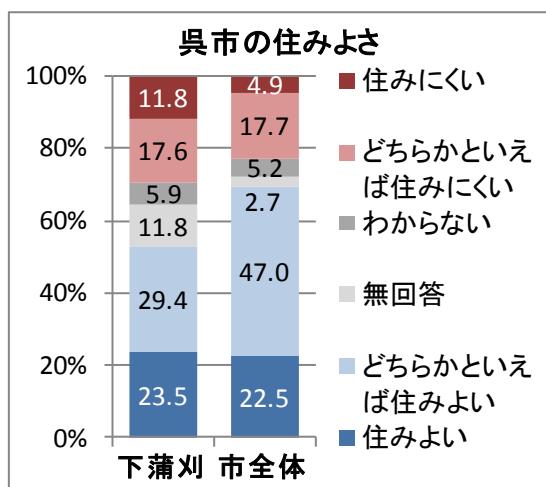
■人口及び年齢構成

総面積	872ha	対呉市割合	2.5%
H27総人口	1,582人	対呉市割合	0.7%
人口密度	1.8人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	92人	763人	727人
構成比	5.8%	48.2%	46.0%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【人口減少と少子高齢化が著しい状況です。】

人口は、約1,600人（H27）を有していますが、人口が著しく減少し、年少人口・高齢人口を含む全ての年齢区分の人口が減少傾向にあります。また、高齢化率は約46%（H27）であり、市平均を大きく上回っています。居住地として、大平山等の山裾の平たん地に集落が形成されています。

【買い物環境の充実と通勤・通学環境の改善が望まれています。】

日常の買い物環境の充実が望まれています。また、通勤・通学等の利便性の確保に向け、安芸灘大橋の通行支援や公共交通網の強化等、交通体系の充実が望まれています。

【かんきつ類の生産を始めとして、農水産業が盛んに営まれています。】

瀬戸内海の温暖な気候を活かし、かんきつ類（みかん・レモン）が多く生産されています。また、「姫ひじきの塩」の生産も行われています。

【歴史・文化的な資源を活かしたまちづくりが行われています。】

松濤園等の文化施設や石畳の整備等、歴史的・文化的な資源を活かしたまちづくりが行われています。また、梶ヶ浜海水浴場やコテージ梶ヶ浜等、自然環境を活かしたまちづくりが行われています。

また、近年、「とびしま海道サイクリングロード」の整備等によって、更に多くの人が訪れる地域となっています。



松濤園等の文化施設と石畠



安芸灘大橋

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災を考慮した集落環境の維持

農水産業の振興に向け、農地や漁港の保全を基本とした土地利用を行い、集落環境を維持・保全していくことが必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

地域間の連携強化に向け、安芸灘大橋の通行支援や公共交通の機能強化が必要です。また、地域内の主要な公共交通であるバスについて、地域の実情に応じた維持・充実が必要です。

また、安芸灘地域を連絡する「安芸灘とびしま海道」の連携強化が必要です。

●歴史的資源等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進

松濤園や蘭島閣美術館等の歴史的資源を中心とした地域の魅力向上や梶ヶ浜海水浴場を中心とした施設の活用、また、かんきつ類等の農水産物の活用による地域の活性化と交流の促進が必要です。また、安芸灘地域が一体となった地域の活性化と交流促進を図る必要があります。

④地域のまちづくりの方針

●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり

道路整備等による地域間の交通体系の充実や地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上させるとともに、その機能を補完する地域との連携の強化によって、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり

山々や瀬戸内海等の自然環境と市街地が調和した、ゆとりあるまちづくりを目指します。また、土砂災害や浸水等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導等、安全な環境で住み続けられるまちづくりを目指します。

●文化と歴史の伝承と交流によるまちづくり

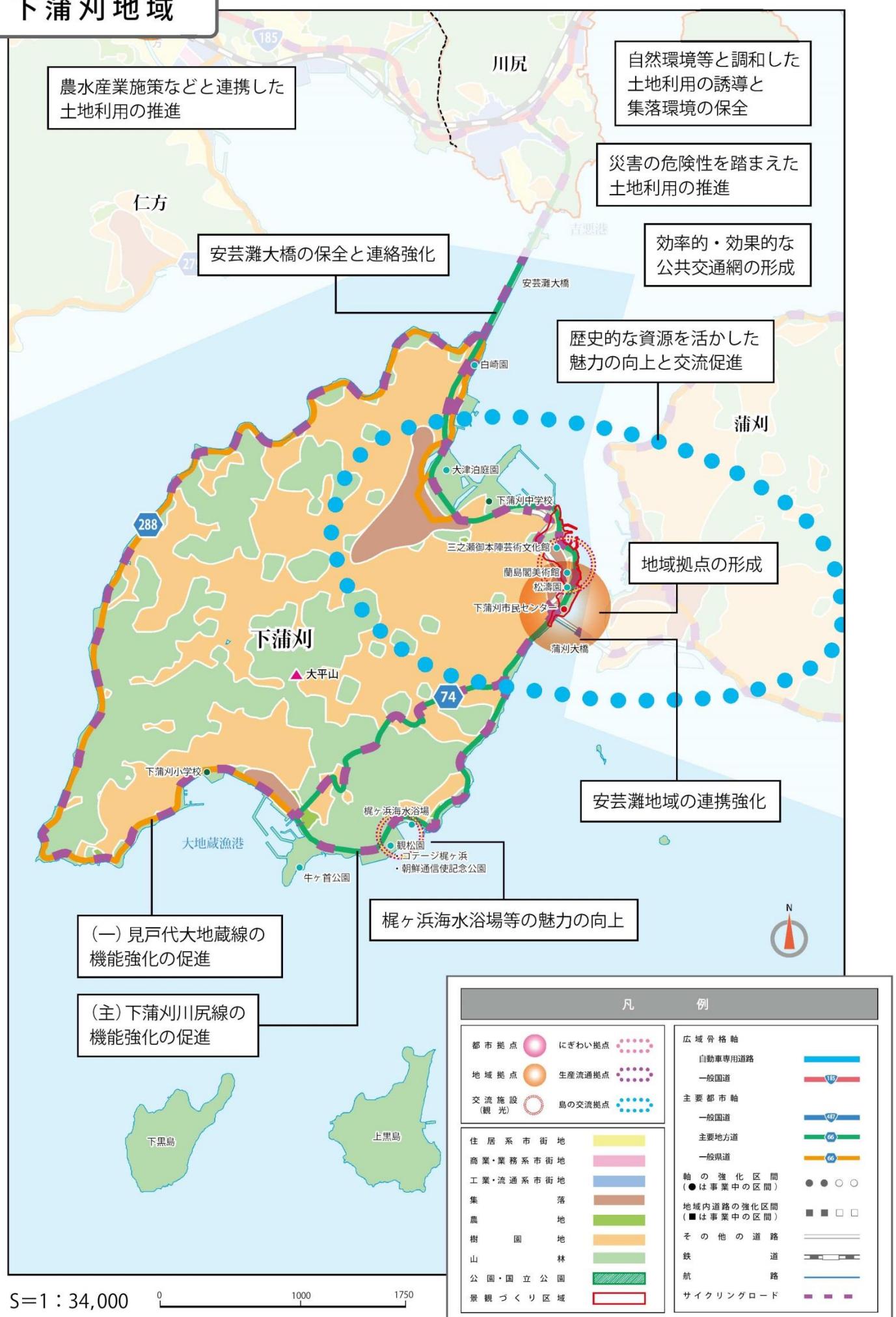
「安芸灘とびしま海道」を軸とした安芸灘地域の一体的なまちづくりを推進することを基本とし、松濤園等の歴史・文化資源や梶ヶ浜海水浴場等のレクリエーション施設やかんきつ類等の農水産物を活かし、地域の活性化を図るとともに、地域内外との交流を促進し、安芸灘地域の玄関口としてにぎわいのあるまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	下蒲刈地域のまちづくりの方針		
土地利用	地域拠点の形成	生活サービス等の都市機能の誘導方針とそれに応じた交通ネットワーク網の確立に向けた検討を行い、拠点の形成を図ります。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の推進	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域を踏まえた土地利用の誘導を行います。災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	豊かな自然環境や農地と調和した土地利用の推進と集落環境の保全	農地や漁港の保全を基本とし、農水産業等の従事者の生活環境の向上や自然と調和した集落環境の保全に努めます。 また、市内外からの移住等、多様な価値観やライフスタイルに対応した空き家の有効利用や農水産業等の担い手の育成、新規就業者支援等を推進し、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導します。	
	観光産業や農水産業施策と連携した土地利用の推進	交流の促進や雇用の確保等に向け、観光産業や農水産業等の地域資源と連携した計画的な土地利用を推進します。 農水産業の振興を図るとともに、農水産物のブランド化や6次産業化の取組を支援する等、地域の雇用の創出やにぎわいづくりを推進します。	
	三之瀬地区周辺の歴史的資源を活かした魅力の向上と交流促進	松濤園や蘭島閣美術館等の歴史・文化施設の維持・向上を図り、ガーデンアイランドとしての魅力の向上を図ります。また、観光や農水産業等の地域資源と連携した土地利用を推進するとともに、多様な主体が連携した活動との連携を行います。 地域固有の資源を活用するとともに、安芸灘地域や大崎上島町、今治市（しまなみ海道）等を始めとした市内外の地域と連携し、瀬戸内の魅力を向上させるまちづくりを推進します。	
交通	道路	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	広地域や仁方・川尻地域との連絡強化と安芸灘地域への交流促進に向け、(主)下蒲刈川尻線の機能強化を促進するとともに、安芸灘大橋の保全や通行支援等を推進します。
		地域間及び地域内道路の整備	地域間や地域内のネットワークを構築する県道の整備を促進します。 (一) 見戸代大地蔵線の機能強化を促進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
	公共交通	交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
		道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
	公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
	公共交通	公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
都市施設	都市施設	梶ヶ浜海水浴場等の魅力の向上	梶ヶ浜海水浴場等の施設の適切な維持管理に努めるとともに、魅力の向上を図ります。
		港湾機能と漁港機能の維持・強化	物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。 また、災害に強く、生産性の高い水産業を保持するため、漁港施設の維持・強化に努めます。
		各施設の長寿命化の推進	下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
防災	防災	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。
		防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
	防災	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
		インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。
都市環境	都市環境	吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、多島美の自然豊かな景観の形成に努めます。 特に景観づくり区域では、朝鮮通信使の歴史や文化的な施設、石畳が織りなす歴史文化的な景観の保全に努めるとともに、地域のにぎわいづくりを推進します。

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP66を参照

下蒲刈地域



16) 蒲刈地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

島の交流拠点

海洋リゾートや農水産物等の地域固有の魅力を
活かした地域の交流を促進する地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災を考慮した集落環境の維持
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 県民の浜等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進

地域のまちづくりの方針

- 地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり
- 山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり
- 自然を学ぶ 海洋リゾートによる交流のまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口減少と少子高齢化が著しい状況です。
- ・買い物環境や通勤・通学環境の改善が望まれています。
- ・就業等の雇用環境の確保が望まれています。
- ・かんきつ類等の生産を始めとした農水産業が営まれています。
- ・「県民の浜」に多くの人が訪れています。



■人口及び年齢構成

総面積	1,898ha	対呉市割合	5.4%
H27総人口	1,874人	対呉市割合	0.8%
人口密度	1.0人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	77人	750人	1,047人
構成比	4.1%	40.0%	55.9%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

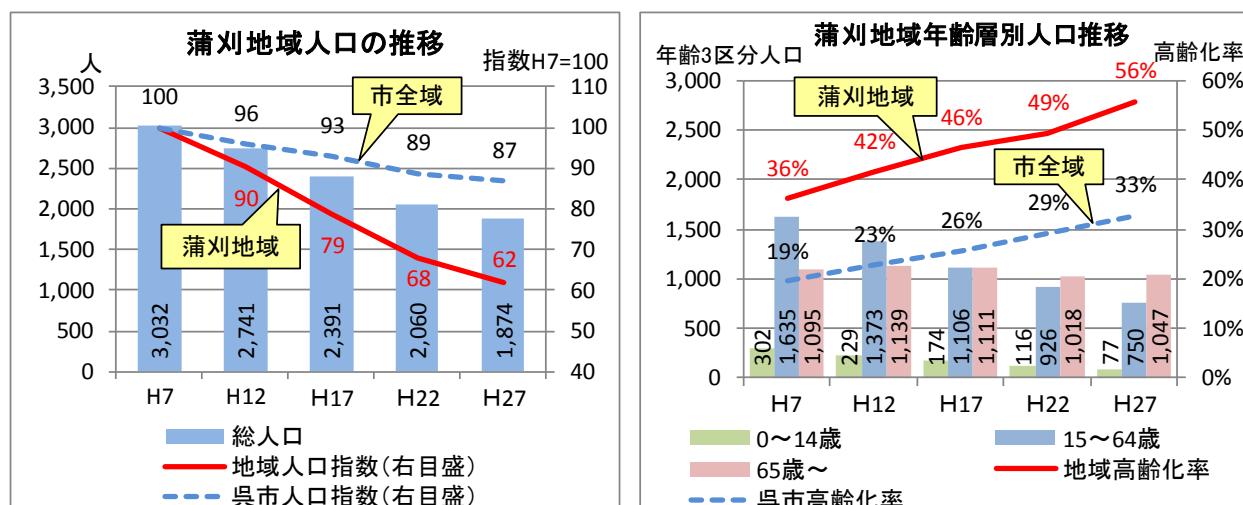
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・一部機能は、周辺の地域拠点と、高次的なサービスは都市拠点（広）と連携し、その機能を補完します。また、都市拠点（広）や周辺の地域拠点とのネットワークの強化が特に重要な地域です。
島の交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋リゾートや農水産物等の地域固有の魅力を活かした地域の交流を促進する地域です。 ・安芸灘地域やしまなみ海道等との連携を図ることで、一体的な交流を促進する地域です。

②地域の概況と特性

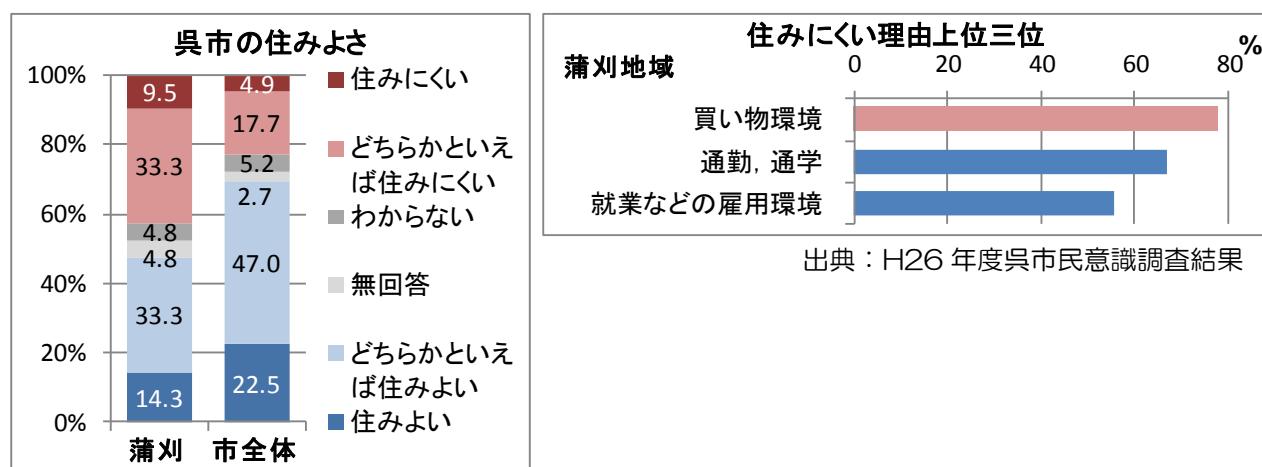
■人口及び年齢構成

総面積	1,898ha	対呉市割合	5.4%
H27総人口	1,874人	対呉市割合	0.8%
人口密度	1.0人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	77人	750人	1,047人
構成比	4.1%	40.0%	55.9%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26年度呉市民意識調査結果

【人口減少と少子高齢化が著しい状況です。】

人口は、約1,900人(H27)を有していますが、人口が著しく減少し、年少人口・高齢人口を含む全ての年齢区分の人口が減少傾向にあります。また、高齢化率は約56%(H27)であり、市の平均を大きく上回っています。居住地として、七国見山等の山裾と海岸に挟まれたわずかな平たん地に集落が形成されています。

【買い物環境や通勤・通学環境の改善が望まれています。】

地域全体として日常の買い物環境が不足しており、その充実が望まれています。また、通勤・通学等の利便性の確保に向け、安芸灘大橋の通行支援や公共交通網の強化等、交通体系の充実が望まれています。

【就業等の雇用環境の確保が望まれています。】

若い世代の地域への定住や移住者の受入等に向け、農水産業を中心とした雇用環境の確保が望まれています。

【かんきつ類等の生産を始めとした農水産業が営まれています。】

瀬戸内海の温暖な気候を活かしたかんきつ類の栽培、瀬戸の恵みを活かした藻塩づくり等が行われています。

【「県民の浜」等に多くの人が訪れています。】

「県民の浜」には、宿泊施設や温泉施設、海水浴場や天体観測館等が整備されており、自然体験型のレクリエーション施設として、市内外から多くの人が訪れています。

また、近年、「とびしま海道サイクリングロード」の整備等によって、更に多くの人が訪れる地域となっています。



県民の浜



安芸灘とびしま海道オレンジライド
(サイクリング大会)

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災を考慮した集落地環境の維持

農水産業の振興に向け、農地や漁港の保全を基本とした土地利用を行い、集落環境を維持・保全していくことが必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

地域間を結ぶ幹線道路や公共交通の機能強化が必要です。また、地域内の主要な公共交通であるバスについて、地域の実情に応じた維持・充実が必要です。

また、安芸灘地域を連絡する「安芸灘とびしま海道」の連携強化が必要です。

●県民の浜等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進

県民の浜を中心とした施設の魅力向上やかんきつ類等の農水産物のブランド化や6次産業化による地域の活性化と交流の促進が必要です。また、安芸灘地域が一体となった地域の活性化と交流促進を図る必要があります。

④地域のまちづくりの方針

●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり

道路整備等による地域間の交通体系の充実や地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上させるとともに、その機能を補完する地域との連携の強化によって、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり

山々や瀬戸内海等の自然環境と市街地が調和した、ゆとりあるまちづくりを目指します。また、土砂災害や浸水等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導等、安全な環境で住み続けられるまちづくりを目指します。

●自然を学ぶ 海洋リゾートによる交流のまちづくり

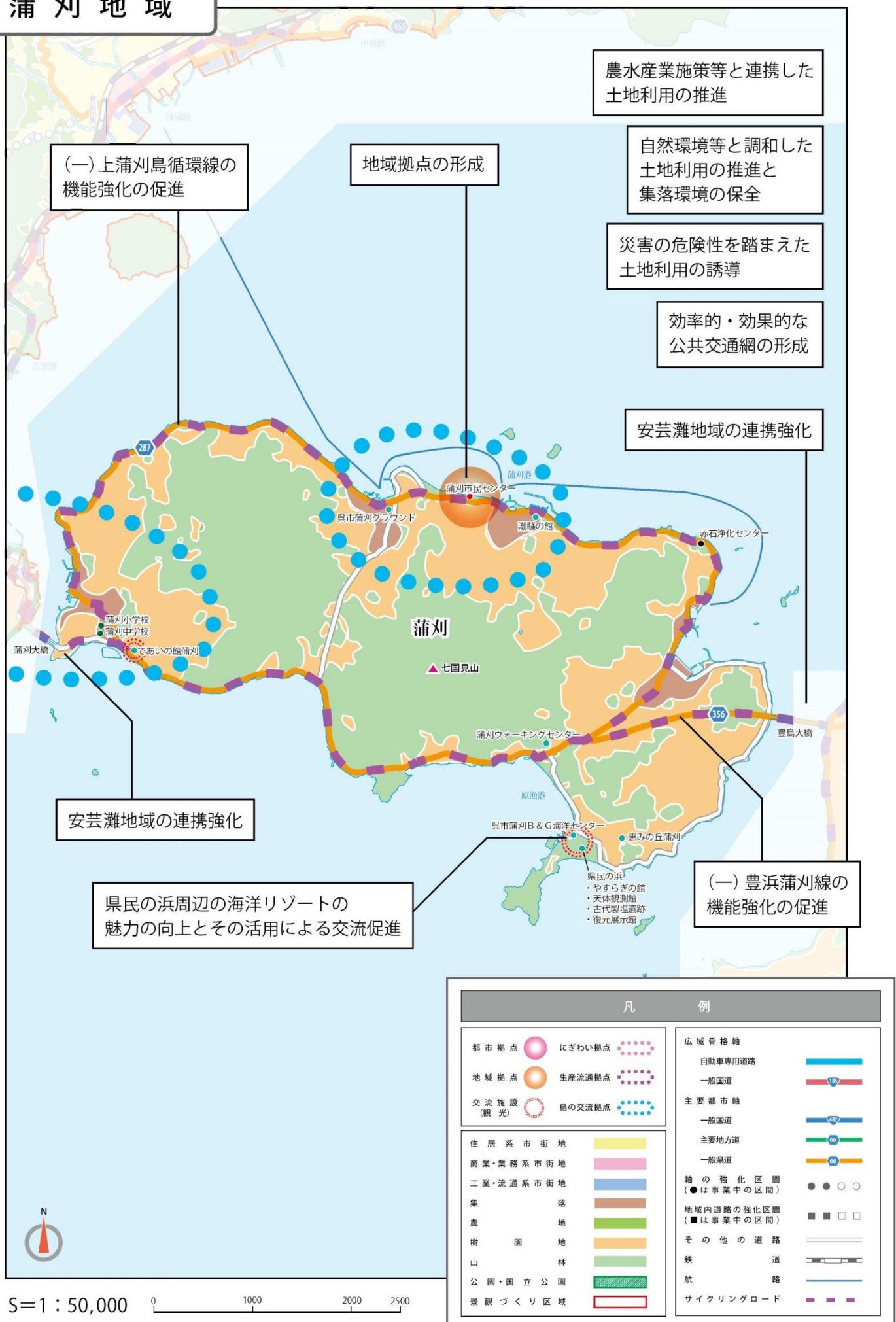
「安芸灘とびしま海道」を軸とした安芸灘地域の一体的なまちづくりを推進することを基本とし、海洋リゾートとしての県民の浜、また、自然環境やかんきつ類等の特産物等を活かし、地域の活性化を図るとともに、地域内外との交流を促進するまちづくりを目指します。

(5) 分野別の中づくりの方針及び方針図

分野	蒲刈地域の中づくりの方針		
土地利用	地域拠点の形成	生活サービス等の都市機能の誘導方針とそれに応じた交通ネットワーク網の確立に向けた検討を行い、拠点の形成を図ります。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の推進	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域を踏まえた土地利用の誘導を行います。災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	豊かな自然環境や農地と調和した土地利用の推進と集落環境の保全	農地や漁港の保全を基本とし、農水産業等の従事者の生活環境の向上や自然と調和した集落環境の保全に努めます。また、市内外からの移住等、多様な価値観やライフスタイルに対応した空き家の有効利用や農水産業等の担い手の育成、新規就業者支援等を推進し、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導します。	
	観光産業や農水産業施策と連携した土地利用の推進	交流の促進や雇用の確保等に向け、観光産業や農水産業等の地域資源と連携した計画的な土地利用を推進します。農水産業の振興を図るとともに、農水産物のブランド化や6次産業化の取組を支援する等、地域の雇用の創出やにぎわいづくりを推進します。	
	県民の浜を中心とした海洋リゾートの魅力の向上とその活用による交流促進	県民の浜の周辺地において、観光や農水産業と連携した土地利用を促進し、海洋リゾートとしての魅力の向上を図ります。地域固有の資源を活用するとともに、安芸灘地域や大崎上島町、今治市（しまなみ海道）等を始めとした市内外の地域と連携し、瀬戸内の魅力を向上させるまちづくりを推進します。	
交通	道路	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	安芸灘地域の連携を強化し、交流を促進するため、（一）上蒲刈島循環線の機能強化や（一）豊浜蒲刈線の機能強化（橋りょうの保全等）を促進します。また、広地域や仁方・川尻地域との連絡強化と安芸灘地域への交流促進に向け、安芸灘大橋の保全や通行支援等を推進します。
		地域内道路の整備	道路の交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
		交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
	公共交通	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
都市施設		効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
		公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
		県民の浜周辺地の施設の魅力の向上	県民の浜の周辺施設の適切な維持管理に努めるとともに、魅力の向上を図ります。
防災		港湾機能と漁港機能の維持・強化	物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。また、災害に強く、生産性の高い水産業を保持するため、漁港施設の維持・強化に努めます。
		各施設の長寿命化の推進	下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
		防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。
		防災事業の促進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
環境市	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	また、避難場所や避難路については、地域の実態に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。	
	インフラ施設の耐震化	インフラ施設の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。	
環境市	吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、多島美の自然豊かな景観の形成に努めます。	

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP66を参照

蒲刈地域



17) 豊浜地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

島の交流拠点

農水産物等の地域固有の魅力を活かした
地域の交流を促進する地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災を考慮した集落環境の維持
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 農水産物等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進

地域のまちづくりの方針

- 地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり
- 山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり
- 瀬戸内の恵みと営みの文化があふれる交流のまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口減少と少子高齢化が著しい状況です。
- ・買い物環境や医療・福祉環境の充実が望まれています。
- ・就業等の雇用環境の確保が望まれています。
- ・「豊島タチウオ」のブランド化等、農水産業等が盛んに営まれています。



■人口及び年齢構成

総面積	1,168ha	対呉市割合	3.3%
H27総人口	1,565人	対呉市割合	0.7%
人口密度	1.3人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	63人	478人	1,024人
構成比	4.0%	30.5%	65.4%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

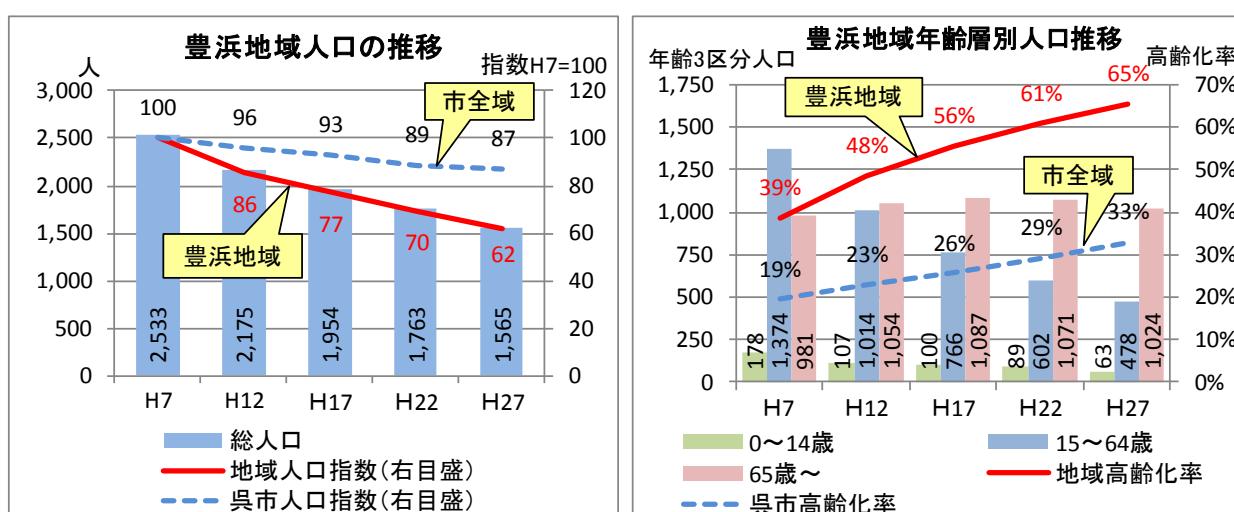
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・一部機能は、周辺の地域拠点と、高次的なサービスは都市拠点（広）と連携し、その機能を補完します。また、都市拠点（広）や周辺の地域拠点とのネットワークの強化が特に重要な地域です。
島の交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産物等の地域固有の魅力を活かした地域の交流を促進する地域です。 ・安芸灘地域やしまなみ海道等との連携を図ることで、一体的な交流を促進する地域です。

②地域の概況と特性

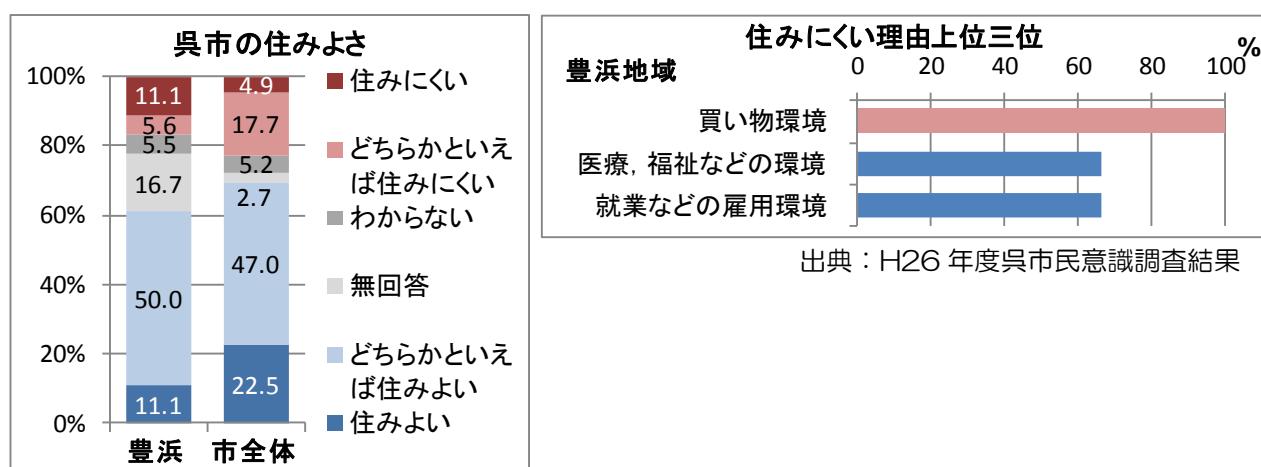
■人口及び年齢構成

総面積	1,168ha	対呉市割合	3.3%
H27総人口	1,565人	対呉市割合	0.7%
人口密度	1.3人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	63人	478人	1,024人
構成比	4.0%	30.5%	65.4%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



【人口減少と少子高齢化が著しい状況です。】

人口は、約1,600人（H27）を有していますが、人口が著しく減少し、年少人口・高齢人口を含む全ての年齢区分の人口が減少傾向にあります。また、高齢化率は約65%（H27）であり、市の平均を大きく上回っています。居住地として、豊島と大崎下島、斎島等の海岸沿いのわずかな平たん地に密集して集落が形成されています。

【買い物環境や医療・福祉環境の充実が望まれています。】

地域全体として買い物や医療・福祉といった日常の生活を支えるサービス機能が不足しており、その機能の充実が望まれています。

【就業等の雇用環境の確保が望まれています。】

若い世代の地域への定住や移住者の受入等に向け、農水産業を中心とした雇用環境の確保が望まれています。

【「豊島タチウオ」のブランド化等、農水産業等が盛んに営まれています。】

瀬戸内でも有数の好漁場に面しており、特に、「豊島タチウオ」や鯛が多く水揚げされています。

また、瀬戸内海の気候と急斜面地を活かして、かんきつ類の栽培が行われています。また、国の天然記念物であるアビの渡来群水面を有しています。

近年、「とびしま海道サイクリングロード」の整備等によって、更に多くの人が訪れる地域となっています。



豊島大橋と「呉とびしまマラソン」



豊島タチウオ

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災を考慮した集落環境の維持

農水産業の振興に向け、農地や漁港の保全を基本とした土地利用を行い、集落環境を維持・保全していくことが必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

地域間を結ぶ幹線道路や公共交通の機能強化が必要です。また、地域内の主要な公共交通であるバスについて、地域の実情に応じた維持・充実が必要です。

また、安芸灘地域を連絡する「安芸灘とびしま海道」の連携強化が必要です。

●農水産物等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進

「豊島タチウオ」や鯛、かんきつ類等の農水産物のブランド化や6次産業化等、農水産物等の地域資源の活用による地域の活性化と交流の促進が必要です。また、安芸灘地域が一体となった地域の活性化と交流促進を図る必要があります。

④地域のまちづくりの方針

●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり

道路整備等による地域間の交通体系の充実や地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上させるとともに、その機能を補完する地域との連携の強化によって、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり

山々や瀬戸内海等の自然環境と市街地が調和した、ゆとりあるまちづくりを目指します。また、土砂災害や浸水等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導等、安全な環境で住み続けられるまちづくりを目指します。

●瀬戸内の恵みと豊みの文化があふれる交流のまちづくり

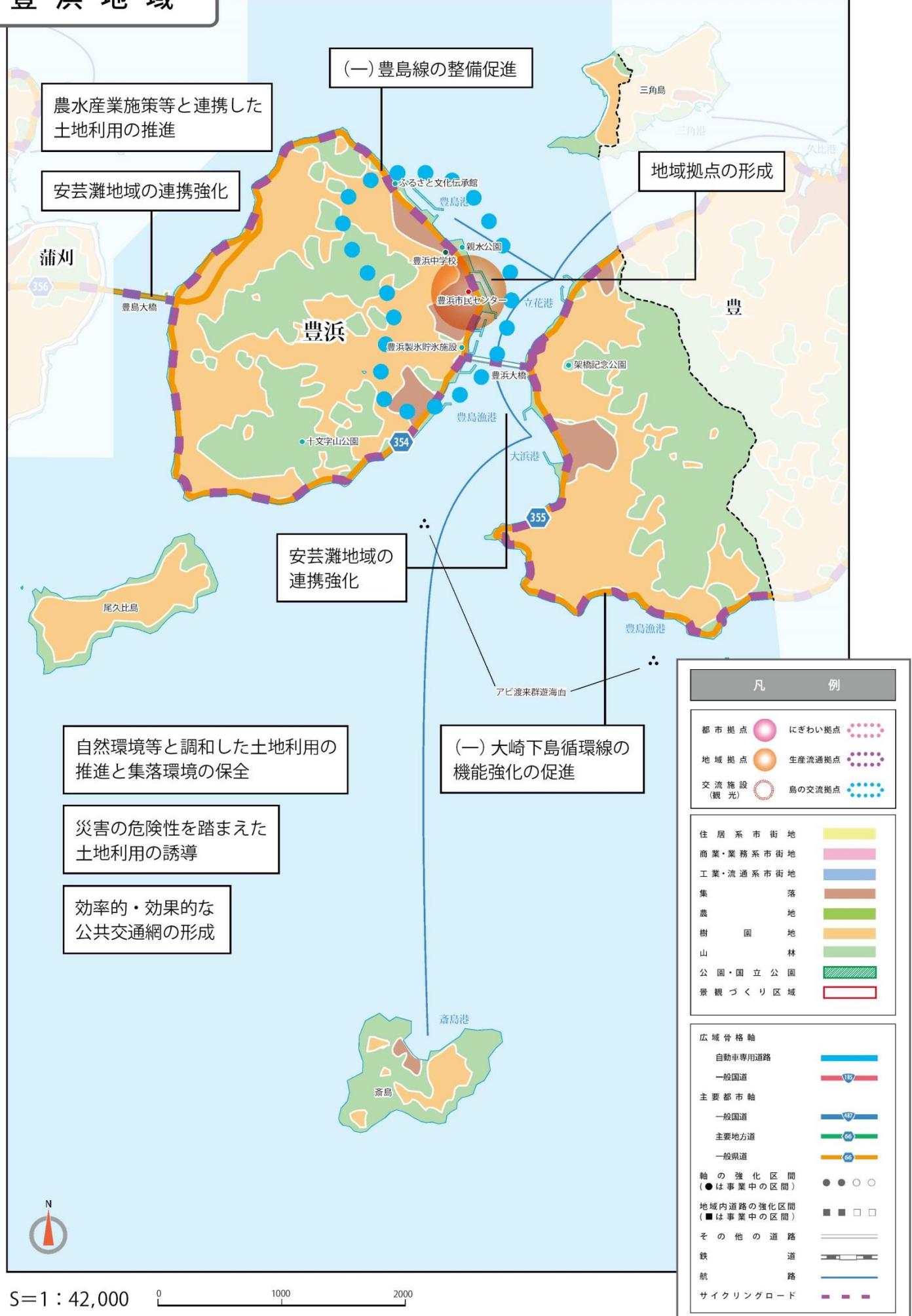
「安芸灘とびしま海道」を軸とした安芸灘地域のまちづくりを推進することを基本とし、「豊島タチウオ」やかんきつ類を中心とした農水産物や美しい自然環境を活かし、地域の活性化を図るとともに、地域内外との交流を促進するまちづくりを目指します。

⑤分野別の中づくりの方針及び方針図

分野		豊浜地域の中づくりの方針	
土地利用	地域拠点の形成	生活サービス等の都市機能の誘導方針とそれに応じた交通ネットワーク網の確立に向けた検討を行い、拠点の形成を図ります。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の推進	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域を踏まえた土地利用の誘導を行います。災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	豊かな自然環境や農地と調和した土地利用の推進と集落環境の保全	農地や漁港の保全を基本とし、農水産業等の従事者の生活環境の向上や自然と調和した集落環境の保全に努めます。 また、市内外からの移住等、多様な価値観やライフスタイルに対応した空き家の有効利用や農水産業等の担い手の育成、新規就業者支援等を推進し、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導します。	
	観光産業や農水産業施策と連携した土地利用の推進	交流の促進や雇用の確保等に向け、観光産業や農水産業等の地域資源と連携した計画的な土地利用を推進します。また、農水産業の振興を図るとともに、「豊島タチウオ」等、農水産物のブランド化や6次産業化の取組を支援する等、地域の雇用の創出やにぎわいづくりを推進します。 地域固有の資源を活用するとともに、安芸灘地域や大崎上島町、今治市（しまなみ海道）等を始めとした市内外の地域と連携し、瀬戸内の魅力を向上させるまちづくりを推進します。	
交通	道路	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	安芸灘地域の連携を強化し、交流を促進するため、（一）豊島線の整備を促進します。 また、（一）大崎下島循環線の機能強化や（一）豊浜蒲刈線の機能強化（橋りょうの保全等）を促進します。 また、広地域や仁方・川尻地域との連絡強化と安芸灘地域への交流促進に向け、安芸灘大橋の保全や通行支援等を推進します。
		地域内道路の整備	道路の交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
	公共交通	交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
		道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
都市施設	公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
		離島航路の維持・統合	三角航路（久比～三角）と斎島航路（久比～斎島）を維持するとともに、航路の統合及び助成制度についての見直しの検討を行います。
		公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
防災	漁港機能の維持・強化	災害に強く、生産性の高い水産業を保持するため、漁港施設の維持・強化に努めます。	
	各施設の長寿命化の推進	下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。	
環境	防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。	
	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。	
	地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。	
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。	
都市	吳らしさを感じる市街地景観の形成	吳市景観計画に基づき、多島美の自然豊かな景観の形成に努めます。	

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66 を参照

豊浜地域



18) 豊地域のまちづくりの方針

全体構想における位置付け

まちづくりの基本理念

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

まちづくりの基本的な方針

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

全体構想における地域の位置付け

地域拠点

地域内に一定の生活サービス機能の
集積を図る地域

島の交流拠点

歴史的資源や農水産物等の地域固有の魅力を
活かした地域の交流を促進する地域

地域の課題とまちづくりの方針

地域の課題

- 日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
- 防災を考慮した集落環境の維持
- 地域内外を結ぶ交通体系の充実
- 歴史的な町並みの保全等と安芸灘地域の連携による交流の促進

地域のまちづくりの方針

- 地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり
- 山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり
- 歴史と自然の恵みがつなぐ ふれあい・交流のまちづくり

地域の概況と特性

- ・人口減少と少子高齢化が著しい状況です。
- ・買い物環境や医療・福祉環境の充実が望まれています。
- ・「大長みかん」を始めとしたかんきつ類等の生産が盛んに営まれています。
- ・御手洗地区の歴史的な町並みが保存されています。



位置図

■人口及び年齢構成

総面積	1,408ha	対呉市割合	4.0%
H27総人口	2,072人	対呉市割合	0.9%
人口密度	1.5人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	85人	642人	1,345人
構成比	4.1%	31.0%	64.9%

出典:住民基本台帳(H27年度、呉市)

①全体構想における地域の位置付け

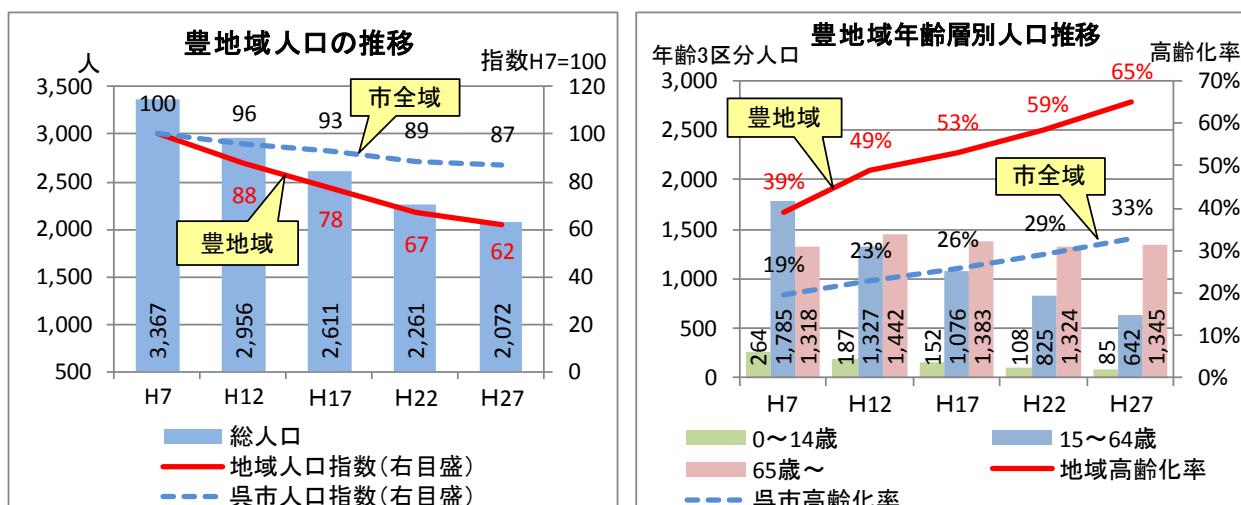
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で一定の日常生活のサービスを享受することができるよう、生活サービス機能の集積を図る地域です。 ・一部機能は、周辺の地域拠点と、高次的なサービスは都市拠点（広）と連携し、その機能を補完します。また、都市拠点（広）や周辺の地域拠点とのネットワークの強化が特に重要な地域です。
島の交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資源や農水産物等の地域固有の魅力を活かした地域の交流を促進する地域です。 ・安芸灘地域やしまなみ海道等との連携を図ることで、一体的な交流を促進する地域です。

②地域の概況と特性

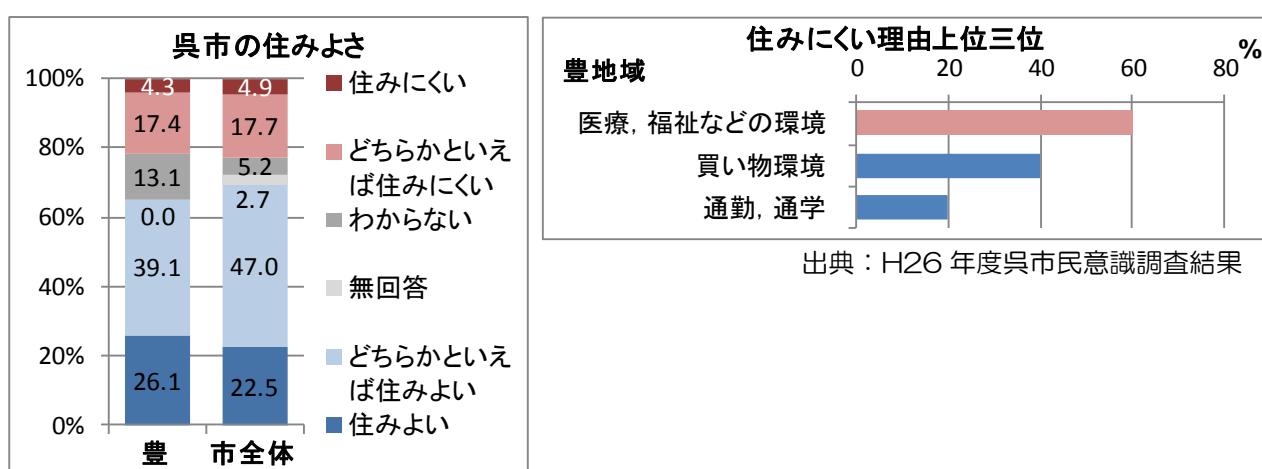
■人口及び年齢構成

総面積	1,408ha	対呉市割合	4.0%
H27総人口	2,072人	対呉市割合	0.9%
人口密度	1.5人/ha		
年齢構成(人)	年少人口	生産年齢人口	老齢人口
人数	85人	642人	1,345人
構成比	4.1%	31.0%	64.9%

出典：国勢調査（H7～H22年、総務省）
住民基本台帳（H27年度、呉市）



■市民意識調査の結果（住みよさに関する意識）



出典：H26 年度呉市民意識調査結果

【人口減少と少子高齢化が著しい状況です。】

人口は、約2,000人（H27）を有していますが、人口が著しく減少し、年少人口・高齢人口を含む全ての年齢区分の人口が減少傾向にあります。また、高齢化率は約65%（H27）であり、市の平均を大きく上回っています。居住地として、大崎下島や三角島の山裾と海岸に挟まれたわずかな平たん地に密集して集落が形成されています。

【買い物環境や医療・福祉環境の充実が望まれています。】

地域全体として買い物や医療・福祉といった日常の生活を支えるサービス機能が不足しており、その機能の充実が望まれています。

【「大長みかん」を始めとしたかんきつ類等の生産が盛んに営まれています。】

全国有数のみかんブランドである「大長みかん」を始めとして、みかんやレモン等のかんきつ類が多く栽培されています。

【御手洗地区の歴史的な町並みが保存されています。】

江戸時代中期から昭和初期にかけて、風待ち、潮待ちの港町として栄えた御手洗地区では、歴史的な町並みが保存されており、「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、市内外から多くの人が訪れています。

また、近年、「とびしま海道サイクリングロード」の整備等によって、更に多くの人が訪れる地域となっています。



御手洗町並み保存地区



大長みかん

③地域の課題

●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実

買い物環境等の利便性を高めるため、買い物や医療・福祉等の日常の生活サービス機能の誘導を行う等、都市機能の向上や居住環境の改善を図る必要があります。

●防災を考慮した集落環境の維持

農水産業の振興に向け、農地や漁港の保全を基本とした土地利用を行い、集落環境を維持・保全していくことが必要です。また、土砂災害特別警戒区域を始めとし、様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導が必要です。

●地域内外を結ぶ交通体系の充実

地域間を結ぶ幹線道路や公共交通の機能強化が必要です。また、地域内の主要な公共交通であるバスについて、地域の実情に応じた維持・充実が必要です。

また、安芸灘地域を連絡する「安芸灘とびしま海道」の連携強化が必要です。

●歴史的な町並みの保全等と安芸灘地域の連携による交流の促進

重要伝統的建造物群保存地区に選定された御手洗の町並みや「大長みかん」等の農水産物の活用による地域の活性化と交流の促進が必要です。また、安芸灘地域が一体となった地域の活性化と交流促進を図る必要があります。

④地域のまちづくりの方針

●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり

道路整備等による地域間の交通体系の充実や地域内で買い物や医療・福祉等の一定の生活サービスが享受できるように、暮らしの利便性を向上させるとともに、その機能を補完する地域との連携の強化によって、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり

山々や瀬戸内海等の自然環境と市街地が調和した、ゆとりあるまちづくりを目指します。また、土砂災害や浸水等の様々な災害の危険性を踏まえた土地利用の誘導等、安全な環境で住み続けられるまちづくりを目指します。

●歴史と自然の恵みがつなぐ ふれあい・交流のまちづくり

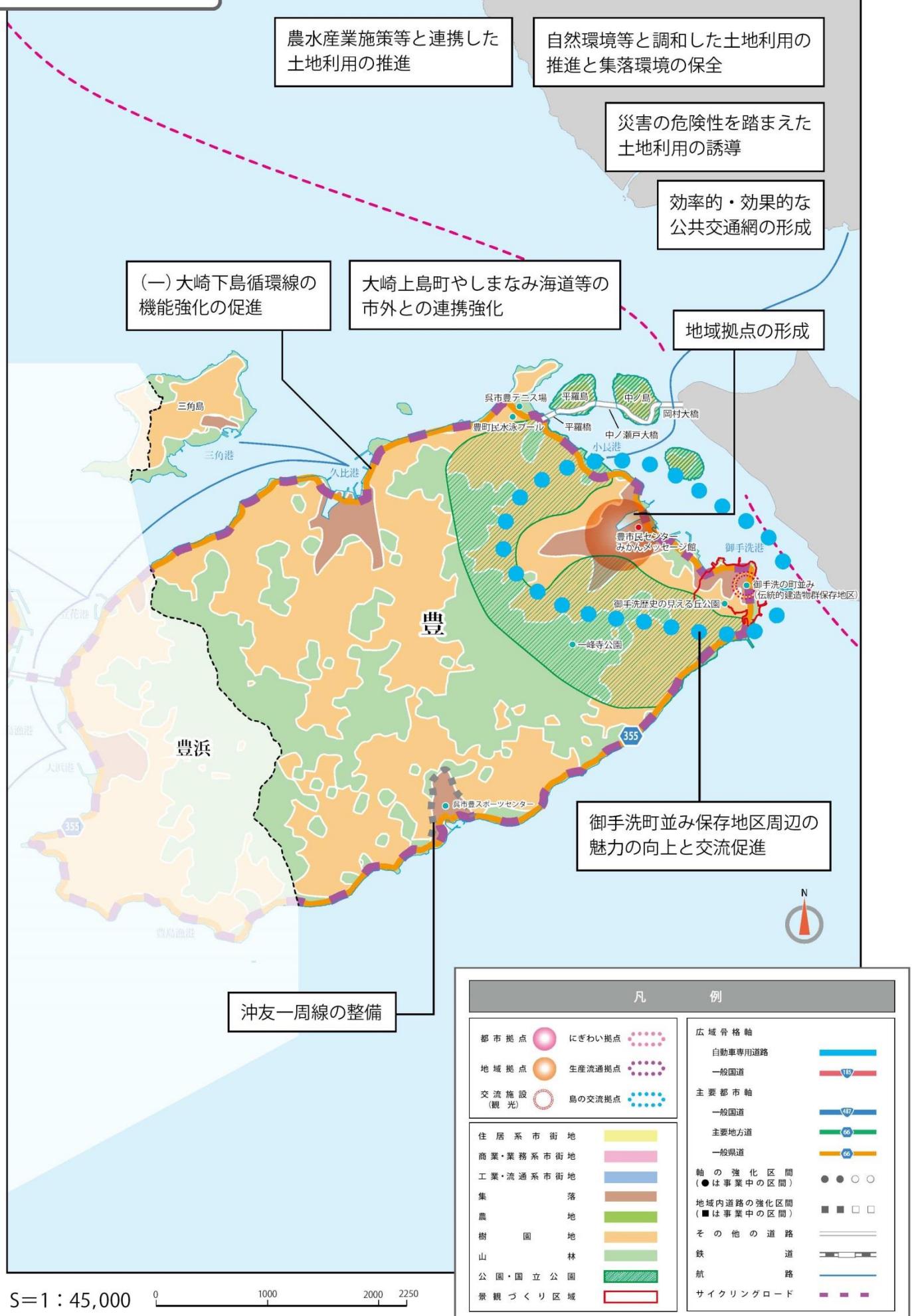
「安芸灘とびしま海道」を軸とした安芸灘地域の一体的なまちづくりを推進することを基本とし、御手洗地区の重要伝統的建造物群保存地区の歴史的な町並みや基幹産業である大長みかん等の地域の資源を活かし、地域の活性化を図るとともに、地域内外との交流を促進するまちづくりを目指します。

⑤分野別のまちづくりの方針及び方針図

分野	豊地域のまちづくりの方針		
土地利用	地域拠点の形成	生活サービス等の都市機能の誘導方針とそれに応じた交通ネットワーク網の確立に向けた検討を行い、拠点の形成を図ります。	
	災害の危険性を踏まえた土地利用の推進	土砂災害や浸水等に係る災害危険区域を踏まえた土地利用の誘導を行います。災害危険性の高い場所からの住み替え支援や住み替えに伴う跡地の管理手法について更なる検討を行います。	
	豊かな自然環境や農地と調和した土地利用の推進と集落環境の保全	農地や漁港の保全を基本とし、農水産業等の従事者の生活環境の向上や自然と調和した集落環境の保全に努めます。 また、市内外からの移住等、多様な価値観やライフスタイルに対応した空き家の有効利用や農水産業等の担い手の育成、新規就業者支援等を推進し、子育て世代を始めとした、多様な世代の居住を誘導します。	
	観光産業や農水産業施策と連携した土地利用の推進	交流の促進や雇用の確保等に向け、観光産業や農水産業等の地域資源と連携した計画的な土地利用を推進します。 農水産業の振興を図るとともに、農水産物のブランド化や6次産業化の取組を支援する等、地域の雇用の創出やにぎわいづくりを推進します。	
	御手洗町並み保存地区周辺の魅力の向上と交流促進	重要伝統的建造物群保存地区に選定された御手洗地区の保全に努め、魅力の向上を図るとともに、多様な主体が連携した活動との連携を行います。 地域固有の資源を活用するとともに、安芸灘地域や大崎上島町、今治市（しまなみ海道）等を始めとした市内外の地域と連携し、瀬戸内の魅力を向上させるまちづくりを推進します。	
交通	道路	各拠点間の連絡強化に向けた主要都市軸の構築	安芸灘地域の連携を強化し、交流を促進するため、（一）大崎下島循環線の機能強化や橋りょうの保全等を促進します。 また、広地域や仁方・川尻地域との連絡強化と安芸灘地域への交流促進に向け、安芸灘大橋の保全や通行支援等を推進します。 また、しまなみ海道等に向けた連携強化を推進します。
		地域内道路の整備	沖友地区において沖友一周線の整備を推進します。 道路の交通安全対策を推進します。
		道路のバリアフリー化の推進	道路のバリアフリー化を図り、誰もが安全で安心して利用できる道路整備を推進します。
		交流促進に向けた道路空間の活用	既存のサイクリングロードの維持と更なるネットワーク化に向けた検討を行います。
	公共交通	道路の長寿命化等	道路や橋りょうの長寿命化等を推進します。また、今後の利用や需要の変化を見据えた整備を検討します。
都市施設	公共交通	効率的・効果的な公共交通網の形成	地域の実情を踏まえ、役割に応じた公共交通の確保とその維持に向けた検討を行います。
		離島航路の維持・統合と市外との連携強化	三角航路（久比～三角）と斎島航路（久比～斎島）を維持するとともに、航路の統合及び助成制度についての見直しの検討を行います。 生活航路（小長～明石）を維持し、大崎上島町との連携を強化します。
		公共交通のバリアフリー化等	公共交通の安全性や利便性の向上に向けたバリアフリー整備等を推進します。
防災	防災	下水道の整備による環境保全	下水道の未整備地域について、地域に適した効率的な方法を検討し、下水道整備を促進します。
		港湾機能と漁港機能の維持・強化	物流機能の強化やレクリエーション機能等の充実に向け港湾機能の強化を図ります。 また、災害に強く、生産性の高い水産業を保持するため、漁港施設の維持・強化に努めます。
		各施設の長寿命化の推進	公園や下水道等の各施設の長寿命化計画の検討とそれに基づく効率的な管理を実施します。
		防災拠点の整備・機能強化	地域の防災拠点となる市民センターについて、防災拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設の防災機能の向上を図ります。
都市環境	防災	防災事業の推進	土砂災害や浸水・高潮等の各種災害に対する防災事業を推進するとともに、地域における防災体制の構築を図ります。
		地域の実情に応じた避難場所や避難路の確保	避難場所や避難路については、地域の実情に応じた経路の設定や空き地の活用等の検討を行います。
	インフラ施設等の耐震化	インフラ施設等の耐震化を推進します。特に、防災活動の拠点となる施設や避難場所、避難経路となる施設について耐震化を推進します。	
都市環境	呉らしさを感じる市街地景観の形成	呉市景観計画に基づき、多島美の自然豊かな景観の形成に努めます。 特に景観づくり区域では、御手洗地区の歴史的な町並みを保全し、継承するとともに、地域のにぎわいづくりを推進します。また、瀬戸内海国立公園においては、その自然と調和した景観の保全に努めます。	

※道路等の方針に係る取組の定義についてはP 66 を参照

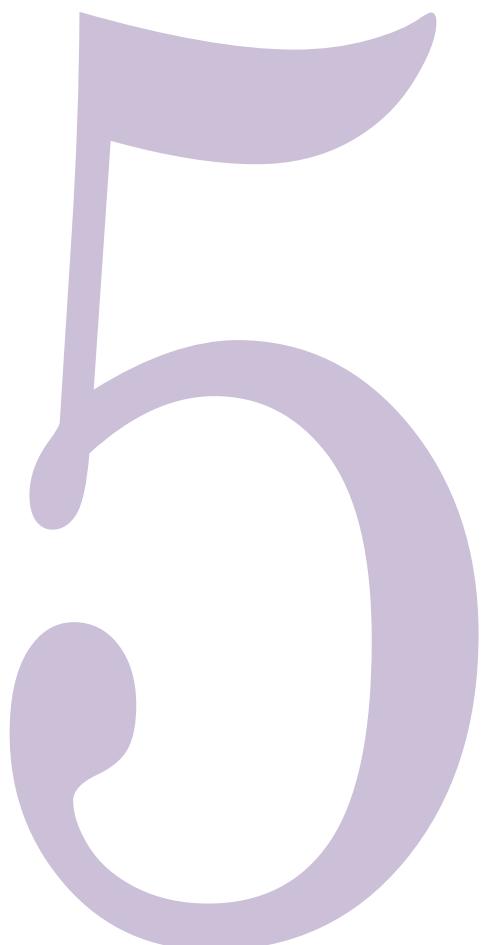
豊 地 域



S=1:45,000 0 1000 2000 2250

第5章 まちづくりの推進方策

- 5.1 基本理念の実現に向けたまちづくりの展開
- 5.2 市民協働によるまちづくりの推進
- 5.3 都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し



5.1 基本理念の実現に向けたまちづくりの展開

1) コンパクトなまちづくりに向けた取組

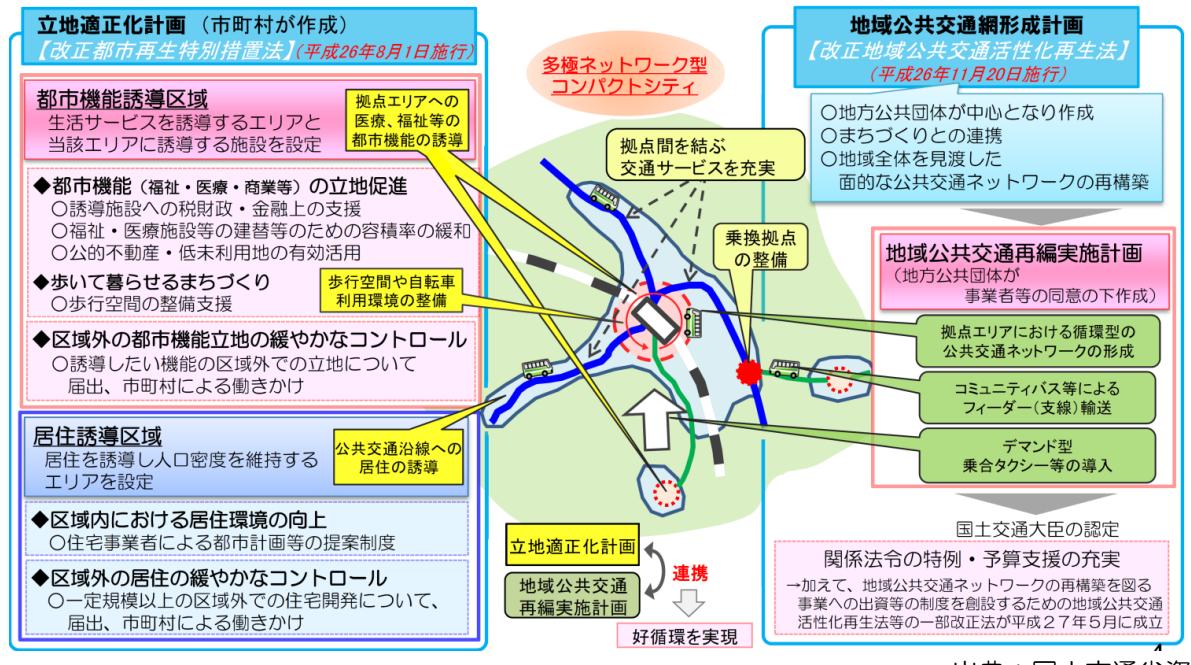
基本理念に基づき、人口減少下における持続的なまちづくりを実現するため、コンパクトシティの形成を目指していきます。そのためには、将来都市構造等で示した、「都市拠点」や「地域拠点」の形成とそれら各拠点を接続する「広域骨格軸」や「主要都市軸」等のネットワークの構築が必要となります。

これらを総合的に推進していくために、今後、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく「立地適正化計画」の策定や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく「地域公共交通網形成計画」等の具体的な施策を検討していきます。

これら諸制度の活用により、都市計画区域においては、都市拠点や地域拠点への都市機能の誘導を図るとともに、交通ネットワークの構築や各拠点・交通ネットワーク沿線等、利便性の確保された地域への居住の誘導等を推進していきます。また、当面の間は、市街地の規模を維持することを基本とし、将来的には、人口減少や居住の実態、また、災害の危険性等を踏まえた、市街地の賢い縮退も視野に入れたまちづくりを推進していきます。

一方、豊かな自然が残る市街化調整区域や都市計画区域外においては、農水産業等の従事者の生活利便性の確保を基本として、居住環境の形成や地域の活性化に資する交通ネットワークの構築を推進していきます。

【立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の概要】



出典：国土交通省資料

＜まちづくりの基本理念＞

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

将来都市構造

市民生活の向上

都市拠点・地域拠点の形成
広域骨格軸・主要都市軸の構築

産業活力の向上

にぎわい拠点・生産流通拠点・島の交流拠点の形成

＜展開の方向＞

都市計画区域

- ・都市拠点や地域拠点への都市機能の誘導
- ・交通ネットワークの構築
- ・各拠点や交通ネットワーク沿線等への居住の誘導
- ・市街地の賢い縮退

市街化調整区域・都市計画区域外

- ・農水産業等の従事者の生活利便性確保を基本
- ・居住環境の形成や地域の活性化に資する交通ネットワークの構築

＜具体的な施策の方向＞

『立地適正化計画』や『地域公共交通網形成計画』等の諸制度の活用による総合的な都市政策の推進

2) まちづくり諸制度の活用

各まちづくりの方針の実現に向け、都市計画制度の活用を始めとしたまちづくりを推進していきます。平成23年には、地域の自主性を高めることを目的として、都市計画法の一部改正が行われ、用途地域等の決定の権限移譲が行われる等、市独自のまちづくりに向けたよりきめ細かな都市計画制度の活用が可能となりました。

今後も都市計画区域内においては、区域区分や用途地域、地区計画等による土地利用の誘導や都市計画道路等の都市施設の整備等、都市計画制度を活用したまちづくりを推進するとともに、各種まちづくり諸制度の活用によって、まちづくりの方針の実現を目指していきます。

【都市計画制度の活用イメージ】

方針	主なまちづくりの手法のイメージ
都市拠点・地域拠点の形成	<ul style="list-style-type: none">立地適正化計画の活用（都市機能誘導区域や居住誘導区域の指定等）用途地域や特別用途地域による土地利用の誘導
災害危険性を踏まえた土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒区域等の指定等を踏まえた区域区分の見直し
まちなか居住の推進	<ul style="list-style-type: none">地区計画による低層階への商業施設の配置の誘導や容積率のインセンティブの付与
にぎわい創出のための高度利用化や施設の誘導	<ul style="list-style-type: none">特別用途地域や地区計画の活用による容積率の緩和市街地再開発事業等の実施
生産流通機能の維持と強化	<ul style="list-style-type: none">特別用途地域や地区計画の活用による用途の制限・緩和等
インターチェンジ周辺等の計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none">用途地域や特別用途地域の指定臨港地区の指定による港湾機能の強化市街化調整区域における地区計画の活用による計画的な土地利用
広域骨格軸や主要都市軸の構築	<ul style="list-style-type: none">都市計画道路の決定や都市計画道路の整備
地域内道路の整備	<ul style="list-style-type: none">都市計画道路の決定や都市計画道路の整備
吳らしさを感じる市街地景観の形成	<ul style="list-style-type: none">地区計画や建築協定等を活用したまちなみづくり

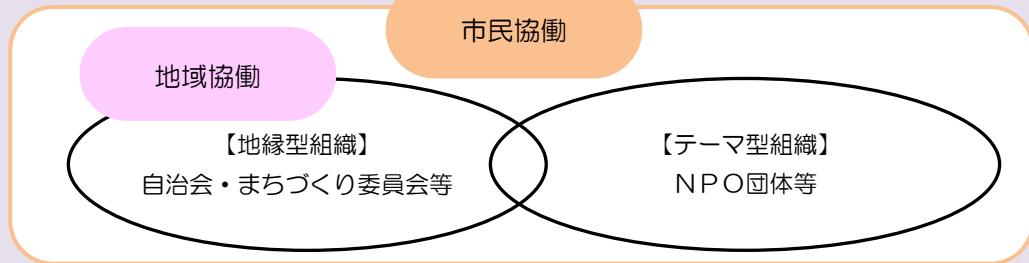
【その他のまちづくり諸制度の活用イメージ】

方針	主なまちづくりの手法のイメージ
居住環境の改善（狭あい道路の拡幅整備やオープンスペースの確保、空き家の利活用等）	<ul style="list-style-type: none">狭あい道路整備事業や空き家の除却支援空き家バンクによる流通促進や空き家購入支援等
災害危険性を踏まえた土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none">跡地の管理支援
にぎわい創出のための高度利用化や施設の誘導	<ul style="list-style-type: none">立地支援や改装支援等
生産流通機能の維持と強化	<ul style="list-style-type: none">立地支援や設備投資支援等
豊かな自然環境や農地と調和した土地利用の推進と集落環境の保全（農地等の保全や空き家の利活用、新規就業者支援等）	<ul style="list-style-type: none">農業振興地域の整備に関する法律や漁港漁場整備法等に基づく農地や漁港の保全空き家バンクによる流通促進や空き家購入支援等新規就業者への支援
広域骨格軸や主要都市軸の構築	<ul style="list-style-type: none">道路事業の推進
地域内道路の整備	<ul style="list-style-type: none">道路事業の推進狭あい道路整備事業
各施設の長寿命化等	<ul style="list-style-type: none">各施設の長寿命化計画の策定と適切な維持管理
効率的・効果的な公共交通網の形成	<ul style="list-style-type: none">地域公共交通網形成計画の活用
吳らしさを感じる市街地景観の形成	<ul style="list-style-type: none">吳市景観計画に基づく景観の保全と形成屋外広告物等の塗り替え支援

5.2 市民協働によるまちづくりの推進

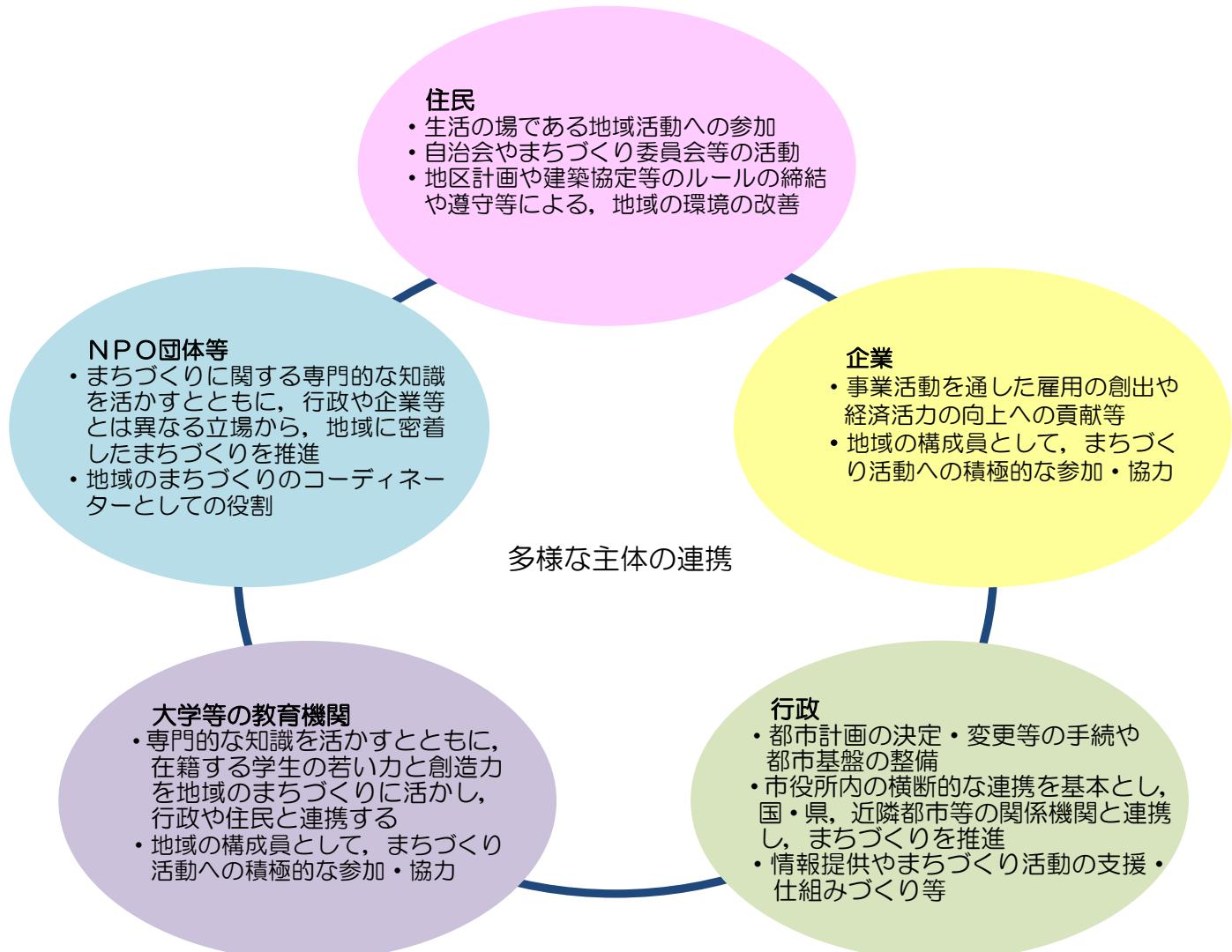
呉市における協働の取組

呉市は、平成15年3月に、個性豊かで活力のある地域社会の実現に向け、市民、NPO団体等、事業者及び市がそれぞれの責任と役割を理解し、対等な立場でまちづくりの推進に取り組むために「呉市市民協働推進条例」を制定しています。また、地域の個性や特性を活かしながら、自ら考え、行動する「自立したまちづくり」を推進するため、自治会等の地域協働の活動支援に取り組んでいます。



1) まちづくりの役割分担

まちづくりは、行政だけでなく、住民やNPO団体、企業、大学等の教育機関等の多様な主体のまちづくりに対する理解や協力・支援がなければ、実現は不可能です。それぞれの主体の役割を明確にし、良好なパートナーシップを確立して互いに協力することでまちづくりを進めるものとします。また、多様な主体との連携と協働によって、多角的な視点から課題解決に取り組み、新たな価値を創造するまちづくりを推進します。



2) 市民協働によるまちづくりの推進に向けた取組

市民協働によるまちづくりの推進に向けて、まちづくりに関する情報の提供や自主的なまちづくり活動への支援、住民参加の推進等の取組を進めます。

①参加機会の充実

- ・平成15年に制定された「呉市市民協働推進条例」等を踏まえ、都市計画に関する各事業等を計画・実施する際には、住民等からの提言や意見を反映させることに努めます。
- ・地域活動団体、住民活動団体、企業等、まちづくり活動に関わる団体・組織等の多様な担い手のネットワークを強化・充実し、協働によるまちづくりを推進します。
- ・都市計画に関する各事業の計画・実施においては、必要に応じて、まちづくりワークショップ等を開催します。

②支援等の充実

- ・積極的にまちづくり活動に取り組む団体・組織のまちづくり活動をサポートするため、適切な助言・支援等の充実を図ります。また、新たな視点でまちづくりに取り組む「地域おこし協力隊」の制度の活用等、地域の活力の向上に向けた支援に取り組みます。
- ・地域が主体的に取組む活動において、まちづくりの諸制度や補助事業の活用に向けた手続きや助言等を行います。

③人材育成

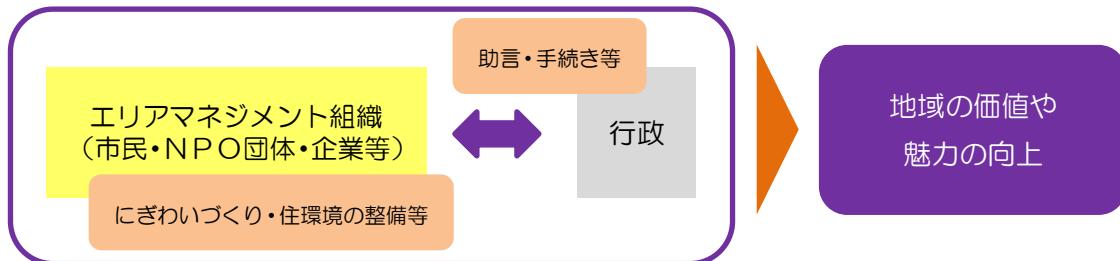
- ・住民と行政との連携や調整を図るため、地域活動団体等のコアとなるリーダーやまちづくりサポーター等、まちづくり活動の担い手となる人材の育成に取組みます。
- ・まちづくり活動を支える人材を育成するため、積極的にまちづくり情報の発信を行います。
- ・中・高・大学等の生徒や学生を対象とした、まちづくり学習会を開催する等、将来のまちづくりを担う人材の育成に取り組みます。
- ・高齢者や身体障害者等に対して理解を深めるように、バリアフリーに関する教育や啓発活動を行う等、心のバリアフリー化の取組を推進します。

④情報の収集と提供

- ・広報誌やホームページを通じて、都市計画マスタープランやまちづくりに関する情報を掲載するとともに、出前トークの開催等によって、住民・事業者への周知を図ります。
- ・都市計画の決定や各種計画を策定する過程において、住民が参画する機会として、公聴会や説明会の開催、パブリックコメントによる意見聴取等を行います。

⑤エリアマネジメントの推進に向けた支援

- ・にぎわいのある都市空間の形成や良好な住環境の整備等に向け、エリアマネジメントの推進に向けた支援を行います。
- ・エリアマネジメントに取り組むに当たって、多様な主体で構成された組織の設立支援や活動に対する助言等に努めるとともに、各種まちづくりの諸制度の活用等、行政として行うべき範囲での支援を実施していきます。



※エリアマネジメント

特定のエリアにおいて、市民やNPO団体、企業等の地域が主体となり、課題を共有し、方向を同じくして取組を進めることで地域の価値や魅力を向上させるものです。

3) 都市計画制度における協働の手法

①都市計画提案制度の活用

住民がより主体的に都市計画に関わるための制度として、平成14年の都市計画法の改正によって、都市計画提案制度が創設されました。都市計画提案制度は、土地所有者等、まちづくり推進活動を目的とするNPO、開発事業者等が都市計画の案を提案できる制度です。

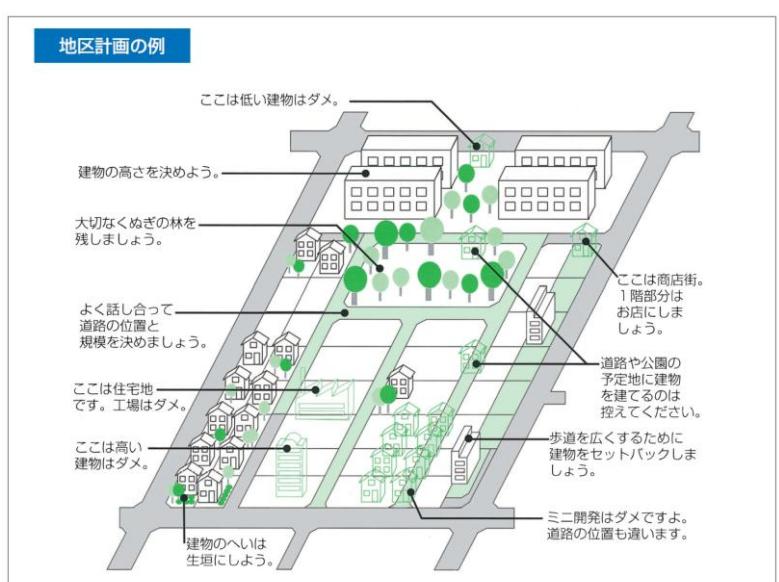
今後は、このような制度の活用により、まちづくりに関する住民の理解や関心を高め、住民の主体的なまちづくりへの参画促進に努めます。

都市計画提案制度（法第21条の2）	
対象となる 都市計画	都市計画区域マスタープラン以外の 都市計画 (※決定権を有する者に提案する)
提案できる者	土地所有者、まちづくりNPO法人、 まちづくり公益法人等
提案の条件	区域面積0.5ha以上 土地所有者等の2/3以上 の同意（人数・面積ともに）

②地区計画制度の活用

地区計画は、その地区の特性に応じたきめの細かいルールを作り、住みよいまちをつくるための制度です。地区計画を定めることにより、統一感のある良好な住環境や街並みをつくる事が可能となります。地区計画の計画の内容は、地区の状況に応じてルールの内容を選択することとなっており、計画としての自由度が高く柔軟に対応できる制度です。

住民参加や住民発意のまちづくりを実現できる手法として、周知を図るとともに、必要な情報の提供や策定のアドバイス等の支援を行います。



③自主的なまちづくりのルールの活用

地区計画のほかにも、都市計画区域外においても適用できる制度として、住民が自分たちのまちづくりのためにつくる「建築協定」や「緑地協定」等、自主的なまちづくりのルールを定めることができます。

これらのルールづくりの促進に向けて、まちづくり情報の周知や、必要な情報の提供、策定のアドバイス等の支援を行います。

④景観計画に基づく景観形成と美しいまちづくり

平成16年に制定された景観法に基づき、平成20年に「呉市景観計画」を策定しています。景観の保全と形成は、市民や企業等の理解と協力が必要であり、今後も協働で美しい景観の保全と形成に取り組みます。また、清掃活動や花木の植栽等の日常における美しいまちづくりに向け、市民・企業等と協働で取り組みます。

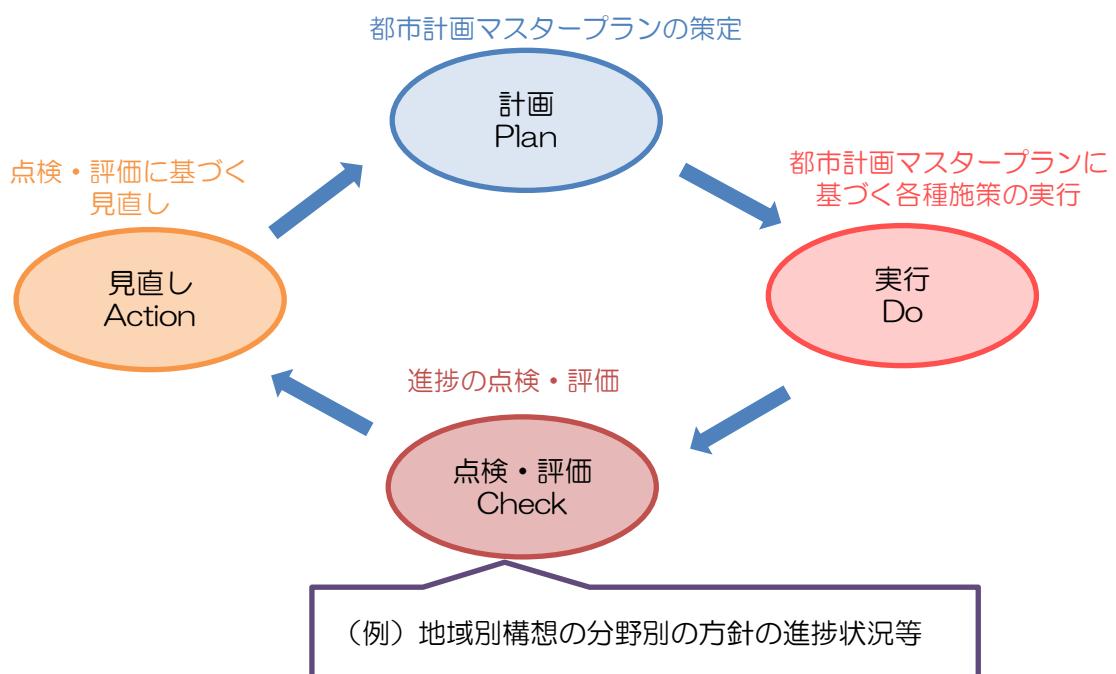
5.3 都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し

都市計画マスタープランは、20年後を見据えた長期的な計画であることから、少子高齢化の進行や経済活動の動向、自然災害の多発化等都市を取り巻く社会経済情勢の変化等の経年の変化に対応していくことが必要となります。

このため、PDCAサイクルを確立し、適切な評価に基づきながら、都市計画マスタープランがより実効性のあるものとなるよう、進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

また、本マスタープランは、「第4次呉市長期総合計画」や広島県が策定する「都市計画区域マスタープラン」等の上位計画に即して策定していることから、今後、これらの上位計画の改訂が行われる場合には、必要に応じて、上位計画に沿った見直しを行います。

【PDCAサイクルによる進行管理】



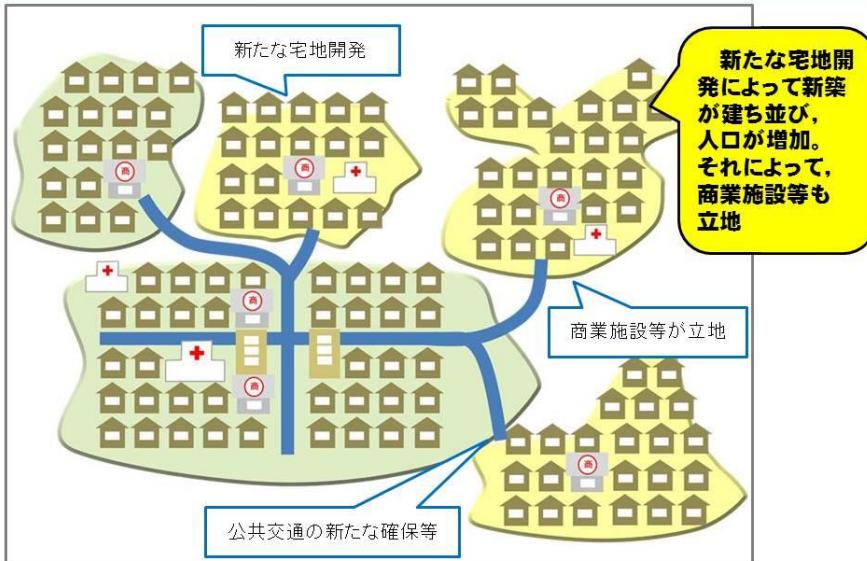
卷末資料

- なぜ「コンパクトシティ」？
- 用語集
- 地域別構想における地域の課題一覧表
- まちづくりの基本的な方針と地域のまちづくりの方針一覧表
- 策定の経緯
- 呉市都市計画マスターPLAN検討委員会設置要綱
- 呉市都市計画マスターPLAN検討委員会委員名簿
- 呉都市計画調査委員会設置要綱

なぜ「コンパクトシティ」？

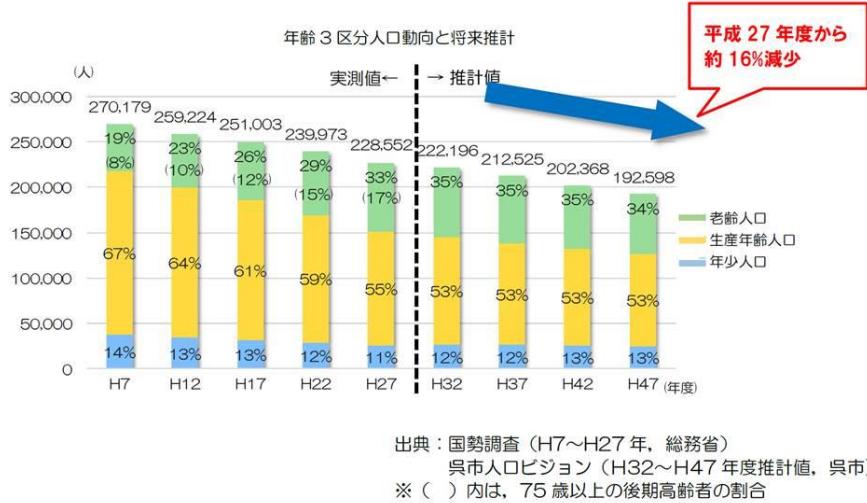
これまでのまちづくり

人口の増加にあわせ、新たな宅地の開発等、市街地の「拡大」を前提としてまちづくりを行ってきました。



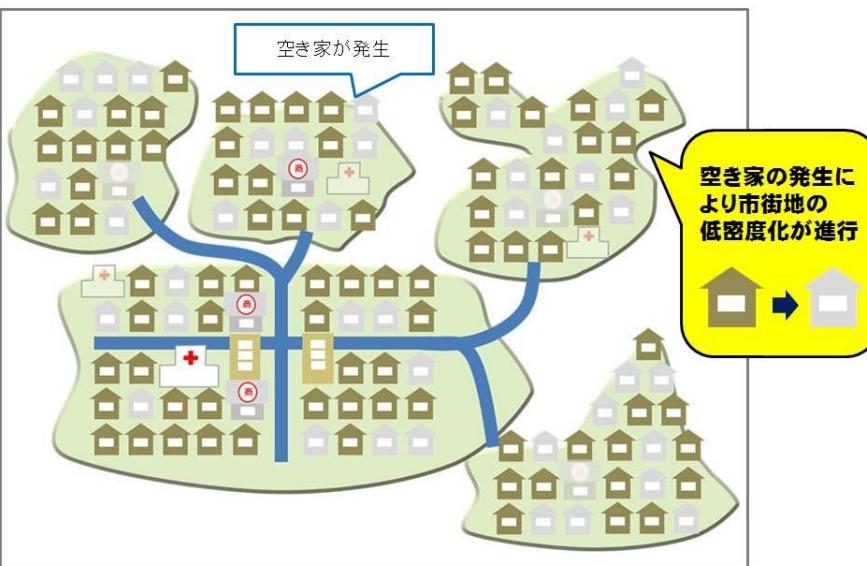
呉市を取り巻く状況

人口減少が進行しており、平成47年度には平成27年度から約16%減少する見込み。



このままでは・・・

人口減少によって、市街地の低密度化(スポンジ化)が進行していきます。



<これまでのまちづくり>

これまで、人口の増加にあわせ、新たな住宅団地の造成や宅地の開発等、市街地の「拡大」を前提としてまちづくりを行ってきました。

また、新たな市街地の形成によって、商業施設や医療施設等の都市機能の立地や、バス路線の確保等が行われてきました。

<呉市を取り巻く状況>

呉市の人口は、約23万人であり、平成28年4月に中核市となりました。

平成7年から平成27年までの過去20年間で、人口は約4万人、約15%減少しています。

また、呉市人口ビジョンによると、平成47年度には、人口は約19万人となる見込みで、平成27度と比較して約3.6万人、約16%減少することが想定されています。

<このままでは・・・>

今後の人口推計を踏まえれば、人口減少に伴い、空き家が増加し、延いては市街地の人口密度※の低密度化(スポンジ化)が進行していきます。

※人口密度とは

人口密度（人/ha）とは、一定の単位面積内の人口を表したもので、土地利用の状況を表す指標の1つである。大都市圏になるほど人口密度は高く、過疎地になるほど人口密度は低い。

このまでは・・・

市街地の低密度化(スponジ化)が進行することで、地域コミュニティの活力低下や商業・医療・福祉等の都市機能、バス等の公共交通の維持が困難となるおそれがあります。

空き家の発生により市街地の低密度化が進行

地域コミュニティの活力低下

商業施設等の撤退

バス等の公共交通の撤退

低密度化によっておこりうること

●地域コミュニティの活力低下

●商業施設や病院等の経営が困難となり、撤退するおそれ



●バス等公共交通の経営が困難となり、撤退するおそれ



<このままでは・・・>

市街地の低密度化が進行することで、地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。また、スーパーやコンビニ等の商業施設、また、医療施設やバス等の公共交通等の生活を支えるサービスの経営が困難となり、撤退するおそれもあります。

そうなると、「まち」としての様々な機能を持続させることができません。

そうなる前に

持続可能なまちづくりに向け、市街地の拡大を抑制することを基本として、人口密度を維持していく取組が必要です。

市街地の拡大抑制

人口密度を維持していく取組が必要

「コンパクトシティ」の形成

●市街地の拡大抑制

●商業・医療・福祉等の都市機能を維持する「拠点」づくり

●「拠点」の周辺への居住機能の誘導

●「拠点」間や地域内を結ぶ効率的・効果的な交通ネットワークの構築

「拠点」の形成や
中心市街地の
高度利用化等

効率的・効果的な
交通ネットワークの確保

<そうなる前に>

人口減少下において、持続可能なまちづくりを行うために、市街地の拡大を抑制することを基本として、人口密度を維持していく取組が必要となります。

そのために、商業や医療・福祉等の都市機能を維持していく「拠点」づくりや拠点間・地域内を結ぶ効率的・効果的な公共交通ネットワークの確保等を行い、「コンパクトシティ」の形成を目指します。

都市の将来を見据えて

人口減少・少子高齢社会の進行に対応した持続可能なまちづくりへの転換

これまで、

市街地の拡大を前提としたまちづくり

これからは、

人口減少や少子高齢の進行を前提としたまちづくり

コンパクトシティ

【呉市が目指す都市の将来像(まちづくりの基本理念)】

<都市の将来像>

地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～

【まちづくりの基本的な方針】

人と地域のつながりを生む、
「自立した拠点」を育てる
まちづくり

住む人の笑顔を生む、
「安全と安心」を育てる
まちづくり

にぎわいと活力を生む、
「くれの顔」を育てる
まちづくり

<都市の将来を見据えて>

コンパクトシティの形成を目指すため、本マスタープランでは、都市の将来像として「地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ」を掲げ、その実現に向けたまちづくりの方針を掲げています。

その実現に向け、コンパクトシティの形成に向けた「拠点づくり」や防災の取組等の「安全・安心」、また、人口減少に歯止めをかけることを念頭に、「にぎわいと活力」について、3つのまちづくりの基本的な方針を掲げています。

用語集

名 称		解 説
い	インフラ施設等	道路・橋りょう・トンネル・港湾施設等の都市形成の根幹となる都市施設や庁舎・学校・市営住宅・消防署・図書館・まちづくりセンター・文化施設等の公共施設のこと。
え	エリアマネジメント	特定のエリアにおいて、市民やNPO団体、企業等の地域が主体となり、課題を共有し、方向を同じくして取組を進めることで地域の価値や魅力を向上させるもの。
お	オープンスペース	市街地等で建造物の建っていない土地や場所。ゆとりある空間をつくるとともに、災害時の避難場所や火災時の延焼防止等の消防活動スペース等、防災機能を有する。
	街区公園	都市計画で、主に街区内の居住者の利用を目的として設置される公園。誘致距離250m、1カ所あたり面積0.25haを標準としている。
か	開発許可	都市計画区域内の開発行為（主に建築や工作物の建設等を目的とした土地の区画形質の変更）を規制・誘導することで、計画的なまちづくりを行うもの。 開発行為に対し、立地基準と技術基準を満たす者に対し許可するもので、立地基準により市街化調整区域内の開発行為を原則的に禁止し、技術基準により開発行為によって造られる宅地等の水準を一定レベル以上確保することを目的としている。
	急傾斜地崩壊対策事業	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）」に基づき、かけ崩れ災害を防止するための事業。基本的には斜面の所有者又は被害を受ける恐れのある者において実施しなければならないが、一定の要件を満たす場合に限り、県や市町村において崩壊防止工事を実施する。
き	狭あいな道路	消防車や救急車が通行できないような、幅員の狭い道路。一般的には建築基準法で建築物の敷地の接道が義務付けられている幅員4mに満たない道路を指す。
	居住誘導区域	立地適正化計画で位置付ける区域で、人口減少下にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。
	緊急輸送道路ネットワーク	地震直後から発生する緊急輸送を迅速かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されるとともに、地震時にネットワークとして機能するもの。

名 称		解 説
き	近隣公園	都市計画で、主に近隣に居住する者の利用を目的として設置される公園。誘致距離 500m、1 力所あたり面積 2ha を標準としている。
く	区域区分	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。「線引き」とも呼ぶ。呉市では広島圏都市計画区域において、区域区分が行われている。
け	景観計画	平成 16 年に施行された「景観法」に基づき、良好な景観の形成に関する方針をまとめた計画。景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項等を定めている。呉市では平成 20 年に「呉市景観計画」を策定している。
	下水道	本マスタープランでは、「下水道法」で規定される施設とあわせ、農業集落排水等の汚水処理施設を含んでいる。
	建築協定	住宅地の良好な環境や、商店街の利便性の増進等を目的に、一定の区域内の関係権利者全員の合意のもとで結ばれる協定で、市町村の建築協定条例に基づき、建築物の構造・用途・形態・意匠等に関する基準を定める。
こ	広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される防災の拠点となる場所。概ね都道府県により、その管轄区域内に 1 ケ所ないし数ヶ所設置される。
	後期高齢者	75 歳以上の高齢者のこと。
	交通結節点	鉄道駅やバスターミナル等の交通機関相互の乗り継ぎや乗り換えが行われる場所や施設のこと。複数の公共交通機関が集中するとともに、地域のまちづくりに貢献する拠点機能を有する。
	高度利用	中高層建築物又は容積率(建築敷地面積に対する延べ床面積に対する割合)の高い建築物を建築することにより、土地をより有効に利用すること。
	交流人口	外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口のこと。

名 称		解 説
二	高齢社会	総人口に対して 65 歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率と言い、世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、高齢化率が 7% を超えた社会を「高齢化社会」、14% を超えた社会を「高齢社会」、21% を超えた社会を「超高齢社会」という。
	コンパクトシティ、コンパクトなまちづくり、都市機能の集約	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市施策のこと。
さ	再生可能エネルギー	枯渇する心配がなく、繰り返し使うことができるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等がある。
し	市街化区域	「都市計画法」で規定された区域で、区域区分が行われた都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。 市街地が無秩序に拡がるおそれのある都市計画区域で行われ、住宅地をはじめ、道路や公園等の整備を計画的かつ効率的に行うために定められる。
	市街化調整区域	「都市計画法」で規定された区域で、区域区分が行われた都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域のこと。農地や森林等を保護することとし、原則建築はできない。
	市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ること。
	事業継続計画	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に食い止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。（BCP, Business Continuity Plan）
	持続可能なまちづくり	人口減少と高齢化が進展するなかで、行政コストや生活の質、環境負荷等の観点から、持続可能な都市や地域を構築するための都市施策のこと。

名 称		解 説
し	斜面市街地	本マスタープランでは、傾斜が 10 度以上で、かつ、人口密度が 40/ha の地域と定義。
	住工の混在	住宅地等の居住地と工場等が混在して立地していること。
	重要伝統的建造物群保存地区	「文化財保護法」により規定される都市計画法上の地域地区の一つで、伝統的建造物群およびそれと一体となって歴史的風致を形成している環境を保存するために定められる地区。市町村は伝統的建造物群保存地区を決定し、保存条例に基づき保存計画を定める。国は市町村からの申出を受けて、価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する。 吳市では、豊町の「御手洗地区」が選定されている。
	人口集中地区	D I D 地区とも呼ばれ、1 km ² 当たり 4,000 人以上の人口の地区が互いに隣接した合計 5,000 人以上の人口を有する地区のこと。
	人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に併せ、市町村の人口動向や将来人口推計等を分析し、今後目指すべき方向性や平成 52 (2040) 年までの人口の将来展望を示すもの。吳市では、平成 28 年 3 月に「吳市人口ビジョン」を策定している。
す	ストック	既に整備されている道路、公園、下水道等の都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設等のこと。
せ	生活バス	交通空白地域・不便地域の解消等を図り、地域の生活を支えるため、市が交通事業者に依頼して運行する乗合バスのこと。
ち	地域おこし協力隊	一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR 等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行なながら、その地域への定住・定着を図る取組を指す。
	地域高規格道路	地域の連携強化と地域間の交流の促進を図り、活力ある地域づくりを推進するため、高規格幹線道路網（高速自動車国道等）と一体となって高速交通体系の充実を図る道路のこと。

名 称		解 説
ち	地域公共交通網形成計画	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画で、市が中心となり、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向け、方針や事業等についてとりまとめた計画のこと。
て	デマンド型交通	デマンドは「要求、要請」の意味で、利用者が電話などで乗車を予約し、乗り場や行き先はエリア内なら希望できる等、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通のこと。
と	特別用途地域	「都市計画法」で規定される地域地区の1つで、用途地域内において、ある一定の地区について、土地利用の増進、環境の保護等を図るため、基本となる用途地域を補完して定めるもの。定める地区的課題や特性に応じて、条例によって、基本となる用途地域の強化や緩和を行う。
	都市機能誘導区域	立地適正化計画で位置付ける区域で、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図ること。
	都市基盤	都市のさまざまな活動を支える最も基本となるもので、道路や鉄道等の交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、公園、ゴミ・汚水等処理施設等を指す。
	都市計画区域	「都市計画法」に基づいて指定される区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。
	都市計画道路	「都市計画法」に基づいて都市計画決定された道路。地域内の円滑で安全な交通の確保、安全な歩行者空間の必要性、防災性の向上等の観点から計画を決定する。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)	一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めた計画のこと。
	都市施設	都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な施設のこと。「都市計画法」では、道路等の交通施設、公園等の公共空地、下水道等の処理施設、河川等の水路、学校等の教育文化施設、病院、市場等が規定される。

名 称		解 説
と	都市の低炭素化	地球温暖化を防止するため、自然が吸収できる量以内に二酸化炭素(CO ₂)等の温室効果ガスの排出を削減する都市施策のこと。
	土砂災害警戒区域等	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、土砂災害から国民の命を守るために、都道府県が指定する土砂災害の恐れのある区域のこと。</p> <p>「土砂災害警戒区域」では、土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備が必要となる。</p> <p>「土砂災害特別計画区域」では、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。</p>
	土地区画整理事業	道路等の都市基盤の整備水準が低い地区について、土地の交換分合を行い、宅地の区画・形状を整え、道路や公園等の公共施設の整備を図り、土地利用を増進する事業のこと。
	土地利用	<p>ある地区的土地を様々な状態や用途及び形態に使い分けること。</p> <p>都市計画制度では、土地の造成や建築行為等に対し、一定の制限を加え、健全な市街地形成を誘導している。</p>
に	日本遺産	<p>地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、地域の活性化を図ることを目的としている。</p> <p>呉市は、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」として、横須賀市、佐世保市、舞鶴市とともに、平成28年に認定されている。</p>
の	乗合タクシー	定員10人以下の自動車により運行する定時定路線型の運行を行う公共交通のこと。
は	パーク＆ライド	自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かう方法をいう。
	バリアフリー化（バリアフリー整備）	施設等の再整備や改良時等において、高齢者や障害者等の移動の妨げとなる物理的な障壁等を取り除き、将来的にはユニバーサルデザインを目指すもの。

名 称		解 説
	非線引き区域	線引き（区域区分）がされている都市計画区域を「線引き都市計画区域」という。（広島圏都市計画区域） 線引きされていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」という。（川尻安浦都市計画区域及び音戸都市計画区域）
ひ	広島県災害復興都市計画マニュアル	大規模災害により都市に甚大な被害を生じた場合に、住民の生活再建や経済・産業活動の再開に向けて、迅速な復興を図るために都市計画上の対応についてとりまとめたもの。被災後から復興まちづくり計画の策定や事業着手までのプロセスなどを示す「広島県災害復興都市計画マニュアル」を平成27年3月に策定している。
ほ	防火地域・準防火地域	市街地の不燃化を図るため、「都市計画法」に基づいて定められる地域。防火地域・準防火地域に指定された地区では、建物の規模により耐火建築物・準耐火建築物としなければならない。
も	ものづくり産業	原材料等を加工することによって製品を生産・提供したり、技術や商品を開発する産業を指す。 特に呉市においては、旧軍用財産の転活用による、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の製造業を中心とした工業技術が集積している。
	モビリティマネジメント	一人ひとりの移動や、まちや地域の交通の在り方を、工夫を重ねながらよりよいものに改善していく取組のこと。
ゆ	ユニバーサルデザイン	文化・言語や国籍等を問わずに、誰もが利用することができる設計（デザイン）のこと。
よ	用途白地	非線引き都市計画区域内で、用途地域が指定されていない区域のこと。
	用途地域	「都市計画法」で規定された地域地区の1つ。都市計画区域内で、市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて12種類の地域に分け、建築基準法と連動して建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加えている。
り	立地適正化計画	「都市再生特別措置法」で位置付けられた計画。都市計画区域内における居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地に関する方針をとりまとめた市町村マスタープランの高度化版のこと。

名 称		解 説
り り	臨港地区	「都市計画法」又は「港湾法」に基づく地域で、港湾における土地利用の計画的な誘導と港湾機能の確保を図るため、港湾施設及び港湾の管理運営に必要な地域として定められた区域のこと。
れ れ	連続立体交差事業	道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消する等都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業のこと。
ろ ろ	6次産業化	雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出等の取組をいう。

地域別構想における地域の課題一覧表

中央	宮原	警固屋	吉浦	天恋	昭和
●都心としての多様な都市機能の集積・誘導とアクセス性の向上	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実
●多様な産業の集積を活かした産業活動の増進とともにぎわいづくり	●防災等を考慮した居住環境の改善	●防災等を考慮した居住環境の改善	●防災等を考慮した居住環境の改善	●防災等を考慮した居住環境の改善	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
●都心としての安全・安心で快適な居住環境の確保	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●交通利便性の維持と充実	●良好な住宅団地の再生
	●良好な眺望景観の保全	●音戸の瀬戸周辺の魅力向上による交流の促進	●産業集積地における生産流通機能の維持・強化	●吳ポートピア/パーク周辺にぎわいの創出	●郷原インターインターチェンジ周辺の生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進
郷原	阿賀	広	仁方	川尻	安浦
●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●副都心として多様な都市機能の集積・誘導	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活サービス機能の充実
●住宅団地の環境と集落環境の維持・保全	●防災等を考慮した居住環境の改善	●副都心としての安全・安心で快適な居住環境の確保	●防災等を考慮した居住環境の改善	●防災等を考慮した居住環境の改善	●良好な居住環境の確保
●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●交通利便性の維持と充実	●副都心へのアクセス性の向上と地域内の交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実
●郷原インターインターチェンジ周辺の生産流通機能の維持・強化と計画的な土地利用の推進	●阿賀マリノボリス地区における生産流通機能の維持・強化と雇用を生む土地利用の推進	●産業集積地における生産流通機能の維持・強化	●産業集積地における生産流通機能の維持・強化	●野呂山の魅力向上による交流の促進	●グリーンピアせとうち等の魅力の向上による交流の促進

音戸	倉橋	下蒲刈	瀬戸内	豊浜	豊
●日常の買い物環境等の生活 サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活 サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活 サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活 サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活 サービス機能の充実	●日常の買い物環境等の生活 サービス機能の充実
●防災等を考慮した居住環境の改善と住宅団地の保全	●防災を考慮した居住環境の維持	●防災を考慮した居住環境の維持	●防災を考慮した居住環境の維持	●防災を考慮した居住環境の維持	●防災を考慮した居住環境の維持
●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実	●地域内外を結ぶ交通体系の充実
●音戸の瀬戸周辺の魅力向上による交流の促進	●瀬戸周辺の魅力向上と農水産物の活用による交流の促進	●歴史的資源等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進	●県民の浜等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進	●農水産物等の地域資源の活用と安芸灘地域の連携による交流の促進	●歴史的な町並みの保全等と安芸灘地域の連携による交流の促進

まちづくりの基本的な方針と地域のまちづくりの方針一覧表

全体構想	中央	宮原	警固屋	吉浦	天祐	昭和
人ど地域のつながりを生む、「自立した拠点」を育てるまちづくり	●多様な都市機能が集積した都心、便利で安全なまちづくり ●安全・安心、都心としての住みたいと思える斜面市街地のまちづくり ●歴史と技の継承、にぎわいと活力のある魅力的なまちづくり	●都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり ●斜面市街地等の安全で安心なまちづくり ●歴史を望む眺望景観の保全と休山と鶴和したまちづくり	●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり ●斜面市街地等の安全で安心なまちづくり ●歴史を望む眺望景観の保全と休山と鶴和したまちづくり	●暮らしの利便性を活かした快適・便利なまちづくり ●既存の産業を発展させるまちづくり ●既存の産業を活かした水流を促進するまちづくり	●都心への近接性を活かした快適・便利で活動に溢れたまちづくり ●家屋が密集した市街地等の安全で安心なまちづくり ●既存の産業を発展させたまちづくり	●交通利便性を活かした安心して住み続けるまちづくり ●安全・安心で住み続けられるまちづくり ●交通利便性を活かした産業発展のまちづくり
住む人の笑顔を生む、「安全と安心」を育てるまちづくり	●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けられるまちづくり ●農地と自然と調和するゆとりと安全のまちづくり	●副都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり ●斜面市街地等の安全で安心なまちづくり	●多様な都市機能が集積した副都心、便利で魅力的なまちづくり ●快適・安全・安心 住みたくなるまちづくり	●副都心への近接性を活かした快適・便利なまちづくり ●家屋が密集した市街地等の安全で安心なまちづくり	●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けるまちづくり ●山と海に包まれた斜面市街地等の安全で安心なまちづくり	●暮らしの利便性の向上による、安心して住み続けるまちづくり ●山と海との調和と安全・安心で住み続けられるまちづくり
にぎわいと活動力を生む、「くれの顔」を育てるまちづくり	●交通利便性を活かした産業発展のまちづくり	●交通利便性を活かした産業発展のまちづくり	●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり ●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり	●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり ●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり	●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり ●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり	●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり ●既存の産業の発展と豊かな自然を活かした交流のまちづくり
島の玄関口としてのまちづくり	●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●自然の恵みを活かした島の玄関口としてのまちづくり	●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●自然の恵み 濑戸の宝を活かしたまちづくり	●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●文化と歴史の伝承と交流によるまちづくり	●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●自然を学ぶ 海洋リゾートによる文化交流のまちづくり	●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●歴史と自然の恵みがつなぐふれあい・交流のまちづくり	●地域がつながり、安心して住み続けられるまちづくり ●山と海 自然と調和するゆとりと安全のまちづくり ●歴史と自然の恵みがつなぐふれあい・交流のまちづくり

策定の経緯

時期	検討内容等
平成 27 年 5 月 8 日	吳都市計画調査委員会 ・吳市都市計画マスタープランの改定について
平成 27 年 5 月 27 日	吳都市計画調査委員会幹事会 ・吳市都市計画マスタープランの改定について ・関連計画等についての調査依頼
平成 27 年 8 月 18 日	吳市都市計画審議会 ・吳市都市計画マスタープランの改定について
平成 27 年 8 月 27 日	吳市議会産業建設委員会へ行政報告 ・吳市都市計画マスタープランの改定について
平成 27 年 8 月 28 日	吳都市計画調査委員会幹事会 ・吳市都市計画マスタープランの改定について ・吳市都市計画マスタープラン全体構想（素案）について (全体構想における基本理念・将来都市構造等について)
平成 27 年 9 月 15 日	第1回吳市都市計画マスタープラン検討委員会 ・吳市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱について ・会長及び副会長の選任について ・検討委員会の運営について ・吳市都市計画マスタープラン全体構想（素案）について
平成 27 年 10 月 2 日	吳市自治会連合会理事会における説明 ・吳市都市計画マスタープランの改定について
平成 27 年 10 月 7 日	吳都市計画調査委員会幹事会 ・吳市都市計画マスタープラン全体構想（素案）に係る修正事項について ・全体構想における分野別のまちづくりの方針について
平成 27 年 10 月 16 日	第2回吳市都市計画マスタープラン検討委員会 ・吳市都市計画マスタープラン全体構想（素案）に係る修正事項について ・全体構想における分野別のまちづくりの方針について
平成 27 年 10 月 20 日	広島県への意見照会 ・吳市都市計画マスタープラン（案）について
平成 27 年 10 月 29 日	吳市議会産業建設委員会へ行政報告 ・吳市都市計画マスタープラン全体構想（案）について
平成 27 年 12 月 2 日	吳市議会産業建設委員会へ意見募集についての情報提供 ・吳市都市計画マスタープラン全体構想（案）に係る意見募集について
平成 27 年 12 月 10 日	くれ市政だより（1月号） ・吳市都市計画マスタープラン全体構想（案）に係る意見募集について
平成 27 年 12 月 21 日から 平成 27 年 1 月 29 日まで (40日間)	吳市都市計画マスタープラン全体構想（案）に対する意見募集 【公募結果】意見者：10名 意見の数：13件 (案に対する意見) 都市のぎわい、観光、空き家の活用、幹線道路等に関する意見
平成 28 年 1 月 28 日	都市計画マスタープランに係る産業建設委員会の意見について (案に対する意見) 将来都市構造、計画の実現性等に関する意見
平成 28 年 2 月 19 日	吳都市計画調査委員会幹事会 ・吳市都市計画マスタープラン全体構想（案）に係る修正内容の確認について
平成 28 年 3 月 4 日	第3回吳市都市計画マスタープラン検討委員会 ・吳市都市計画マスタープラン全体構想（案）について

時期	検討内容等
平成28年4月22日	呉市都市計画審議会へ報告 ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）について
平成28年6月2日	呉市議会産業建設委員会へ行政報告 ・意見募集の結果について ・呉市都市計画マスタープラン全体構想（案）について
平成28年6月28日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）に係る確認について
平成28年7月1日	呉市自治会連合会における説明 ・地域説明会の開催案内と協力の依頼について
平成28年7月10日発行	くれ市政だより（8月号） ・地域説明会の開催について掲載
平成28年7月21日	第4回呉市都市計画マスタープラン検討委員会 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）について
平成28年7月22日から 平成28年9月12日まで	都市づくりの説明会（地域説明会）の開催 ・市内18地域における都市づくりの方針説明会を開催 (参加延べ人数：289人)
平成28年8月17日	広島県への意見照会 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）について
平成28年9月16日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・地域説明会について（報告） ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について
平成28年10月11日	呉市都市計画審議会へ報告 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（素案）について
平成28年10月18日	第5回呉市都市計画マスタープラン検討委員会 ・地域説明会について（報告） ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について ・まちづくりの推進方策について
平成28年11月25日	呉市議会産業建設委員会へ行政報告 ・呉市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について
平成28年12月6日	呉都市計画調査委員会幹事会 ・呉市都市計画マスタープラン（案）について
平成28年12月6日	呉都市計画調査委員会 ・呉市都市計画マスタープラン（案）について
平成29年1月19日	第6回呉市都市計画マスタープラン検討委員会 ・呉市都市計画マスタープラン（案）について
平成29年2月1日	呉市都市計画審議会へ諮詢、答申 ・呉市都市計画マスタープランの改定について
平成29年3月3日	呉市議会産業建設委員会へ行政報告 ・呉市都市計画マスタープランの改定について

呉市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

呉市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の作成に際して、広く学識経験者の意見を聴くため、呉市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) 都市計画マスタープラン策定のための調査・研究に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 会長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事項が終了するときまでとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年6月5日から実施する。
- 2 この要綱は、都市計画マスタープランを策定した日に、その効力を失う。

呉市都市計画マスタートップラン検討委員会委員名簿

◎会長 ○副会長

(順不同敬称略)

団体・機関役職名	氏 名
◎広島文化学園大学大学院社会情報研究科長	今 田 寛 典
呉工業高等専門学校准教授	山 岡 俊 一
比治山大学教授	山 田 知 子
中国地方総合研究センター経済・社会システムユニット グループリーダー、主席研究員 広島大学大学院社会科学研究科客員教授	柴 田 浩 喜
呉市都市計画審議会会长（呉工業高等専門学校教授）	篠 部 裕
呉市都市計画審議会副会長（呉市議会議員）	池庄 司 孝 臣 (平成28年6月24日まで) 片 岡 慶 行 (平成28年10月11日から)
○（前）呉商工会議所副会頭	鷹尾伏 虹 (平成28年10月31日まで副会頭)
呉市自治会連合会副会長	神 田 晃 典
呉市女性連合会会長	松 本 桂 子 (平成28年6月9日まで)
呉市女性連合会副会長	佐 藤 光 子 (平成28年6月10日から)
呉市身体障害者福祉協会会長	神 立 炳 三
国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長	逢 坂 謙 志
広島県西部農林水産事務所呉農林事業所長	植 田 俊 彦
広島県西部建設事務所呉支所長	幸 野 潔

○呉都市計画調査委員会設置要綱

都市計画課

(設置)

第1条 呉都市計画について関係部局相互の連絡調整を図るとともに、その基本方針その他重要な事項について協議するため、呉都市計画調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

　総務部長、企画部長、財務部長、市民部長、文化スポーツ部長、福祉保健部長、環境部長、産業部長、都市部長、土木部長、消防局副局長、上下水道局建設部長

2 委員会に会長を置き、会長は、都市部長をもって充てる。会長に事故のあるときはあらかじめ指定した者が代行する。

(委員会)

第3条 委員会は、会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第4条 委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

3 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

　都市部副部長、総務課長、危機管理課長、企画課長、財政課長、管財課長、資産税課長、地域協働課長、文化振興課長、福祉保健課長、環境政策課長、商工振興課長、港湾漁港課長、農林水産課長、都市計画課長、交通政策課長、建築指導課長、住宅政策課長、区画整理課長、土木維持課長、土木整備課長、消防局予防課長、上下水道局建設部計画課長、上下水道局水道建設課長、上下水道局下水建設課長、農業委員会事務局次長及び会長が必要と認める課長

4 幹事会に代表幹事を置き、代表幹事は都市部副部長をもって充てる。

5 代表幹事は、幹事会を統括し、幹事会を招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和58年9月13日から実施する。

改正 平成 3年 11月 22日

平成 4年 4月 1日

平成 9年 4月 1日

平成 9年 5月 1日

平成 11年 4月 1日

平成 13年 4月 1日

平成 21年 4月 1日

平成 24年 4月 1日

平成 25年 4月 1日

平成 27年 4月 1日



呉市都市部都市計画課
平成29年●月